令和４年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

一時預かり事業の
実施状況に関する調査研究
報告書

令和5（2023）年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

■目次■

第１章 調査概要 1
Ⅰ　調査目的 1
ⅠⅠ　調査概要 1
１．市区町村アンケート調査 1
２．事業所アンケート調査 1
３．有識者ヒアリング調査 1
４．ヒアリング調査 2
ⅠⅠⅠ　実施体制 3
１．研究員体制 3
２．オブザーバー 3
第２章 調査全体のまとめ：一時預かり事業における多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援について 4
１．一時預かり事業に対する利用ニーズ及び利用状況 4
２．一時預かり事業の運営上の課題 5
３．一時預かり事業の課題解消のための工夫・取組の好事例 6
４．多様なニーズを抱えた保護者・子どもの預かりを促進するため、国や自治体に求める支援等 7
第３章 市区町村アンケート調査結果 9
Ⅰ　調査の概要 9
１．調査目的 9
２．調査対象 9
３．調査実施方法 9
４．調査実施時期 9
５．回収状況 9
６．統計利用上の注意 9
ⅠⅠ　アンケート調査結果 10
１．都道府県別回収状況について 10
２．市区町村における一時預かり事業の整備状況等 11
３．一時預かり事業の実施状況 17
４．一時預かり事業所への支援の状況等 48
５．今後、一時預かり事業について重視する取組 59
第４章 事業所アンケート調査結果 62
Ⅰ　調査の概要 62
１．調査目的 62
２．調査対象 62
３．調査実施方法 62
４．調査実施時期 62

５．回収状況 62
６．統計利用上の注意 62
II　アンケート調査結果 63
１．一時預かり事業の概要 63
２．一時預かり事業の利用方法について 90
３．一時預かり事業の利用者の状況について 104
４．一時預かり事業の運営上の工夫・課題について 117
第５章 ヒアリング調査の結果（一時預かり事業における多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援等に関する取組事例集） 136
資料編
・アンケート調査票（２種類）

第１章　調査概要

Ⅰ　調査目的

少子化社会の進展、核家族化、地域のつながりの希薄化等により、都市部ばかりか地方においても、特に保育所等を利用していない０～２歳児を中心として、いわゆる「未就園児」を養育する家庭が孤立し、地域の中で「孤育て」を強いられているケースが指摘されており、こうした家庭を対象とした地域の子育て家庭等への支援の必要性が高まっている。

特に、一時預かり事業については、令和３年 12 月 20 日にとりまとめられた「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」の報告書において、多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援を進めるために、一時預かり事業の利用促進やより効果的な支援を行うための在り方についての検討が提言されるなど、地域全体で子育て家庭を支えていく際に大きな役割を果たすことが期待されている。

こうしたことから、一時預かり事業の取組状況を把握するとともに、子育て家庭への支援として一時預かり事業を積極的に実施している事例を収集し、好事例集を作成することを目的とする。

II　調査概要

１．市区町村アンケート調査

全国の市区町村における、一時預かり事業の実施状況や、一時預かり事業所への支援・事業実施にあたっての課題等を把握し、今後の一時預かり事業の利用促進や子育て家庭へのより効果的な支援に向けた検討に資する基礎資料とすることを目的として実施した。

調査概要の詳細については、9 ページ参照のこと。

２．事業所アンケート調査

全国の一時預かり事業実施事業所における事業内容や、多様なニーズを抱える保護者・子どもへの支援、一時預かり事業の運営上の工夫・利用促進にあたっての課題等を把握し、今後の一時預かり事業の利用促進や子育て家庭へのより効果的な支援に向けた検討に資する基礎資料とすることを目的として実施した。

調査概要の詳細については、62 ページ参照のこと。

３．有識者ヒアリング調査

（１）調査目的

調査の企画や実施方法、調査結果の解釈等についてご意見をいただくため、一時預かり事業に関する有識者に対してヒアリング調査を実施した。

（２）調査対象

- 大妻女子大学　家政学部　児童学科　児童学専攻　准教授　石井章仁氏
- 社会福祉法人あゆみ福祉会　理事長　太田嶋信之氏
- 社会福祉法人二葉保育園　二葉南元保育園　園長　町田とし江氏
- 東京都品川児童相談所　児童福祉担当課長代理　佐藤剛氏

４．ヒアリング調査

（１）事業所ヒアリング

①調査目的

子育て家庭の一時預かり事業の利用の促進に資する取組や、子どもの成長を支えるとともに保護者の子育てに寄り添った支援等、一時預かり事業を積極的に実施している事例を収集し、好事例集を作成するため、一時預かり事業所を対象としたヒアリング調査を実施した。事業所の選定にあたっては、アンケートへの回答があった事業所や有識者から紹介を受けた事業所の中から、取組内容や運営主体、地域性等を考慮して選定した。

②調査対象

No.	自治体	事業所名	運営法人
1	秋田県北秋田市	北秋田市子育てサポートハウスわんぱぁく	社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会
2	山形県酒田市	もとたて（本楯）保育園	社会福祉法人本楯たちばな会
3	千葉県松戸市	松戸市立新松戸中央保育所	松戸市（直営）
4	東京都港区	港区子育てひろば あっぴぃ港南四丁目	ライフサポート株式会社
5	東京都世田谷区	きぬたまの家（うち）	特定非営利活動法人 砧・多摩川あそび村
6	神奈川県横浜市	ピッピ保育園 ここ・はっぴぃ	特定非営利活動法人 ピッピ・親子サポートネット
7	神奈川県横浜市	ひだまりの保育園	特定非営利活動法人 鶴見保育の会
8	神奈川県横須賀市	sukasuka-nursery （すかすかなーさりー）	一般社団法人 sukasuka-ippo
9	大阪府枚方市	さだ保育園	社会福祉法人めぐみ会
10	広島県福山市	認定こども園　赤坂未来園	社会福祉法人八葉会

③調査実施時期

令和４年８月～令和５年３月

（２）市区町村ヒアリング

①調査目的

アンケート調査設計や分析の参考とするため、一時預かり事業を実施している市区町村を対象としたヒアリング調査を実施した。市区町村の選定にあたっては、管内で実施されている一時預かり事業の類型や、保育ニーズの動向等を考慮して選定した。

②調査対象

- 千葉県千葉市
- 大阪府枚方市

③調査実施時期

令和４年８月～10 月

III 実施体制

１．研究員体制

氏名	現職
尾島　有美	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング　共生・社会政策部　主任研究員
鈴木　陽子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング　共生・社会政策部　主任研究員
野田　鈴子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング　共生・社会政策部　副主任研究員
横幕　朋子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング　共生・社会政策部　研究員

２．オブザーバー

（敬称略）

氏名	現職
國松　弘平	厚生労働省　子ども家庭局　保育課　課長補佐
出口　貴史	厚生労働省　子ども家庭局　保育課　課長補佐

第２章　調査全体のまとめ：一時預かり事業における多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援について

本調査研究では、一時預かり事業における多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援の在り方について検討することを目的として、一時預かり事業所及び市区町村に対してアンケート調査を実施し、事業の実施状況や課題・工夫等の把握を行うとともに、一時預かり事業に積極的に取り組む好事例の収集を行った。

本章では、調査結果のポイントをまとめ、一時預かり事業に対して必要な支援策等について提言を行う。

１．一時預かり事業に対する利用ニーズ及び利用状況

事業所アンケートの結果から、一時預かり事業において、多様なニーズを抱えた保護者・子どもの受け入れ状況をみると、近年特に利用が増えている家庭として「共働きの家庭」（51.0%）がもっとも多く挙げられた。保育所へ入所を申し込んだが待機児童となった子ども・家庭の受け皿としても、一時預かり事業が一定程度利用されていることがわかる。次いで、「保護者に疲れが見える家庭」（42.2%）、「保護者が身近に子育ての相談できる相手がいない家庭」（34.7%）、「育児不安を抱えている家庭」（34.2%）が上位に挙げられており、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等により、自身の親・親族等を含めて身近に頼れる人がおらず、育児についての負担感・不安感や、悩みを抱える保護者の利用が増えていることがうかがえる。（図表 146）

また、近年個別の支援や配慮の必要性が増している子どもについて同じく事業所アンケートの結果をみると、「発達について特別な支援を必要としている子ども」（38.6%）、「慢性疾患がある子ども」（23.5%）、「ひとり親家庭」（14.4%）などが上位に挙げられた。特に、年間延べ利用者数が 1,500 人以上の事業所では、「発達について特別な支援を必要としている子ども」が７割強、「慢性疾患がある子ども」が４割強、「知的障害のある子ども」が３割強など、全般的に割合が高くなっており、利用者が多くなるほど、個別の支援や配慮が必要な子どもの預かりも増えていることがうかがえる。（図表 148、図表 149）

次に、利用者の主な利用目的を定期利用[1]・定期利用以外の別にみると、定期利用では「保護者等の就労」（80.8%）がもっとも割合が高く、次いで「保護者等の疾病、出産・けが等」（42.8%）、「育児に伴う保護者等の心身負担の解消」（32.4%）となっていた。定期利用以外では、「保護者等の疾病、出産・けが等」（59.6%）、「育児に伴う保護者等の心身負担の解消」（58.4%）、「保護者等の就労」（53.4%）が上位に挙げられた。主な利用目的として定期利用では「保護者等の就労」の割合が高い一方、定期利用以外では「保護者等の疾病、出産・けが等」「育児に伴う保護者等の心身負担の解消」の割合が比較的高く、利用形態により違いがみられる。なかでも、「育児に伴う保護者等の心身負担の解消」については、定期利用以外では 58.4%、定期利用では 32.4%と 26.0 ポイントの差がみられた。定期利用・定期利用以外の双方を実施している事業所では、利用形態

[1] 本調査では、定期利用を「常態的に（１か月以上にわたり）、週１日以上、一時預かりを利用している児童」と定義し、事業所の呼称にかかわらず実態に応じて回答してもらった。定期利用を実施している事業所は 52.2%と、全体の約半数であった。

ごとに定員や利用要件を設定しているケースもあり（定期利用以外はさらに、緊急時とそれ以外の形態に分かれることもある）、この結果は利用者ニーズがそのまま反映されているわけではないが、現状、定期利用は就労による利用が中心で、保護者のリフレッシュやレスパイト等の利用は、定期利用以外が中心となっていることがわかる。逆に言うと、定期利用では就労が中心となっているため、保護者のリフレッシュやレスパイト等で定期的な利用を希望していても、利用要件に設定がない、空きがないなどで、十分利用できていないことも考えられる。（図表 144）

一時預かり事業所において支援が必要と思われる家庭を把握するために行っている工夫としては、「事前の個別面談にて保護者から家庭や子育ての状況について聞き取る」（78.1%）、「預かる当日の保護者とのやり取りにて家庭や子育ての状況について聞き取る」（56.5%）、「市区町村の関係部局やその他関係機関と情報を共有する」（27.9%）が上位に挙げられた。先述のように、一時預かり事業の利用ニーズが多様化する中、事前面談や送迎時の保護者とのやりとりを通じて支援の必要性を見極めたり、市区町村の関係部局やその他機関とも連携を図って必要な支援につないでいる事業所が一定程度あることがわかる。ただし、「市区町村の関係部局やその他関係機関と情報を共有する」の項目を運営法人別にみたところ、直営、社会福祉協議会、特定非営利活動法人では実施率が約４～５割にのぼるが、社会福祉法人、株式会社、学校法人等では同２割程度にとどまっており、運営形態により、市区町村との連携や情報共有のしやすさに差が生じている可能性が指摘できる。（図表 150、図表 151）

２．一時預かり事業の運営上の課題

次に、一時預かり事業の運営上の課題について、同じく事業所アンケートの結果を確認したい。まず、適切な利用者数の確保や受付方法に関する課題では、「定員以上の申込みがあり、断らざるをえない」（26.9%）、「０歳児等の低年齢児の預かりが増え、定員分預かることが難しい」（26.1%）、「配慮を要する子どもの預かりが増え、定員分預かることが難しい」（19.9%）などが上位に挙げられた。個別の配慮が必要な子どもや低年齢児を預かる際に、職員を手厚く配置したりするなどで、預かることができる人数が定員より少なくなっているケースがあることがわかる。

また、利用者数の確保に関しては、「定員以上の申込があり、断らざるをえない」という事業所が３割弱みられる一方、「利用者数が量の見込みを下回っている」という事業所も２割弱みられ、一時預かりの需要と供給のバランスに苦労している事業所が多い。定員を超過して申込がある事業所と、見込みより申込が少ない事業所が生じている背景には、地域における待機児童の解消状況や、事業所周辺における一時預かり事業所の整備状況等も影響していると思われる。また、ヒアリング調査では、０歳児などの低年齢児の預かりを行っている事業所や障害のある子どもを預かる事業所が少ないため、実施している事業所に利用申込が集中してしまう、といった声も聞かれた。（図表 158）

職員の体制整備や業務負担、資質向上に関する課題では、「利用者数に応じた職員配置など、調整の負担が大きい」（36.4%）、「職員を十分に配置するための費用に対して補助金額が不足している」（25.0%）、「電話対応や利用料徴収などの事務負担が大きい」（21.5%）などが上位に挙げられた。年間延べ利用者数が 900 人以上の事業所では、「電話対応や利用料徴収などの事務負担が大き

い」を挙げる割合が４割強と、全体より約 20 ポイント高く、予約の受付や事務対応の業務負担が大きくなっていることがうかがえた。（図表 160、図表 161）

そのほか、運営上の課題としては、「専用室の確保が難しい」（26.4％）も比較的多くあげられた。（図表 162）

３．一時預かり事業の課題解消のための工夫・取組の好事例

ここまで、一時預かり事業に対する利用ニーズや一時預かり事業の課題をみてきたが、ヒアリング調査では、こうした課題解消等のための工夫・取組や、利用ニーズの多様化に対応している好事例を収集した。収集した事例の取組内容は、大きく、「ニーズに応じた利用促進の工夫」、「職員の資質向上に関する取組」、「多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援」の３つに分類することができる。

一点目について、ニーズに応じた利用促進の工夫としては、「併設している地域子育て支援拠点で気になる保護者がいた場合、世間話など何気ない会話を通じてストレスを抱えていないか把握し、必要であれば一時預かり事業を紹介」（事例１/北秋田市子育てサポートハウスわんぱぁく）、「イベントや短時間の一時預かり事業の利用を保護者に促し、リフレッシュ目的での利用における心理的なハードルを下げる」（事例４/港区子育てひろば　あっぴぃ港南四丁目）、「同じ空間で実施している地域子育て支援拠点の利用から一時預かり事業の利用へつなげる」（事例５/きぬたまの家）、「０歳児預かりの需要の増加を受けて預かり枠を拡大し、多様化する子育て家庭のニーズに合わせて職員の加配も実施」（事例６/ピッピ保育園、ここ・はっぴぃ）といった取組がみられた。

二点目の職員の資質向上に関しては、「一時預かり事業を実施している公立保育所間で２か月に１回、定期的に情報交換会を開催し、現場の課題を市の担当課へ共有」（事例３/松戸市立新松戸中央保育所）、「経験豊富な職員による支援と対応のマニュアル化により、保護者に寄り添った支援を実現」（事例４/港区子育てひろば　あっぴぃ港南四丁目）、「法人内で一時預かりに関する研修を実施し、職員全体の一時預かりに対する理解を増進」（事例６/ピッピ保育園、ここ・はっぴぃ）、「職員のスキル向上のため年２回程度、法人が実施する障害理解や障害児保育に関する研修を受講」（事例８/sukasuka-nursery）などの取組がみられた。

また、三点目の、多様なニーズを抱える保護者・子どもへの支援としては、「外部の作業療法士による月に２～３回の訪問により（保育所と一時預かり事業共通）、発達面に対して専門職の視点からの助言を得る」（事例２/本楯保育園）、「子どもの発達に心配な点がみられ子育ての不安感が強い保護者や、自閉傾向がある子どもなど、支援の必要性が高い家庭・子どもを受け入れ、定期利用等により安定した支援を提供」（事例３/松戸市立新松戸中央保育所）、「他の地域子育て支援拠点を含め、他機関と必要に応じて利用者情報を共有しながら、多角的な視点をもって支援する」（事例５/きぬたまの家）、「きょうだいの療育中の預かりや、入園・入所前の慣らし保育など、保護者の就労等の理由以外でも家庭のニーズに応じて定期的な利用を受け入れ」（事例７/ひだまりの保育園）、「育児不安が強い保護者が育てにくさのある子、虐待の疑いのある子の受け入れなど、多様なニーズを抱える子の一時預かりも実施。市の療育相談センターをはじめとして、様々な機関と連携して利用者を支援」（事例８/sukasuka-nursery）、「市の保健師と連携し、育児不安の大きい保護者に向けた育児相談会を実施。一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業の利用のきっか

けに」（事例９/さだ保育園）、「民生委員との活溌な情報共有を通じて、地域で困難を抱えている家庭に対し、一時預かり事業から保育所利用につなげる支援等を実施」（事例 10/認定こども園　赤坂未来園）など、多くの取組がみられた。

紹介した各事例の詳細や一時預かり事業における具体的な工夫等については、第５章の事例集を参照いただきたい。

４．多様なニーズを抱えた保護者・子どもの預かりを促進するため、国や自治体に求める支援等

さいごに、多様なニーズを抱えた保護者・子どもの預かりを促進するため、今後の一時預かり事業に対して国や自治体に求められる支援策等について、３点提言を行いたい。

■一時預かり事業の補助の在り方や職員の処遇改善等、経営面の支援策の検討

国や自治体に求める支援として、事業所アンケートの結果をみると、「保育士の処遇改善のための独自の補助制度の設置」（36.4%）、「一時預かりに特化した研修機会の提供」（27.9%）、「事業所への賃借料補助以外の補助金の上乗せ」（19.8%）、「子育て支援に関する研修機会の提供」（19.6%）などが上位に挙げられた。特に、社会福祉協議会、社会福祉法人、株式会社、学校法人、特定非営利活動法人等では、直営と比べて「事業所への賃借料補助以外の補助金の上乗せ」「保育士の処遇改善のための独自の補助制度の設置」「研修受講等、職員のキャリア形成支援のための独自の補助制度の設置」など、何らかの補助・支援を求める割合が高くなっている。（図表 163、図表 164）

一時預かり事業の補助の在り方の見直しや、職員の処遇改善のための補助の必要性等に関しては、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「一時預かり事業の運営状況等に関する調査」（平成 31 年３月）においても指摘されているが、今回の調査でも多くの意見が寄せられた。特に本調査のテーマである、多様なニーズを抱えた保護者・子どもへ支援という観点では、個別の配慮が必要な子どもや０歳児などの低年齢児を積極的に受け入れるために、一対一など基準以上の職員配置が必要になることも少なくない。また、毎日違う子どもを預かる一時預かり事業は異年齢児保育やアレルギーの把握等をはじめ保育業務が難しく、経験豊富な保育士を多く採用・配置している事業所も多いが、こうした対応を行えば行うほど補助金の範囲で人件費を賄うことが困難となる。

ヒアリング調査でも、「発達の面で心配がある子どもでも医療機関等で診断がついているケースはむしろ限定的であり、障害児加算等の要件に該当しない場合、職員の加配に必要な人件費は事業所の持ち出しとなる。そのため、積極的に受け入れを行うほど経営的には苦しい。」といった声が聞かれた。特に私立の一時預かり事業所ほど経営への影響は切実であり、今後多様なニーズを抱えた保護者・子どもの預かりを促進するためには、一時預かり事業の補助の在り方や職員の処遇改善等を含めた支援策の検討が求められる。

■一時預かり事業に特化した研修等を通じた、職員の資質向上に向けた支援

前項で述べたように、事業所アンケートでは国や自治体に求める支援として、職員の資質向上に向けた研修機会の提供も比較的多く挙げられた。保育の質の向上のため、研修への参加を通じ

て職員の資質向上を図っていくことは、多様なニーズを抱えた保護者・子どもへ支援という観点でも非常に重要である。

また、現状、一時預かり事業に特化した内容について「施設内研修の実施」（20.3%）や「自治体が主催する研修の受講促進」（18.9%）に取り組んでいる事業所はいずれも２割前後にとどまるが、年間延べ利用者数が少ない事業所ほど、そうした研修や職員の資質向上について「特に取組は行っていない」とする割合が高かった。（図表 154～図表 155）

今回収集した事例でも、配慮を必要とする保護者・子どもへの対応や、障害児保育に対する理解を深めるための研修など、専門的知識を学ぶ機会を設けている事例がみられたが、いずれも法人として多角的な子育て支援事業を実施しているケースであった。今後特に、延べ利用者数が少ない一時預かり事業所に対して、研修の受講促進等による資質向上の支援を行っていくことが求められる。

■一時預かり事業の実態把握や意義についての市区町村の理解促進

さいごに、一時預かり事業の実態把握や意義についての市区町村の理解促進を挙げたい。市区町村アンケートの結果をみると、近年一時預かり事業の利用が増えている家庭について「わからない、把握していない」との回答は４割弱、同じく近年個別の支援や配慮の必要性が増している子どもや家庭についても、「わからない、把握していない」との回答が半数弱みられた。例えば事業所アンケートでみられた、育児疲れがみられる保護者や育児不安が強い保護者の受け入れが増えていることや、発達について特別な支援を必要としている子どもが増えていることなど、管内における一時預かり事業の利用の実態を把握できていない市区町村も少なからずあることがわかる。（図表 56、図表 57）

さらに、一時預かり事業の課題についても「わからない、把握していない」との回答が２～３割程度みられ、市区町村における一時預かり事業所への支援等も、「特にない」との回答が６割にのぼった。もとより一時預かり事業が地域でどのように利用されていて、どのような課題を抱えているのかを把握・理解していなければ、市区町村から対象となる子ども・家庭へ適切な支援を行うことは難しいと考えられる。市区町村アンケートの自由記述をみると、一時預かり事業の課題解決に向けた独自の工夫や今後の一時預かり事業において重要な取組について充実した記載がみられるものもあり、全ての市区町村がそうした状況にあるわけではないが、全体としては市区町村における実態把握に課題がみられる状況といえる。（図表 59～図表 62、図表 63～図表 64）

一時預かり事業の実際の事業の運営は、もちろん私立の一時預かり事業所が主体である場合もあるが、利用者への周知を通じた利用促進や、心配な子ども・家庭を児童相談所や児童発達支援センター等、関係機関や専門職へつなぐなど、一時預かり事業への支援において市区町村が果たす役割は大きいといえる。例えば一時預かり事業所の担当者が集まる情報交換会を定期的に開催し、現場の課題や意見を市区町村の担当者へ伝えるなど、市区町村と管内の一時預かり事業所の間で、事業の実施状況や現場の課題を共有する機会を設けることも有効と考えられる。今回収集した好事例をみても、多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援を促進していくためには、事業所単独の取組だけでは到底難しく、関係機関との連携や市区町村の理解、協力が不可欠であることがわかる。一時預かり事業の意義や地域の子育て支援において担っている役割等について、今後、市区町村の一層の理解促進を図っていくことが必要である。

第３章　市区町村アンケート調査結果

Ⅰ　調査の概要

１．調査目的

全国の市区町村における、一時預かり事業の実施状況や、一時預かり事業所への支援・事業実施にあたっての課題等を把握し、今後の一時預かり事業の利用促進や子育て家庭へのより効果的な支援に向けた検討に資する基礎資料とすることを目的として実施した。

２．調査対象

全国の市区町村　1,741 件（東京 23 区を含む）

３．調査実施方法

調査依頼は、厚生労働省より都道府県を経由し、各市区町村にメールにて案内した。

回答にあたっては Web アンケート画面を構築し、原則 Web での回答を依頼。Web 回答が難しい場合は、電子ファイルでの回答を受け付けた。

４．調査実施時期

令和４年 10 月 20 日（木）～11 月 21 日（月）

５．回収状況

有効回収数：959 件

有効回収率：55.1％

６．統計利用上の注意

構成比の数値は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、個々の集計値の合計は必ずしも100％とならない場合がある。

II　アンケート調査結果

１．都道府県別回収状況について

都道府県別に市区町村アンケートの回収状況をみると、「佐賀県」が 85.0%でもっとも割合が高く、次いで「愛媛県」が 80.0%、「徳島県」が 79.2%となっている。

図表 1　都道府県別回収状況：単数回答（F1）

		市町村数	回答数	回収率
1	北海道	179	101	56.4
2	青森県	40	27	67.5
3	岩手県	33	19	57.6
4	宮城県	35	24	68.6
5	秋田県	25	17	68.0
6	山形県	35	25	71.4
7	福島県	59	20	33.9
8	茨城県	44	28	63.6
9	栃木県	25	19	76.0
10	群馬県	35	19	54.3
11	埼玉県	63	44	69.8
12	千葉県	54	26	48.1
13	東京都	62	45	72.6
14	神奈川県	33	21	63.6
15	新潟県	30	17	56.7
16	富山県	15	9	60.0
17	石川県	19	12	63.2
18	福井県	17	11	64.7
19	山梨県	27	10	37.0
20	長野県	77	40	51.9
21	岐阜県	42	29	69.0
22	静岡県	35	22	62.9
23	愛知県	54	41	75.9
24	三重県	29	12	41.4
25	滋賀県	19	8	42.1
26	京都府	26	14	53.8
27	大阪府	43	24	55.8
28	兵庫県	41	23	56.1
29	奈良県	39	9	23.1
30	和歌山県	30	10	33.3
31	鳥取県	19	12	63.2
32	島根県	19	10	52.6
33	岡山県	27	12	44.4
34	広島県	23	10	43.5
35	山口県	19	10	52.6
36	徳島県	24	19	79.2
37	香川県	17	12	70.6
38	愛媛県	20	16	80.0
39	高知県	34	11	32.4
40	福岡県	60	25	41.7
41	佐賀県	20	17	85.0
42	長崎県	21	12	57.1
43	熊本県	45	0	0.0
44	大分県	18	4	22.2
45	宮崎県	26	13	50.0
46	鹿児島県	43	26	60.5
47	沖縄県	41	16	39.0
	無回答		8	

２．市区町村における一時預かり事業の整備状況等

（１）一時預かり事業の整備状況

一時預かり事業の整備状況をみると、一般型の割合が高く、公立が 58.5%、私立が 65.1%となっている。余裕活用型は、公立が 8.4%、私立が 15.2%である。地域密着Ⅱ型を整備しているところはほとんど見られず、１%前後となっている。

図表 2　一時預かり事業の整備状況:単数回答（Q1）n=959

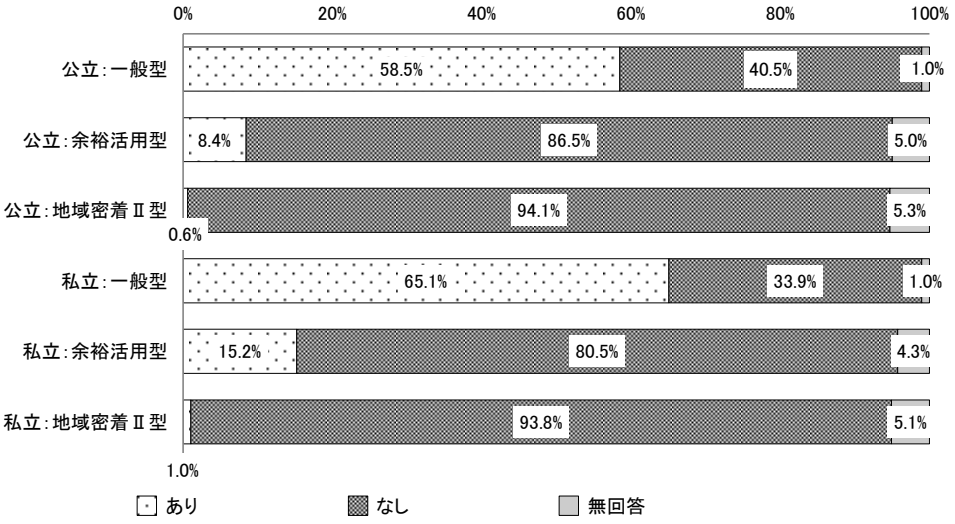

一時預かり事業所の設置状況を公立・私立に分けてみると、「公立＋私立」（公立も私立も設置している）が 42.4%、「公立のみ」が 20.8%、「私立のみ」が 25.4%、「いずれもなし」が 11.3%となっている。

図表 3　公立・私立別の事業所設置状況:単数回答（Q1）n=959

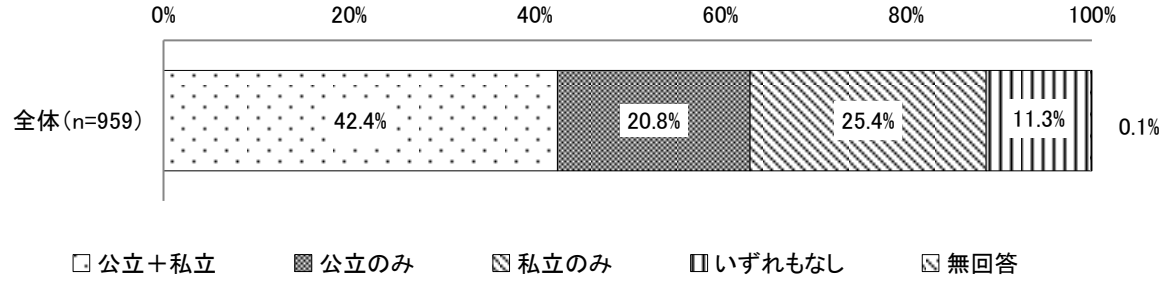

事業所種類の組み合わせ別に設置状況をみると、「公立：一般型＋私立：一般型」が 28.3%でもっとも割合が高く、次いで「私立のみ：一般型」が 21.6%、「公立のみ：一般型」が 17.7%となっている。

図表 4　公立・私立別の事業所設置状況:単数回答（Q1）n=959

	n	%
公立：一般型＋私立：一般型	271	28.3
私立のみ：一般型	207	21.6
公立のみ：一般型	170	17.7
公立：一般型＋私立：一般型＋私立：余裕活用型	61	6.4
私立：一般型＋私立：余裕活用型	29	3.0
公立のみ：余裕活用型	16	1.7
公立：余裕活用型＋私立：一般型＋私立：余裕活用型	15	1.6
公立：一般型＋私立：余裕活用型	13	1.4
公立：一般型＋公立：余裕活用型	12	1.3
公立：一般型＋公立：余裕活用型＋私立：一般型	12	1.3
公立：一般型＋公立：余裕活用型＋私立：一般型＋私立：余裕活用型	10	1.0
公立：一般型＋私立：一般型＋私立：地域密着Ⅱ型	6	0.6
公立：余裕活用型＋私立：一般型	6	0.6
私立のみ：余裕活用型	6	0.6
公立：余裕活用型＋私立：余裕活用型	5	0.5
公立：一般型＋公立：余裕活用型＋私立：余裕活用型	2	0.2
公立：一般型＋公立：余裕活用型＋公立：地域密着Ⅱ型＋私立：一般型＋私立：余裕活用型	1	0.1
公立：一般型＋公立：余裕活用型＋公立：地域密着Ⅱ型＋私立：一般型＋私立：余裕活用型＋私立：地域密着Ⅱ型	1	0.1
公立：一般型＋公立：地域密着Ⅱ型＋私立：一般型	1	0.1
公立：一般型＋公立：地域密着Ⅱ型＋私立：一般型＋私立：余裕活用型	1	0.1
公立：余裕活用型＋私立：一般型＋私立：余裕活用型＋私立：地域密着Ⅱ型	1	0.1
公立のみ：地域密着Ⅱ型	1	0.1
公立：地域密着Ⅱ型＋私立：一般型	1	0.1
私立：一般型＋私立：余裕活用型＋私立：地域密着Ⅱ型	1	0.1
私立のみ：地域密着Ⅱ型	1	0.1
いずれもなし	108	11.3
無回答	1	0.1
合計	959	100.0

以下では、一時預かり事業（「一般型」「余裕活用型」「地域密着Ⅱ型」）を実施している市区町村に対して、管内における整備状況及び事業の実施状況、一時預かり事業所への支援の状況等について整理を行った。以降は、一時預かり事業（「一般型」「余裕活用型」「地域密着Ⅱ型」）を実施している市区町村を対象に集計を行っている。

（２）一時預かり事業の事業所数

市区町村あたりの一時預かり事業の事業所数の平均値をみると、①一般型の公立は 3.0 か所、私立は 10.7 か所、②余裕活用型の公立は 4.6 か所、私立は 6.9 か所、③地域密着Ⅱ型の公立は 1.8 か所、私立は 1.3 か所となっている。

図表 5　市区町村あたりの一時預かり事業の事業所数（平均値）：単数回答（Q1）

	事業所数：平均値	
	公立	私立
①一般型	3.0 か所（n=549）	10.7 か所（n=611）
②余裕活用型	4.6 か所（n=77）	6.9 か所（n=143）
③地域密着Ⅱ型	1.8 か所（n=6）	1.3 か所（n=10）

また、一時預かり事業全体（一般型、余裕活用型、地域密着Ⅱ型）でみると、事業所数の平均値は市区町村あたり 11.5 か所となっている。

分布でみると、「１～２か所」が 31.8%、「３～５か所」が 23.2%、「６～10 か所」が 17.8%、「11～20 か所」が 14.1%、「21 か所以上」が 10.9%となっている。

図表 6　市区町村あたりの一時預かり事業全体の事業所数：数値回答（Q1）

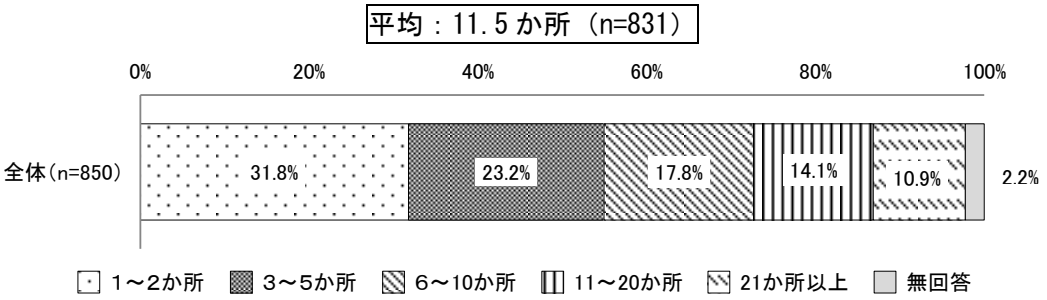

（３）総利用定員数

市区町村あたりの一時預かり事業の総利用定員数の平均値をみると、①一般型の公立は 20.4 人、私立は 65.2 人、②余裕活用型の公立は 23.5 人、私立は 16.0 人、③地域密着Ⅱ型の公立は 10.3 人、私立は 6.3 人となっている。

図表 7　一時預かり事業全体の総利用定員数（平均値）:数値回答（Q1）

	総利用定員数（全事業所の合計）: 平均値	
	公立	私立
①一般型	20.4 人（n=345）	65.2 人（n=359）
②余裕活用型	23.5 人（n=32）	16.0 人（n=41）
③地域密着Ⅱ型	10.3 人（n=3）	6.3 人（n=4）

※預かる児童の年齢によって定員が変わる場合などは、概ねの数字にて回答。

また、一時預かり事業全体（一般型、余裕活用型、地域密着Ⅱ型）でみると、総利用定員数の平均値は 62.9 人となっている。

分布でみると、「１～10 人」が 18.9%、「11～50 人」が 22.0%、「51 人以上」が 18.7%となっている。

図表 8　一時預かり事業全体の総利用定員数:数値回答（Q1）

平均：62.9 人（n=507）

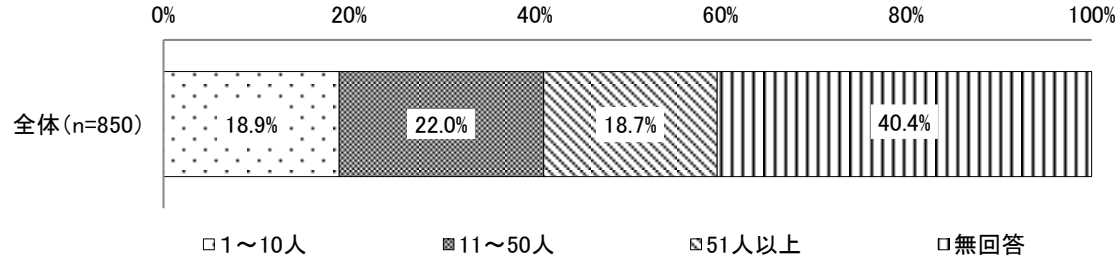

※各保育所等の一時預かり事業の定員数を明確に設けておらず、保育所等の全体の定員数で回答している場合があり、特に大都市を中心に総利用定員数が大きい市区町村がみられる。その結果、総利用定員数の平均値は 62.9 人と高くなっている。

（４）延利用者数

令和３年度の市区町村あたりの一時預かり事業の延べ利用児童数の平均値をみると、①一般型は 3154.5 人、②余裕活用型は 243.9 人、③地域密着Ⅱ型は 1847.0 人となっている。

図表 9　令和３年度の延べ利用児童数（平均値）:数値回答（Q2）

①一般型	3154.5 人（n=777）
②余裕活用型	243.9 人（n=162）
③地域密着Ⅱ型	1847.0 人（n=12）

また、一時預かり事業全体（一般型、余裕活用型、地域密着Ⅱ型）でみると、令和３年度の延べ利用児童数の平均値は 3125.3 人となっている。

分布でみると、「200 人以下」が 27.3%、「201～500 人」が 14.9%、「501～1000 人」が 14.8%、「1001～1500 人」が 7.9%、「1501 人以上」が 29.6%となっている。

図表 10　令和３年度の延べ利用児童数:数値回答（Q2）

平均：3125.3 人（n=804）

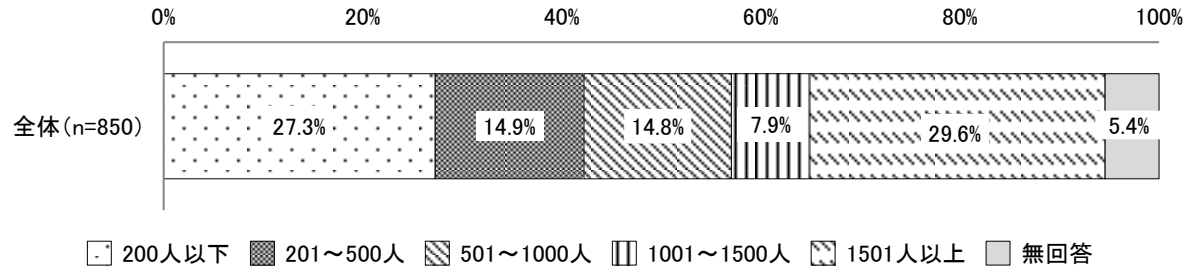

（５）市区町村の関連計画への一時預かり事業の位置づけの状況

一時預かり事業を位置づけたり、子育て支援ニーズへの対応や推進課題等に関連して触れている市区町村の関係計画をみると、「子ども・子育て支援事業計画」が 95.6%で、ほとんどの市区町村が該当している。そのほか、「次世代育成支援行動計画」が 8.8%となっている。

図表 11　一時預かり事業の位置づけや、子育て支援ニーズへの対応等に関連する計画：複数回答（Q3）

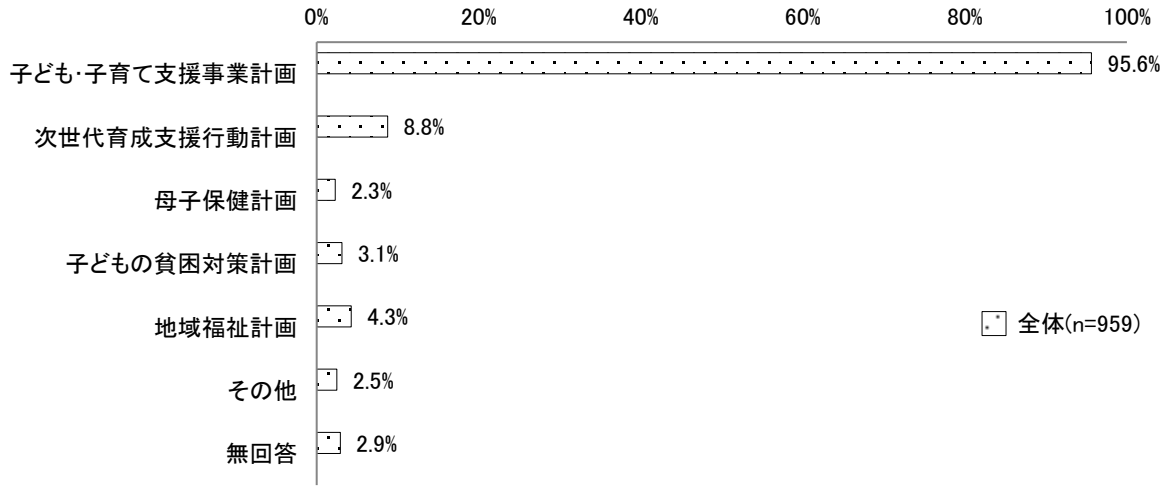

＜一時預かり事業について、事業推進の目的・意義、取組、力を入れていること等＞

- 保護者の傷病、入院、出産、その他の事情で、緊急的・一時的に子どもの世話が困難な場合に、保育所等で子どもを預かることを目的とする。
- 保育所を利用しない家庭にも平等に保育を受けられる環境を整備する。
- 特に妊婦等に需要のある事業なので、今後も継続的に取り組んでいく。
- 保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の病症による緊急時の保育に対し、児童の福祉の向上を目的として事業を推進している。
- 保護者の勤務形態の多様化や、傷病、入院等に伴う一時的な保育に対する需要に対応するため、事業を実施することにより、保護者の子育てと就労を支援するとともに児童福祉の向上を図ることを目的とする。
- 就学前の児童を自宅保育されている家庭において、保護者の都合により一時的に保育ができない場合に子どもをお預かりし、子育て家庭の社会参加を促進し、子どもが健やかに育つ環境づくりを目的として行うもの。
- 保護者が就労や入院等の理由により一時的に家庭で保育することが困難な場合や里帰り出産、親のリフレッシュ等に児童を一時的に預かり保育を行うことを目的としている。
- 保護者に急な用事（仕事・通院・冠婚葬祭・事故）が生じたときなど一時預かり事業の重要性がさらに高まることから提供体制の確保に努めている。
- 在宅児の保護者に対し、必要な時に利用できる一時的な預かりサービスを提供することで、子育てに係る負担を軽減し、子育てをしやすい環境が整備されることを目的としている。
- 未就園児の保護者の子育て支援を目的に、保育所や認定こども園において保護者が仕事をしている場合や育児の合間にリフレッシュしたい場合などの一時保育や、保護者の通院や出産などの緊急時の保育に対応するための保育サービスを行っている。
- 保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育所、幼稚園、認定こども園その他

の場所において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

／等

３．一時預かり事業の実施状況

（１）一時預かり事業の実施場所

①一般型

一時預かり事業の実施場所について、一般型をみると、「認可保育所」が 74.3%でもっとも割合が高く、次いで「認定こども園」が 58.8%、「地域子育て支援拠点」が 15.2%、「小規模保育事業所」が 10.6%となっている。

図表 12　実施場所_一般型:複数回答（Q4-1）

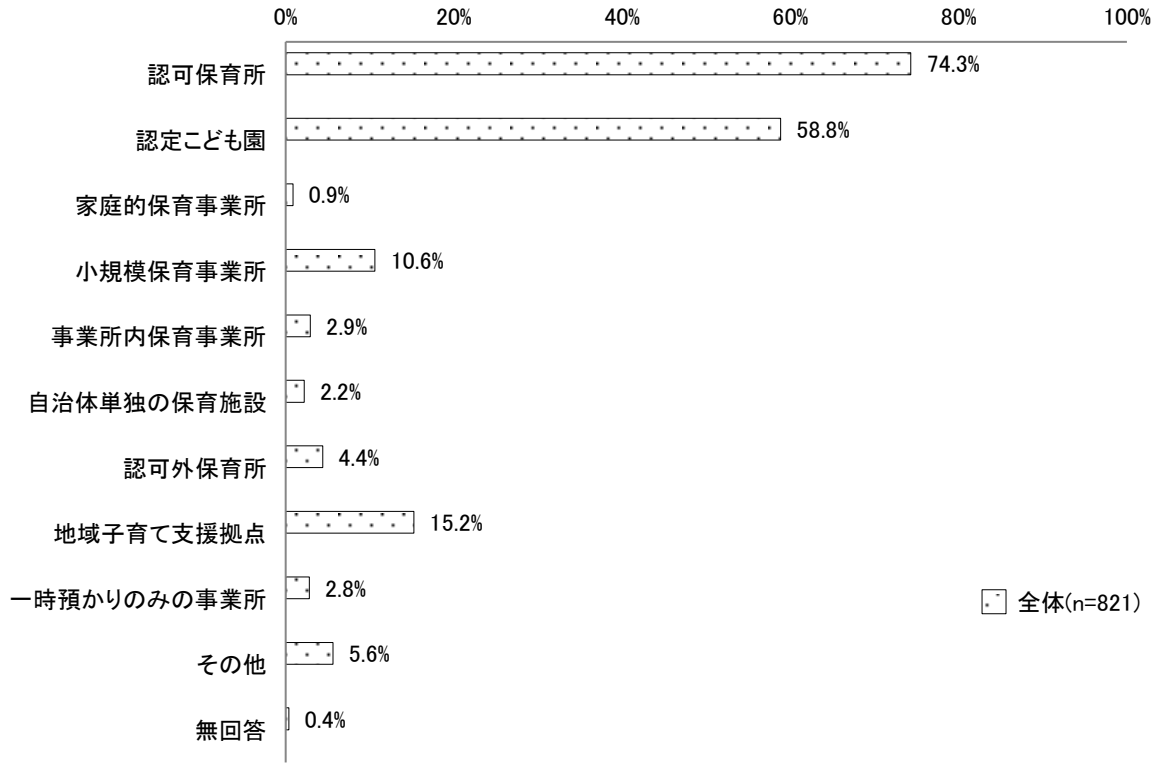

②余裕活用型

一時預かり事業の実施場所について、余裕活用型をみると、「認可保育所」が 59.9%でもっとも割合が高く、次いで「小規模保育事業所」が 41.1%、「認定こども園」が 33.9%となっている。

公立・私立設置状況別にみると、「公立＋私立」（公立も私立も設置している市区町村）は「認定こども園」、「公立のみ」は「認可保育所」の割合が高くなっている。

図表 13　実施場所_余裕活用型:複数回答（Q4-2）

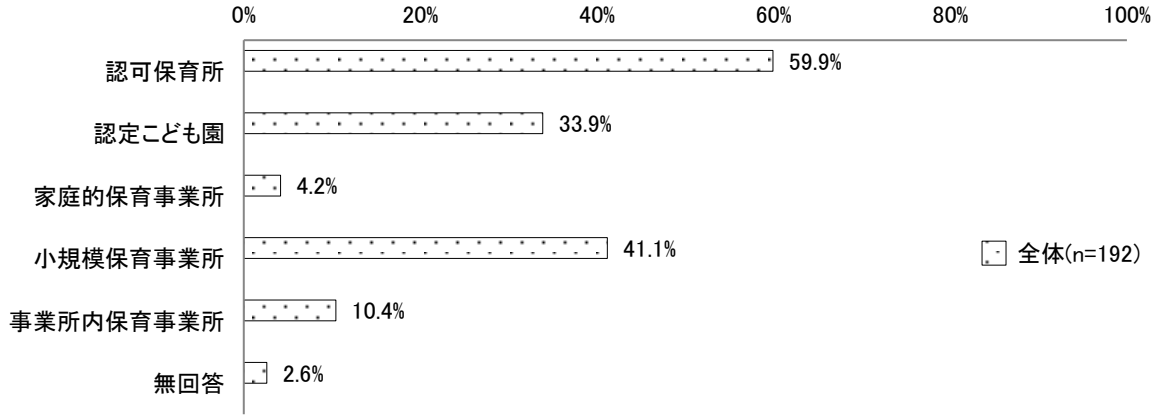

図表 14　公立・私立設置状況別　実施場所_余裕活用型:複数回答（Q4-2）

		合計	Q4-2 実施場所_余裕活用型					
			認可保育所	認定こども園	家庭的保育事業所	小規模保育事業所	事業所内保育事業所	無回答
全体		192	115	65	8	79	20	5
		100.0	59.9	33.9	4.2	41.1	10.4	2.6
Q1(1) 事業所：公立・私立	公立＋私立	128	81	49	5	60	15	3
		100.0	63.3	38.3	3.9	46.9	11.7	2.3
	公立のみ	28	21	6	0	1	0	1
		100.0	75.0	21.4	0.0	3.6	0.0	3.6
	私立のみ	36	13	10	3	18	5	1
		100.0	36.1	27.8	8.3	50.0	13.9	2.8

注：上段：件数、下段：割合を示す。以下同様。

③地域密着Ⅱ型

一時預かり事業の実施場所について、地域密着Ⅱ型をみると、「一時預かりのみの事業所」が33.3%、「地域子育て支援拠点」が26.7%となっている。

「その他」の回答では、病児保育施設などがみられた。

図表 15　実施場所_地域密着Ⅱ型:複数回答（Q4-3）

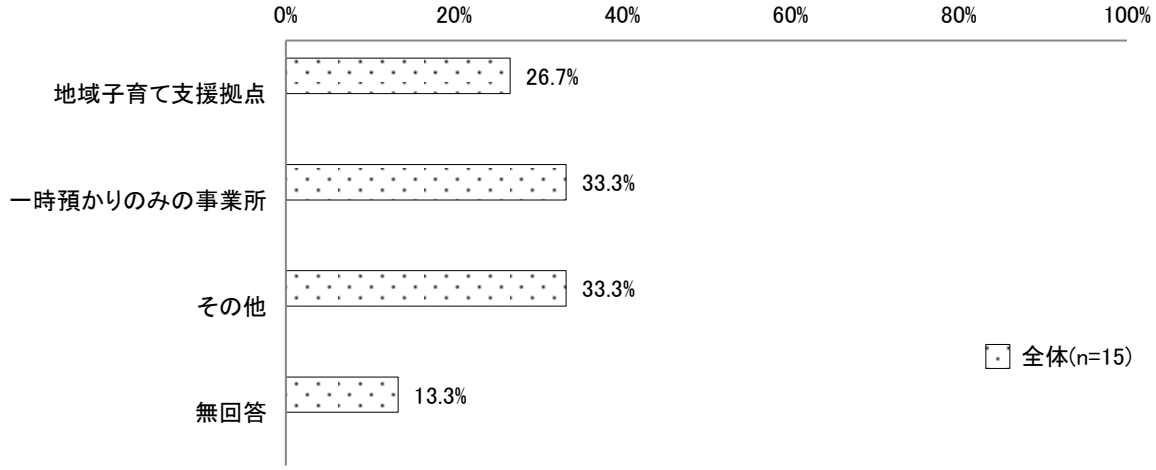

注：認可保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育所は調査票に選択肢を設けたが、該当がなかったため、グラフには掲載していない。

注：全体で15件であり、サンプルサイズが小さいため留意が必要。

（２）定期利用の実施状況

一時預かり事業の定期利用の実施状況をみると、「実施していない」が47.2%、「実施している（市区町村として実施）」が39.3%、「事業所が独自に実施している」が17.1%となっている。

公立・私立設置状況別にみると、「公立＋私立」「公立のみ」は「実施している（市区町村として実施）」、「私立のみ」は「事業所が独自に実施している」の割合が高くなっている。

図表 16　定期利用の実施状況:複数回答（Q5）

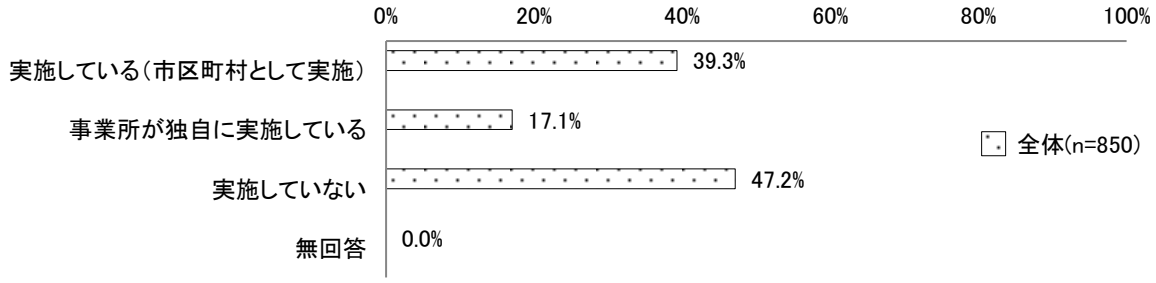

注：調査票上では、「定期利用」の定義を「常態的に（１か月以上にわたり）、週１日以上、一時預かりを利用している児童」と定義した。以下同様。

図表 17　公立・私立設置状況別　定期利用の実施状況:複数回答（Q5）

		合計	Q5 定期利用の実施状況			
			実施している（市区町村として実施）	事業所が独自に実施している	実施していない	無回答
全体		850	334	145	401	0
		100.0	39.3	17.1	47.2	0.0
Q1(1) 事業所：公立・私立	公立＋私立	407	186	72	172	0
		100.0	45.7	17.7	42.3	0.0
	公立のみ	199	84	1	114	0
		100.0	42.2	0.5	57.3	0.0
	私立のみ	244	64	72	115	0
		100.0	26.2	29.5	47.1	0.0

（３）一時預かり事業の利用理由として設定しているもの

一時預かり事業の利用理由として設定しているものについて、定期利用以外をみると、「保護者等の疾病、出産・けが等」が 48.5%でもっとも割合が高く、次いで「育児に伴う保護者の心身負担の解消」が 46.2%、「冠婚葬祭」「家族・親族の看護または介護」が 44.5%となっている。また「特に利用理由は設けていない」も 31.2%となっている。

定期利用をみると、「保護者等の就労」が 70.4%でもっとも割合が高く、次いで「保護者の職業訓練、就学」が 56.9%、「保護者等の疾病、出産・けが等」が 46.1%となっている。

公立・私立設置状況別にみると、定期利用以外、定期利用とも、「私立のみ」では他と比べて「特に利用理由は設けていない」の割合が高くなっている。

図表 18　利用理由として設定しているもの:複数回答（Q6）

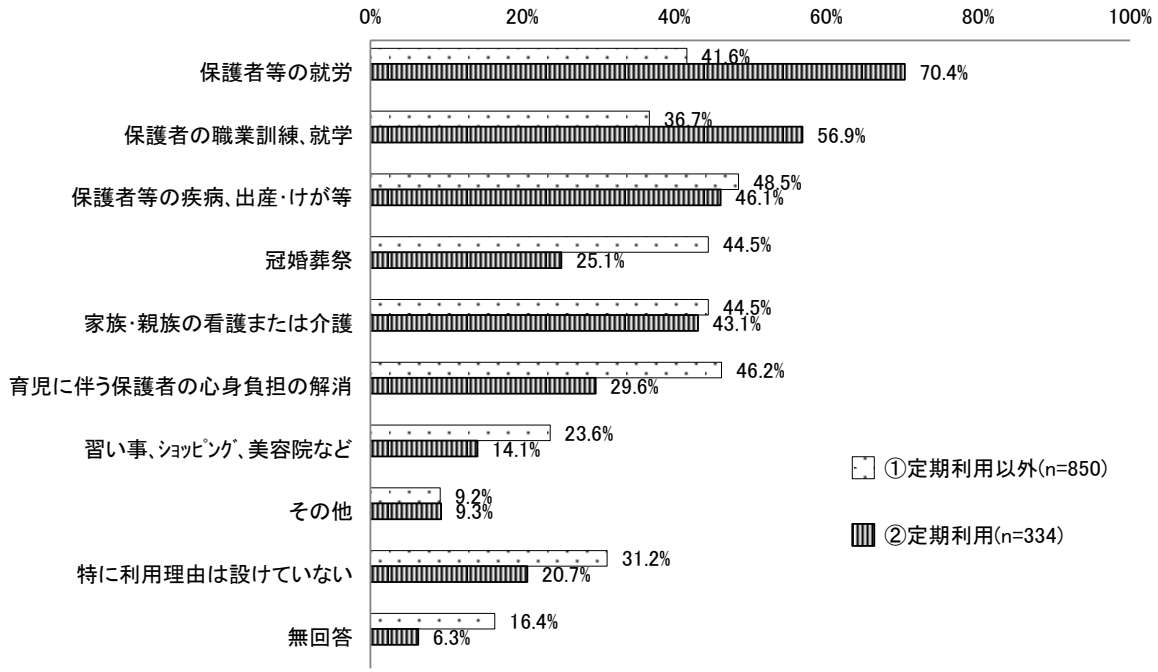

図表 19　公立・私立設置状況別　利用理由として設定しているもの:複数回答（Q6）

【定期利用以外】

		合計	Q6-1 利用理由として設定しているもの_定期利用以外									
			保護者等の就労	保護者の職業訓練、就学	保護者等の疾病、出産・けが等	冠婚葬祭	家族・親族の看護または介護	育児に伴う保護者の心身負担の解消	習い事、ショッピング、美容院など	その他	特に利用理由は設けていない	無回答
全体		850	354	312	412	378	378	393	201	78	265	139
		100.0	41.6	36.7	48.5	44.5	44.5	46.2	23.6	9.2	31.2	16.4
Q1(1)事業所：公立・私立	公立＋私立	407	182	170	220	214	203	213	118	48	116	49
		100.0	44.7	41.8	54.1	52.6	49.9	52.3	29.0	11.8	28.5	12.0
	公立のみ	199	106	87	119	105	109	113	54	18	38	34
		100.0	53.3	43.7	59.8	52.8	54.8	56.8	27.1	9.0	19.1	17.1
	私立のみ	244	66	55	73	59	66	67	29	12	111	56
		100.0	27.0	22.5	29.9	24.2	27.0	27.5	11.9	4.9	45.5	23.0

【定期利用】

		合計	Q6-2 利用理由として設定しているもの_定期利用									
			保護者等の就労	保護者の職業訓練、就学	保護者等の疾病、出産・けが等	冠婚葬祭	家族・親族の看護または介護	育児に伴う保護者の心身負担の解消	習い事、ショッピング、美容院など	その他	特に利用理由は設けていない	無回答
全体		334	235	190	154	84	144	99	47	31	69	21
		100.0	70.4	56.9	46.1	25.1	43.1	29.6	14.1	9.3	20.7	6.3
Q1(1)事業所：公立・私立	公立＋私立	186	136	117	79	41	80	43	21	19	37	9
		100.0	73.1	62.9	42.5	22.0	43.0	23.1	11.3	10.2	19.9	4.8
	公立のみ	84	68	47	56	35	45	42	20	7	11	1
		100.0	81.0	56.0	66.7	41.7	53.6	50.0	23.8	8.3	13.1	1.2
	私立のみ	64	31	26	19	8	19	14	6	5	21	11
		100.0	48.4	40.6	29.7	12.5	29.7	21.9	9.4	7.8	32.8	17.2

（４）利用可能な曜日の設定状況

①公立

公立について、利用可能な曜日の設定状況をみると、定期利用以外、定期利用いずれも「定めている」が８割強を占めている。

図表 20　利用可能な曜日の設定状況_公立:単数回答（Q7-1）

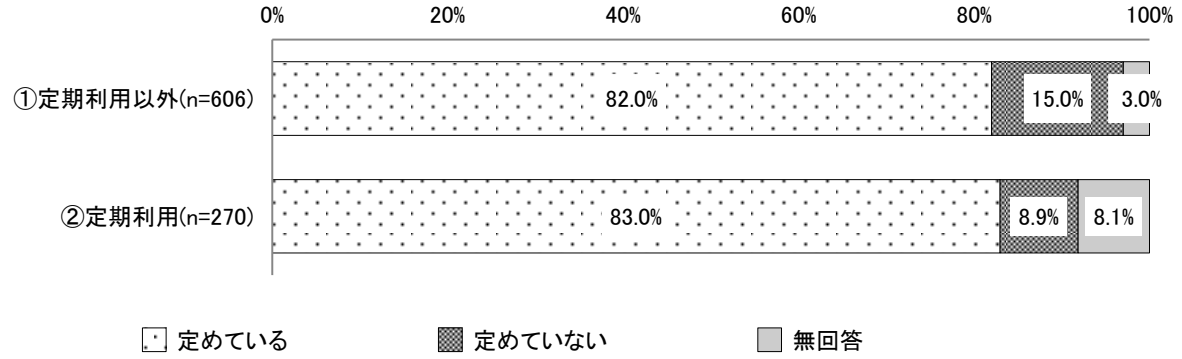

注：「定めていない」は、市区町村として定めておらず、事業所に任せているの意である。

利用可能な曜日等を設定している市区町村について、具体的な曜日をみると、「月曜日」～「金曜日」はほぼ 100%となっている。また、「土曜日」は定期利用以外が 56.5%、定期利用が 54.5%、「日曜日」は定期利用以外が 7.2%、定期利用が 3.1%となっている。

図表 21　利用可能な曜日等_公立:複数回答（Q7-1sq）

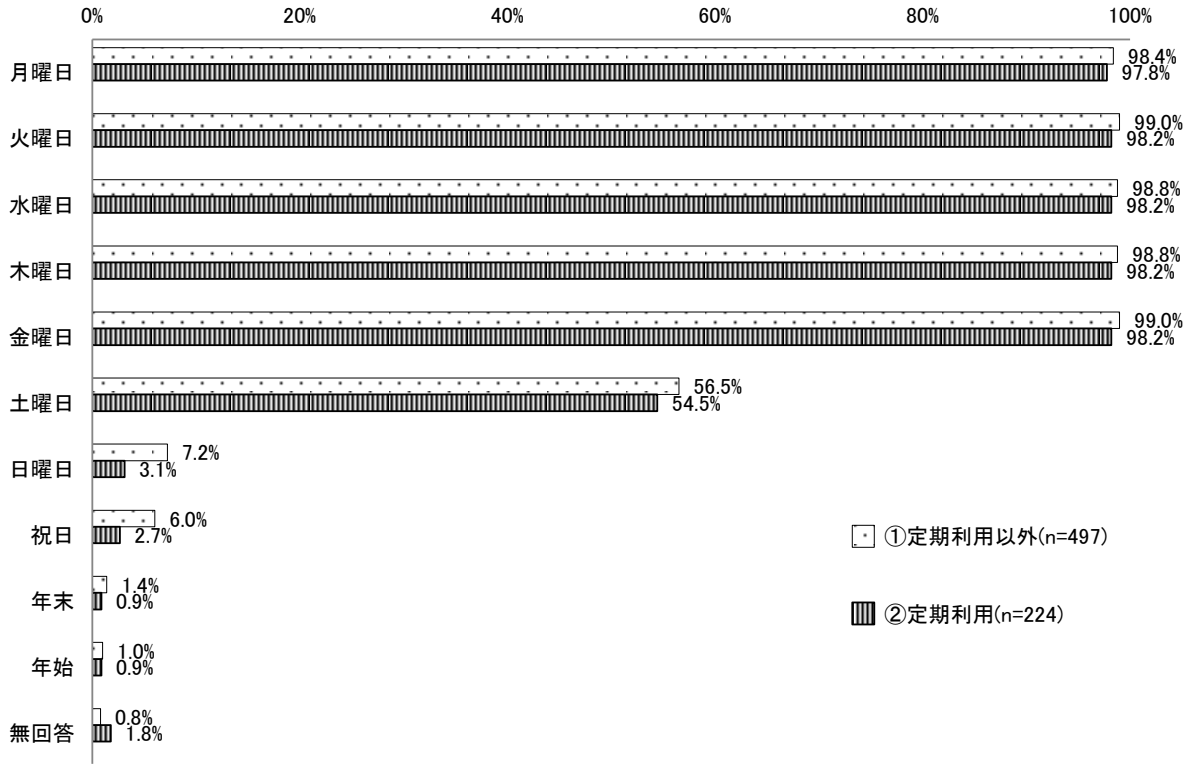

②私立

私立について、利用可能な曜日の設定状況をみると、定期利用以外、定期利用いずれも「定めていない（事業所に任せている）」の割合が高く、定期利用以外は 64.1%、定期利用は 50.0%となっている。

図表 22　利用可能な曜日の設定状況_私立:単数回答（Q7-2）

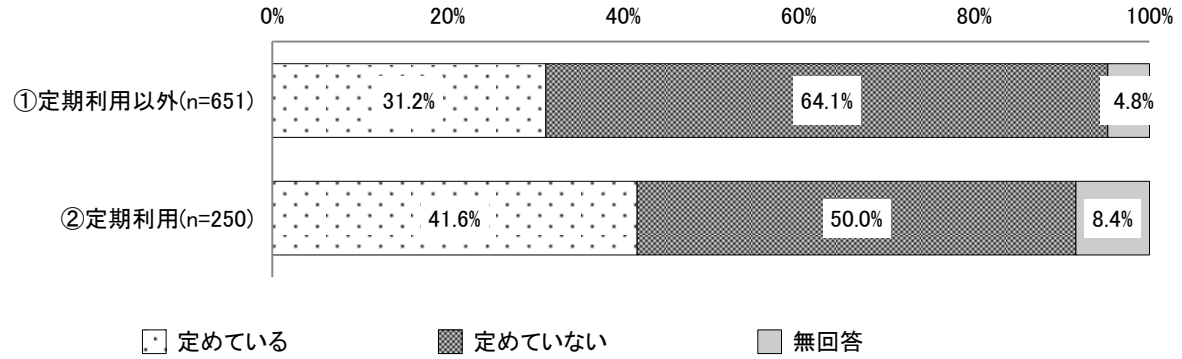

注：「定めていない」は、市区町村として定めておらず、事業所に任せているの意である。

また、利用可能な曜日等を設定している市区町村について、具体的な曜日をみると、「月曜日」～「金曜日」は９割超となっている。また、「土曜日」は、定期利用以外が 59.1%、定期利用が 56.7%、「日曜日」は、定期利用以外が 6.4%、定期利用が 1.9%となっている。

図表 23　利用可能な曜日等_私立:複数回答（Q7-2sq）

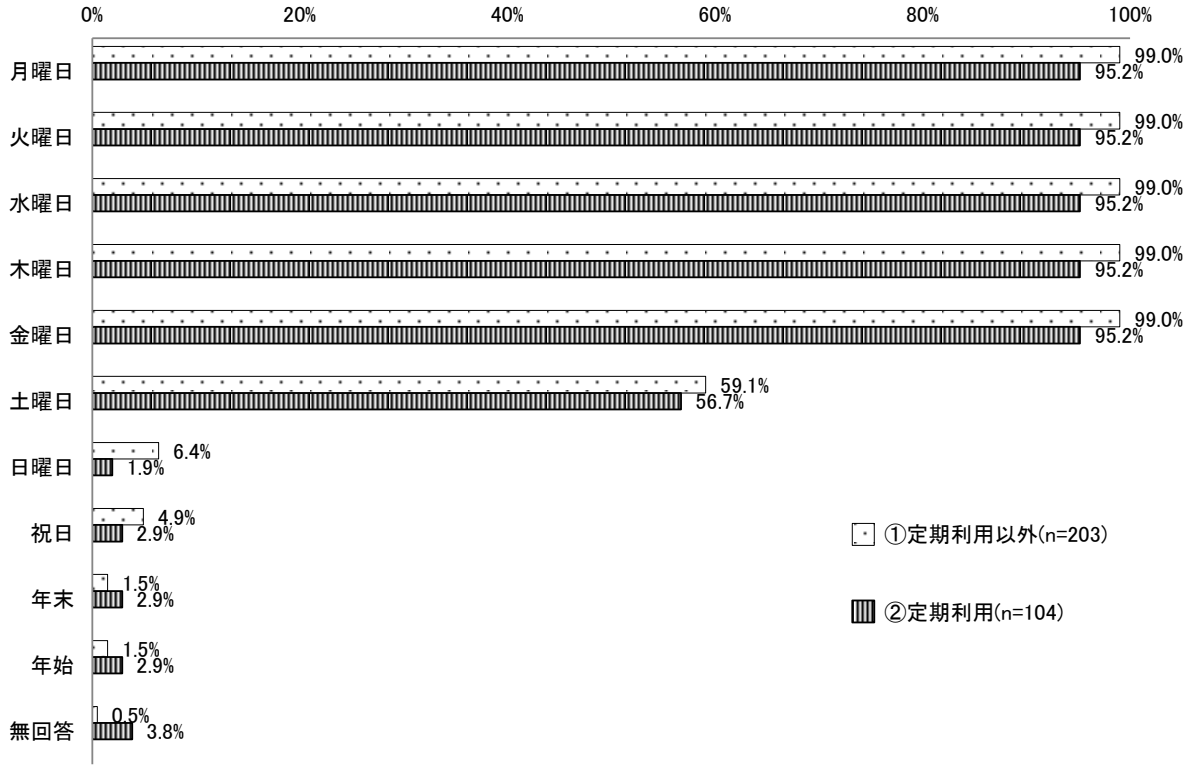

（５）利用時間帯の設定

①利用時間帯の設定状況

一時預かり事業の利用時間帯の設定状況をみると、「定めている」割合は、定期利用以外が 55.1%、定期利用が 68.9%となっている。

公立・私立設置状況別にみると、「公立のみ」は「定めている」、「私立のみ」は「定めていない（事業所に任せている）」の割合が高くなっている。

図表 24　利用時間帯の設定状況：単数回答（Q8）

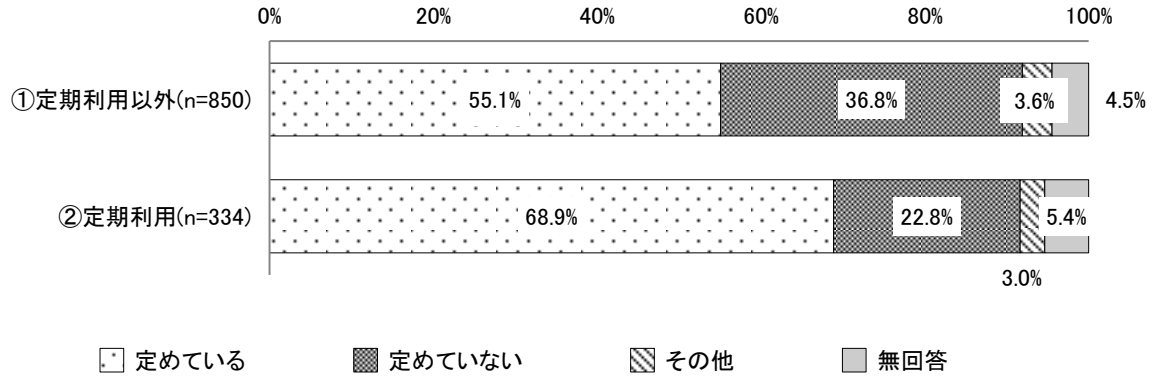

注：「定めていない」は、市区町村として定めておらず、事業所に任せているの意である。

図表 25　公立・私立設置状況別　利用時間帯の設定状況：単数回答（Q8）

【定期利用以外】

		合計	Q8-1 利用時間帯の設定状況_定期利用以外			
			定めている	定めていない	その他	無回答
全体		850	468	313	31	38
		100.0	55.1	36.8	3.6	4.5
Q1(1) 事業所：公立・私立	公立＋私立	407	239	123	25	20
		100.0	58.7	30.2	6.1	4.9
	公立のみ	199	165	22	2	10
		100.0	82.9	11.1	1.0	5.0
	私立のみ	244	64	168	4	8
		100.0	26.2	68.9	1.6	3.3

【定期利用】

		合計	Q8-2 利用時間帯の設定状況_定期利用			
			定めている	定めていない	その他	無回答
全体		334	230	76	10	18
		100.0	68.9	22.8	3.0	5.4
Q1(1) 事業所：公立・私立	公立＋私立	186	128	38	8	12
		100.0	68.8	20.4	4.3	6.5
	公立のみ	84	76	6	1	1
		100.0	90.5	7.1	1.2	1.2
	私立のみ	64	26	32	1	5
		100.0	40.6	50.0	1.6	7.8

②利用時間数

一時預かり事業の利用時間帯を定めている場合の利用時間数の平均をみると、定期利用以外では平日は 9.0 時間、土曜は 8.0 時間、日・祝日は 9.6 時間となっている。

定期利用では平日は 9.2 時間、土曜は 8.4 時間、日・祝日は 9.1 時間となっている。

図表 26　利用時間数:数値回答（Q8）

	定期利用以外	定期利用
ａ．平日	n=463 平均値：9.0 時間 最大値：15.5 時間 最小値：3.0 時間	n=229 平均値：9.2 時間 最大値：13.0 時間 最小値：7.0 時間
ｂ．土曜	n=264 平均値：8.0 時間 最大値：15.5 時間 最小値：1.0 時間	n=129 平均値：8.4 時間 最大値：13.0 時間 最小値：3.0 時間
ｃ．日・祝日	n=35 平均値：9.6 時間 最大値：15.5 時間 最小値：7.5 時間	n=7 平均値：9.1 時間 最大値：11.0 時間 最小値：8.0 時間

注１：延長時間を設けている場合、延長時間も含めて回答。

注２：事業所や曜日によって異なるなど、複数の利用時間帯がある場合、一番長い利用時間帯について回答。

（６）利用時間や利用日数の上限の設定状況

①利用時間や利用日数の上限の設定の方法

一時預かり事業の利用時間や利用日数の上限の設定方法をみると、定期利用以外は、「月当たりの上限日数を設けている」が 38.1%でもっとも割合が高く、次いで「上限は定めていない（事業所に任せている）」が 36.0%となっている。

定期利用は、「月当たりの上限日数を設けている」が 41.3%でもっとも割合が高く、次いで「週当たりの上限日数を設けている」が 37.4%となっている。

公立・私立設置状況別にみると、「公立のみ」は「月当たりの上限日数を設けている」、「私立のみ」は「上限は定めていない（事業所に任せている）」の割合が高くなっている。

図表 27　利用時間や利用日数の上限の設定の方法:複数回答（Q9）

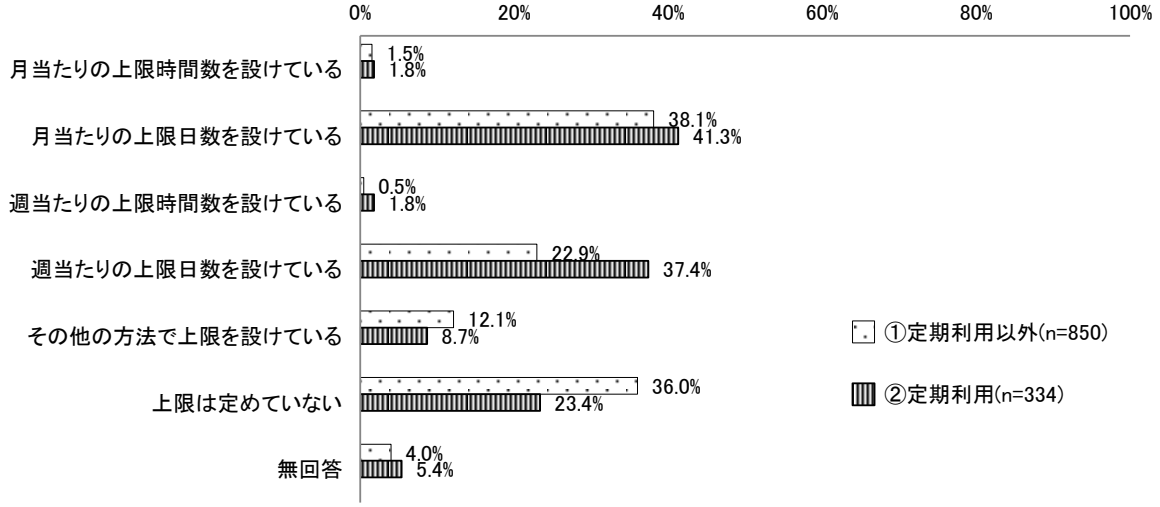

注：「上限は定めていない」は、市区町村として定めておらず、事業所に任せているの意である。

図表 28　公立・私立設置状況別　利用時間や利用日数の上限の設定の方法:複数回答（Q9）

【定期利用以外】

		合計	Q9-1 利用時間や利用日数の上限の設定の方法_定期利用以外						
			月当たりの上限時間数を設けている	月当たりの上限日数を設けている	週当たりの上限時間数を設けている	週当たりの上限日数を設けている	その他の方法で上限を設けている	上限は定めていない	無回答
全体		850	13	324	4	195	103	306	34
		100.0	1.5	38.1	0.5	22.9	12.1	36.0	4.0
Q1(1)事業所：公立・私立	公立＋私立	407	7	169	0	104	67	115	12
		100.0	1.7	41.5	0.0	25.6	16.5	28.3	2.9
	公立のみ	199	5	102	2	55	24	38	12
		100.0	2.5	51.3	1.0	27.6	12.1	19.1	6.0
	私立のみ	244	1	53	2	36	12	153	10
		100.0	0.4	21.7	0.8	14.8	4.9	62.7	4.1

【定期利用】

		合計	Q9-2 利用時間や利用日数の上限の設定の方法_定期利用						
			月当たりの上限時間数を設けている	月当たりの上限日数を設けている	週当たりの上限時間数を設けている	週当たりの上限日数を設けている	その他の方法で上限を設けている	上限は定めていない	無回答
全体		334	6	138	6	125	29	78	18
		100.0	1.8	41.3	1.8	37.4	8.7	23.4	5.4
Q1(1)事業所：公立・私立	公立＋私立	186	3	72	3	80	15	38	11
		100.0	1.6	38.7	1.6	43.0	8.1	20.4	5.9
	公立のみ	84	3	47	3	33	8	11	2
		100.0	3.6	56.0	3.6	39.3	9.5	13.1	2.4
	私立のみ	64	0	19	0	12	6	29	5
		100.0	0.0	29.7	0.0	18.8	9.4	45.3	7.8

②上限時間数・日数

一時預かり事業の利用時間や利用日数の上限について、定期利用以外の平均値をみると、月当たりの上限時間数は 63.0 時間、月当たりの上限日数は 12.4 日、週当たりの上限時間数は 28.0 時間、週当たりの上限日数は 3.0 日となっている。

定期利用の平均値をみると、月当たりの上限時間数は 97.8 時間、月当たりの上限日数は 13.3 日、週当たりの上限時間数は 21.8 時間、週当たりの上限日数は 3.1 日となっている。

図表 29　利用時間や利用日数の上限（平均値）：数値回答（Q9）

	定期利用以外	定期利用
月当たりの上限時間数	月 63.0 時間（n=11）	月 97.8 時間（n=9）
月当たりの上限日数	月 12.4 日（n=324）	月 13.3 日（n=138）
週当たりの上限時間数	週 28.0 時間（n=4）	週 21.8 時間（n=6）
週当たりの上限日数	週 3.0 日（n=195）	週 3.1 日（n=125）

注１：時間数、日数について、利用理由や事業所により複数の設定がある場合は、一番長い・多い時間数・日数を回答。

注２：事業所独自に取り組んでいるものは除く。

（７）対象年齢

対象年齢をみると、定期利用以外では、「１歳児」が 50.4%でもっとも割合が高く、次いで「２歳児」が 49.8%となっている。また、「定めていない（事業所に任せている）」も 34.6%となっている。０歳児の受入可能な月数は２か月以上がもっとも早く、平均は 5.5 か月以上となっている。

定期利用では、「１歳児」が 59.6%でもっとも割合が高く、次いで「２歳児」が 58.1%となっている。０歳児の受入可能な月数は２か月以上がもっとも早く、平均は 5.7 か月以上となっている。

公立・私立設置状況別にみると、「私立のみ」は「定めていない（事業所に任せている）」の割合が高くなっている。

図表 30　対象年齢:複数回答（Q10）

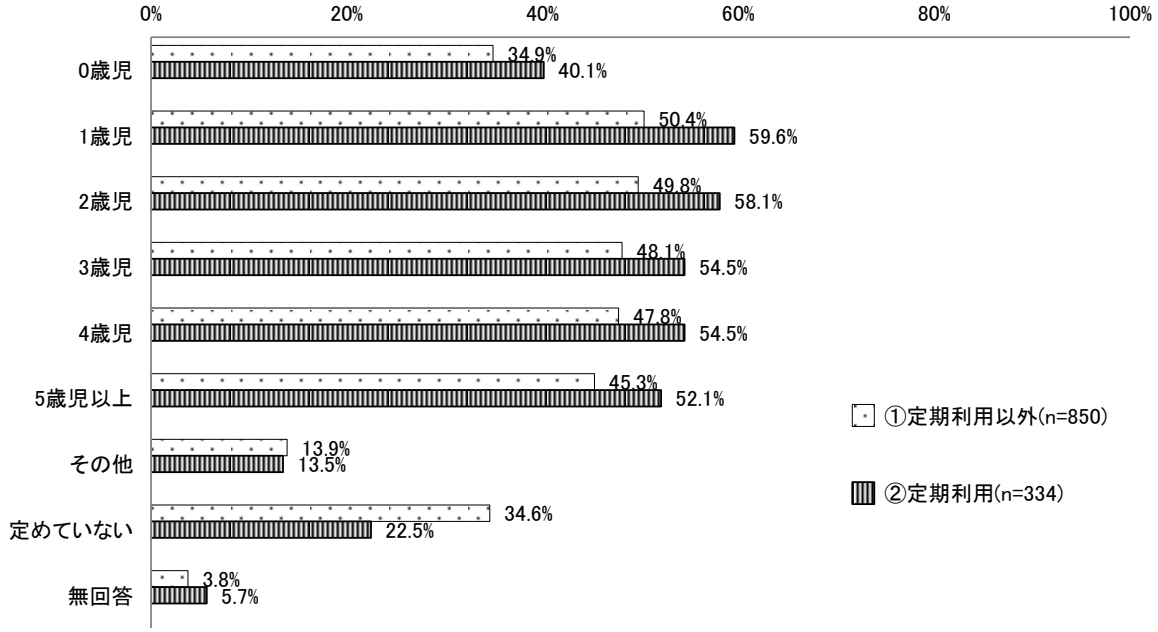

注：「定めていない」は、市区町村として定めておらず、事業所に任せているの意である。

	定期利用以外	定期利用
０歳児の受入可能な月数	n=251 平均値：5.5 か月以上 最大値：11 か月以上 最小値：２か月以上	n=116 平均値：5.7 か月以上 最大値：11 か月以上 最小値：２か月以上

図表 31　公立・私立設置状況別　対象年齢:複数回答（Q10）

【定期利用以外】

		合計	Q10-1 対象年齢_定期利用以外								
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児以上	その他	定めていない	無回答
全体		850	297	428	423	409	406	385	118	294	32
		100.0	34.9	50.4	49.8	48.1	47.8	45.3	13.9	34.6	3.8
Q1(1)事業所：公立・私立	公立＋私立	407	164	219	215	213	211	198	69	123	14
		100.0	40.3	53.8	52.8	52.3	51.8	48.6	17.0	30.2	3.4
	公立のみ	199	89	151	149	139	138	132	31	16	9
		100.0	44.7	75.9	74.9	69.8	69.3	66.3	15.6	8.0	4.5
	私立のみ	244	44	58	59	57	57	55	18	155	9
		100.0	18.0	23.8	24.2	23.4	23.4	22.5	7.4	63.5	3.7

【定期利用】

		合計	Q10-2 対象年齢_定期利用								
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児以上	その他	定めていない	無回答
全体		334	134	199	194	182	182	174	45	75	19
		100.0	40.1	59.6	58.1	54.5	54.5	52.1	13.5	22.5	5.7
Q1(1)事業所：公立・私立	公立＋私立	186	79	110	107	100	101	96	32	39	12
		100.0	42.5	59.1	57.5	53.8	54.3	51.6	17.2	21.0	6.5
	公立のみ	84	43	70	68	64	64	61	8	6	2
		100.0	51.2	83.3	81.0	76.2	76.2	72.6	9.5	7.1	2.4
	私立のみ	64	12	19	19	18	17	17	5	30	5
		100.0	18.8	29.7	29.7	28.1	26.6	26.6	7.8	46.9	7.8

（８）利用料の設定方法

市区町村で一時預かり事業の利用料をどのように定めているかをみると、「市区町村で一律に定めている」が 39.8%でもっとも割合が高く、次いで「公立は市区町村で定めているが、私立は事業所で定めている」が 33.5%となっている。

公立・私立設置状況別にみると、「公立＋私立」では「公立は市区町村で定めているが、私立は事業所で定めている」が 62.4%、「公立のみ」では「市区町村で一律に定めている」が 77.4%と他と比べて高くなっている。また、「私立のみ」の「その他」の回答では、「一般型については市で定めているが、余裕活用型については事業所が定めている」、「料金設定の上限を市町村で定め、その範囲の中で料金を事業所が決めている」などの回答がみられた。

図表 32　利用料:単数回答（Q11-1）

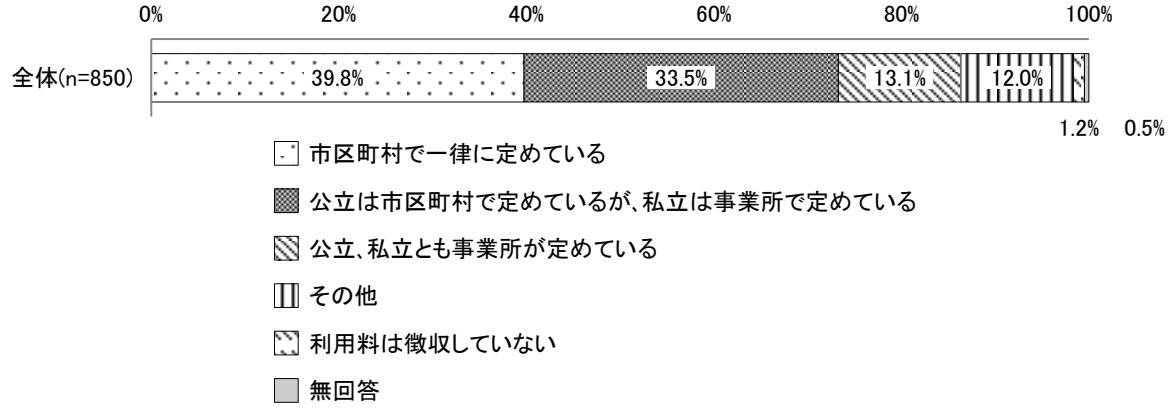

図表 33　公立・私立設置状況別　利用料:単数回答（Q11-1）

		合計	Q11-1 利用料					
			市区町村で一律に定めている	公立は市区町村で定めているが、私立は事業所で定めている	公立、私立とも事業所が定めている	その他	利用料は徴収していない	無回答
全体		850	338	285	111	102	10	4
		100.0	39.8	33.5	13.1	12.0	1.2	0.5
Q1(1) 事業所：公立・私立	公立＋私立	407	121	254	15	14	1	2
		100.0	29.7	62.4	3.7	3.4	0.2	0.5
	公立のみ	199	154	31	2	6	5	1
		100.0	77.4	15.6	1.0	3.0	2.5	0.5
	私立のみ	244	63	0	94	82	4	1
		100.0	25.8	0.0	38.5	33.6	1.6	0.4

（９）利用料の単位

利用料の単位をみると、定期利用以外、定期利用いずれも「１日単位」の割合がもっとも高く、定期利用以外は 58.9%、定期利用は 57.1%となっている。

図表 34　利用料の単位:複数回答（Q11-2-1）

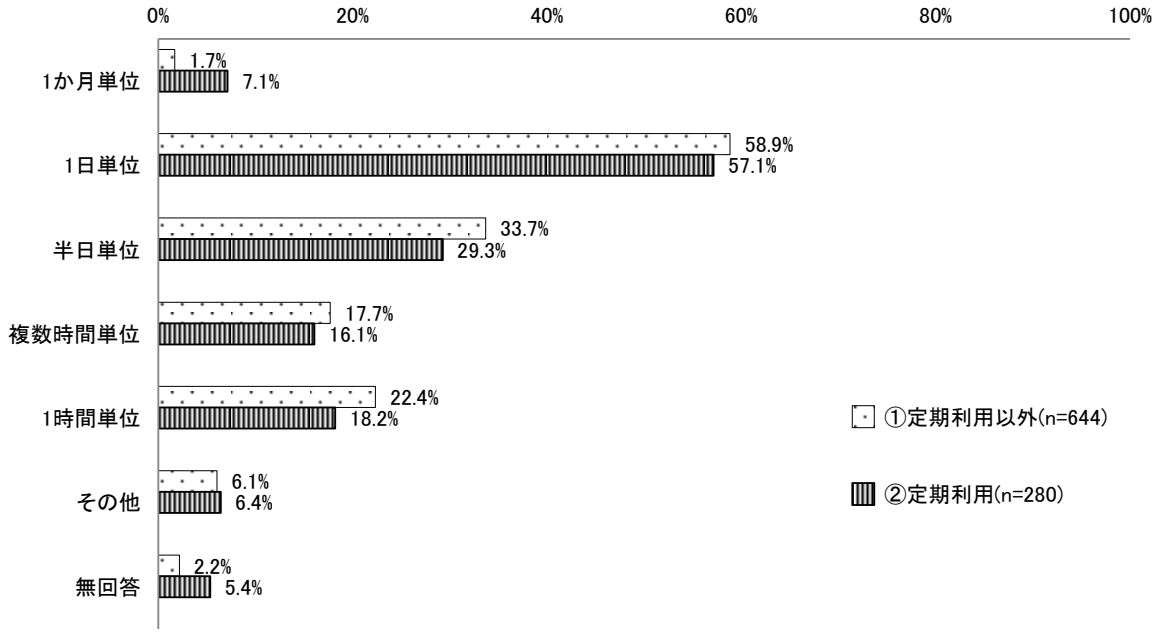

（１０）利用料

利用料について、定期利用以外の１日あたり（１日８時間預けた場合）の平均値をみると、０歳児は2,366.8円、１歳児は2,290.5円、２歳児は、2,289.3円となっている。定期利用の１か月あたり（週に２回、１日８時間預けた場合）の平均値をみると、０歳児は11,805.2円、１歳児は12,168.0円、２歳児は、12,072.5円となっている。

図表 35　利用料（平均値）：数値回答（Q11）

	定期利用以外 ※実際の利用時間の上限にかかわらず、1日に8時間預けた場合の1日あたりの利用料	定期利用 ※実際の利用時間の上限にかかわらず、週に2回、1日8時間預けた場合の1か月あたりの利用料（月に8日利用）
0歳児	1日あたり 2,366.8円（n=526）	1か月あたり 11,805.2円（n=206）
1歳児	1日あたり 2,290.5円（n=623）	1か月あたり 12,168.0円（n=257）
2歳児	1日あたり 2,289.3円（n=621）	1か月あたり 12,072.5円（n=526）

注：市区町村で設定している利用方法等にこの設定があてはまらない場合は、大よその金額で計算（試算）。
利用料に複数の設定がある場合、一番金額が高い場合で回答。ただし、延長料金なしで８時間利用できる場合は、通常の利用料で回答。また、給食費を実費として別途徴収する場合は、料金に含まずに回答。
年齢によって利用料に違いがない場合は、同じ金額を記入。

（１１）給食・おやつの提供状況

①公立

公立について、給食やおやつの提供状況をみると、定期利用以外、定期利用いずれも、「給食やおやつを提供している」が７割強を占めている。

おやつや給食の実費として徴収している金額の平均をみると、定期利用以外は 257.5 円、定期利用は 248.0 円となっている。

図表 36　給食・おやつの提供状況_公立:単数回答（Q12）

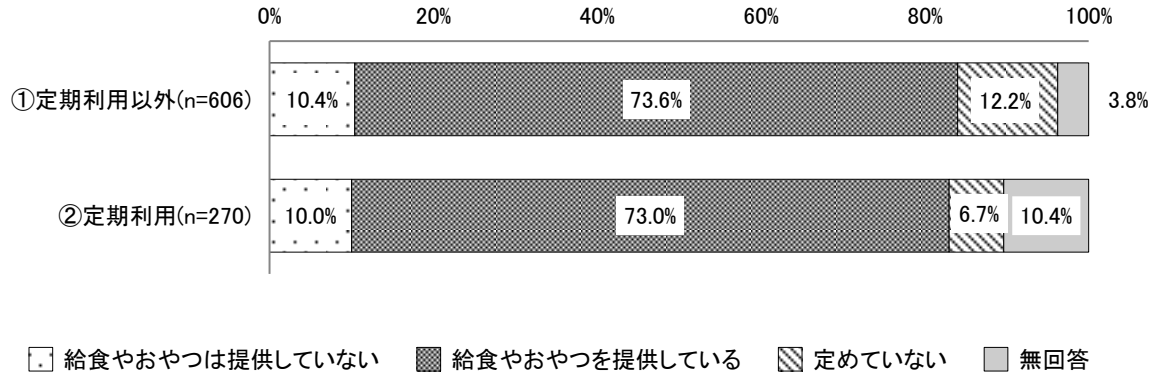

注:「定めていない」は、市区町村として定めておらず、事業所に任せているの意である。

図表 37　給食・おやつの実費として徴収している金額_公立（平均値）:数値回答（Q12）

	平均値
定期利用以外	257.5 円（n=272）
定期利用	248.0 円（n=116）

②私立

私立について、給食やおやつの提供状況をみると、定期利用以外、定期利用とも、「定めていない（事業所に任せている）」の割合が高く、定期利用以外が 69.9%、定期利用が 57.2%となっている。

おやつや給食の実費として徴収している金額（市区町村で定めている場合）の平均をみると、定期利用以外は 265.9 円、定期利用は 277.4 円となっている。

図表 38　給食・おやつの提供状況_私立:単数回答（Q12）

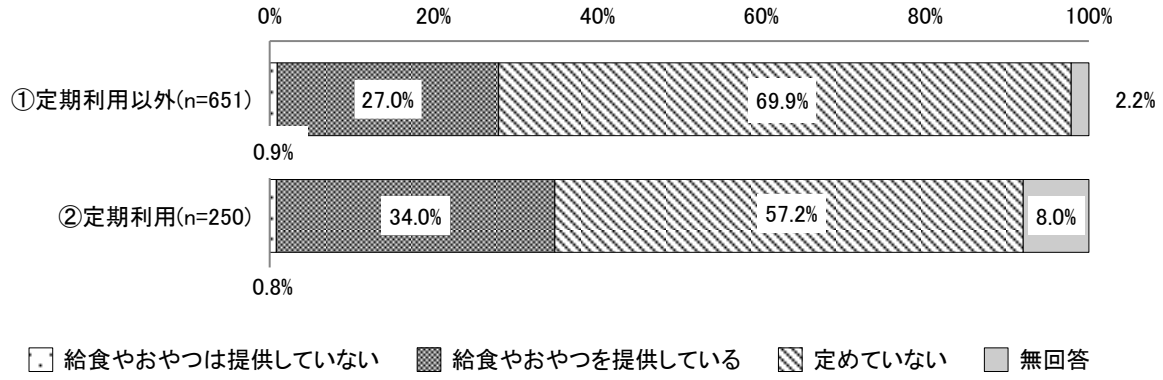

注：「定めていない」は、市区町村として定めておらず、事業所に任せているの意である。

図表 39　給食・おやつの実費として徴収している金額_私立（平均値）:数値回答（Q12）

	平均値
定期利用以外	265.9 円（n=91）
定期利用	277.4 円（n=43）

（１２）一時預かり事業の利用者対応に関する役割分担

①公立

ここでは、一時預かり事業の利用者対応に関する市区町村と公立の事業所の役割分担状況について、項目別に集計を行った。その結果、「ⅱ）利用希望者の申込受付」「ⅴ）利用者の利用調整（複数の希望者がいた日の利用者調整）」については事業所が担当している割合が８割前後～約９割と高く、「ⅰ）利用希望者の募集」「ⅲ）利用者の認定・登録」「ⅳ）利用料の徴収」については事業所が担当している割合が約５割～７割弱となっていた。なお、本設問は複数回答であるため、選択肢の合計が 100%を超える場合は、市区町村・事業所双方で実施されているものとなる。

ⅰ）利用希望者の募集

利用希望者の募集についてみると、定期利用以外、定期利用いずれも、「事業所が担当」の割合がやや高く、定期利用以外が 66.3%、定期利用が 59.3%となっている。一方、「市町村が担当」もそれぞれ半数前後となっている。

図表 40　利用希望者の募集_公立:複数回答（Q13）

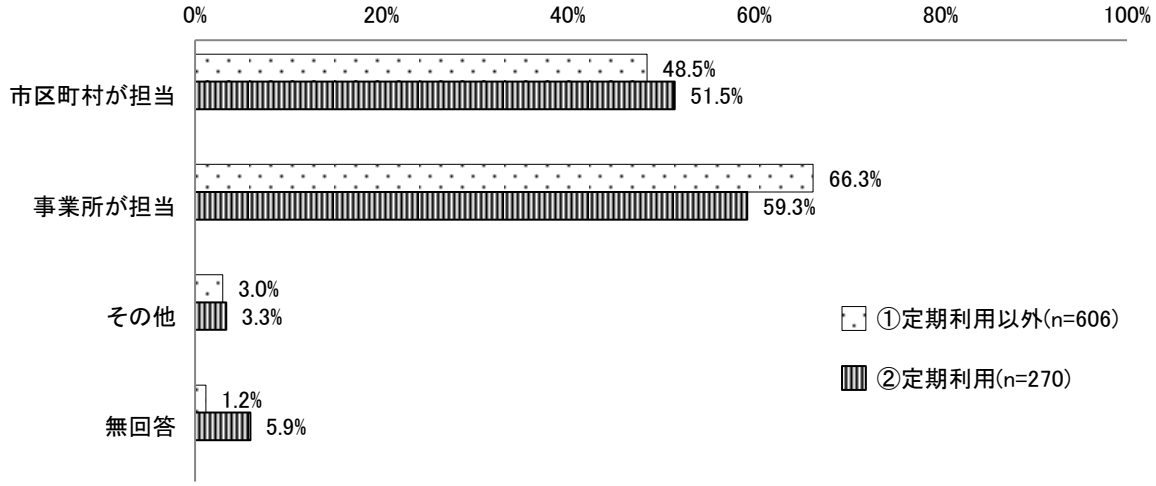

ii）利用希望者の申込受付

利用希望者の申込受付についてみると、定期利用以外、定期利用いずれも、「事業所が担当」の割合が高く、定期利用以外が 82.2%、定期利用が 78.5%となっている。

図表 41　利用希望者の申込受付_公立:複数回答（Q13）

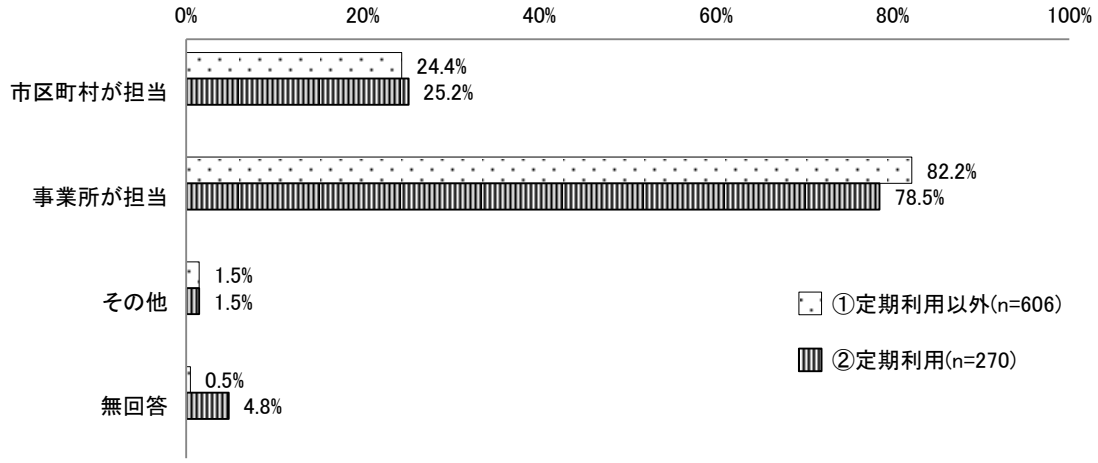

iii）利用者の認定･登録

利用者の認定・登録についてみると、定期利用以外、定期利用いずれも、「事業所が担当」の割合が５～６割、「市区町村が担当」が半数弱となっている。

図表 42　利用者の認定･登録_公立:複数回答（Q13）

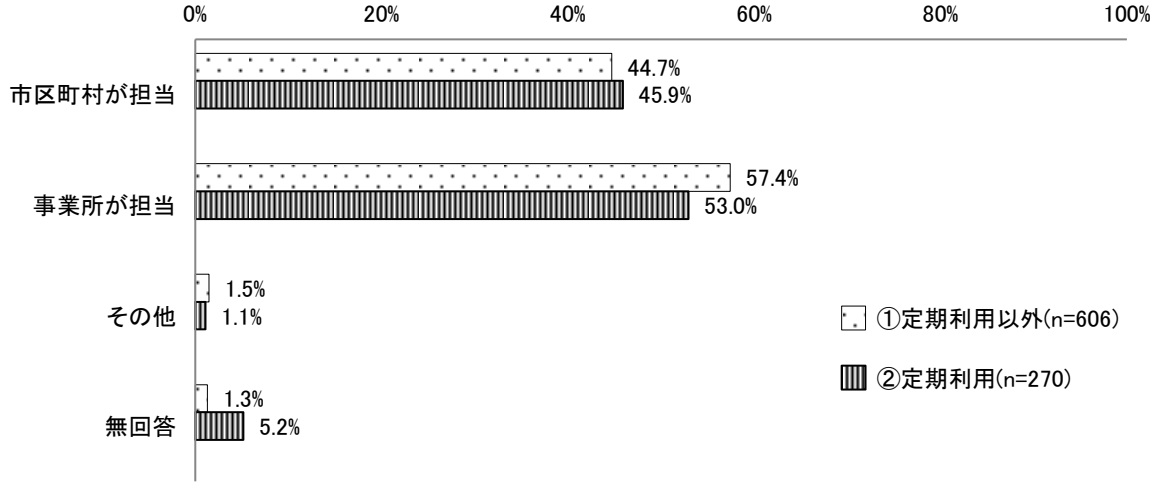

iv) 利用料の徴収

利用料の徴収についてみると、定期利用以外、定期利用いずれも、「事業所が担当」の割合が高く、定期利用以外が 66.2%、定期利用が 60.7%となっている。

図表 43　利用料の徴収_公立:複数回答（Q13）

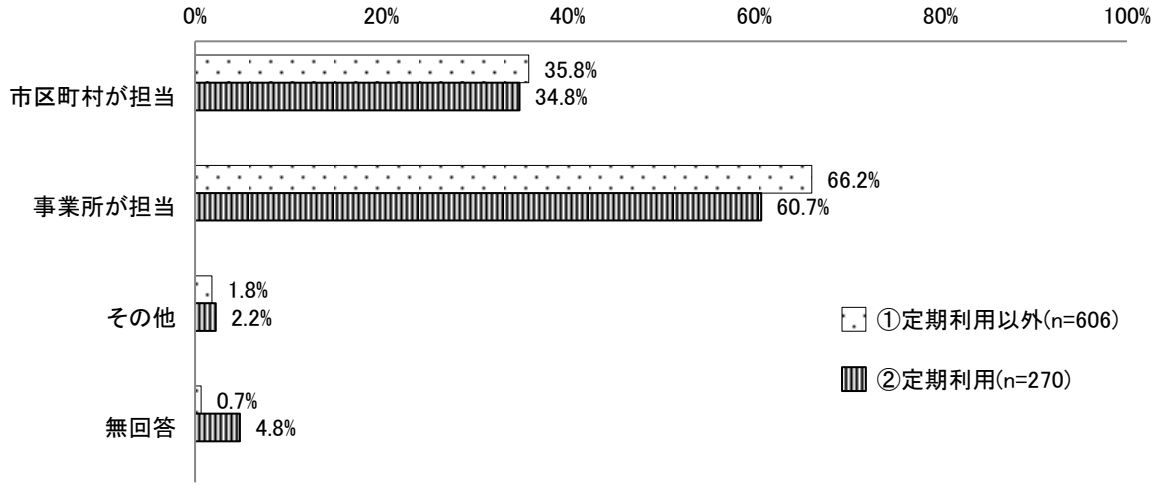

v) 利用調整（複数の希望者がいた日の利用者調整）

利用調整（複数の希望者がいた日の利用者調整）についてみると、定期利用以外、定期利用いずれも、「事業所が担当」の割合が高く、定期利用以外が 88.4%、定期利用が 83.7%となっている。

図表 44　利用調整（複数の希望者がいた日の利用者調整）_公立:複数回答（Q13）

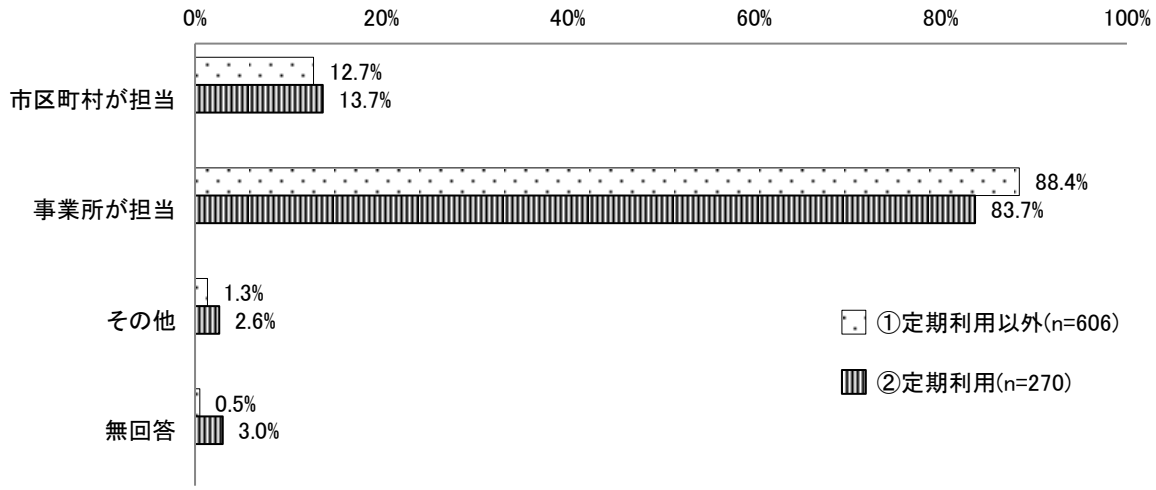

②私立

ここでは、一時預かり事業の利用者対応に関する市区町村と私立の事業所の役割分担状況について、項目別に集計を行った。その結果、５項目すべてについて、事業所で担当している割合が約８割～９割超となっており、公立と比べて、私立の方が事業所で利用者対応を行っている割合が高い傾向がみられた。

i）利用希望者の募集

利用希望者の募集についてみると、定期利用以外、定期利用いずれも、「事業所が担当」の割合が高く、定期利用以外が 89.1%、定期利用が 84.4%となっている。

図表 45　利用希望者の募集_私立:複数回答（Q13）

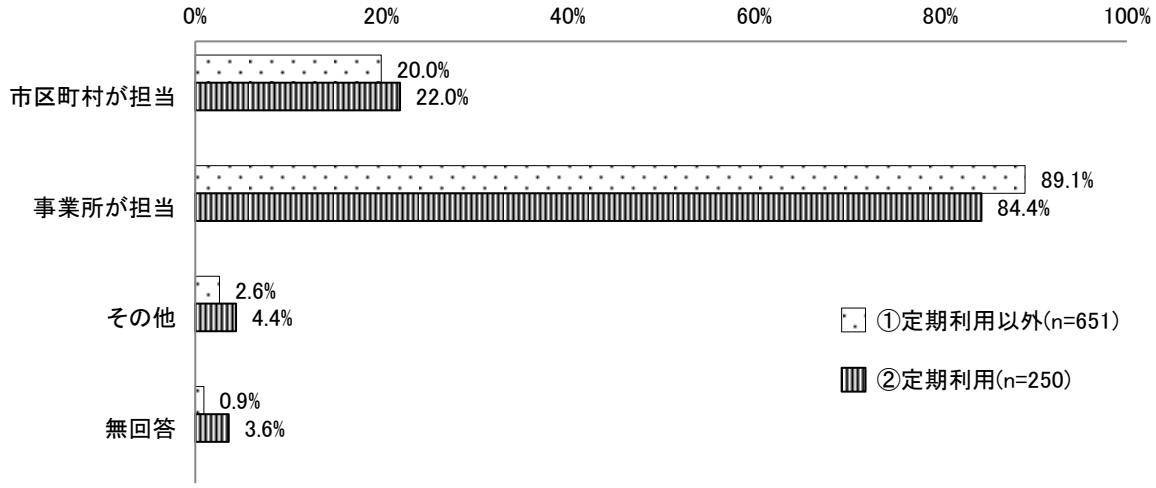

ii）利用希望者の申込受付

利用希望者の申込受付についてみると、定期利用以外、定期利用いずれも、「事業所が担当」の割合が高く、定期利用以外が 94.3%、定期利用が 88.4%となっている。

図表 46　利用希望者の申込受付_私立:複数回答（Q13）

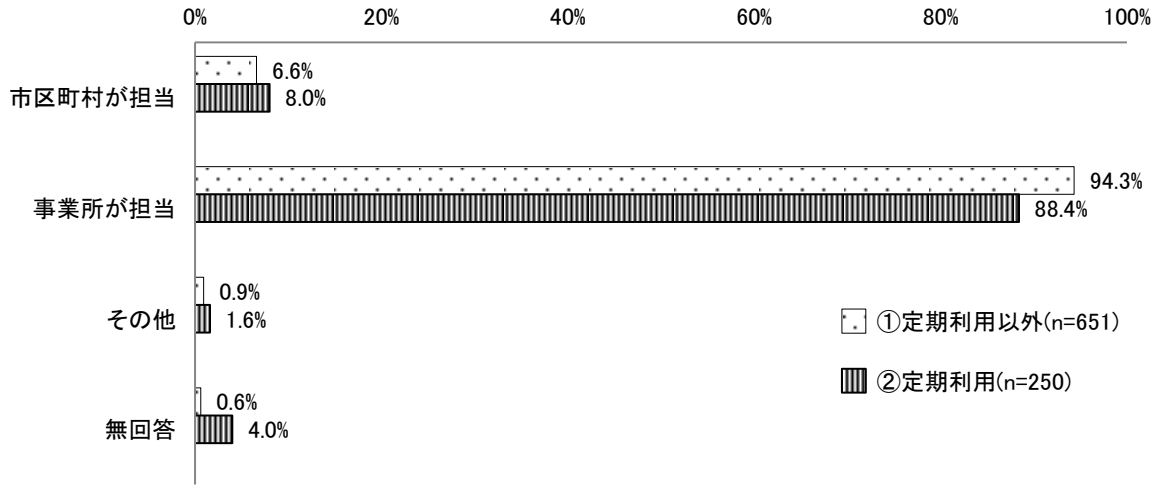

iii) 利用者の認定･登録

利用者の認定・登録についてみると、定期利用以外、定期利用いずれも、「事業所が担当」の割合が高く、定期利用以外が 89.1%、定期利用が 84.0%となっている。

図表 47　利用者の認定･登録_私立:複数回答 (Q13)

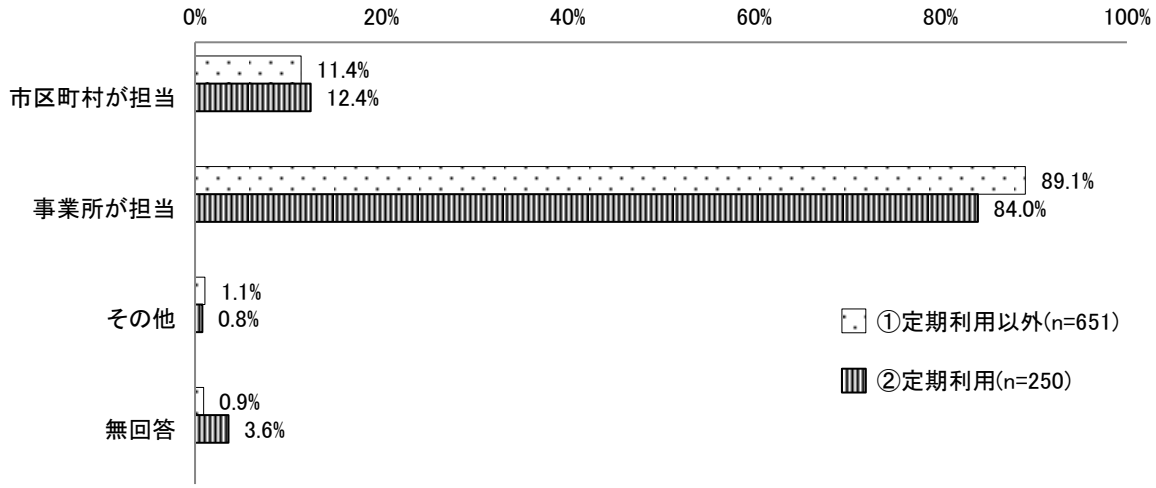

iv) 利用料の徴収

利用料の徴収についてみると、定期利用以外、定期利用いずれも、「事業所が担当」の割合が高く、定期利用以外が 96.2%、定期利用が 92.4%となっている。

図表 48　利用料の徴収_私立:複数回答 (Q13)

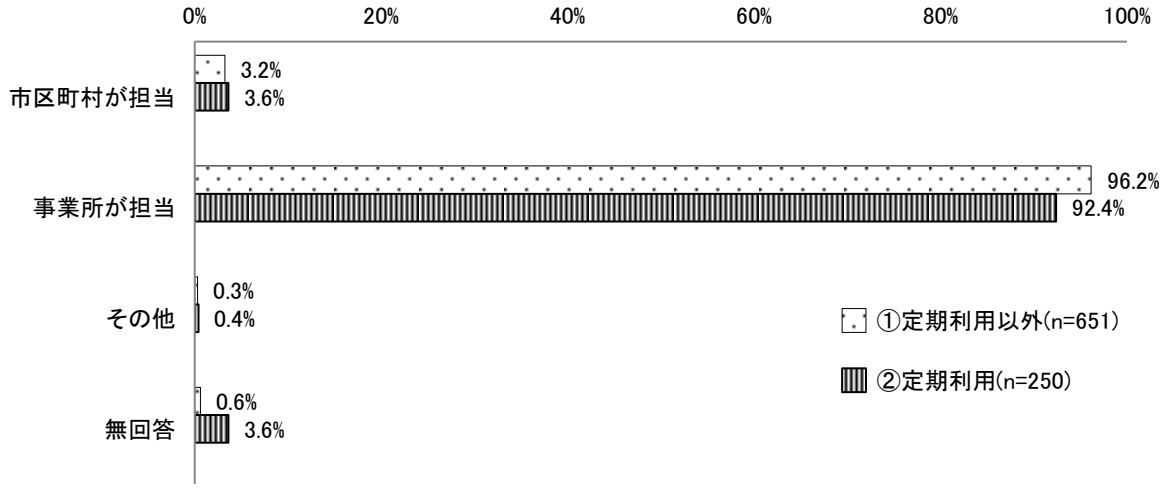

v）利用調整（複数の希望者がいた日の利用者調整）

利用調整（複数の希望者がいた日の利用者調整）についてみると、定期利用以外、定期利用いずれも、「事業所が担当」の割合が高く、定期利用以外が 97.7%、定期利用が 94.0%となっている。

図表 49　利用調整（複数の希望者がいた日の利用者調整）_私立:複数回答（Q13）

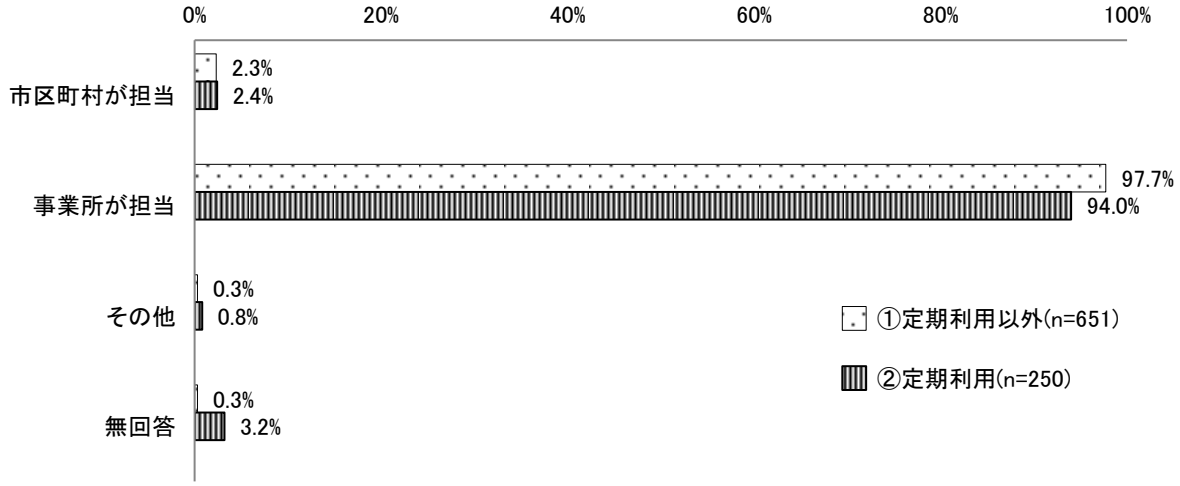

（１３）利用者調整で優先させる利用者の基準

（１２）一時預かり事業の利用者対応に関する役割分担（公立または私立）において、「ｖ）利用調整」について「市区町村が担当」を選択した市区町村について、一時預かり事業の利用者調整にあたって、優先させる利用者の基準を確認した。

定期利用以外では、「予約の先着順で利用者を決める」が 47.0%でもっとも割合が高く、次いで「特に基準は設けていない」が 31.3%、「虐待や DV のおそれがあるなど緊急度の高い家庭を優先する」が 22.9%となっている。

また、定期利用では、「予約の先着順で利用者を決める」が 36.6%でもっとも割合が高く、次いで「虐待や DV のおそれがあるなど緊急度の高い家庭を優先する」が 29.3%、「特に基準は設けていない」が 26.8%となっている。

定期利用以外と定期利用を比較すると、定期利用以外は「予約の先着順で利用者を決める」、定期利用は「ひとり親家庭を優先する」の割合がやや高い。

図表 50　利用者調整で優先させる利用者の基準:複数回答（Q14）

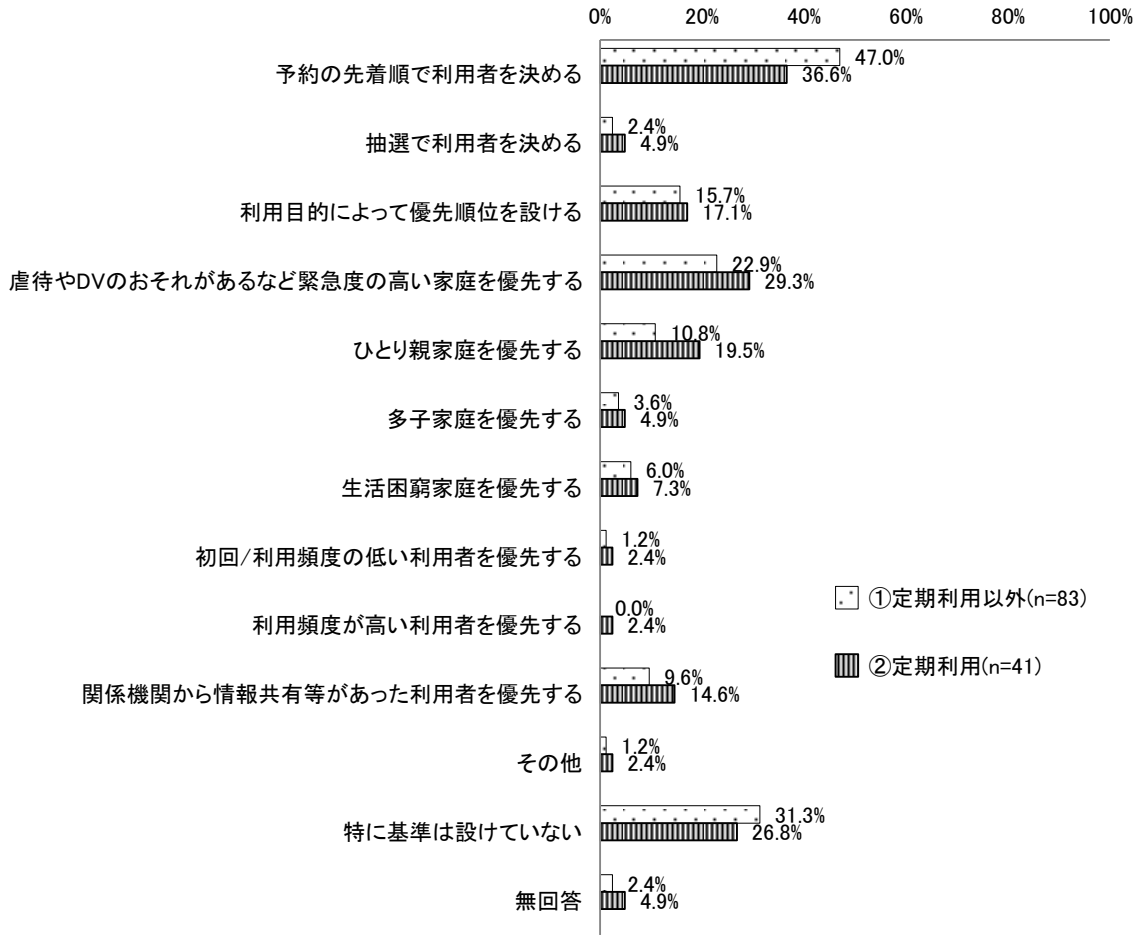

（１４）その他、一時預かり事業の利用にあたり設定している条件

その他、一時預かり事業の利用にあたり設定している条件をみると、定期利用以外、定期利用で同じ内容の回答が多く、利用対象としては、住民のみや、里帰り出産も対象とする、住民を優先するが住民以外も対象とするなどの回答がみられた。市区町村の中で、公立の一時預かり事業は住民対象のみなど、公立・私立によって対象を分けている市区町村もみられた。

利用料については、住民・住民以外で料金に差を設けている、生活保護世帯等の減免、緊急の場合は利用料を徴収しないなどの回答がみられた。

図表 51　その他、一時預かり事業の利用にあたり設定している条件【定期利用以外】

：自由記述（Q15）

■利用対象者
・市内に居住の方、保育所・認定こども園・小規模保育事業の保育部分を利用していない方。
・市内に居住する児童。
・町内に住所を有する児童・児童福祉法第 24 条第１項の規定による保育の利用の対象とならない児童。
・住民のみ利用可能。出産で里帰りの場合は出産予定日の前後２か月間利用可能。
・児童及び保護者はともに住民登録している。
・基本的には市内に住所のある児童を対象としているが、住所が市内になくとも居住の実態がある場合など対象としている。
・市内居住者のみ（祖父母が市内居住の里帰り出産のみ市外在住でも対象）。
・社会福祉協議会以外の者が実施する場合は、対象児童を町内に住所を有する児童に限る。
・本市に居住する、保育施設を利用していない児童（ただし、緊急一時預かりは、市外居住者も可）。
・市外住民も利用可能だが、市内住民が優先。

■利用料
・利用料について、市内在住者と市外在住者に差がある。
・当該月の合計額から 37,000 円を控除した額を負担額としている。
・生活保護世帯、火災・災害被害を受けた場合は利用料を免除。
・施設等利用給付認定の対象となった児童に対しては、利用料の償還払いを行っている。
・３歳未満の児童が、一時預かり事業を利用する場合、利用料について、無償化としている。（利用料について、一度事業所に払ってもらうが、利用者が町に償還払いの申請をすることで、町が利用者に還付する）
・①生活保護世帯②ひとり親または在宅障がい児（者）世帯かつ市民税非課税世帯は利用料減免（事前申請必須）。
・緊急保育の場合は利用料を徴収しない。
・利用料を３区分に分けている。①生活保護世帯等②市民税非課税世帯③その他の世帯。

／等

図表 52　その他、一時預かり事業の利用にあたり設定している条件【定期利用】

:自由記述（Q15）

■利用対象者
・公立の施設は市内在住者のみ対象。
・市に住民票がない方や特定教育・保育施設等に在籍している児童は利用不可。
・私立保育園での一時預かりについては市内在住のみ対象。
・原則として､市内に住所を有する集団保育になじむ児童で､児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 1 項の規定による保育の対象とならない児童。
・認可保育所の内定を受けた者の利用は不可。求職中でも支給認定証の更新ができれば、利用を継続することが可能。育児休業中でも利用月に復職すれば利用可 。月 160 時間以上の利用及び求職中ではない者への認可外助成制度実施。
・午後からの利用不可。
・原則市内在住としているが、利用日時点で市内が生活拠点となっている場合、市外在住の就園児も可としている（里帰り、介護、看護等のため帰省している場合)。

■利用料
・町内に住民票のある第二子以降は利用料無料。
・利用料の減免（生活保護法の適用を受けている世帯に属する者は半額、そのほか市長が適当と認めるとき)。
・住民税非課税世帯、生活保護世帯等を対象に保育料軽減を行っている。（日額 1,300 円）
・保育料は、保育所の保育料で対応しているので第２子は半額、第３子から無償、３～５歳児は幼稚園の預かり保育の払い戻し対象。
・利用料の減免について、市内在住者に限定している。

／等

（１５）空き状況の公開方法

一時預かり事業の空き状況の公開方法をみると、公立、私立とも、「ホームページ等で公開していないため、各事業所に、電話・来所等で空き状況を確認する」が約９割となっている。

図表 53　空き状況の公開方法:複数回答（Q16）

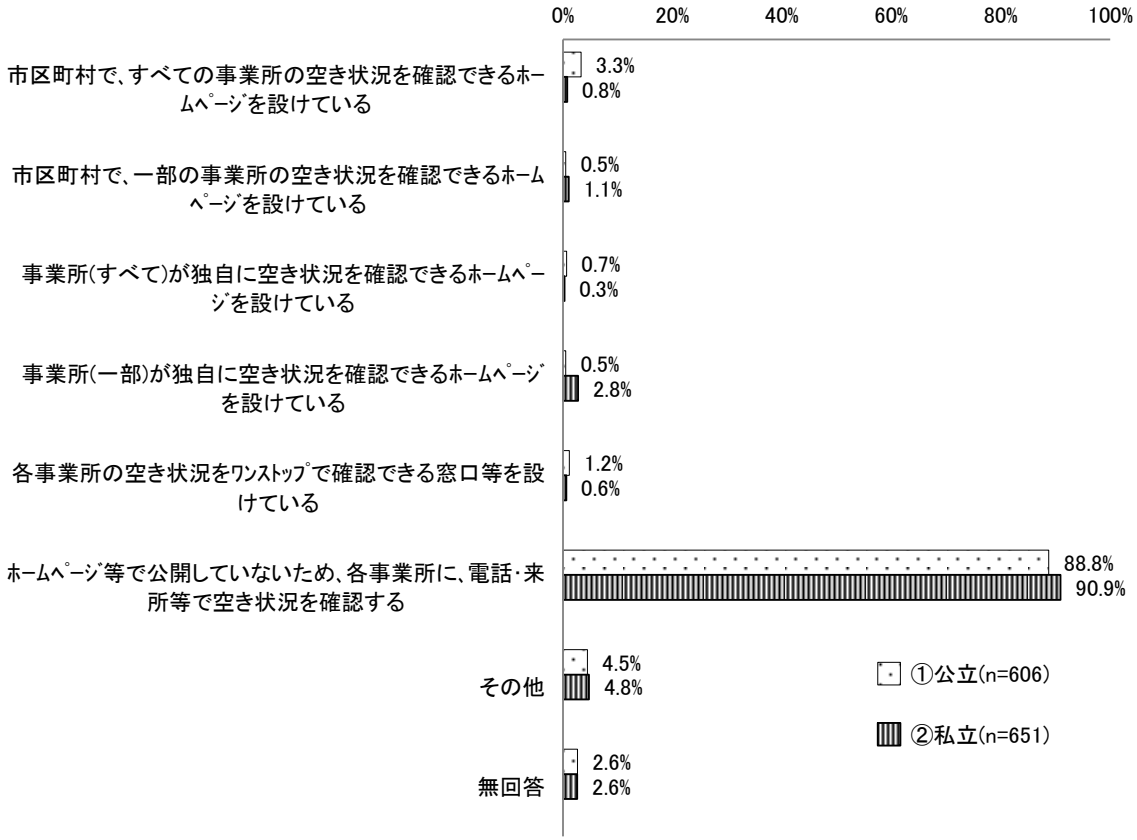

（１６）予約方法

一時預かり事業の予約方法をみると、公立、私立とも、「各事業所に、電話・来所等で直接予約する」が９割強となっている。

図表 54　予約方法:複数回答（Q17）

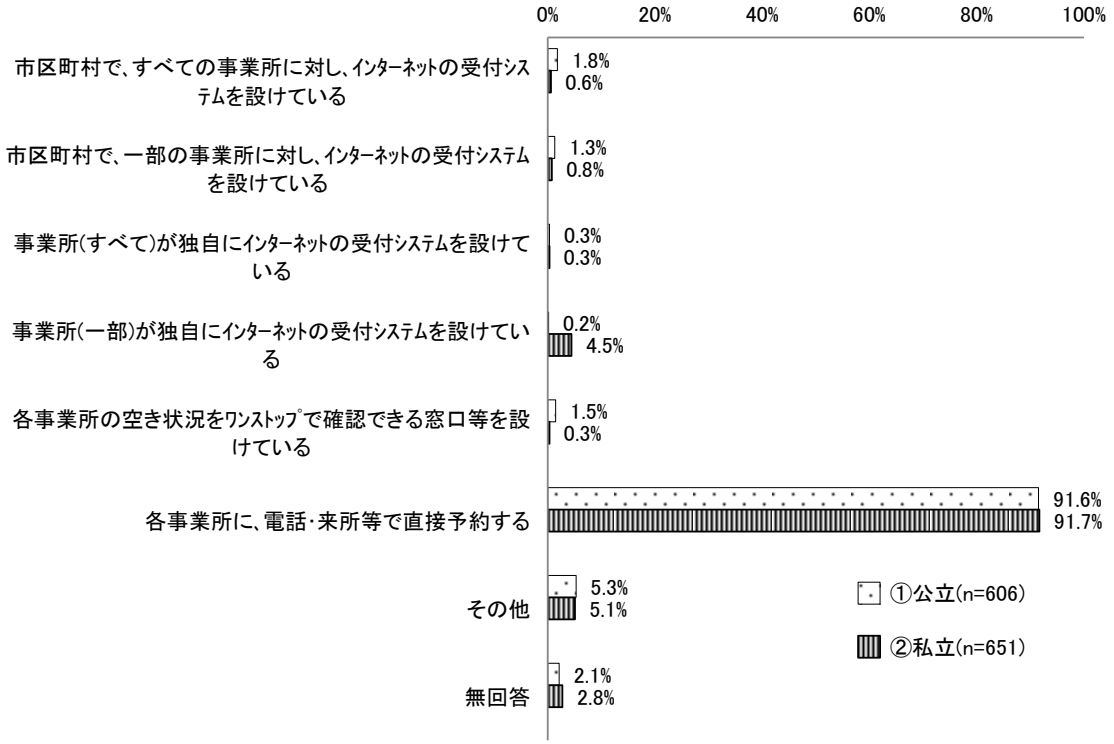

（１７）利用にあたり事前に行う手続き等（市区町村として統一して行っていること）

利用にあたり事前に行う手続き等として、市区町村として統一して行っていることをみると、「事前登録」が 32.9%、「利用にあたっての事前面談」が 31.9%となっている。また、「特に統一して行っていることはない」も 52.2%となっている。

図表 55　市区町村として統一して行っている利用の事前に行うこと:複数回答（Q18）

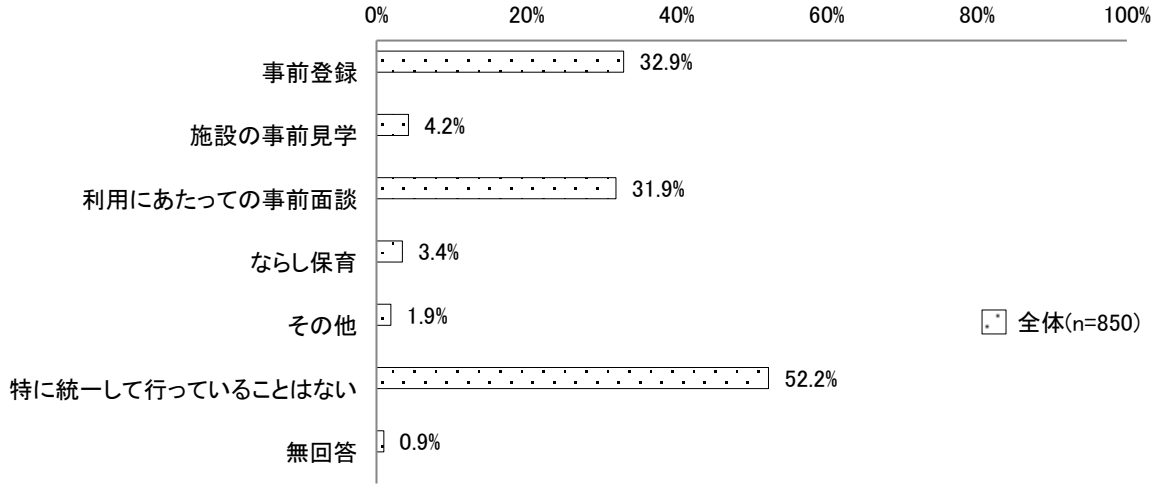

（１８）近年利用が増えている家庭

一時預かり事業の利用者のうち、近年利用が増えている（と思われる）家庭をみると、「共働きの家庭」が 25.2%、「保護者に疲れが見える家庭」が 22.2%となっている。一方で、「わからない、把握していない」が 39.8%でもっとも割合が高く、実際の利用者の状況を把握していない市区町村も少なくない。

図表 56　近年利用が増えている家庭:複数回答（Q19）

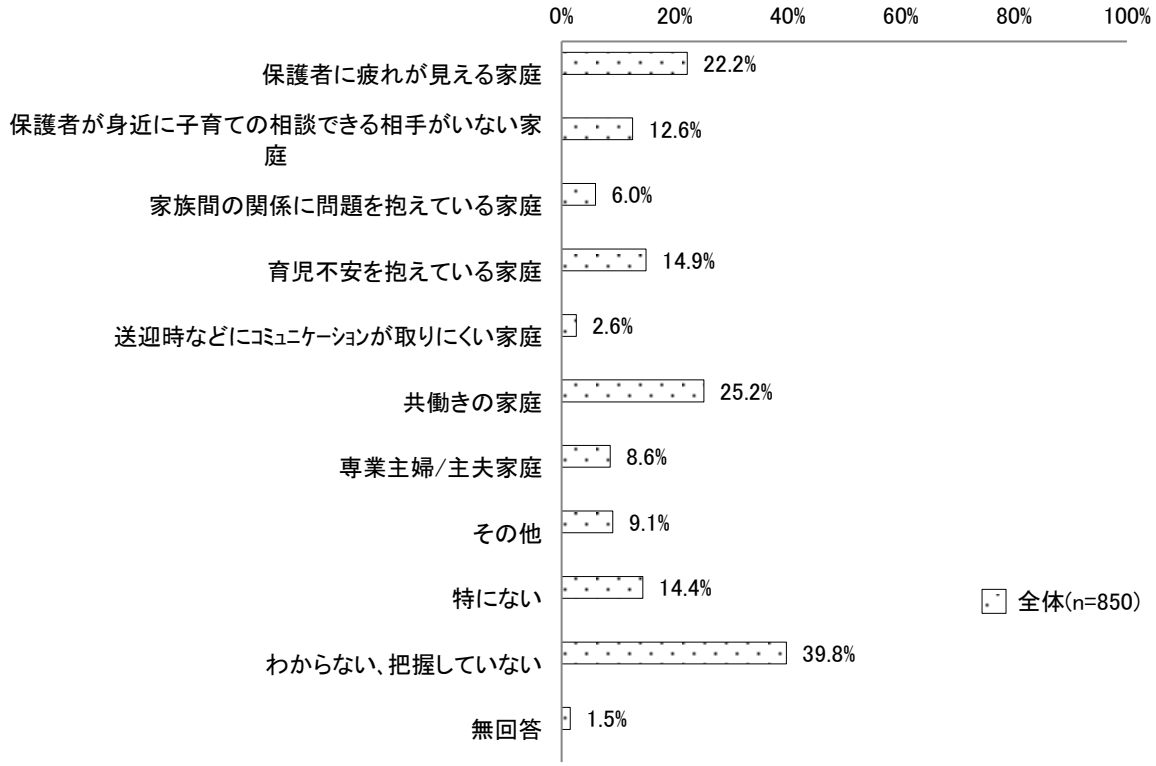

（１９）最近、個別の支援や配慮の必要性が増している子どもや家庭

一時預かり事業の利用者で、最近、個別支援や配慮の必要性が増している（と思われる）子どもや家庭についてみると、「発達について特別な支援を必要としている子ども」が 21.3%、「慢性疾患がある子ども」が 11.3%となっている。一方で、「わからない、把握していない」が 48.0%でもっとも割合が高く、個別の支援や配慮の必要性が増している子どもや家庭についても、把握していない市区町村が多いことがうかがえる。

図表 57　最近、個別の支援や配慮の必要性が増している子どもや家庭:複数回答（Q20）

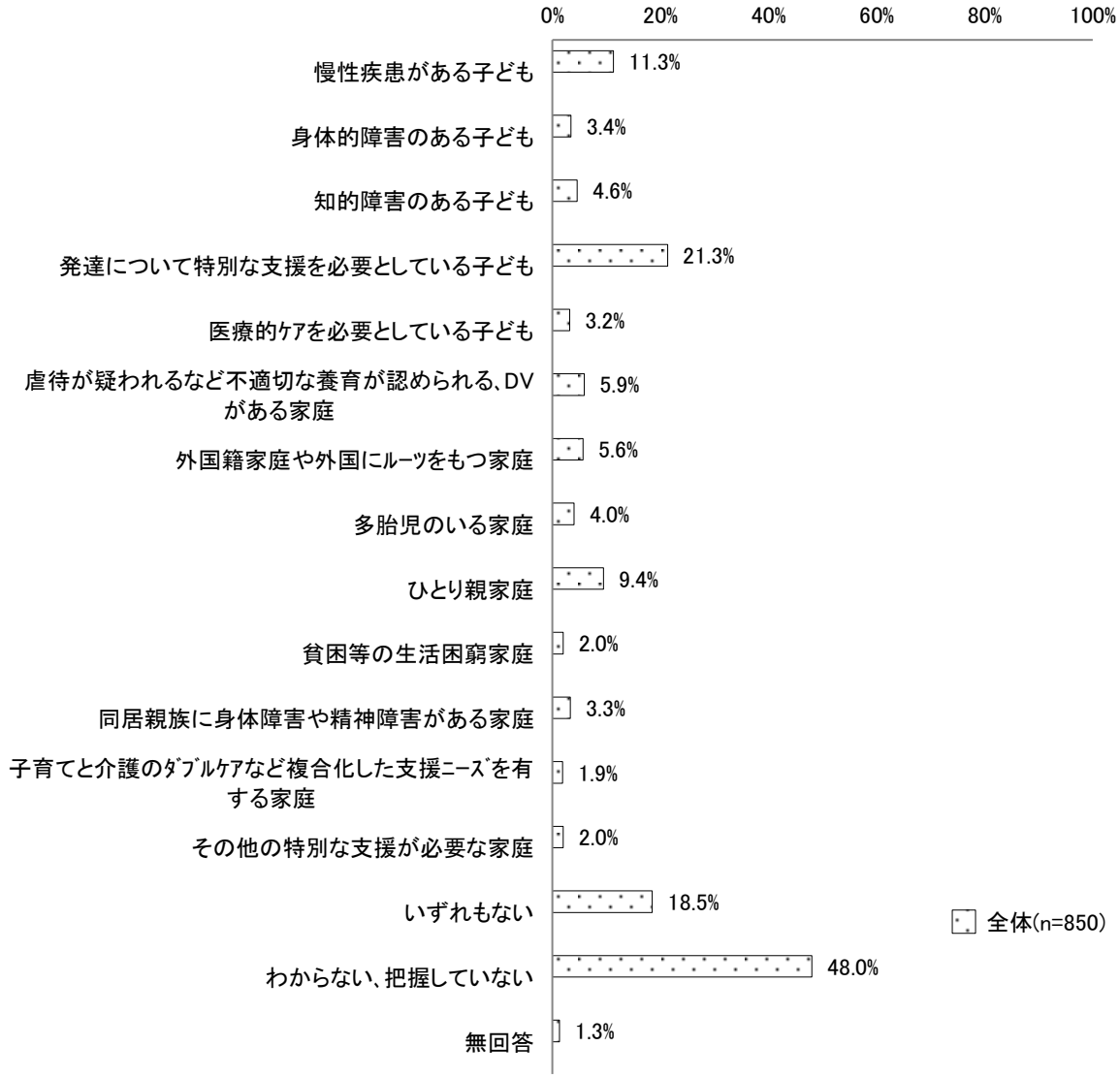

４．一時預かり事業所への支援の状況等

（１）一時預かり事業の周知や利用支援に向けて、工夫して取り組んでいること

一時預かり事業の周知や利用支援に向けて、工夫して取り組んでいることをみると、「広報紙への掲載やちらしの作成」が 38.4%でもっとも割合が高く、次いで「地域子育て支援拠点など、子育て支援施設と連携した周知、利用支援」が 32.4%となっている。また、「特に周知や利用支援に向けて取り組んでいることはない」は 23.5%で、２割強の市区町村では特に周知が行われていないことがわかる。

図表 58　一時預かり事業の周知や利用支援に向けて、工夫して取り組んでいること
:複数回答（Q21）

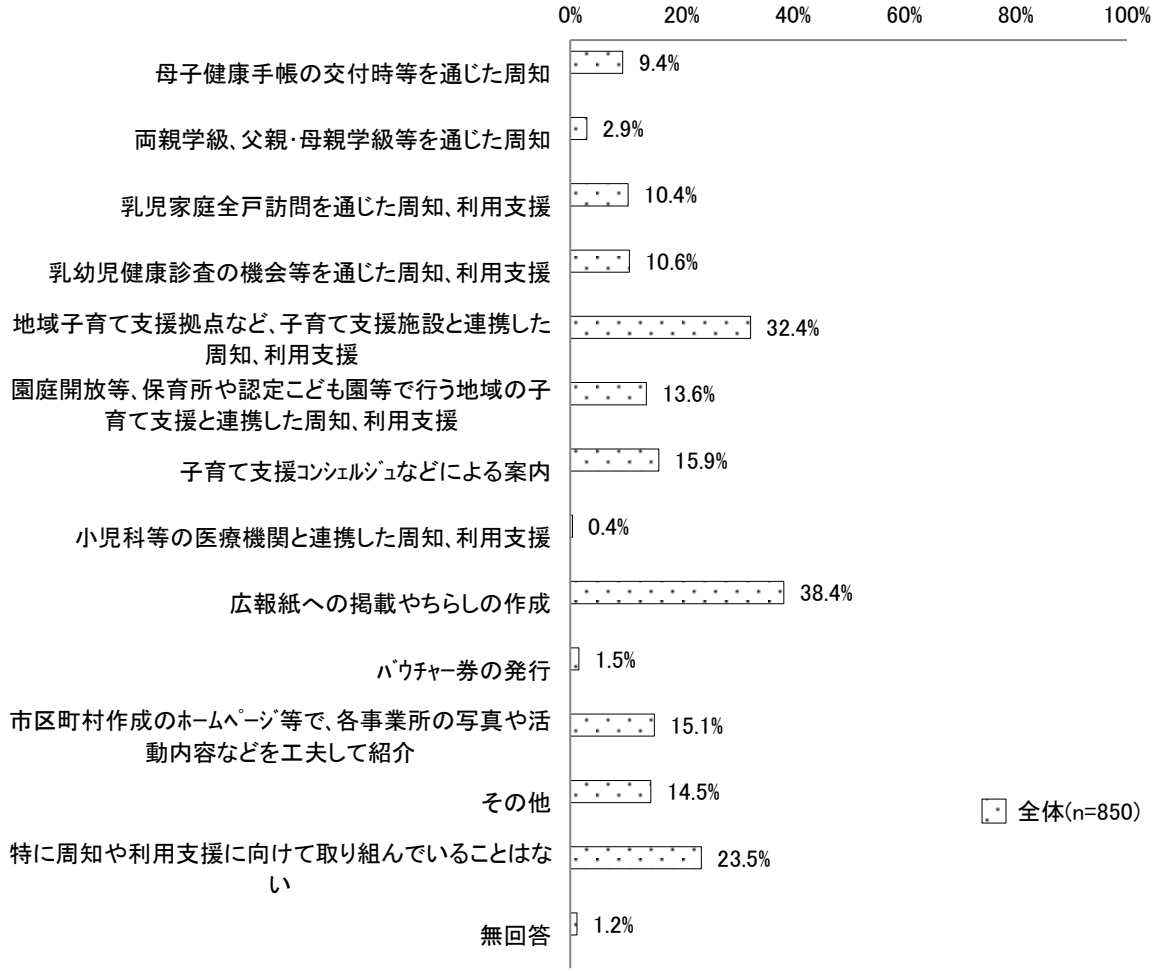

＜具体的内容＞

■母子健康手帳の交付時等を通じた周知
・出生の手続きに来庁した保護者や保育所入所希望がある保護者など、一時預かり事業のニーズがあると考えられる場合に随時周知を行っている。
・母子健康手帳交付時、乳児家庭訪問時に保健師が子育て支援センター（一時預かり）の利用についてのお知らせをしている。
・母子健康手帳配布時に保健師との面談の時間を設けており、その際に子育てガイドブックを用いて産前産後に利用できる制度の説明を行っている。
・母子健康手帳の交付時等に一時預かり事業等の一覧表を配布している。

■乳児家庭全戸訪問を通じた周知､利用支援
・乳児全戸訪問時に、子育て支援 BOOK の配布を行っている。入園を検討されている方に対し、入園のしおりを渡し、一時的保育についても説明している。
・市で作成している子育てに関する情報を集めたガイドブック（小冊子）に一時預かり事業（公立・私立）の情報を掲載しており、同ガイドブックについては、市ホームページでの公開、公共施設や子育て支援拠点での配布のほか、乳児家庭全戸訪問時にも保護者に渡している。

■乳幼児健康診査の機会等を通じた周知､利用支援
・乳児家庭全戸訪問時や乳幼児健康診査時等にちらしを配布し周知している。
・乳幼児健康診査や保健師・助産師の訪問等で育児疲れなどで支援が必要と感じる家庭には一時預かりの案内を行っている。
・乳幼児健康診査で子育て支援センターたよりと一緒に周知し、必要に応じて個別に説明。

■地域子育て支援拠点など､子育て支援施設と連携した周知､利用支援
・一時預かりを認定こども園で実施しており、また地域子育て支援拠点事業も実施しているため、園や子育て支援に来られた際に周知や利用支援を実施している。
・一時預かり事業を実施している保育園では地域子育て支援拠点事業も実施している園が多いため、連携して周知を行っている。
・子育ての広場にて一時保育についてのポスターを掲示。
・地域子育て支援拠点・保育園が窓口となり、どちらでも対応できるようにしている。また、利用者の情報を共有し連携を図っている。

■園庭開放等､保育所や認定こども園等で行う地域の子育て支援と連携した周知、利用支援
・子育て支援施設との連携（一時預かり事業所との併設で，園庭にて利用児が園児と交流を持てる）
・定期的な園庭開放等の実施。

■子育て支援コンシェルジュなどによる案内
・子育てガイドブックを作成し、冊子内で事業を周知し、市の窓口に来た方には、子育て支援コンシェルジュなどが案内している。
・子育てコンシェルジュによる、保育所入所相談時に必要に応じて一時預かりの利用を促している。
・保育コンシェルジュの個別相談の時に一時預かり事業についてのチラシの配布をする。
・窓口対応だけでなく、保育コンシェルジュを設置することで一時保育の利用を視野に入れた提案ができるようにしている。

■小児科等の医療機関と連携した周知､利用支援
・市内の小児科で広報物を掲示してもらうほか、市の広報誌に子育てサポートの記事を掲載するなどの方法で、市民への周知を図った。

■広報紙への掲載やちらしの作成
・子育て支援センターや保育所でのパンフレット配布、町広報誌やホームページへの記事の掲載。
・一時預かり事業を行っている事業所について、利用可能時間、利用料金等をまとめたチラシを作成し、市役所ホームページへの掲載や、窓口での配布を行っている。
・町で作成している子育て支援ガイドブックで事業を紹介している。
・毎年広報３月号で、一時預かり事業を含む、子育て支援サービスの紹介を行っている。

■バウチャー券の発行
・妊娠時からの関わりを条件に、出生後の乳児家庭全戸訪問の際に、一時預かりで使用できるクーポンを保健センターで発行している。

・３人以上の児童を養育している世帯を対象に毎年度 15,000 円分のクーポンを交付。
・満１歳の未就園児に対し、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター、地域子育て支援拠点事業等の利用時に使用できる「リフレッシュチケット」を配布している。

■市区町村作成のホームページ等で、各事業所の写真や活動内容などを工夫して紹介
・妊婦、子育て世帯向けのガイドブックの作成・配付や、子育て支援センター、拠点施設をメインに掲載したマップの作成・配付。
・子育てガイドに一時預かり実施施設の情報を掲載。市ホームページに実施施設の情報を掲載し、子育て世帯へ配布できるようにしている。

／等

（２）市区町村における一時預かり事業所への支援等の取組

市区町村における一時預かり事業所への支援等について、どのような取組を行っているかをみると、「特にない」が 62.4%と６割を超えている。全体としては特段支援等を実施していない市区町村が多いことがうかがえるが、実施されている支援で上位のものをみると、「心配な子ども、家庭があった場合の、児童相談所、発達支援センター等、関係機関との連携支援」が 14.8%、「子育て支援に関する研修機会の提供」が 6.8%、「事業所への賃借料補助以外の補助金の独自上乗せ」が 5.8%などとなっている。

図表 59　市区町村における一時預かり事業所への支援等の取組：複数回答（Q22）

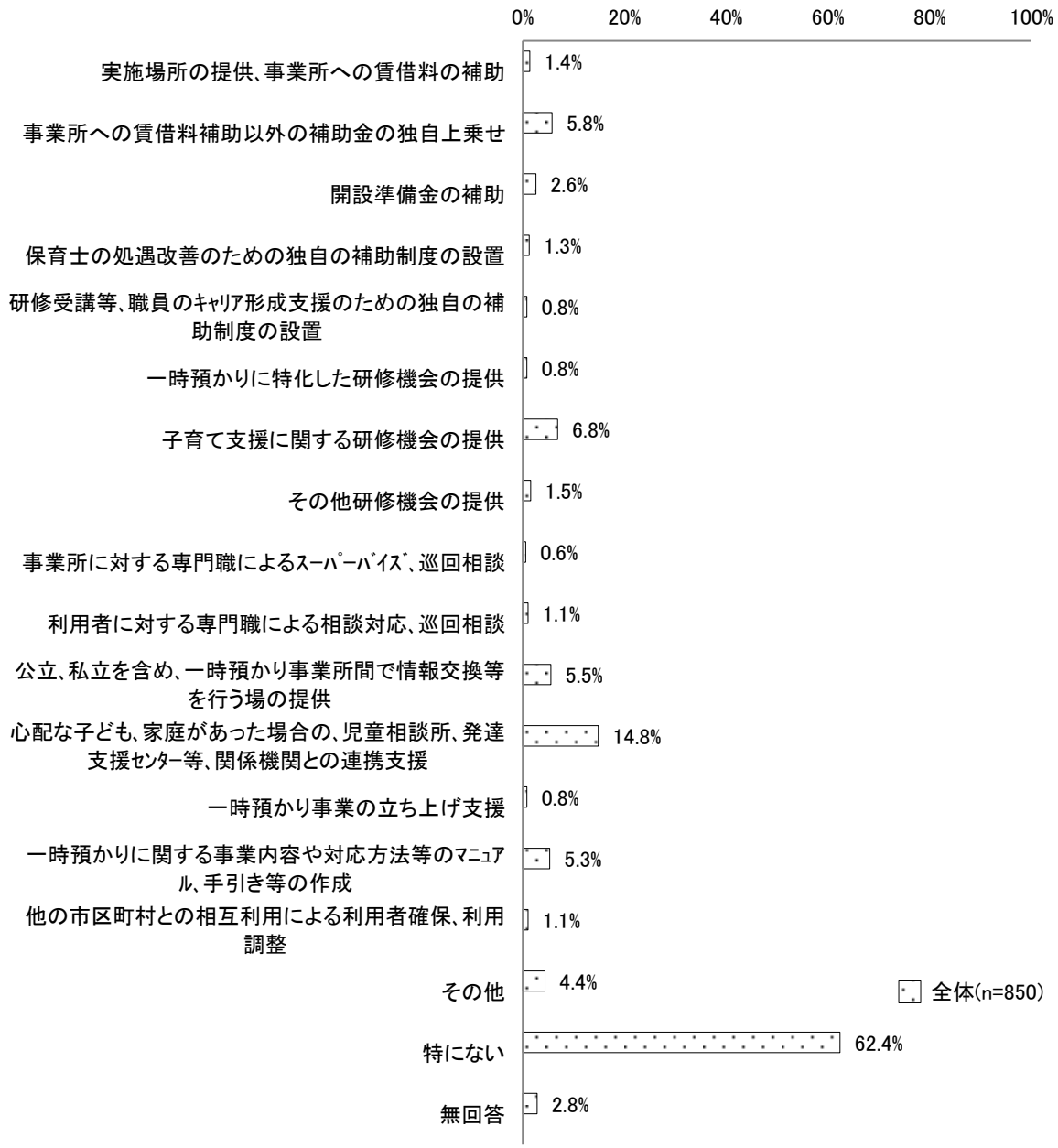

＜具体的内容＞

■事業所への賃借料補助以外の補助金の独自上乗せ
・８時間を超えて開所した分について、１時間当たり 1,050 円を上乗せ補助。
・人件費補助（利用人数による加算金）。
・人件費・一般生活費・コロナ対策費・団体保険料に対する補助金。
・利用実績に応じて委託料に上乗せ。
・利用者数に応じた人件費加算を行っている。
・国の補助制度よりも人数区分を細かく設定し、基準額を上乗せしている。
・私立の事業所に対して、市単独加算で運営費を一部補助。

■開設準備金の補助
・子ども・子育て支援交付金に、町独自で上乗せして補助金を交付している。
・一時預かり事業所の開設準備経費補助を行っている。

■保育士の処遇改善のための独自の補助制度の設置
・保育所等に毎月初日時点で勤務する保育士に対して、施設を経由して処遇改善補助金を交付している。
・保育士の処遇改善のための独自事業として、一時預かり実施施設に年額 264,000 円、一時保育専用施設に年額 396,000 円を補助している。

■研修受講等、職員のキャリア形成支援のための独自の補助制度の設置
・研修参加費用の補助を行っている。

■子育て支援に関する研修機会の提供
・国や県主催の研修情報の提供を行っている。
・市主催の研修（加配児童への対応等）を実施。
・保育キャリアアップ研修に参加。
・県子育て支援員研修に積極的に参加している。
・子育て支援員研修（一時預かり）の受講案内を行い、担い手の確保や研修機会の提供に努めている。

■その他研修機会の提供
・保育士の受講する各種研修への参加。

■利用者に対する専門職による相談対応、巡回相談
・保護者からの相談に対し、言語聴覚士、作業療法士等の専門職が対応できるよう窓口を設けている。
・発達発育に関する定期巡回を年１回実施。

■公立、私立を含め、一時預かり事業所間で情報交換等を行う場の提供
・年１、２回実施事業者による連絡会を開催。
・「預かる」を支援する事業等連絡会を開催し、各事業者の取り組みについて情報提供している。
・町内の認定こども園間において、一時預かり担当者同士で情報交換を行い、共通の認識を持つようにしている。
・市の子育て支援連携会議にて情報交換。
・一時預かり連絡会議の実施。

■心配な子ども､家庭があった場合の、児童相談所、発達支援センター等、関係機関との連携支援
・心配な子どもや家庭を担当している保健師が、一時預かりを利用する施設に同伴して手続きを行ったり、子どもの様子を把握したりする。

・気になる子ども、家庭については、一時預かり事業に限定することなく関係機関と連携し支援している。
・心配な子ども・家庭については、保育園所管課をとおして子育て支援の部署につなぎ、関係機関と連携する体制がある。
・区の関係部署への情報提供について、事業者に対して会合や連絡会等の機会を活用し、連携先などを周知、依頼を行っている。
・福祉事務所等から一時預かり事業を斡旋し利用してもらうことで、保護者の心理的な負担軽減等を図り、関係機関との円滑な連携を支援する場合がある。

■一時預かりに関する事業内容や対応方法等のマニュアル、手引き等の作成
・対象者や利用料の無償化等がわかりづらいとの指摘を受け、マニュアルを作成し、保育士の業務改善に努めた。
・乳幼児一時預かり事業運用マニュアルの作成。
・要綱の作成、手続き等の受付手順の作成（公立での取組）。
・運営事務マニュアルの作成および共有。
・事業所、市職員間で共通のマニュアルのもとで運用している。
・保育料の算定、対象児童、利用可能日数等について記載したマニュアルを配布している。
・公設公営保育所全施設が共通した対応が図れるようマニュアルを作成。

■他の市区町村との相互利用による利用者確保、利用調整
・近隣市町村と協定を結び、相互利用の利用料請求手続きを簡素化している。
・広域都市圏内の市町間で相互利用できるように協定を締結している。
・他の市区町村との相互利用により利用者を確保（利用調整はなし）。
・県内、近県の市町と相互利用協定を締結。

／等

（３）一時預かり事業の課題

①適切な利用者数の確保や受付方法について

一時預かり事業の課題のうち、適切な利用者数の確保や受付方法に関するものをみると、「定員以上の申込みがあり、断らざるをえない」が 21.1%、「利用者数が量の見込みを下回っている」が 15.8%、また、「特に課題になっていることはない」も 19.2%となっている。一時預かりの需要と供給のバランスに苦労している事業所が多いことがうかがえる。さらに、「わからない、把握していない」は 24.7%ともっとも割合が高く、課題を把握していない市区町村も一定みられる。

図表 60　一時預かり事業の課題_適切な利用者数の確保や受付方法について:複数回答（Q23-1）

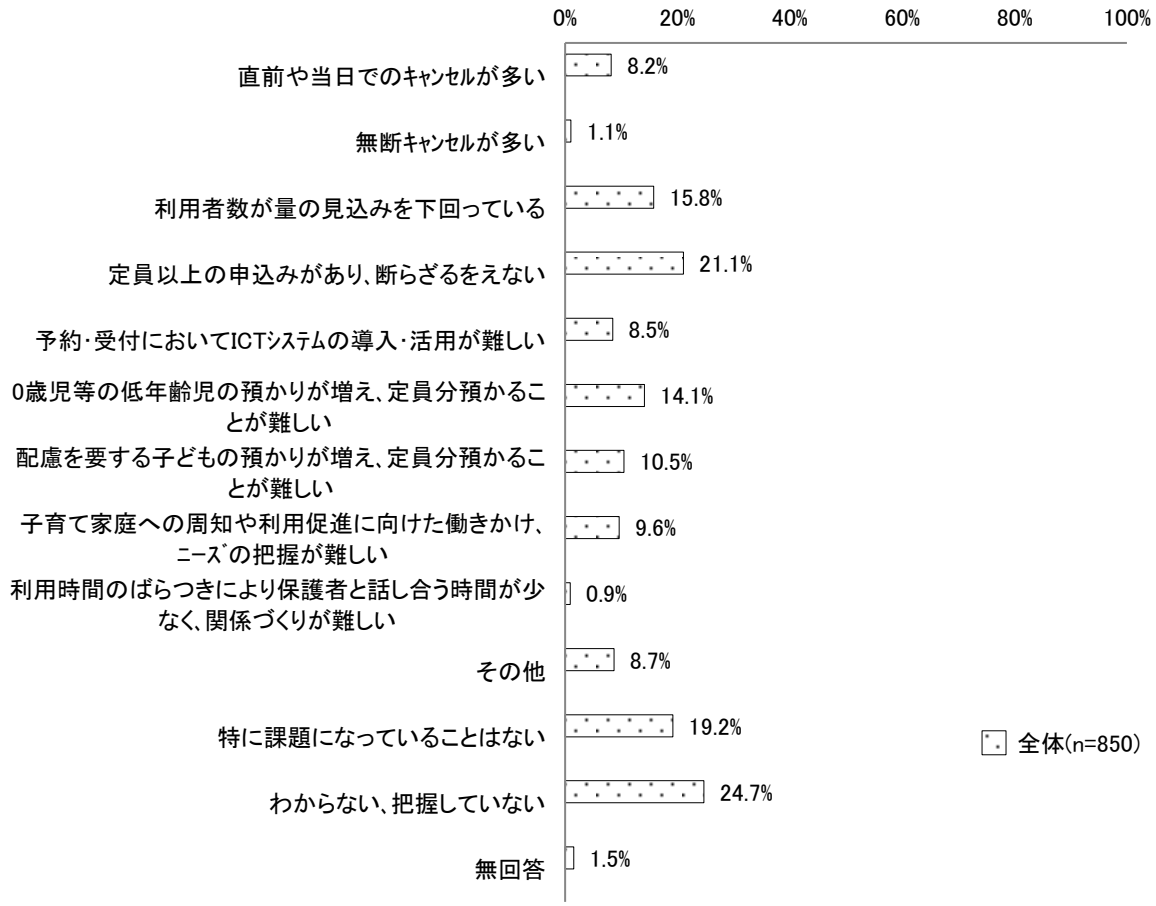

②体制整備、職員の業務負担、資質向上について

一時預かり事業の課題のうち、体制整備、職員の業務負担、資質向上に関するものをみると、「利用者数に応じた職員配置など、調整の負担が大きい」が 24.6%、「一時預かりを担当する職員を募集しても集まらない」が 18.9%となっている。また、「特に課題になっていることはない」も 22.4%となっている。前問と同様、「わからない、把握していない」も 26.6%と一定みられる。

図表 61　一時預かり事業の課題_体制整備、職員の業務負担、資質向上について：複数回答（Q23-2）

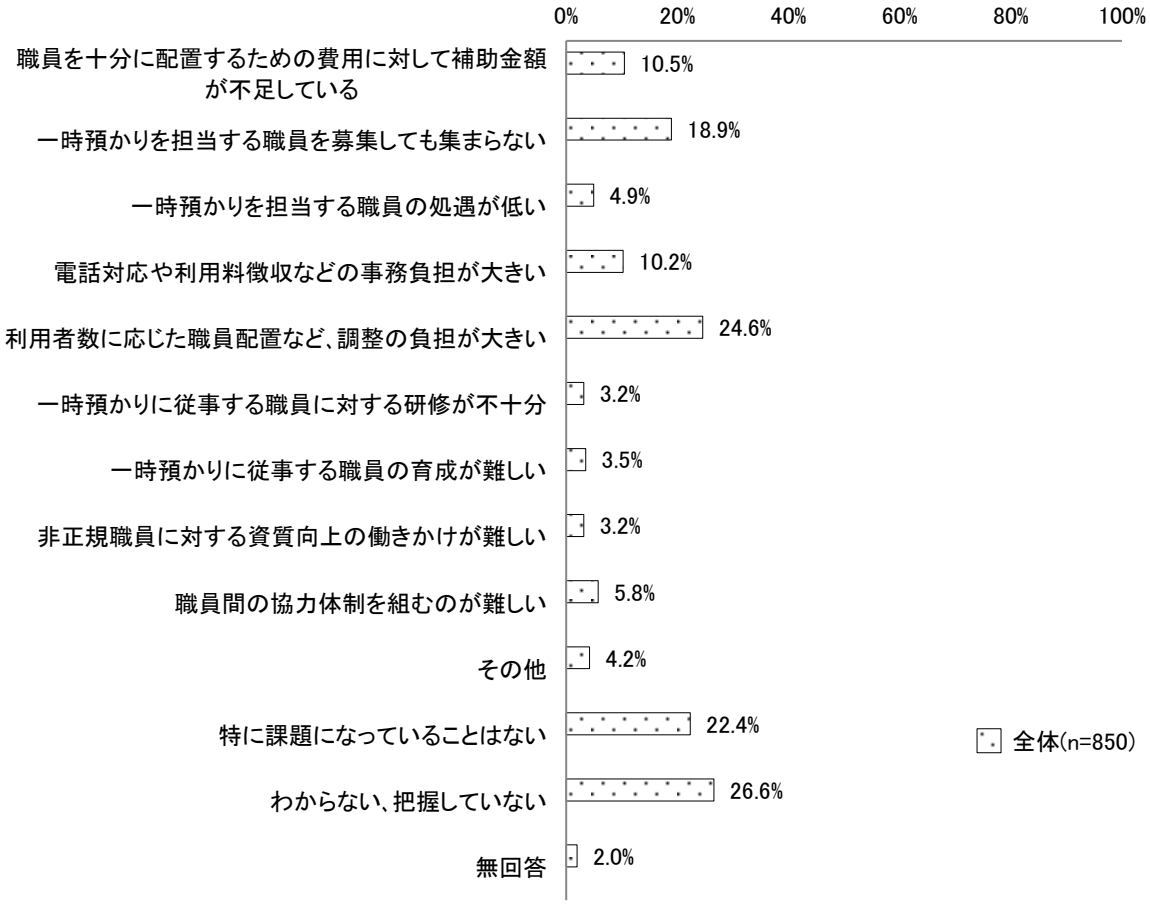

③その他一時預かり事業の運営について

一時預かり事業の課題のうち、その他一時預かり事業の運営に関するものをみると、「特に課題になっていることはない」が 39.9%、「わからない、把握していない」が 29.1%となっている。他で割合の高いものをみると、「専用室の確保が難しい」が 13.3%となっている。

図表 62　一時預かり事業の課題_その他一時預かり事業の運営について：複数回答（Q23-3）

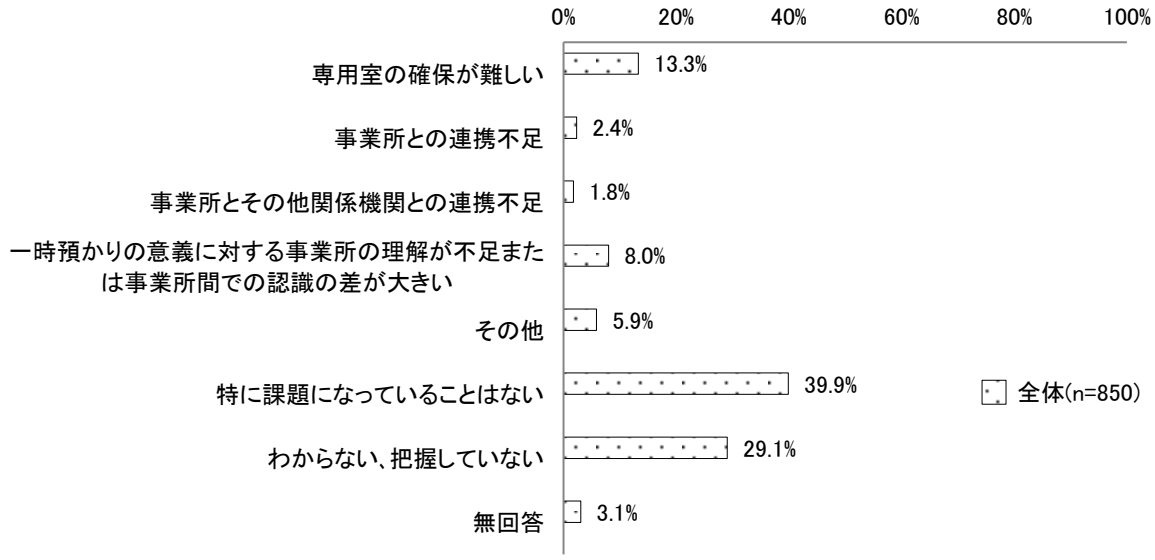

④課題の具体的な内容や解決に向けた独自の工夫等

課題の具体的な内容や解決に向けた独自の工夫等をみると、利用調整、受入対象、予約システム、キャンセル対応、申請手続き、人材確保、職員配置・職員体制、保育室・施設設備等、運営費・補助金等、職員の業務負担などについて、回答がみられた。

図表 63　課題の具体的な内容や解決に向けた独自の工夫等：自由記述

■利用調整等
- 低年齢児については、保育できる人数が限られてしまうため、予約が重なると調整せざるを得ない。
- 事業者内で職員調整が難しい場合、別事業者を紹介し受入をしてもらっている。
- 適切な利用者数の確保や受付方法について、通常の保育所等に入所できない児童が年度途中に増加するため、一時預かり事業の定員以上の申込みがあり、事業の案内をしても利用できない状況にある。
- ２か所で実施しているため両方に募集して登録してもらうことで利用者数に応じた調整を行っている。
- 事業所によっては、定員オーバーにより断らざるを得ない日があるため、他の事業所または他のサービスを紹介することとしているが、緊急的な理由や育児ストレスのある方については、緊急一時預かりの実施施設である公立を利用できるよう連携している。
- １日の定員に対して利用希望者が殺到している状況のため、予約を先着順から、家庭の状況等に応じて利用調整を行うように変更した。
- 地域の子どもの人数が減っており、一時預かりの延べ利用児童が大幅に増えることはないため、補助金額が増える見込みがなく、保育士の配置人数も最少人数にせざるを得ない。そのため児童の利用定員も少なく、結果として利用を断るケースが発生している。
- 利用率については、市で保護者と関わる機会を通して、部署を超えた周知に努めている。連携については、実施している事業所（２か所の園）と月に一度の報告（月次報告）のやり取りをしながら、利用状況の把握に努めている。

・就労が理由の定期的な利用が多く、リフレッシュ目的の新規利用や、緊急的な預かりの依頼を断ることもある。
・利用人数が多い地区について、保育所等だけではなく児童館においても一時預かりを実施し、受け皿確保を行った。

■受入対象
・食物アレルギーのあるお子さんについて、給食介助の人員確保や調理作業の面から、受け入れが困難な場合がある。
・特別な支援を要する児童が加配の関係上保育施設に入所することができず、一時保育を定期利用している。１：１で保育士を配置する必要がある場合や、特別な支援を要する児童の利用が重なった時は、保育士の負担が大きくなる上に他の児童の予約を断らざるを得ない状況となっている。

■予約システム
・市内施設の利用調整ができるシステムを取り入れたいが検討に時間を要するため、施設型給付費や入園調整等業務のウエイトの大きいものについて先にシステムの構築を進めている。システム構築のポイントとしては、個人情報の保護が可能であること、運用に市役所の人工が不要であること（施設と保護者だけの作業で完結できるもの）等が考えられる。当市では市外の方の里帰り出産ニーズも一定数あるため、市民だけが利用できるシステムでは不十分である。
・現状では、保護者が事業所に電話をして予約をしているが、利便性の向上等のため予約システムの導入を検討している。
・複数の実施施設間をまたいで、利用区分・利用制限回数・キャンセル条件等、複数の条件を反映させる受付システムが必要となり、その導入が難しい。
・以前は保護者が施設に１つ１つ問い合わせをしないと、預かりを行っている曜日や時間帯、また、利用空き状況が分からなかった。このうち、預かりを行っている曜日や時間帯等の基本情報については、令和４年度から市の子育て情報サイトに掲載することとした。一方、利用空き状況については、翌１ヶ月分の状況を調査し、同じく市の子育て情報サイトに掲載することとした（令和３年 12 月から公立園のみ、令和４年 10 月から公立園及び一般型一時預かり事業を実施する私立認可保育施設を対象として実施）。
・空き状況をウェブ上で確認できるようにしたいが、加配対象児童であるか否かなどにより機械的に空き状況を示すことが難しいため、空き状況の問い合わせがあるたびに実施園に電話で問い合わせている。
・課題別の利用定員枠の設定が複雑であり、既存の予約システムやパッケージ化されたシステムでは対応に限界がある。解決策として予約システムの独自開発を目指している。

■キャンセル対応
・当日キャンセルになった際、配置した保育士への給与等の保障が難しい。
・実際に利用した人数により補助額が算出される制度であるため、無断や直前のキャンセルが発生した場合、配置した職員の人件費は補助されない。

■申請手続き
・市ホームページに一時預かり保育を実施している全施設の利用申請書を掲載したことで、利用者が手軽に申請書類を入手できる環境を整えた。

■人材確保
・就職フェアなど保育士等確保対策の実施。
・保育士確保のため市において保育士・幼稚園教諭に特化した人材バンクを運営している。

■職員配置・職員体制
・在園児のみで職員配置状況が圧迫されている園は一時預かり担当職員１名を配置するのが困

難である。
・担当となる職員間の連携を強化している。担当職員だけではなく園長も補助に入り、利用者のニーズに応えられるよう安全保育に心がけている。
・０歳児の利用が多く、定員までの人数を受け入れられない状況が続いている。利用料収入と補助金を合わせても人件費をオーバーしてしまうため、来年度からは同施設内で実施している子育て支援センターと連携することで、人手の確保を考えている。
・一時保育の拠点園をつくり、職員を配置することで、一時保育の利用がしやすいようにしている。
・在園児のクラスに一時預かりで預かっている児童を混ぜて保育している施設もあるため、施設は全児童が安全に過ごせる環境を作ること、また、配置基準を満たすことで精一杯の状況。職員体制が確保でき、より保育しやすい環境を整備するため、職員が十分に配置できるよう、交付要綱の見直しを行っていただきたい。
・特別な配慮を必要とする子どもが増え、安全に保育するためには１対１の対応が必要になることがある。担当保育士以外の職員も、子どもの特性、状態を共有し対応する必要がある。

■保育室・施設設備等
・新規開設・移転を見込んで実施施設・実施場所を検討するが、新設・大規模改修が必要となり事業実施場所の確保が難しい。

■運営費・補助金等
・補助額については、国の子ども・子育て支援交付金の額に上乗せして補助しており、国の単価を下回るものについては毎年金額の改正を行い、同額程度となるよう設定している。
・一時預かりを補助事業として行うための「専任職員の配置」及び「保育スペースの確保」が難しいことから、多くの施設が自主事業（交付金の対象とならない）で行っている。
・担当保育士の確保がしやすくなるよう、補助単価の改定を検討している。
・安定的な事業継続のためには補助金が不可欠であるが、国補助における補助基準額では経費を賄うことができない。
・実施要綱の中で定められている職員配置について、補助基準額は要件に対し、十分でない。

■職員の業務負担
・各施設からの報告を受ける際、報告様式を市で統一して作成している。園からの報告において誤りを極力少なくするため、園での入力は最小限に抑えられるようにあらかじめ計算式等を組み込むなどの工夫をしているが、制度等に変更があると計算式等を大きく修正する必要があるので、負担が大きい。

／等

５．今後、一時預かり事業について重視する取組

今後、一時預かり事業について、どのような点を重視して取組を推進していく予定かをみると、定期利用、利用対象、未就園児への対応、支援が必要な子どもや家庭への対応、人材確保・職員体制、利用促進、事業所の整備・事業継続、事業の周知、他機関連携、少子化や待機児童解消への対応などについて、回答がみられた。

図表 64　今後、一時預かり事業について重視する取組:自由記述

■定期利用
・定期利用ばかりが増えており、緊急に利用したい人が使いづらいため、各園で枠の確保や人員配置の調整が課題となっている。
・定期預かりの需要把握、実施検討。
・定員割れとなっている施設では定期的な一時預かりのような新たな役割を担っていくことが必要となってくると考える。従来の入園とは異なる知見や見通しが必要であるため、実際にどの程度の需要があるか、実施にあたってどのような点に留意すべきか等、実施主体の事業者が疲弊しないようある程度経営的視点を持てるよう情報提供を通じて支援していく必要があると考える。

■利用対象
・現在、就労を目的に利用している家庭もあるが、就労目的の方は保育所へ入所できるよう整備を進め、一時預かりについては、保護者のリフレッシュや子育ての相談、支援につながるような事業になるとよい。
・現在、当市では離乳を完了したお子さんから就学前までのお子さんをお預かりしているが、０歳児の受け入れについて要望があるため、保育室や職員配置などの整備を行い、０歳児を受け入れる体制づくりをしていきたいと考えている。
・広く利用周知をかける必要があると感じる。特に０～２歳児のお子さんがいる家庭について、保育の事由がなく預けられない場合や核家族で父母以外にお子さんを見ることができない場合など、家庭での保育に大きな負担や不安を抱えている保護者の方に対して、この一時預かり事業が負担を軽減できる保育サービスの一つとして考えていただけるよう周知していきたい。

■未就園児への対応
・０～２歳児を抱える家庭の支援等についても、活用方法を考えている。
・在園児を対象に短時間保育（幼稚園機能）においては預かり保育（幼稚園型Ⅰ）を実施しているが、未就園児に対する一時預かりについても、ニーズを踏まえ検討していくと子ども・子育て支援事業計画に定めている。
・急な預かりニーズのみならず、保育認定に満たない子育て世帯への預かり等による支援及び保護者のリフレッシュのニーズへの対応をより一層推進していく。
・保護者を一時的に子育てから解放することは、保護者自身のためだけでなく、通常保育所等を利用しないような家庭の状況を把握できるという点でも重要だと思っている。一時預かりで単にお子さんを預かるだけではなく、こういった点も重視しながら取り組みを継続していきたいと考えている。

■支援が必要な子どもや家庭への対応
・母子保健担当保健師と連携し、支援の必要な家庭に対し一時預かり事業の利用を促進していきたいが、保育士の確保が難しく、希望通りに受け入れすることが難しくなっているのが現状。
・特別な支援が必要な児童について、一時預かり事業の利用から、通園につながるケースもあり、急な預かりニーズだけでなく、集団生活の機会を提供する場として今後も取り組みたい。
・保護者の利便性（急な対応、近くの施設で預けるなど）の向上のため、真に必要な保護者等

に利用してもらうことや、保護者の心身の負担解消のために利用してもらいたい。

■人材確保・職員体制
・一時預かり事業の実施のためには、保育士の確保が必要なため、町独自で保育士の処遇改善等に取り組むことを検討。
・保護者にとっては負担軽減になり、園にとっては入園児の確保につながるため、本市でも重要な事業であるととらえているが、保育士の確保が課題と考える。また、支援が必要な家庭の子を私立園の一時預かりで受け入れる事は、園への負担が大きいため、財政支援のほか、人的な支援も必要と考える。
・一般型一時預かり事業の安定的な実施が可能となるよう、事業者への財政支援を行うこととしているが、事業者における保育士等の人材確保が大きな課題となっている。
・各保育所において一時預かりを行うことは、保護者の負担軽減のため重要な取り組みである。しかし、保育士不足により受け入れ態勢を整えることが困難な場合もあり、保護者の急な預かりニーズにも対応できる体制整備のため、保育士確保対策に今後も取り組んでいく必要がある。
・保育所によっては職員体制に余裕がなく、一時預かりを断らざるを得ない状況。普段保育していない（性格行動が分からない）子どもを預かるため、実施側からすれば”気軽に利用できる”とは言い難い。
・保護者の心身の負担を軽減し、他の子との関わりによって子どもの成長を促す一時預かりという事業の重要性は理解しているが、人手不足により、受け入れができない施設も多い。保育士の処遇の改善等を引き続き行うことにより、受け入れ体制の確保に努める。
・職員確保が難しいために実施できる施設が少ない中で、必要な方が必要なときに利用できる体制整備に努めていきたい。レスパイト目的の利用はすでに可能としているが、今後拡大していくためには、職員確保が課題となる。

■利用促進
・費用面で利用を躊躇される方や事業を利用することに罪悪感を持つ方もいることから、利用者の経済的・精神的負担を軽減できるような支援策を検討していく必要がある。
・各家庭のニーズに合わせた受け入れが必要だと感じている。しかし、一度も面識のないお子さんを預かることは、安全面で不安もあり怪我や事故につながることが一番の問題点だと思う。そうならないため、認定こども園の開放事業を通して保護者と受け入れ側である私たちがコミュニケーションを取りながら気軽に悩みや不安を話せる場になるよう心がけ、親も子も私たちも“顔みしり”になっていくことができるよう努力する。
・育児の悩みを抱えていながらも、相談できずに苦悩する保護者の負担を軽減できるよう、ホームページや広報等を利用し、情報周知に努めるほか、乳児相談や、出産手続時にチラシを配布するなど、情報周知に努めたい。
・育児に疲れがみえる保護者へ一時預かりの利用を促すが、利用につながらない現状があるため、どのような点が保護者のハードルとなっているのか把握したい。
・保護者の困り感やニーズに寄り添った利用ができるよう、利用前に相談時間を設け、利用目的やその方法について共通理解のもとで進めている。また、利用開始後も定期的に相談、対話する時間を設け保護者の変化に合わせて計画的に利用できるよう、システム構築を検討していく。

■事業所の整備・事業継続
・一時預かりを自主事業として行う施設が多く、人員体制やスペース的に受入れが可能な場合のみ対応していることから、市民ニーズに対し、一時預かり事業の継続的な実施の担保が今後の課題となっている。
・実施施設によっては、定員を超える申し込みがあり、お断りしていることもある。今後の取り組みとしては施設数を増やし、定員数を増加させることが課題である。

■事業の周知
・一時預かり事業が、通常保育所等を利用しないような家庭の状況を把握したり、普段は他の家庭の児童と交わる機会の少ない児童たちに、保育所等による集団生活の機会を通じて、他者とともに過ごし遊ぶことにより、人間関係や自我の芽生えを促す機会を提供できる点からも、支援が必要な方に事業情報が十分に周知されるような取組みが重要であると考える。
・一度も利用したことのない人が多いので、さらに周知を行い、リフレッシュ等での利用を促進していく。
・急な預かりニーズに対応するための施設との認識を庁内で改める必要がある。積極的な活用を推進する。

■他機関連携
・母子健康手帳発行や、乳幼児を連れての転入時からお付き合いの始まる子育て世代包括支援センターや福祉事務所こども係、子ども家庭総合支援拠点など、市全体で子育て世帯を見守る体制が整っている。また、一時保育が保育所と地域子育て支援センターに併設されていることもメリットであると感じる。リフレッシュ目的での利用も増えてきており、今後も子育て家庭を応援する関係機関が連携し、子育てに関する様々なニーズや困りごとを把握することを重視し、一時保育事業の利用につなげていく。
・配慮を必要とする子どもの預かりが増えているため、対応を考えなければならない。保健センターや児童発達支援センター、市役所の子育て支援担当部署との情報共有などの連携を必要に応じて行っていく。
・地域子育て支援拠点で実施している一時預かり保育は１回の利用が短時間ではあるものの、登録・予約については緊急的な対応も行っているため、レスパイトやリフレッシュでの利用も多く、関係機関からつながるケースもある。また、子育てひろばの隣室で預かりを実施しているため、普段利用している場所や顔なじみのスタッフがいることで、気軽に安心して利用できる環境にある。職員配置を安定させながら引き続き実施していきたいと考えている。

■少子化や待機児童解消への対応
・現在は少子高齢化・過疎化が進み園児数もわずかとなっており、保育士も最低限の人数となっている。園児・保育士の確保に努め、併せて一時預かり事業等進めていきたい。
・検討会では、多様なニーズを抱えた保護者・子どもの支援をうたっているが、本村では、村内に公立保育園が一つしかなく、一時保育もそこで行われるため、レスパイト・リフレッシュ目的等の一時預かりは基本的に想定しておらず、そういう場合はファミリー・サポート・センター事業を利用していただくこととなっている。今後も本村の一時預かり事業は、就労、出産等の緊急時の一時預かりとして継続していく。
・待機児童の解消により、地域によっては欠員数が増加している施設もある。今後はそのような受け入れに余裕が生じる保育施設において一時預かりを拡充するなど、既存の保育施設の有効活用を図ることにより、未就園児をもつ家庭の支援に生かしていく予定。

／等

第４章　事業所アンケート調査結果

Ⅰ　調査の概要

１．調査目的

全国の一時預かり事業実施事業所における事業内容や、多様なニーズを抱える保護者・子どもへの支援、一時預かり事業の運営上の工夫・利用促進にあたっての課題等を把握し、今後の一時預かり事業の利用促進や子育て家庭へのより効果的な支援に向けた検討に資する基礎資料とすることを目的として実施した。

２．調査対象

全国の一時預かり事業実施事業所（令和３年度子ども・子育て支援交付金の対象事業所）のうち、「一般型」「余裕活用型」「地域密着Ⅱ型」を実施している事業所を対象とした。

３．調査実施方法

調査依頼は、厚生労働省より都道府県、市区町村を経由し管内の一時預かり事業実施事業所にメールにて案内した。

回答にあたってはWebアンケート画面を構築し、原則Webでの回答を依頼。Web回答が難しい場合は、電子ファイルでの回答を受け付けた。

４．調査実施時期

令和４年10月20日（木）～11月15日（火）

５．回収状況

有効回収数：3,696件

有効回収率：37.4%（参考値）

※回収数は4,112件であったが、そのうち、事業類型（Q3）について「幼稚園型」（176件）、「その他」（56件）、「わからない」（182件）、「無回答」（２件）と回答した416件については、分析の対象外とした。

※有効回収率の母数は、「各自治体の多様な保育（延長保育、病児保育、一時預かり、夜間保育）及び障害児保育（医療的ケア児保育を含む）の実施状況について」（厚生労働省）における、「令和２年度　一時預かり事業の実施状況」[2]内の「一般型」「余裕活用型」実施か所数の合計。

６．統計利用上の注意

構成比の数値は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、個々の集計値の合計は必ずしも100%とならない場合がある。

---

[2] 厚生労働省「各自治体の多様な保育（延長保育、病児保育、一時預かり、夜間保育）及び障害児保育（医療的ケア児保育を含む）の実施状況について　R3調査結果」
https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/R3chosakekka.pdf（令和５年３月８日最終確認）

II　アンケート調査結果

１．一時預かり事業の概要

（１）都道府県別回収状況

都道府県別に事業所アンケートの回収状況（有効回収率の参考値）をみると、「徳島県」が 78.8%でもっとも割合が高く、次いで「福井県」が 73.2%、「高知県」が 66.7%となっている。

図表 65　都道府県別回収状況：単数回答（Q1）

		実施か所数（注）	回収数	回収率
1	北海道	395	101	25.6
2	青森県	183	75	41.0
3	岩手県	169	74	43.8
4	宮城県	168	44	26.2
5	秋田県	141	83	58.9
6	山形県	121	40	33.1
7	福島県	125	41	32.8
8	茨城県	231	104	45.0
9	栃木県	183	104	56.8
10	群馬県	165	66	40.0
11	埼玉県	421	166	39.4
12	千葉県	358	126	35.2
13	東京都	813	245	30.1
14	神奈川県	880	382	43.4
15	新潟県	208	98	47.1
16	富山県	155	18	11.6
17	石川県	207	68	32.9
18	福井県	149	109	73.2
19	山梨県	38	13	34.2
20	長野県	175	45	25.7
21	岐阜県	176	80	45.5
22	静岡県	333	167	50.2
23	愛知県	449	168	37.4
24	三重県	95	23	24.2
25	滋賀県	106	37	34.9
27	大阪府	490	238	48.6
28	兵庫県	605	169	27.9
29	奈良県	80	23	28.8
26	京都府	159	43	27.0
30	和歌山県	42	17	40.5
31	鳥取県	54	25	46.3
32	島根県	80	27	33.8
33	岡山県	167	48	28.7
34	広島県	267	128	47.9
35	山口県	163	55	33.7
36	徳島県	52	41	78.8
37	香川県	58	25	43.1
38	愛媛県	109	63	57.8
39	高知県	39	26	66.7
40	福岡県	300	75	25.0
41	佐賀県	69	24	34.8
42	長崎県	101	23	22.8
43	熊本県	68	0	0.0
44	大分県	126	31	24.6
45	宮崎県	160	62	38.8
46	鹿児島県	206	51	24.8
47	沖縄県	43	17	39.5
	無回答	－	8	－
	全体	9,882	3,696	37.4

注：「実施か所数」は、厚生労働省「各自治体の多様な保育（延長保育、病児保育、一時預かり、夜間保育）及び障害児保育（医療的ケア児保育を含む）の実施状況について」における「令和２年度　一時預かり事業の実施状況」内、各都道府県（指定都市、中核市の実施か所数含む）別の「一般型」「余裕活用型」実施か所数の合計。

（２）一時預かり事業の開始年

「2015～2019 年」が 29.5%でもっとも割合が高く、次いで「2005～2009 年」が 19.3%、「2010～2014 年」が 15.7%となっている。

図表 66　一時預かり事業の開始年:数値回答（Q2）

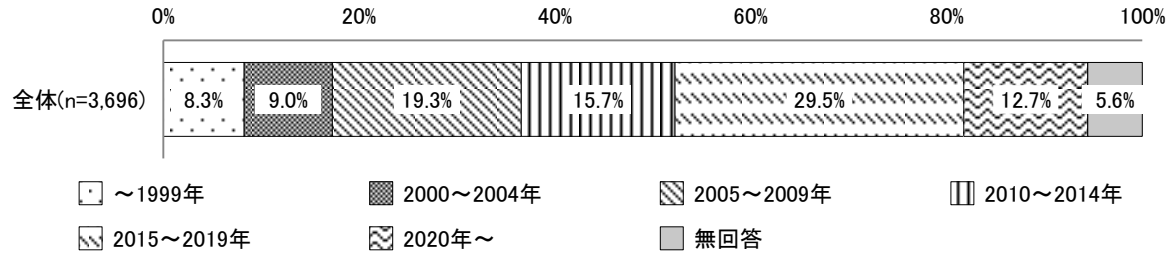

（３）事業類型

「一般型」が 86.6%でもっとも割合が高く、次いで「余裕活用型」が 12.1%、「地域密着Ⅱ型」が 1.3%となっている。運営主体別にみると、全体と比較して「株式会社」は「余裕活用型」の割合が高くなっている。

図表 67　事業類型:単数回答（Q3）

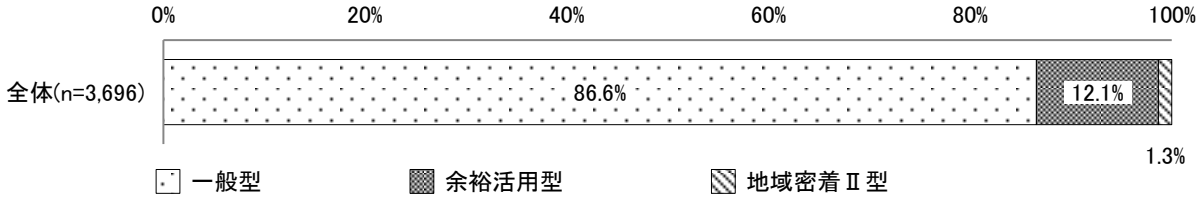

注：調査票上では、上記のほか「幼稚園型」「居宅訪問型」「その他」「わからない」の選択肢を設けているが、「Ⅰ　調査の概要」に記載のとおり、本分析では集計対象外としている。

図表 68　運営主体別　事業類型:単数回答（Q3）

		合計	Q3.事業類型		
			一般型	余裕活用型	地域密着Ⅱ型
全体		3696	3200	447	49
		100.0	86.6	12.1	1.3
Q4.運営主体	直営	924	804	112	8
		100.0	87.0	12.1	0.9
	社会福祉協議会	61	58	2	1
		100.0	95.1	3.3	1.6
	社会福祉法人	1964	1814	133	17
		100.0	92.4	6.8	0.9
	株式会社	234	125	108	1
		100.0	53.4	46.2	0.4
	学校法人	264	226	38	0
		100.0	85.6	14.4	0.0
	特定非営利活動法人	96	69	12	15
		100.0	71.9	12.5	15.6
	その他の法人等	130	86	38	6
		100.0	66.2	29.2	4.6

注：上段：件数、下段：割合を示す。以下同様。

（４）運営主体

「社会福祉法人」が 53.1%でもっとも割合が高く、次いで「直営」が 25.0%、「学校法人」が 7.1%となっている。

図表 69　運営主体:単数回答（Q4）

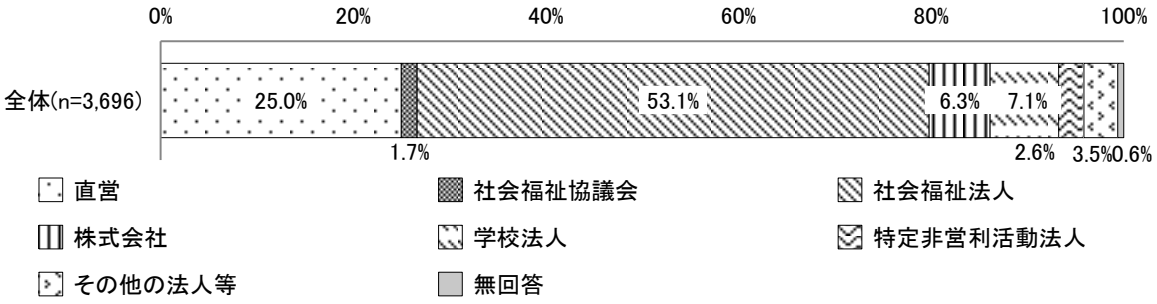

（５）一時預かり事業と同一施設等における他事業の実施状況

「他事業を実施している」が 91.6%、「他事業を実施していない」が 8.4%となっている。

図表 70　一時預かり事業と同一施設等における他事業の実施状況:単数回答（Q5）

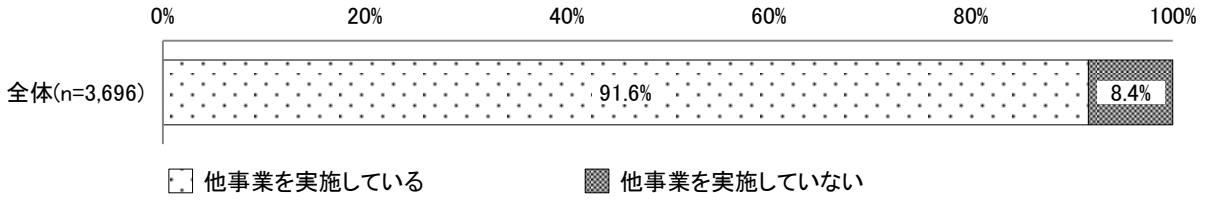

（６）一時預かり事業と同一施設等で実施している他事業

「保育所」が 57.9%でもっとも割合が高く、次いで「延長保育事業」が 53.5%、「認定こども園」が 32.8%となっている。

運営主体別にみると、「直営」では「保育所」、「株式会社」では「地域型保育」、「学校法人」では「認定こども園」、「特定非営利活動法人」では「地域子育て支援拠点事業」「地域型保育」の回答割合が、それぞれ他と比べて高くなっている。

図表 71　一時預かり事業と同一施設等で実施している他事業:複数回答（Q6）

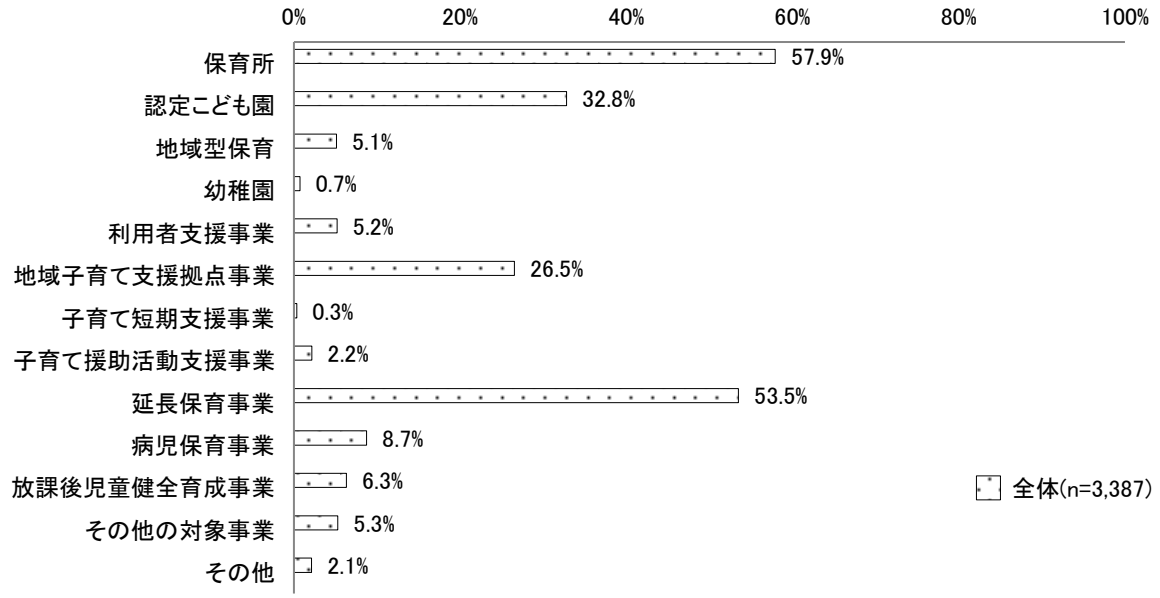

＜「その他の対象事業」「その他」の回答＞

・児童発達支援事業
・障害児保育
・休日保育
・病後児保育
・トワイライトステイ、ショートステイ

／等

図表 72　運営主体別　一時預かり事業と同一施設等で実施している他事業:複数回答（Q6）

		合計	Q6. 一時預かり事業と同一施設等で実施している他事業													
			保育所	認定こども園	地域型保育	幼稚園	利用者支援事業	地域子育て支援拠点事業	子育て短期支援事業	子育て援助活動支援事業	延長保育事業	病児保育事業	放課後児童健全育成事業	その他の対象事業	その他
全体		3387	1962	1111	173	25	176	899	11	73	1812	296	214	179	72
		100.0	57.9	32.8	5.1	0.7	5.2	26.5	0.3	2.2	53.5	8.7	6.3	5.3	2.1
Q4. 運営主体	直営	878	676	161	10	11	63	210	3	29	370	26	11	39	11
		100.0	77.0	18.3	1.1	1.3	7.2	23.9	0.3	3.3	42.1	3.0	1.3	4.4	1.3
	社会福祉協議会	56	24	27	0	0	3	27	0	3	28	13	6	1	2
		100.0	42.9	48.2	0.0	0.0	5.4	48.2	0.0	5.4	50.0	23.2	10.7	1.8	3.6
	社会福祉法人	1797	1012	718	33	1	79	527	6	24	1135	222	165	113	35
		100.0	56.3	40.0	1.8	0.1	4.4	29.3	0.3	1.3	63.2	12.4	9.2	6.3	1.9
	株式会社	200	116	9	65	0	4	22	2	1	74	6	0	8	7
		100.0	58.0	4.5	32.5	0.0	2.0	11.0	1.0	0.5	37.0	3.0	0.0	4.0	3.5
	学校法人	237	45	180	5	13	12	53	0	6	127	15	25	5	3
		100.0	19.0	75.9	2.1	5.5	5.1	22.4	0.0	2.5	53.6	6.3	10.5	2.1	1.3
	特定非営利活動法人	84	31	1	15	0	11	36	0	8	16	1	3	6	5
		100.0	36.9	1.2	17.9	0.0	13.1	42.9	0.0	9.5	19.0	1.2	3.6	7.1	6.0
	その他の法人等	117	46	13	44	0	4	20	0	2	52	11	4	5	8
		100.0	39.3	11.1	37.6	0.0	3.4	17.1	0.0	1.7	44.4	9.4	3.4	4.3	6.8

（７）一時預かり事業の専用室の設置状況

一時預かり事業の実施場所と同一の施設等で他事業を実施している事業所（Q5）について、一時預かり事業の専用室の設置状況をみると、「専用室を設けている」が 43.2%、「専用室を設けず、他事業と一緒に預かりをしている」が 56.7%となっている。

令和３年度の年間延べ利用者数別にみると、「300 人未満」では他と比べて、「専用室を設けず、他事業と一緒に預かりをしている」の割合が 68.4%と高くなっている。

事業類型別にみると、「余裕活用型」では他と比べて、「専用室を設けず、他事業と一緒に預かりをしている」の割合が 93.2%と高くなっている。

専任の職員数別にみると、「０人（専任職員はいない）」では他と比べて、「専用室を設けず、他事業と一緒に預かりをしている」の割合が 81.6%と高くなっている。

図表 73　一時預かり事業の専用室の設置状況：単数回答（Q7）

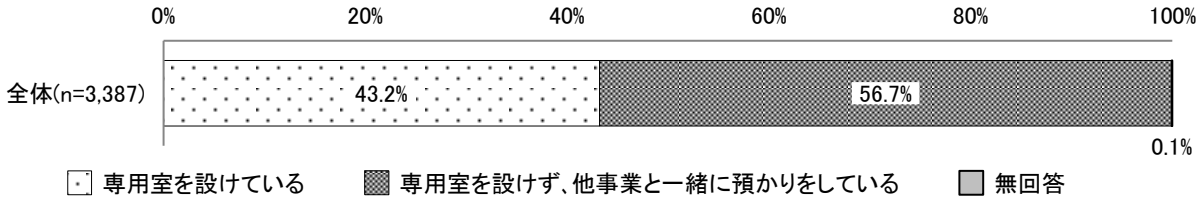

図表 74　年間延べ利用者数別　一時預かり事業の専用室の設置状況：単数回答（Q7）

		合計	Q7. 一時預かり事業の専用室の設置		
			専用室を設けている	専用室を設けず、他事業と一緒に預かりをしている	無回答
全体		3387	1464	1921	2
		100.0	43.2	56.7	0.1
Q19. 延べ利用者数	300人未満	2424	765	1658	1
		100.0	31.6	68.4	0.0
	300人以上900人未満	456	345	111	0
		100.0	75.7	24.3	0.0
	900人以上1500人未満	182	162	20	0
		100.0	89.0	11.0	0.0
	1500人以上	110	97	13	0
		100.0	88.2	11.8	0.0

図表 75　事業類型別　一時預かり事業の専用室の設置状況:単数回答（Q7）

		合計	Q7.一時預かり事業の専用室の設置		
			専用室を設けている	専用室を設けず、他事業と一緒に預かりをしている	無回答
全体		3387	1464	1921	2
		100.0	43.2	56.7	0.1
Q3.事業類型	一般型	2946	1413	1531	2
		100.0	48.0	52.0	0.1
	余裕活用型	397	27	370	0
		100.0	6.8	93.2	0.0
	地域密着Ⅱ型	44	24	20	0
		100.0	54.5	45.5	0.0

図表 76　専任の職員数別　一時預かり事業の専用室の設置状況:単数回答（Q7）

		合計	Q7.一時預かり事業の専用室の設置		
			専用室を設けている	専用室を設けず、他事業と一緒に預かりをしている	無回答
全体		3387	1464	1921	2
		100.0	43.2	56.7	0.1
Q16.専任の職員数	0人	1017	187	830	0
		100.0	18.4	81.6	0.0
	1人	935	435	500	0
		100.0	46.5	53.5	0.0
	2人	584	400	184	0
		100.0	68.5	31.5	0.0
	3～5人	396	273	123	0
		100.0	68.9	31.1	0.0
	6人以上	364	148	214	2
		100.0	40.7	58.8	0.5

（８）保育事業の利用定員数・在園児数

一時預かり事業と同一施設等で「保育所」「認定こども園」「地域型保育」を実施している事業所（Q6）について、実施している保育事業の令和４年７月１日時点の利用定員及び在園児総数の平均値を一時預かり事業の事業類型別にみると、一般型の一時預かり事業を実施している事業所における保育事業の利用定員数の平均値は 111.7 人、保育事業の在園児総数の平均は 103.5 人、余裕活用型の一時預かり事業を実施している事業所における保育事業の利用定員の平均値は 73.3 人、保育事業の在園児総数の平均は 62.9 人、地域密着Ⅱ型の一時預かり事業を実施している事業所における保育事業の利用定員数の平均値は 110.5 人、保育事業の在園児総数の平均は 108.8 人となっている。

また、一時預かり事業の定期利用の実施の有無別にみると、定期利用を実施している事業所における保育事業の利用定員数の平均値は 109.2 人、保育事業の在園児総数の平均は 102.5 人、定期利用を実施していない事業所における保育事業の利用定員数の平均値は 104.0 人、保育事業の在園児総数の平均は 93.6 人となっている。

図表 77　事業類型別　保育事業の利用定員数・在園児数（平均値）:数値回答（Q8）

	保育事業の利用定員数	保育事業の在園児総数
一般型	111.7 人（n=2,455）	103.5 人（n=2,453）
余裕活用型	73.3 人（n=362）	62.9 人（n=362）
地域密着Ⅱ型	110.5 人（n=17）	108.8 人（n=16）

注：保育事業の在園児総数が利用定員数の 125%を超える回答については、集計の対象外としている。また、利用定員数、在園児総数のそれぞれでみられた無回答は集計の対象外としているため、両者で n の数字が異なる。以下同様。

図表 78　一時預かり事業の定期利用の実施の有無別　保育事業の利用定員数・在園児数（平均値）：数値回答（Q8）

	保育事業の利用定員数	保育事業の在園児総数
定期利用を実施している事業所	109.2 人（n=1,509）	102.5 人（n=1,503）
定期利用を実施していない事業所	104.0 人（n=1,325）	93.6 人（n=1,328）

注：調査票上では、「定期利用」の定義を「常態的に（１か月以上にわたり）、週１日以上、一時預かりを利用している児童」と定義した。以下同様。

（９）一時預かり事業と通常保育の交流の機会

一時預かり事業の専用室を設けていると回答した事業所（Q7）について、一時預かり事業と通常保育の交流の機会をみると、「ホールや園庭、プール等での遊び場面」が 75.1%でもっとも割合が高く、次いで「散歩」が 46.7%となっている。「もともと交流の機会は設けていない」という回答は 9.6%となっており、多くの事業所で通常保育との交流の機会を設けていることがわかる。

図表 79　一時預かり事業と通常保育の交流の機会：複数回答（Q9）

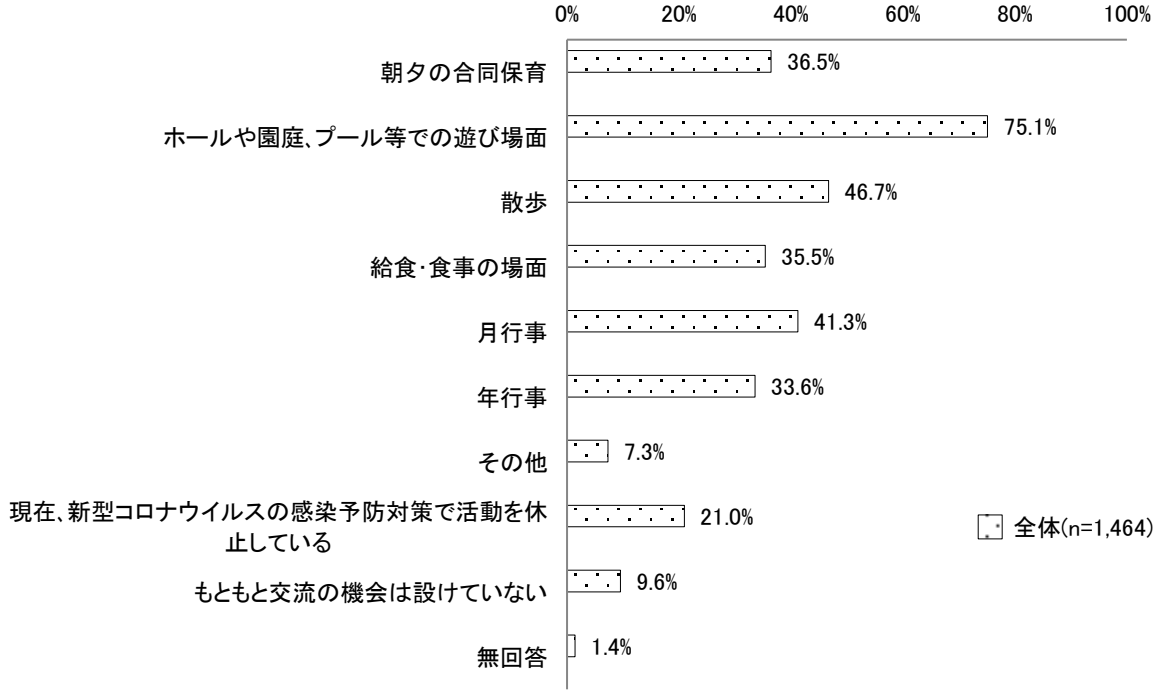

注：新型コロナウイルスにより交流を休止している事業所については、以前実施していた内容と「現在、新型コロナウイルスの感染予防対策で活動を休止している」の両方に回答してもらった。

＜「その他」の回答＞

・避難訓練。
・地域子育て支援拠点の利用者との交流企画。
・職員の勤務形態により朝夕合同。
・一時預かりの利用人数と新型コロナウイルスの感染状況により、保育所在園児と合同保育。
／等

（１０）定期利用の実施状況

一時預かり事業の定期利用の実施状況をみると、「実施している」が 52.2%、「実施していない」が 47.8%となっている。

年間延べ利用者数別にみると、300 人以上の事業所では、「300 人未満」と比べて「実施している」割合が高くなっている。事業類型別にみると、「余裕活用型」「地域密着Ⅱ型」では「一般型」と比べて、定期利用を「実施していない」割合がそれぞれ 69.1%、59.2%と高くなっている。

以下、定期利用／定期利用以外で回答欄を分けて聴取した設問について、定期利用を「実施していない」事業所の回答は全て「定期利用以外」に分類して集計している。

図表 80　定期利用の実施状況：単数回答（Q10）

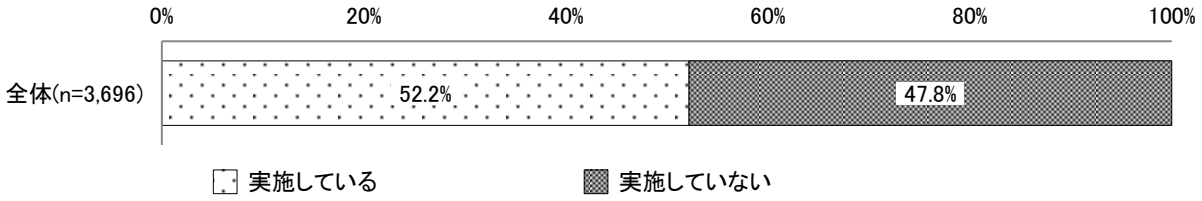

図表 81　年間延べ利用者数別　定期利用の実施状況：単数回答（Q10）

		合計	Q10. 定期利用の実施状況		
			実施している	実施していない	無回答
全体		3696	1929	1767	0
		100.0	52.2	47.8	0.0
Q19. 延べ利用者数	300人未満	2660	1268	1392	0
		100.0	47.7	52.3	0.0
	300人以上900人未満	484	327	157	0
		100.0	67.6	32.4	0.0
	900人以上1500人未満	191	132	59	0
		100.0	69.1	30.9	0.0
	1500人以上	123	86	37	0
		100.0	69.9	30.1	0.0

図表 82　事業類型別　定期利用の実施状況：単数回答（Q10）

		合計	Q10. 定期利用の実施状況		
			実施している	実施していない	無回答
全体		3696	1929	1767	0
		100.0	52.2	47.8	0.0
Q3. 事業類型	一般型	3200	1771	1429	0
		100.0	55.3	44.7	0.0
	余裕活用型	447	138	309	0
		100.0	30.9	69.1	0.0
	地域密着Ⅱ型	49	20	29	0
		100.0	40.8	59.2	0.0

（１１）一時預かり事業の実施曜日

一時預かり事業の実施曜日をみると、定期利用以外、定期利用いずれも、８割以上の事業所が平日（月曜日～金曜日）に事業を実施している。また、「土曜日」は定期利用以外が 29.6%、定期利用が 26.9%となっている。「日曜日」「祝日」については、１～３%程度と割合は低いが、定期利用以外において実施している割合がわずかに高くなっている。

専任の職員数別にみると、定期利用以外、定期利用いずれにおいても、「６人以上」では他と比べて、土日祝日の実施割合が高くなっている。

年間延べ利用者数別にみると、「1500 人以上」では他と比べて、土日祝日の実施割合が高くなっている。

図表 83　一時預かり事業の実施曜日:複数回答（Q11）

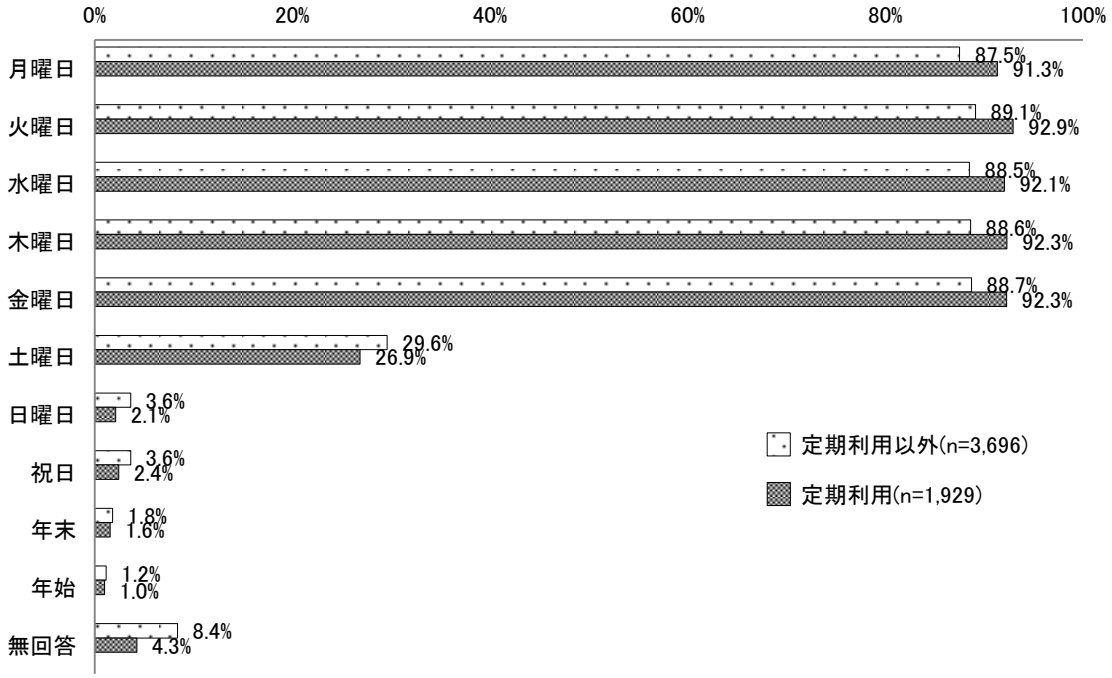

図表 84　専任の職員数別　一時預かり事業の実施曜日:複数回答（Q11）

【定期利用以外】

		合計	Q11-1.実施曜日_定期利用外										
			月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	祝日	年末	年始	無回答
全体		3696	3235	3294	3272	3276	3279	1094	134	134	67	43	309
		100.0	87.5	89.1	88.5	88.6	88.7	29.6	3.6	3.6	1.8	1.2	8.4
Q16.専任の職員数	０人	1117	961	984	977	971	976	344	32	32	17	11	99
		100.0	86.0	88.1	87.5	86.9	87.4	30.8	2.9	2.9	1.5	1.0	8.9
	１人	1019	906	920	916	921	916	270	15	14	16	10	75
		100.0	88.9	90.3	89.9	90.4	89.9	26.5	1.5	1.4	1.6	1.0	7.4
	２人	620	567	572	566	570	574	168	15	15	7	4	38
		100.0	91.5	92.3	91.3	91.9	92.6	27.1	2.4	2.4	1.1	0.6	6.1
	３～５人	424	380	389	381	383	385	140	23	24	11	5	27
		100.0	89.6	91.7	89.9	90.3	90.8	33.0	5.4	5.7	2.6	1.2	6.4
	６人以上	407	354	360	364	362	360	154	45	46	13	11	34
		100.0	87.0	88.5	89.4	88.9	88.5	37.8	11.1	11.3	3.2	2.7	8.4

【定期利用】

		合計	Q11-2.実施曜日_定期利用										
			月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	祝日	年末	年始	無回答
全体		1929	1762	1793	1776	1781	1780	518	41	47	30	19	82
		100.0	91.3	92.9	92.1	92.3	92.3	26.9	2.1	2.4	1.6	1.0	4.3
Q16.専任の職員数	０人	482	429	443	434	435	441	136	10	11	7	4	21
		100.0	89.0	91.9	90.0	90.2	91.5	28.2	2.1	2.3	1.5	0.8	4.4
	１人	558	503	507	510	508	506	136	7	8	7	2	30
		100.0	90.1	90.9	91.4	91.0	90.7	24.4	1.3	1.4	1.3	0.4	5.4
	２人	399	379	386	378	383	382	101	4	5	2	2	10
		100.0	95.0	96.7	94.7	96.0	95.7	25.3	1.0	1.3	0.5	0.5	2.5
	３～５人	266	248	254	251	253	251	69	8	10	5	4	7
		100.0	93.2	95.5	94.4	95.1	94.4	25.9	3.0	3.8	1.9	1.5	2.6
	６人以上	198	182	182	182	182	180	68	12	13	9	7	9
		100.0	91.9	91.9	91.9	91.9	90.9	34.3	6.1	6.6	4.5	3.5	4.5

図表 85　年間延べ利用者数別　一時預かり事業の実施曜日:複数回答（Q11）

【定期利用以外】

		合計	Q11-1.実施曜日_定期利用外										
			月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	祝日	年末	年始	無回答
全体		3696	3235	3294	3272	3276	3279	1094	134	134	67	43	309
		100.0	87.5	89.1	88.5	88.6	88.7	29.6	3.6	3.6	1.8	1.2	8.4
Q19.延べ利用者数	300人未満	2660	2291	2344	2329	2331	2331	740	52	53	39	28	240
		100.0	86.1	88.1	87.6	87.6	87.6	27.8	2.0	2.0	1.5	1.1	9.0
	300人以上900人未満	484	453	455	452	452	455	170	30	30	14	6	20
		100.0	93.6	94.0	93.4	93.4	94.0	35.1	6.2	6.2	2.9	1.2	4.1
	900人以上1500人未満	191	181	183	178	182	183	69	18	19	7	4	7
		100.0	94.8	95.8	93.2	95.3	95.8	36.1	9.4	9.9	3.7	2.1	3.7
	1500人以上	123	106	107	109	107	107	54	22	21	2	1	14
		100.0	86.2	87.0	88.6	87.0	87.0	43.9	17.9	17.1	1.6	0.8	11.4

【定期利用】

		合計	Q11-2.実施曜日_定期利用										
			月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	祝日	年末	年始	無回答
全体		1929	1762	1793	1776	1781	1780	518	41	47	30	19	82
		100.0	91.3	92.9	92.1	92.3	92.3	26.9	2.1	2.4	1.6	1.0	4.3
Q19.延べ利用者数	300人未満	1268	1134	1156	1148	1147	1152	311	20	23	18	10	63
		100.0	89.4	91.2	90.5	90.5	90.9	24.5	1.6	1.8	1.4	0.8	5.0
	300人以上900人未満	327	317	321	316	320	318	97	8	9	6	4	3
		100.0	96.9	98.2	96.6	97.9	97.2	29.7	2.4	2.8	1.8	1.2	0.9
	900人以上1500人未満	132	127	130	128	129	129	46	5	6	3	3	1
		100.0	96.2	98.5	97.0	97.7	97.7	34.8	3.8	4.5	2.3	2.3	0.8
	1500人以上	86	85	85	85	85	85	41	7	9	3	2	1
		100.0	98.8	98.8	98.8	98.8	98.8	47.7	8.1	10.5	3.5	2.3	1.2

（１２）一時預かり事業の実施時間数

一時預かり事業の令和４年７月１日時点の実施時間数について、①平日、②土曜日、③日・祝日のそれぞれについて把握した。

①平日の実施時間数

定期利用以外では、「８時間～９時間未満」が 42.6%でもっとも割合が高く、次いで「11 時間以上」が 12.9%、「７時間～８時間未満」が 12.0%となっている。定期利用では、「８時間～９時間未満」が 46.6%でもっとも割合が高く、次いで「11 時間以上」が 12.9%、「７時間～８時間未満」が 11.1%となっている。

事業類型別にみると、定期利用以外、定期利用いずれも、「余裕活用型」では他と比べて、「11 時間以上」の割合が高くなっている。

運営主体別にみると、定期利用以外、定期利用いずれも、「株式会社」では他と比べて、「11 時間以上」の割合が高くなっている。

図表 86　平日の一時預かり事業の実施時間数:数値回答（Q12）

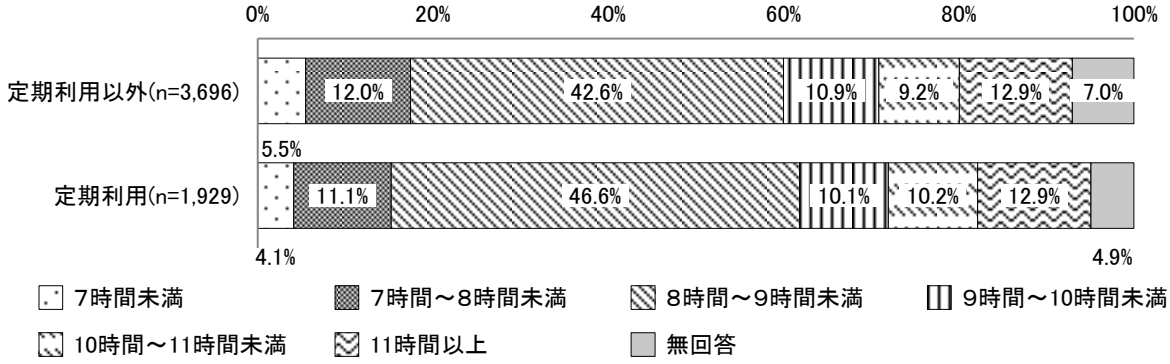

図表 87　事業類型別　平日の一時預かり事業の実施時間数:数値回答（Q12）

【定期利用以外】

		合計	Q12.平日の一時預かり事業の実施時間数_定期利用外						
			７時間未満	７時間～８時間未満	８時間～９時間未満	９時間～10時間未満	10時間～11時間未満	11時間以上	無回答
全体		3696	202	443	1573	402	339	477	260
		100.0	5.5	12.0	42.6	10.9	9.2	12.9	7.0
Q3.事業類型	一般型	3200	182	387	1401	356	275	380	219
		100.0	5.7	12.1	43.8	11.1	8.6	11.9	6.8
	余裕活用型	447	16	48	150	41	60	92	40
		100.0	3.6	10.7	33.6	9.2	13.4	20.6	8.9
	地域密着Ⅱ型	49	4	8	22	5	4	5	1
		100.0	8.2	16.3	44.9	10.2	8.2	10.2	2.0

【定期利用】

		合計	Q12.平日の一時預かり事業の実施時間数_定期利用						
			７時間未満	７時間～８時間未満	８時間～９時間未満	９時間～10時間未満	10時間～11時間未満	11時間以上	無回答
全体		1929	79	215	899	195	197	249	95
		100.0	4.1	11.1	46.6	10.1	10.2	12.9	4.9
Q3.事業類型	一般型	1771	71	196	839	182	185	214	84
		100.0	4.0	11.1	47.4	10.3	10.4	12.1	4.7
	余裕活用型	138	7	17	50	10	10	34	10
		100.0	5.1	12.3	36.2	7.2	7.2	24.6	7.2
	地域密着Ⅱ型	20	1	2	10	3	2	1	1
		100.0	5.0	10.0	50.0	15.0	10.0	5.0	5.0

図表 88　運営主体別　平日の一時預かり事業の実施時間数:数値回答（Q12）

【定期利用以外】

		合計	Q12.平日の一時預かり事業の実施時間数_定期利用外						
			７時間未満	７時間～８時間未満	８時間～９時間未満	９時間～10時間未満	10時間～11時間未満	11時間以上	無回答
全体		3696	202	443	1573	402	339	477	260
		100.0	5.5	12.0	42.6	10.9	9.2	12.9	7.0
Q4.運営主体	直営	924	60	111	436	49	106	111	51
		100.0	6.5	12.0	47.2	5.3	11.5	12.0	5.5
	社会福祉協議会	61	1	6	27	3	7	11	6
		100.0	1.6	9.8	44.3	4.9	11.5	18.0	9.8
	社会福祉法人	1964	67	237	853	257	170	229	151
		100.0	3.4	12.1	43.4	13.1	8.7	11.7	7.7
	株式会社	234	9	20	68	40	23	51	23
		100.0	3.8	8.5	29.1	17.1	9.8	21.8	9.8
	学校法人	264	36	37	98	26	16	34	17
		100.0	13.6	14.0	37.1	9.8	6.1	12.9	6.4
	特定非営利活動法人	96	17	15	30	7	6	20	1
		100.0	17.7	15.6	31.3	7.3	6.3	20.8	1.0
	その他の法人等	130	11	15	52	18	10	15	9
		100.0	8.5	11.5	40.0	13.8	7.7	11.5	6.9

【定期利用】

		合計	Q12.平日の一時預かり事業の実施時間数_定期利用						
			７時間未満	７時間～８時間未満	８時間～９時間未満	９時間～10時間未満	10時間～11時間未満	11時間以上	無回答
全体		1929	79	215	899	195	197	249	95
		100.0	4.1	11.1	46.6	10.1	10.2	12.9	4.9
Q4.運営主体	直営	420	9	37	234	25	44	49	22
		100.0	2.1	8.8	55.7	6.0	10.5	11.7	5.2
	社会福祉協議会	45	0	5	25	2	6	6	1
		100.0	0.0	11.1	55.6	4.4	13.3	13.3	2.2
	社会福祉法人	1130	35	133	528	136	120	128	50
		100.0	3.1	11.8	46.7	12.0	10.6	11.3	4.4
	株式会社	94	6	12	22	9	12	23	10
		100.0	6.4	12.8	23.4	9.6	12.8	24.5	10.6
	学校法人	128	21	13	47	14	6	23	4
		100.0	16.4	10.2	36.7	10.9	4.7	18.0	3.1
	特定非営利活動法人	44	4	9	16	2	3	8	2
		100.0	9.1	20.5	36.4	4.5	6.8	18.2	4.5
	その他の法人等	57	4	4	22	7	5	11	4
		100.0	7.0	7.0	38.6	12.3	8.8	19.3	7.0

②土曜日の実施時間数

一時預かり事業の実施曜日として「土曜日」を選択した事業所（Q11）について、土曜日の実施時間数をみると、定期利用以外では、「７時間～９時間未満」が 28.6%でもっとも割合が高く、次いで「９時間～11 時間未満」が 24.0%、「11 時間以上」が 21.3%となっている。定期利用では、「７時間～９時間未満」が 26.1%でもっとも割合が高く、次いで「11 時間以上」が 23.9%、「９時間～11 時間未満」が 23.7%となっている。

図表 89　土曜日の一時預かり事業の実施時間数:数値回答（Q12）

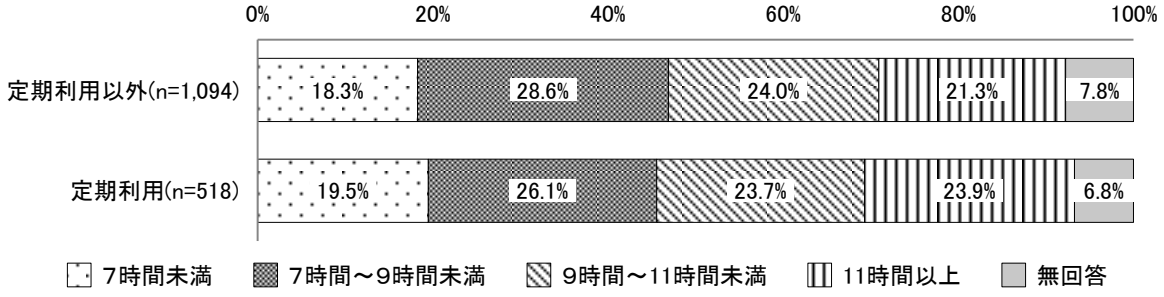

③日曜日・祝日の実施時間数

一時預かりの実施曜日として「日曜日」または「祝日」を選択した事業所（Q11）について、日曜日・祝日の実施時間数をみると、定期利用以外では、「９時間～11 時間未満」が 31.7%でもっとも割合が高く、次いで「11 時間以上」が 27.6%、「７時間～９時間未満」が 23.4%となっている。定期利用では、「９時間～11 時間未満」が 38.0%でもっとも割合が高く、次いで「７時間～９時間未満」「11 時間以上」がともに 22.0%となっている。

図表 90　日曜日・祝日の一時預かり事業の実施時間数:数値回答（Q12）

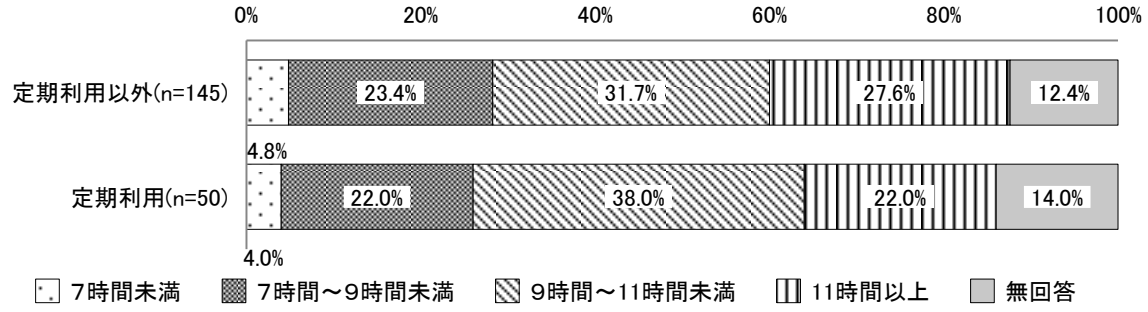

（１３）利用時間や利用日数の上限の設定の方法

令和４年７月１日時点における一時預かり事業の利用時間や利用日数の上限の設定方法についてみると、定期利用以外では、「月当たりの上限日数を設けている」が 35.1%でもっとも割合が高く、次いで「上限は設けていない」が 28.3%となっている。定期利用では、「週当たりの上限日数を設けている」が 41.3%でもっとも割合が高く、次いで「月当たりの上限日数を設けている」が 31.2%となっている。定期利用では定期利用以外と比べて、「週当たりの上限日数を設けている」の割合が高い傾向がみられる。

図表 91　利用時間や利用日数の上限の設定の方法:複数回答（Q13）

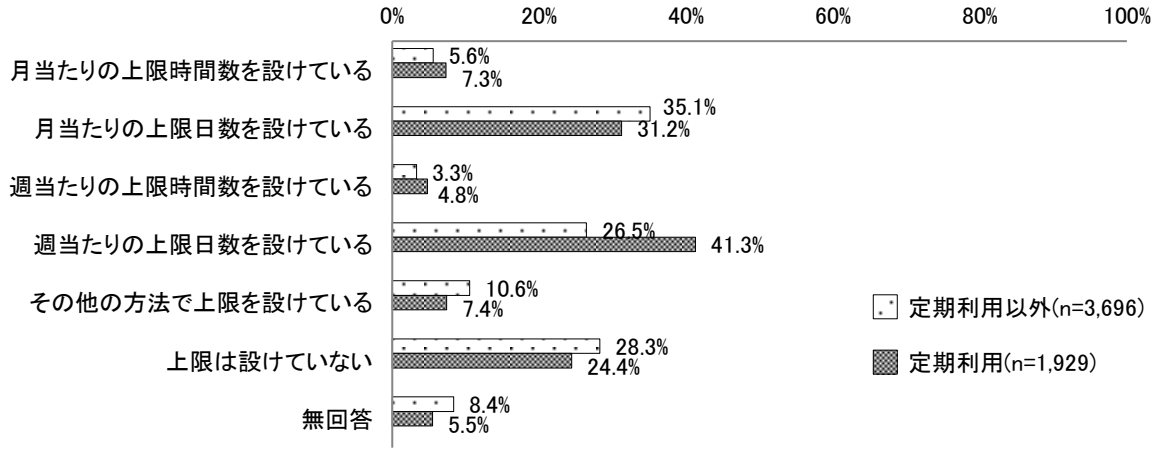

＜「その他の方法で上限を設けている」の回答＞

・年間 40 日まで。
・年間 540 時間前後。
・一日あたり４時間まで。（※調査者注：ほか、８時間以内、10 時間、11 時間以内等の回答がみられた。）

・一度に予約できるのは２日分で、１日消化するごとに次の利用日の予約が可能になる。
・リフレッシュ利用の場合は月に１回。
・リフレッシュ利用の場合は１日４時間以内。
・臨時預かり（週３日以内）・緊急預かり（月 14 日以内）・私的利用（月５日以内）。
・緊急保育で 14 日間連続利用可能。一度のみ更新でき、最大 28 日間利用可能。
・保護者の育児疲れ解消等の私的な理由や冠婚葬祭等の社会的にやむを得ない理由の場合は月９日まで。

／等

なお、利用時間や利用日数の上限の平均値は以下のとおりであった。

図表 92　利用時間や利用日数の上限（平均値）：数値回答（Q13）

	定期利用以外	定期利用
月当たりの上限時間数	月 88.6 時間（n=194）	月 106.6 時間（n=136）
月当たりの上限日数	月 12.0 日（n=1269）	月 13.6 日（n=597）
週当たりの上限時間数	週 25.8 時間（n=113）	週 26.5 時間（n=89）
週当たりの上限日数	週 3.1 日（n=962）	週 3.1 日（n=787）

注：無回答は集計の対象外としているため、それぞれのｎが異なる。以下同様。

（１４）対象年齢

一時預かり事業の令和４年７月１日時点での対象年齢をみると、定期利用以外では、「２歳児」が 83.1%でもっとも割合が高く、次いで「１歳児」が 82.0%、「３歳児」が 71.3%となっている。定期利用では、「２歳児」が 84.9%でもっとも割合が高く、次いで「１歳児」が 82.7%、「３歳児」が 70.5%となっている。

専任の職員数別にみると、定期利用以外、定期利用いずれも、「６人以上」では他と比べて「０歳児」の割合がやや高くなっている。

事業類型別にみると、定期利用以外、定期利用いずれも、「地域密着Ⅱ型」では他と比べて「０歳児」「１歳児」の割合が高くなっている。同じく「余裕活用型」では、「３歳児」「４歳児」「５歳児以上」の割合が低くなっている。

また運営主体別にみると、定期利用以外、定期利用いずれも、「直営」では他と比べて「３歳児」「４歳児」「５歳児以上」の割合が高く、一方で「株式会社」「学校法人」「特定非営利活動法人」では他と比べて「３歳児」「４歳児」「５歳児以上」の割合が低くなっている。

図表 93　対象年齢:複数回答（Q14）

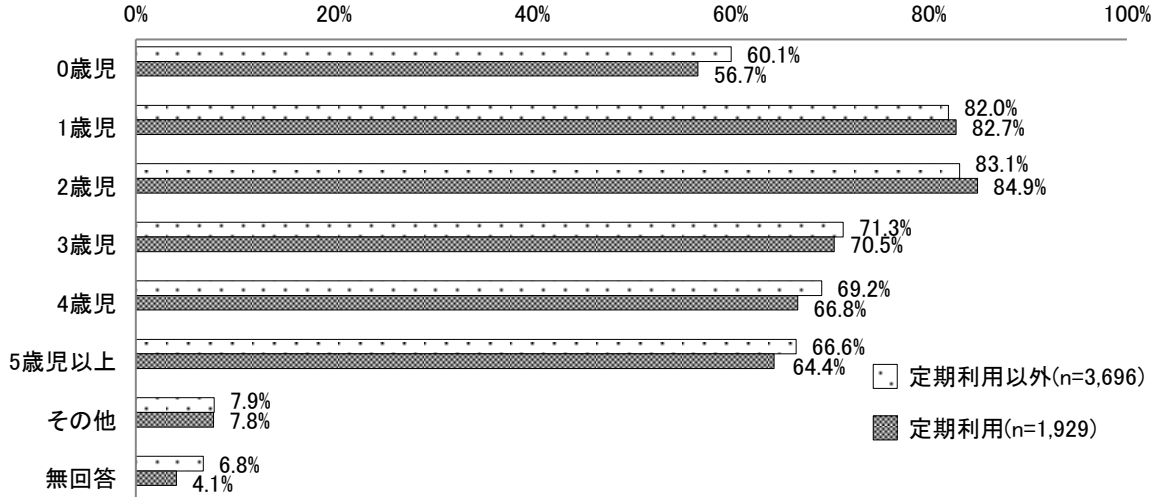

図表 94　専任の職員数別　対象年齢:複数回答（Q14）

【定期利用以外】

		合計	Q14-1. 対象年齢_定期利用以外							
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児以上	その他	無回答
全体		3696	2220	3030	3071	2637	2557	2462	292	251
		100.0	60.1	82.0	83.1	71.3	69.2	66.6	7.9	6.8
Q16. 専任の職員数	０人	1117	656	894	917	767	750	723	100	68
		100.0	58.7	80.0	82.1	68.7	67.1	64.7	9.0	6.1
	１人	1019	622	856	867	748	729	704	58	65
		100.0	61.0	84.0	85.1	73.4	71.5	69.1	5.7	6.4
	２人	620	381	537	537	476	457	439	46	35
		100.0	61.5	86.6	86.6	76.8	73.7	70.8	7.4	5.6
	３～５人	424	255	360	369	322	310	292	39	25
		100.0	60.1	84.9	87.0	75.9	73.1	68.9	9.2	5.9
	６人以上	407	263	331	330	280	270	264	37	21
		100.0	64.6	81.3	81.1	68.8	66.3	64.9	9.1	5.2

【定期利用】

		合計	Q14-2. 対象年齢_定期利用							
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児以上	その他	無回答
全体		1929	1094	1596	1638	1359	1288	1242	151	79
		100.0	56.7	82.7	84.9	70.5	66.8	64.4	7.8	4.1
Q16. 専任の職員数	０人	482	263	385	399	317	309	299	34	22
		100.0	54.6	79.9	82.8	65.8	64.1	62.0	7.1	4.6
	１人	558	309	459	467	398	373	365	38	22
		100.0	55.4	82.3	83.7	71.3	66.8	65.4	6.8	3.9
	２人	399	233	348	359	311	287	276	31	12
		100.0	58.4	87.2	90.0	77.9	71.9	69.2	7.8	3.0
	３～５人	266	157	226	235	189	182	172	30	6
		100.0	59.0	85.0	88.3	71.1	68.4	64.7	11.3	2.3
	６人以上	198	125	166	167	134	127	121	15	8
		100.0	63.1	83.8	84.3	67.7	64.1	61.1	7.6	4.0

図表 95　事業類型別　対象年齢:複数回答（Q14）

【定期利用以外】

		合計	Q14-1.対象年齢_定期利用以外							
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児以上	その他	無回答
全体		3696	2220	3030	3071	2637	2557	2462	292	251
		100.0	60.1	82.0	83.1	71.3	69.2	66.6	7.9	6.8
Q3.事業類型	一般型	3200	1896	2634	2675	2367	2290	2205	258	213
		100.0	59.3	82.3	83.6	74.0	71.6	68.9	8.1	6.7
	余裕活用型	447	286	350	351	232	230	220	25	38
		100.0	64.0	78.3	78.5	51.9	51.5	49.2	5.6	8.5
	地域密着Ⅱ型	49	38	46	45	38	37	37	9	0
		100.0	77.6	93.9	91.8	77.6	75.5	75.5	18.4	0.0

【定期利用】

		合計	Q14-2.対象年齢_定期利用							
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児以上	その他	無回答
全体		1929	1094	1596	1638	1359	1288	1242	151	79
		100.0	56.7	82.7	84.9	70.5	66.8	64.4	7.8	4.1
Q3.事業類型	一般型	1771	995	1467	1504	1273	1202	1159	140	72
		100.0	56.2	82.8	84.9	71.9	67.9	65.4	7.9	4.1
	余裕活用型	138	85	110	116	72	72	68	6	7
		100.0	61.6	79.7	84.1	52.2	52.2	49.3	4.3	5.1
	地域密着Ⅱ型	20	14	19	18	14	14	15	5	0
		100.0	70.0	95.0	90.0	70.0	70.0	75.0	25.0	0.0

図表 96　運営主体別　対象年齢:複数回答（Q14）

【定期利用以外】

		合計	Q14-1.対象年齢_定期利用以外							
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児以上	その他	無回答
全体		3696	2220	3030	3071	2637	2557	2462	292	251
		100.0	60.1	82.0	83.1	71.3	69.2	66.6	7.9	6.8
Q4.運営主体	直営	924	516	771	785	746	729	683	152	24
		100.0	55.8	83.4	85.0	80.7	78.9	73.9	16.5	2.6
	社会福祉協議会	61	43	47	48	43	42	43	5	8
		100.0	70.5	77.0	78.7	70.5	68.9	70.5	8.2	13.1
	社会福祉法人	1964	1228	1633	1631	1430	1385	1347	83	165
		100.0	62.5	83.1	83.0	72.8	70.5	68.6	4.2	8.4
	株式会社	234	129	172	173	116	118	114	14	25
		100.0	55.1	73.5	73.9	49.6	50.4	48.7	6.0	10.7
	学校法人	264	126	197	226	164	157	155	14	18
		100.0	47.7	74.6	85.6	62.1	59.5	58.7	5.3	6.8
	特定非営利活動法人	96	70	80	81	60	54	51	12	2
		100.0	72.9	83.3	84.4	62.5	56.3	53.1	12.5	2.1
	その他の法人等	130	92	110	108	63	58	55	10	7
		100.0	70.8	84.6	83.1	48.5	44.6	42.3	7.7	5.4

【定期利用】

		合計	Q14-2.対象年齢_定期利用							
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児以上	その他	無回答
全体		1929	1094	1596	1638	1359	1288	1242	151	79
		100.0	56.7	82.7	84.9	70.5	66.8	64.4	7.8	4.1
Q4.運営主体	直営	420	216	349	361	343	334	318	58	11
		100.0	51.4	83.1	86.0	81.7	79.5	75.7	13.8	2.6
	社会福祉協議会	45	32	35	38	34	30	31	2	3
		100.0	71.1	77.8	84.4	75.6	66.7	68.9	4.4	6.7
	社会福祉法人	1130	672	960	965	798	755	730	63	42
		100.0	59.5	85.0	85.4	70.6	66.8	64.6	5.6	3.7
	株式会社	94	59	72	74	50	48	46	9	7
		100.0	62.8	76.6	78.7	53.2	51.1	48.9	9.6	7.4
	学校法人	128	48	93	111	74	64	62	7	6
		100.0	37.5	72.7	86.7	57.8	50.0	48.4	5.5	4.7
	特定非営利活動法人	44	29	36	37	22	20	19	4	1
		100.0	65.9	81.8	84.1	50.0	45.5	43.2	9.1	2.3
	その他の法人等	57	32	42	43	31	30	29	6	7
		100.0	56.1	73.7	75.4	54.4	52.6	50.9	10.5	12.3

（１５）一時預かり事業の定員

一時預かり事業の令和４年７月１日時点の定員数の平均値をみると、定期利用以外では、全体が 5.5 人、定期利用では全体が 5.4 人となっている。年齢別に定員を設定している場合の各年齢の定員数の平均値は、以下のとおりであった。

図表 97　一時預かり事業の定員（平均値）:数値回答（Q15）

	全体	年齢別に設定している場合					
		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児以上
定期利用以外	5.5 人 (n=3258)	0.9 人 (n=1492)	1.4 人 (n=1492)	1.4 人 (n=1492)	1.0 人 (n=1492)	0.9 人 (n=1492)	1.0 人 (n=1492)
定期利用	5.4 人 (n=1705)	0.7 人 (n=828)	1.4 人 (n=828)	1.7 人 (n=828)	0.8 人 (n=828)	0.7 人 (n=828)	0.7 人 (n=828)

注：複数年齢にまたがって定員を設定している場合は、均等に割った人数、割り切れない場合は小数点以下を四捨五入し、整数で記入を求めた。

一時預かり事業全体の定員数を階層別にみると、定期利用以外では、「１～２人」が 23.5%、「３～４人」が 22.4%、「５～６人」が 21.0%と、いずれも２割強となっている。同様に定期利用でも、「１～２人」が 21.8%、「３～４人」が 23.2%、「５～６人」が 21.8%となっている。

事業類型別にみると、定期利用以外、定期利用いずれも「余裕活用型」では他と比べて「１～２人」の割合が高くなっている。

一時預かり事業の専用室の設置状況別にみると、「専用室を設けず、他事業と一緒に預かりをしている」では他と比べて「１～２人」の割合が高くなっている。

図表 98　一時預かり事業全体の定員:数値回答（Q15）

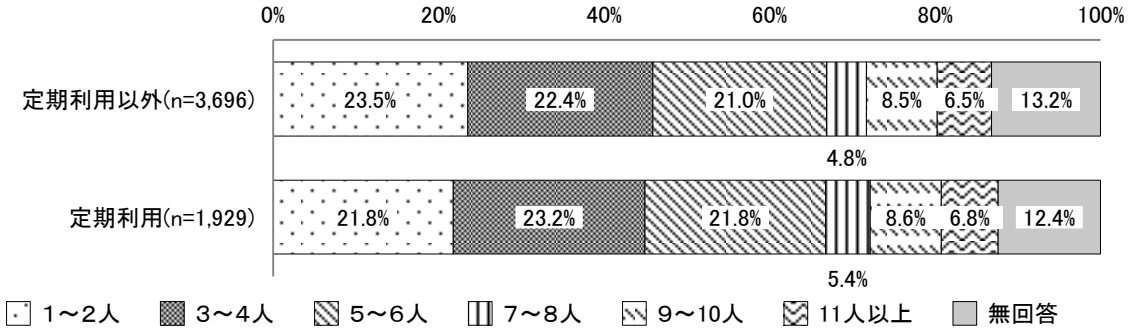

図表 99　事業類型別　一時預かり事業全体の定員:数値回答（Q15）

【定期利用以外】

		合計	Q15-1-1. 定員数_定期利用以外_全体						
			１～２人	３～４人	５～６人	７～８人	９～10人	11人以上	無回答
全体		3696	869	827	777	178	316	242	487
		100.0	23.5	22.4	21.0	4.8	8.5	6.5	13.2
Q3.事業類型	一般型	3200	718	733	702	157	294	203	393
		100.0	22.4	22.9	21.9	4.9	9.2	6.3	12.3
	余裕活用型	447	145	84	61	13	19	34	91
		100.0	32.4	18.8	13.6	2.9	4.3	7.6	20.4
	地域密着Ⅱ型	49	6	10	14	8	3	5	3
		100.0	12.2	20.4	28.6	16.3	6.1	10.2	6.1

【定期利用】

		合計	Q15-2-1. 定員数_定期利用_全体						
			１～２人	３～４人	５～６人	７～８人	９～10人	11人以上	無回答
全体		1929	420	447	421	104	166	132	239
		100.0	21.8	23.2	21.8	5.4	8.6	6.8	12.4
Q3.事業類型	一般型	1771	376	408	400	102	163	119	203
		100.0	21.2	23.0	22.6	5.8	9.2	6.7	11.5
	余裕活用型	138	39	35	17	0	3	12	32
		100.0	28.3	25.4	12.3	0.0	2.2	8.7	23.2
	地域密着Ⅱ型	20	5	4	4	2	0	1	4
		100.0	25.0	20.0	20.0	10.0	0.0	5.0	20.0

図表 100　専用室の設置状況別　一時預かり事業全体の定員:数値回答（Q15）

【定期利用以外】

		合計	Q15-1-1. 定員数_定期利用以外_全体						
			１～２人	３～４人	５～６人	７～８人	９～10人	11人以上	無回答
全体		3696	869	827	777	178	316	242	487
		100.0	23.5	22.4	21.0	4.8	8.5	6.5	13.2
Q7.一時預かり事業の専用室の設置	専用室を設けている	1464	204	305	352	90	213	122	178
		100.0	13.9	20.8	24.0	6.1	14.5	8.3	12.2
	専用室を設けず、他事業と一緒に預かりをしている	1921	590	461	364	73	79	100	254
		100.0	30.7	24.0	18.9	3.8	4.1	5.2	13.2

【定期利用】

		合計	Q15-2-1.定員数_定期利用_全体						
			１～２人	３～４人	５～６人	７～８人	９～10人	11人以上	無回答
全体		1929	420	447	421	104	166	132	239
		100.0	21.8	23.2	21.8	5.4	8.6	6.8	12.4
Q7.一時預かり事業の専用室の設置	専用室を設けている	916	127	204	209	69	118	76	113
		100.0	13.9	22.3	22.8	7.5	12.9	8.3	12.3
	専用室を設けず､他事業と一緒に預かりをしている	867	261	207	183	29	37	46	104
		100.0	30.1	23.9	21.1	3.3	4.3	5.3	12.0

（１６）一時預かり事業にかかわっている職員

①一時預かり事業にかかわっている職員数（実人数）

令和４年７月１日時点で、一時預かり事業にかかわっている職員数の平均値をみると、保育士は、専任・常勤が 1.2 人、専任・非常勤が 0.7 人、兼任・常勤が 1.7 人、兼任・非常勤が 0.8 人となっている。その他の職種については以下のとおりであった。

図表 101　一時預かり事業に関わっている職員数（実人数）（平均値）：数値回答（Q16）

		専任		兼任	
職種・資格		常勤	非常勤	常勤	非常勤
保育従事者	保育士	1.2 人 (n=3534)	0.7 人 (n=3519)	1.7 人 (n=3527)	0.8 人 (n=3513)
	家庭的保育者	0.0 人 (n=3481)	0.0 人 (n=3481)	0.0 人 (n=3481)	0.0 人 (n=3481)
	子育て支援員	0.1 人 (n=1340)	0.2 人 (n=1329)	0.1 人 (n=1332)	0.2 人 (n=1330)
	資格なし（保育補助者等）	0.1 人 (n=1340)	0.3 人 (n=1331)	0.1 人 (n=1334)	0.3 人 (n=1333)
	その他（看護師、保健師等）	0.1 人 (n=920)	0.1 人 (n=889)	0.1 人 (n=915)	0.1 人 (n=891)
保育従事者以外	事務担当者	0.2 人 (n=990)	0.1 人 (n=909)	0.3 人 (n=1043)	0.2 人 (n=933)
	調理員（栄養士含む）	0.6 人 (n=1037)	0.4 人 (n=944)	0.9 人 (n=1107)	0.6 人 (n=998)
	管理者（園長、副園長等）	0.5 人 (n=1109)	0.0 人 (n=858)	0.6 人 (n=1194)	0.0 人 (n=878)
	その他	0.1 人 (n=851)	0.0 人 (n=825)	0.1 人 (n=833)	0.0 人 (n=827)

②専任の職員数

令和４年７月１日時点で、一時預かり事業にかかわっている全職員のうち一時預かり事業の専任の職員数をみると、「０人」が 30.2%でもっとも割合が高く、次いで「１人」が 27.6%、「２人」が 16.8%となっている。

年間延べ利用者数別にみると、「1500 人以上」では他と比べて、「６人以上」の割合が高く 38.2%となっている。

専用室の設置状況別にみると、「専用室を設けず、他事業と一緒に預かりをしている」では他と比べて「０人（専任職員はいない)」の割合が高く 43.2%となっている。同様に、事業類型別にみると、「余裕活用型」では他と比べて「０人」の割合が高く、59.7%となっている。

図表 102　専任の職員数：数値回答（Q16）

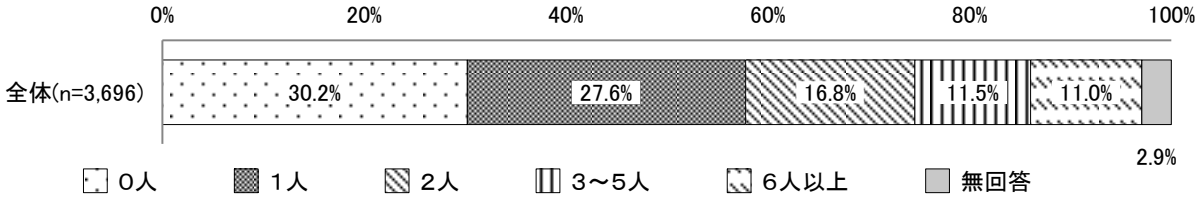

注：各施設における、保育従事者（保育士、家庭的保育者、子育て支援員、資格なし（保育補助者等)、その他（看護師、保健師等)）以外の職員（事務担当者、調理員（栄養士含む)、管理者（園長、副園長等)、その他）も含む全職員のうち、一時預かり事業の専任の職員数をグラフ内のカテゴリー別に分類している。なお専任の職員には常勤職員、非常勤職員いずれも含む。

図表 103　年間延べ利用者別　専任の職員数：数値回答（Q16）

		合計	Q16. 専任の職員数					
			０人	１人	２人	３～５人	６人以上	無回答
全体		3696	1117	1019	620	424	407	109
		100.0	30.2	27.6	16.8	11.5	11.0	2.9
Q19. 延べ利用者数	300人未満	2660	985	801	360	194	245	75
		100.0	37.0	30.1	13.5	7.3	9.2	2.8
	300人以上900人未満	484	54	139	144	98	47	2
		100.0	11.2	28.7	29.8	20.2	9.7	0.4
	900人以上1500人未満	191	16	18	64	55	38	0
		100.0	8.4	9.4	33.5	28.8	19.9	0.0
	1500人以上	123	7	5	19	44	47	1
		100.0	5.7	4.1	15.4	35.8	38.2	0.8

図表 104　専用室の設置状況別　専任の職員数：数値回答（Q16）

		合計	Q16. 専任の職員数					
			０人	１人	２人	３～５人	６人以上	無回答
全体		3696	1117	1019	620	424	407	109
		100.0	30.2	27.6	16.8	11.5	11.0	2.9
Q7. 一時預かり事業の専用室の設置	専用室を設けている	1464	187	435	400	273	148	21
		100.0	12.8	29.7	27.3	18.6	10.1	1.4
	専用室を設けず、他事業と一緒に預かりをしている	1921	830	500	184	123	214	70
		100.0	43.2	26.0	9.6	6.4	11.1	3.6

図表 105　事業類型別　専任の職員数：数値回答（Q16）

		合計	Q16.専任の職員数					
			０人	１人	２人	３～５人	６人以上	無回答
全体		3696	1117	1019	620	424	407	109
		100.0	30.2	27.6	16.8	11.5	11.0	2.9
Q3.事業類型	一般型	3200	841	971	598	387	324	79
		100.0	26.3	30.3	18.7	12.1	10.1	2.5
	余裕活用型	447	267	41	17	30	62	30
		100.0	59.7	9.2	3.8	6.7	13.9	6.7
	地域密着Ⅱ型	49	9	7	5	7	21	0
		100.0	18.4	14.3	10.2	14.3	42.9	0.0

③保育従事者における兼任者比率

施設単位でみた保育従事者に占める兼任者比率をみると、「０％」が 45.6%でもっとも割合が高く、次いで「100％」が 31.2%、「０～60%未満」が 12.8%となっており、二極化の傾向がみられる。

年間延べ利用者数別にみると、「300 人未満」では 300 人以上と比べて、「100％」の割合が 37.9%と高くなっている。

図表 106　保育従事者における兼任者比率：数値回答（Q16）

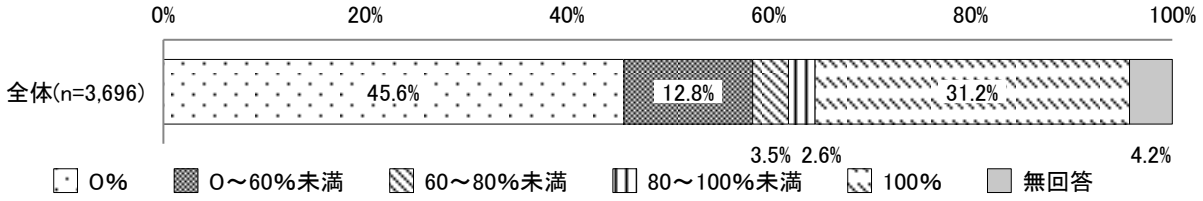

注：各施設における保育従事者（保育士、家庭的保育者、子育て支援員、資格なし（保育補助者等）、その他（看護師、保健師等））の合計人数のうち、兼任（常勤、非常勤を含む）の職員の人数を算出した。

図表 107　年間延べ利用者数別　保育従事者における兼任者比率：数値回答（Q16）

		合計	Q16.保育従事者における兼任者比率					
			０％	０～60%未満	60～80%未満	80～100%未満	100%	無回答
全体		3696	1687	472	131	97	1152	157
		100.0	45.6	12.8	3.5	2.6	31.2	4.2
Q19.延べ利用者数合計	300人未満	2660	1122	275	81	62	1008	112
		100.0	42.2	10.3	3.0	2.3	37.9	4.2
	300人以上900人未満	484	276	96	25	20	57	10
		100.0	57.0	19.8	5.2	4.1	11.8	2.1
	900人以上1500人未満	191	124	37	9	3	16	2
		100.0	64.9	19.4	4.7	1.6	8.4	1.0
	1500人以上	123	66	34	7	5	9	2
		100.0	53.7	27.6	5.7	4.1	7.3	1.6

④職種

一時預かり事業にかかわっている職員（Q16）において、回答のあった全施設の職員数 22,752 人分（保育従事者、保育従事者以外ともに含む）の職種の分布をみると、「保育士」が 69.4%でもっとも割合が高く、次いで「調理員（栄養士含む）」が 10.9%、「管理者（園長、副園長等）」が 5.9%となっている。

図表 108　職種：数値回答（Q16）

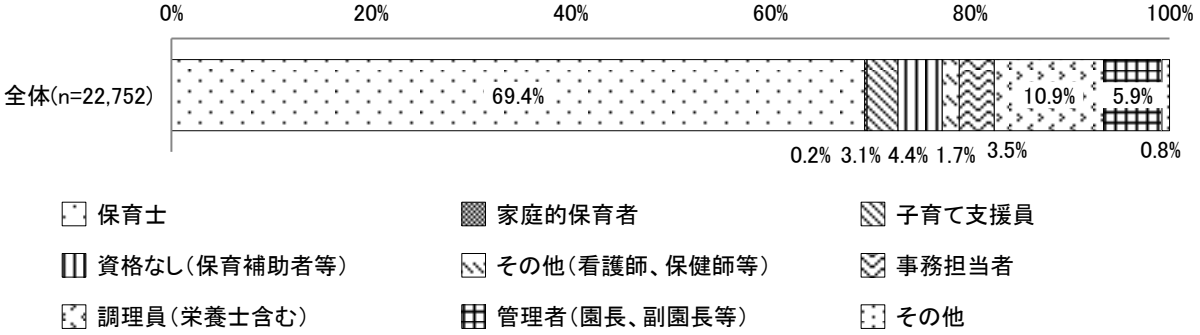

⑤常勤・非常勤の別

同様に、一時預かり事業にかかわっている職員（Q16）において、回答のあった全施設の職員数 22,752 人分（保育従事者、保育従事者以外ともに含む）の常勤・非常勤の別をみると、「常勤」が 64.0%、「非常勤」が 36.0%となっている。

図表 109　常勤・非常勤の別：数値回答（Q16）

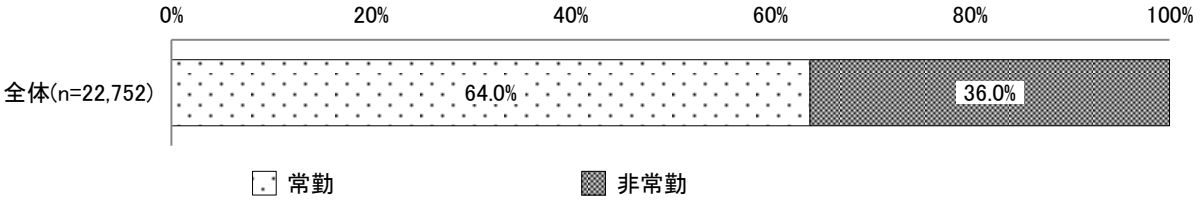

⑥専任・兼任の別

同じく、一時預かり事業にかかわっている職員（Q16）において、回答のあった全施設の職員数 22,752 人分（保育従事者、保育従事者以外ともに含む）の専任・兼任の別をみると、「専任」が 43.1%、「兼任」が 56.9%となっている。

図表 110　専任・兼任の別：数値回答（Q16）

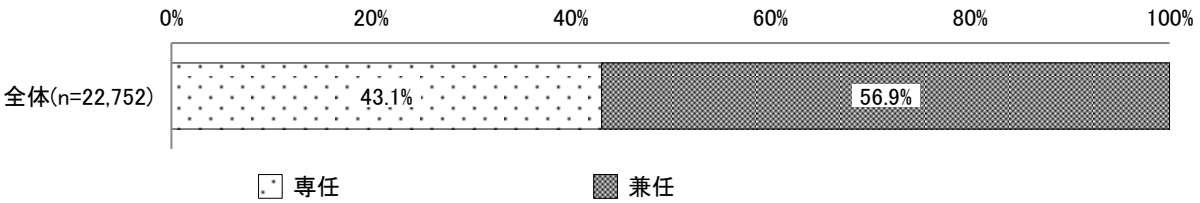

（１７）職員のこれまでの子育て支援・保育業務に関する通算の業務経験

令和４年７月１日時点で一時預かり事業にかかわっている保育従事者（保育士、家庭的保育者、子育て支援員、資格なし（保育補助者等））について、通算業務経験の年数別に職員数の平均値をみると、保育士または家庭的保育者は「３年未満」が 0.6 人、「３年以上～５年未満」が 0.6 人、「５年以上～10 年未満」が 1.1 人、「10 年以上～20 年未満」が 1.3 人、「20 年以上」が 0.9 人となっている。

図表 111　これまでの子育て支援・保育業務に関する通算の業務経験（平均値）：数値回答（Q17）

	保育士または家庭的保育者	子育て支援員または資格なし（保育補助者等）
①３年未満	0.6 人(n=3453)	0.5 人(n=1069)
②３年以上～５年未満	0.6 人(n=3452)	0.3 人(n=1069)
③５年以上～10 年未満	1.1 人(n=3452)	0.4 人(n=1069)
④10 年以上～20 年未満	1.3 人(n=3453)	0.2 人(n=1068)
⑤20 年以上	0.9 人(n=3453)	0.1 人(n=1068)

一時預かり事業にかかわっている保育従事者（Q17、「保育士」「家庭的保育者」「子育て支援員」「資格なし（保育補助者等）」）に回答のあった全施設の職員数 16,873 人分について、経験年数の分布をみると、「10 年以上～20 年未満」が 28.8%でもっとも割合が高く、次いで「５年以上～10 年未満」が 24.3%、「20 年以上」が 19.0%となっている。

図表 112　保育従事者の子育て支援・保育業務に関する通算の業務経験年数：数値回答（Q17）

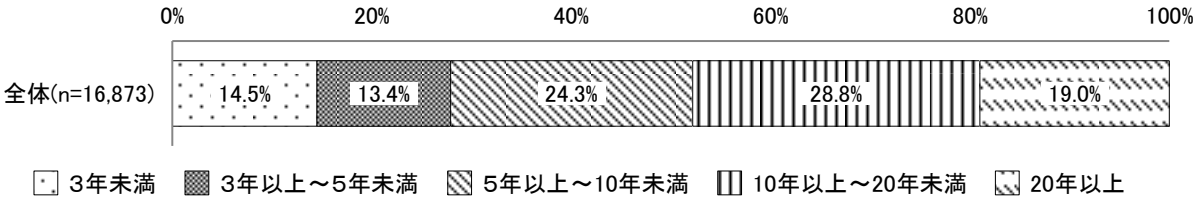

さらに「保育士」「家庭的保育者」のみに絞って経験年数の分布をみると、「10 年以上～20 年未満」が 30.4%でもっとも割合が高く、次いで「５年以上～10 年未満」が 24.1%、「20 年以上」が 20.5%となっている。

図表 113　保育士・家庭的保育者の子育て支援・保育業務に関する通算の業務経験年数
：数値回答（Q17）

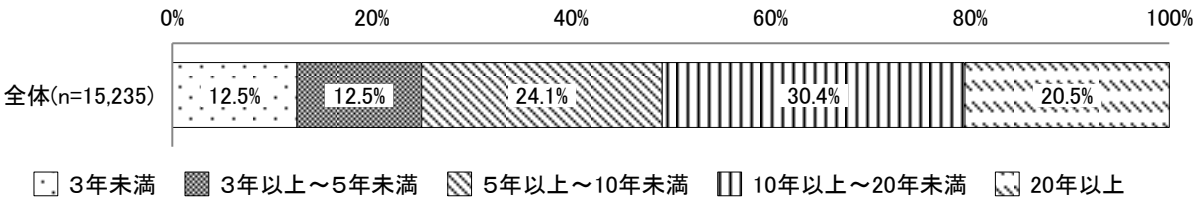

（１８）開所日数

令和３年度（令和３年４月１日～令和４年３月 31 日）の開所日数をみると、「281～300 日」が 33.2%でもっとも割合が高く、次いで「241～280 日」が 22.3%、「201～240 日」が 20.4%となっている。

事業類型別にみると、「余裕活用型」では他と比べて、「200 日以下」の割合が高くなっている。年間延べ利用者数別にみると、「1500 人以上」では他と比べて、「301 日以上」の割合が高くなっている。また、専任の職員数別にみると、「６人以上」では他と比べて「301 日以上」の割合がやや高くなっている。

図表 114　開所日数:数値回答（Q18-1）

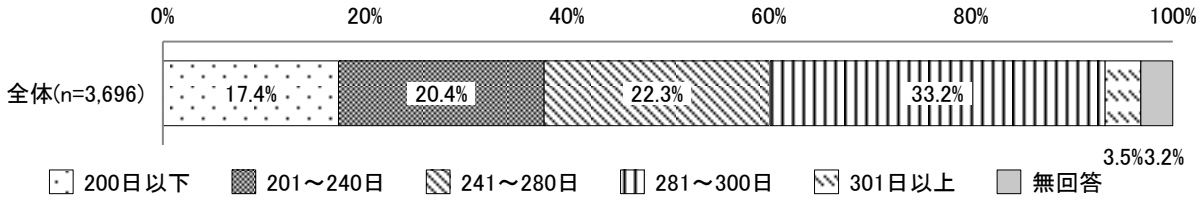

図表 115　事業類型別　開所日数:数値回答（Q18-1）

		合計	Q18-1. 開所日数					
			200日以下	201～240日	241～280日	281～300日	301日以上	無回答
全体		3696	643	753	826	1226	131	117
		100.0	17.4	20.4	22.3	33.2	3.5	3.2
Q3. 事業類型	一般型	3200	541	678	733	1051	107	90
		100.0	16.9	21.2	22.9	32.8	3.3	2.8
	余裕活用型	447	95	61	78	169	17	27
		100.0	21.3	13.6	17.4	37.8	3.8	6.0
	地域密着Ⅱ型	49	7	14	15	6	7	0
		100.0	14.3	28.6	30.6	12.2	14.3	0.0

図表 116　年間延べ利用者数別　開所日数:数値回答（Q18-1）

		合計	Q18-1. 開所日数					
			200日以下	201～240日	241～280日	281～300日	301日以上	無回答
全体		3696	643	753	826	1226	131	117
		100.0	17.4	20.4	22.3	33.2	3.5	3.2
Q19. 延べ利用者数	300人未満	2660	529	506	570	944	66	45
		100.0	19.9	19.0	21.4	35.5	2.5	1.7
	300人以上900人未満	484	56	118	141	155	14	0
		100.0	11.6	24.4	29.1	32.0	2.9	0.0
	900人以上1500人未満	191	11	56	49	55	20	0
		100.0	5.8	29.3	25.7	28.8	10.5	0.0
	1500人以上	123	3	35	34	30	21	0
		100.0	2.4	28.5	27.6	24.4	17.1	0.0

図表 117　専任の職員数別　開所日数:数値回答（Q18-1）

		合計	Q18-1.開所日数					
			200日以下	201～240日	241～280日	281～300日	301日以上	無回答
全体		3696	643	753	826	1226	131	117
		100.0	17.4	20.4	22.3	33.2	3.5	3.2
Q16.専任の職員数	0人	1117	245	173	241	392	35	31
		100.0	21.9	15.5	21.6	35.1	3.1	2.8
	1人	1019	169	230	220	357	18	25
		100.0	16.6	22.6	21.6	35.0	1.8	2.5
	2人	620	83	159	159	191	17	11
		100.0	13.4	25.6	25.6	30.8	2.7	1.8
	3～5人	424	59	114	100	116	21	14
		100.0	13.9	26.9	23.6	27.4	5.0	3.3
	6人以上	407	57	70	93	139	39	9
		100.0	14.0	17.2	22.9	34.2	9.6	2.2

（１９）年間延べ利用者数（令和３年度）

令和３年度の年間延べ利用者数の平均値をみると、定期利用以外は 171.9 人、定期利用は 253.9 人となっている。年齢別の延べ利用者数の平均値をみると、定期利用以外では「１歳児」がもっとも人数が多く 71.6 人、次いで「２歳児」が 65.2 人となっている。定期利用では、「２歳児」がもっとも人数が多く 117.1 人、次いで「１歳児」が 113.0 人となっている。

全体の年間延べ利用者数を階層に分けてみると、「300 人未満」が 72.0%でもっとも割合が高く、次いで「300 人以上 900 人未満」が 13.1%、「900 人以上 1500 人未満」が 5.2%となっている。

事業類型別にみると、「余裕活用型」では他と比べて「300 人未満」の割合が高くなっている。また、専任の職員数別にみると、「０人（専任職員はいない）」では他と比べて「300 人未満」の割合が高くなっている。

図表 118　令和３年度の年間延べ利用者数（平均値）:数値回答（Q19）

	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児以上
定期利用以外	171.9人 (n=3219)	36.2人 (n=2490)	71.6人 (n=2804)	65.2人 (n=2614)	24.2人 (n=1979)	13.2人 (n=1779)	12.0人 (n=1727)
定期利用	253.9人 (n=1494)	43.3人 (n=1022)	113.0人 (n=1276)	117.1人 (n=1245)	32.0人 (n=875)	11.5人 (n=822)	9.8人 (n=775)

図表 119　令和３年度の年間延べ利用者数:数値回答（Q19）

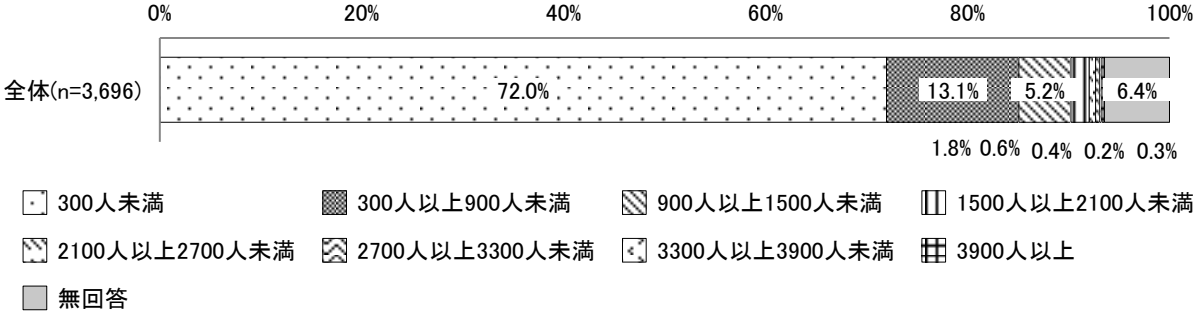

図表 120　事業類型別　令和３年度の年間延べ利用者数:数値回答（Q19）

		合計	Q19.延べ利用者数 合計（8カテゴリ）								
			300人未満	300人以上900人未満	900人以上1500人未満	1500人以上2100人未満	2100人以上2700人未満	2700人以上3300人未満	3300人以上3900人未満	3900人以上	無回答
全体		3696	2660	484	191	67	24	14	8	10	238
		100.0	72.0	13.1	5.2	1.8	0.6	0.4	0.2	0.3	6.4
Q3.事業類型	一般型	3200	2255	460	181	62	24	14	8	8	188
		100.0	70.5	14.4	5.7	1.9	0.8	0.4	0.3	0.3	5.9
	余裕活用型	447	385	12	2	0	0	0	0	1	47
		100.0	86.1	2.7	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	10.5
	地域密着Ⅱ型	49	20	12	8	5	0	0	0	1	3
		100.0	40.8	24.5	16.3	10.2	0.0	0.0	0.0	2.0	6.1

図表 121　専任の職員数別　令和３年度の年間延べ利用者数:数値回答（Q19）

		合計	Q19.延べ利用者数 合計（8カテゴリ）								
			300人未満	300人以上900人未満	900人以上1500人未満	1500人以上2100人未満	2100人以上2700人未満	2700人以上3300人未満	3300人以上3900人未満	3900人以上	無回答
全体		3696	2660	484	191	67	24	14	8	10	238
		100.0	72.0	13.1	5.2	1.8	0.6	0.4	0.2	0.3	6.4
Q16.専任の職員数	０人	1117	985	54	16	5	2	0	0	0	55
		100.0	88.2	4.8	1.4	0.4	0.2	0.0	0.0	0.0	4.9
	１人	1019	801	139	18	3	1	1	0	0	56
		100.0	78.6	13.6	1.8	0.3	0.1	0.1	0.0	0.0	5.5
	２人	620	360	144	64	13	3	0	1	2	33
		100.0	58.1	23.2	10.3	2.1	0.5	0.0	0.2	0.3	5.3
	３～５人	424	194	98	55	28	9	5	2	0	33
		100.0	45.8	23.1	13.0	6.6	2.1	1.2	0.5	0.0	7.8
	６人以上	407	245	47	38	17	9	8	5	8	30
		100.0	60.2	11.5	9.3	4.2	2.2	2.0	1.2	2.0	7.4

２．一時預かり事業の利用方法について

（１）一時預かり事業の利用前に行っていること

定期利用以外では、「利用にあたっての事前面談」が 77.4%でもっとも割合が高く、次いで「事前登録」が 70.9%、「施設の事前見学」が 43.5%となっている。定期利用では、「利用にあたっての事前面談」が 82.2%でもっとも割合が高く、次いで「事前登録」が 75.5%、「施設の事前見学」が 48.3%となっている。

図表 122　一時預かり事業の利用前に行っていること:複数回答（Q20）

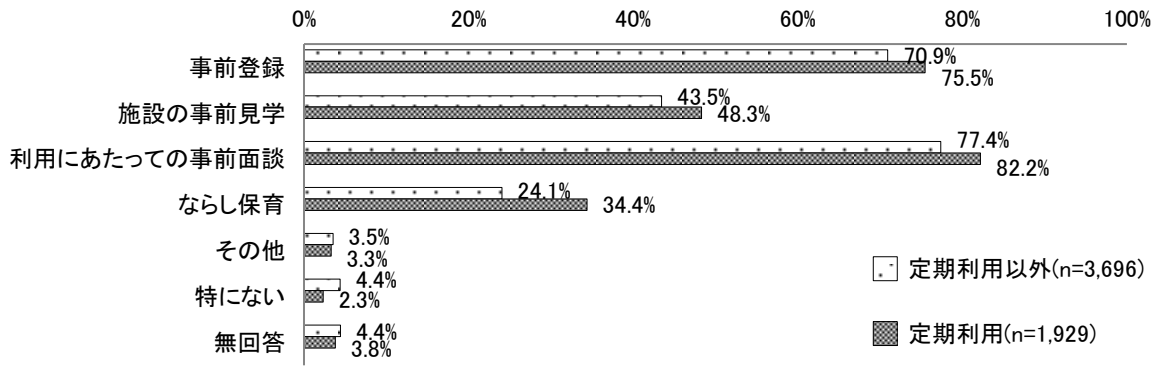

＜「その他」の回答＞

・健康調査票の提出。
・健康診断。
・電話による打合せ、聞き取り。
・児童家庭・発育等の状況調書提出。
・持ち物・アレルギーの確認。
・食品チェックの実施、医師の診断書の有無の確認。
・（定期利用の場合）併設している子育て支援ひろばの利用。

／等

（２）一時預かり事業の利用者対応に関する市区町村との役割分担

①利用希望者の募集

利用希望者の募集についてみると、定期利用以外、定期利用いずれも「事業所が担当」の割合が高く、定期利用以外が 71.5%、定期利用が 74.2%となっている。

図表 123　利用希望者の募集:複数回答（Q21a）

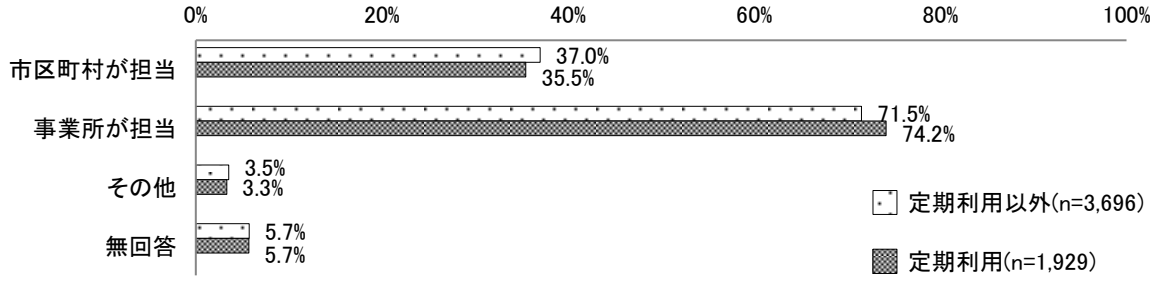

＜「その他」の回答＞

・特に募集活動はしていない。
・リーフレットの作成は市、ホームページの作成は市・事業所。

／等

②利用希望者の申込受付

利用希望者の申込受付についてみると、定期利用以外、定期利用いずれも「事業所が担当」の割合が高く、定期利用以外が 94.8%、定期利用が 94.9%となっている。

図表 124　利用希望者の申込受付:複数回答（Q21b）

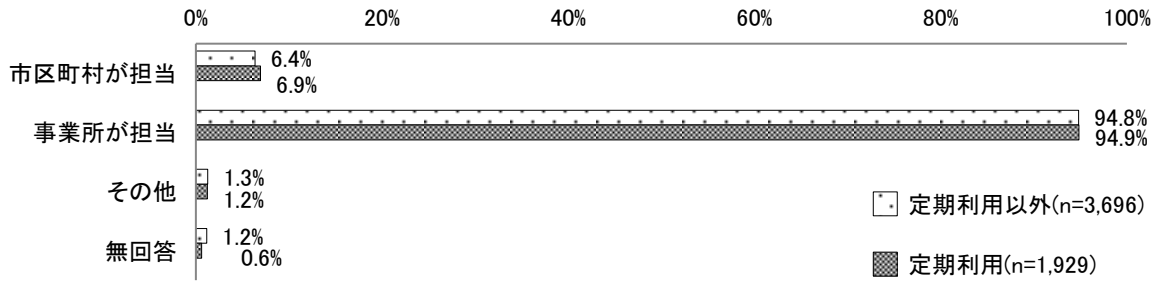

③利用者の認定･登録

利用者の認定・登録についてみると、定期利用以外、定期利用いずれも「事業所が担当」の割合が高く、定期利用以外が 83.4%、定期利用が 85.1%となっている。

図表 125　利用者の認定･登録:複数回答（Q21c）

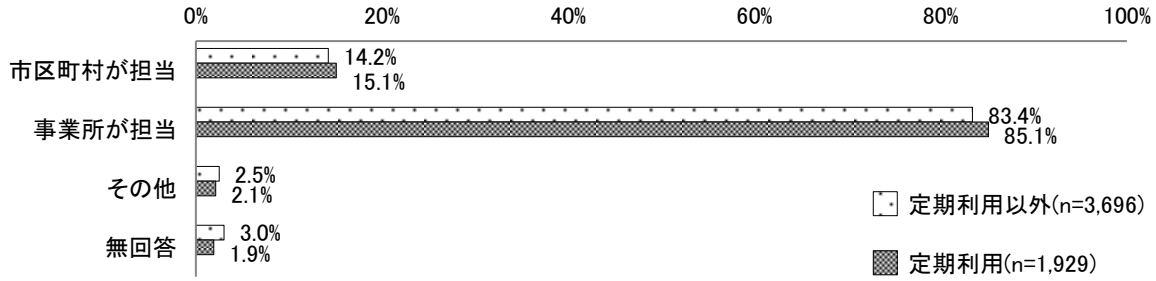

＜「その他」の回答＞

・利用者の登録は事業所、利用料金免除の認定は市。 ・受け付けは事業所、利用承諾書は市長名で発行。 ・認定は市、登録は事業所で行う。 ／等

④利用料の徴収

利用料の徴収についてみると、定期利用以外、定期利用それぞれ「事業所が担当」の割合が高く、定期利用以外が 90.0%、定期利用が 91.5%となっている。

図表 126　利用料の徴収:複数回答（Q21d）

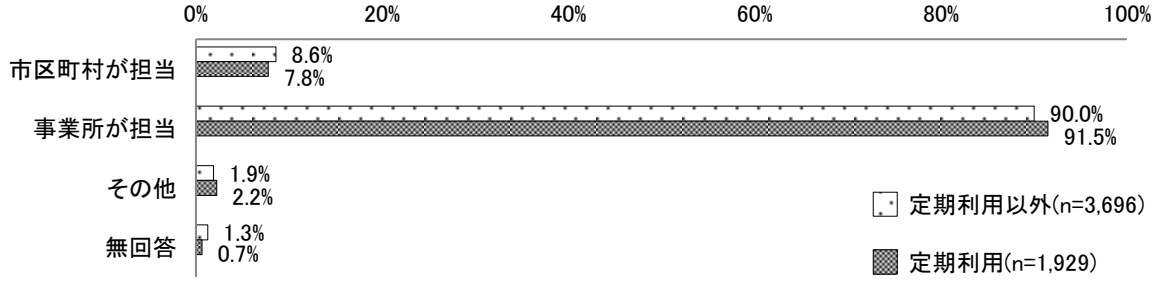

＜「その他」の回答＞

・納付書の発行は事業者、確認は市。 ・事業所で請求書を作り、徴収は市区町村。 ／等

⑤利用調整（複数の希望者がいた日の利用者調整）

利用調整（複数の希望者がいた日の利用者調整）についてみると、定期利用以外、定期利用いずれも「事業所が担当」の割合が高く、定期利用以外が 96.6%、定期利用が 96.9%となっている。

図表 127　利用調整（複数の希望者がいた日の利用者調整）:複数回答（Q21e）

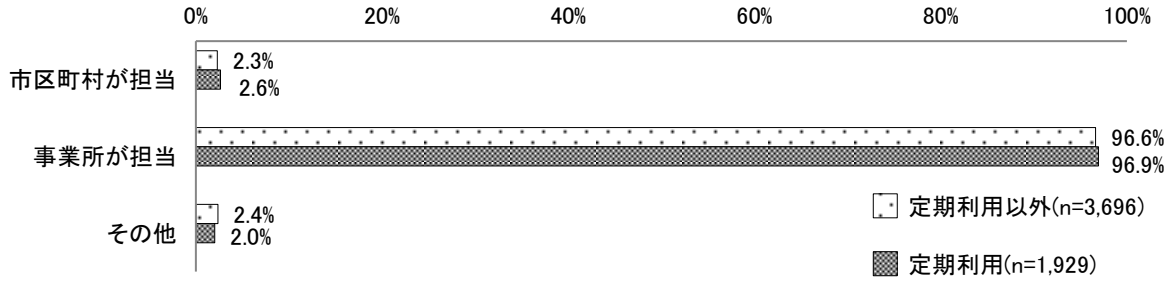

＜「その他」の回答＞

・基本は事業者で行うが、必要に応じ市区町村が対応する。 ／等

（３）利用者調整で優先させる利用者の基準

（２）一時預かり事業の利用者対応に関する市区町村との役割分担の「⑤利用調整」において「事業所が担当」を選択した事業所（Q21）について、利用者調整で優先させる基準をみると、定期利用以外では、「予約の先着順で利用者を決める」が 65.8%でもっとも割合が高く、次いで「利用目的によって優先順位を設ける」が 25.1%、「虐待や DV のおそれがあるなど緊急度の高い家庭を優先する」が 23.3%となっている。定期利用では、「予約の先着順で利用者を決める」が 63.6%でもっとも割合が高く、次いで「利用目的によって優先順位を設ける」が 27.9%、「虐待や DV のおそれがあるなど緊急度の高い家庭を優先する」が 24.6%となっている。

図表 128　利用者調整で優先させる利用者の基準:複数回答（Q22）

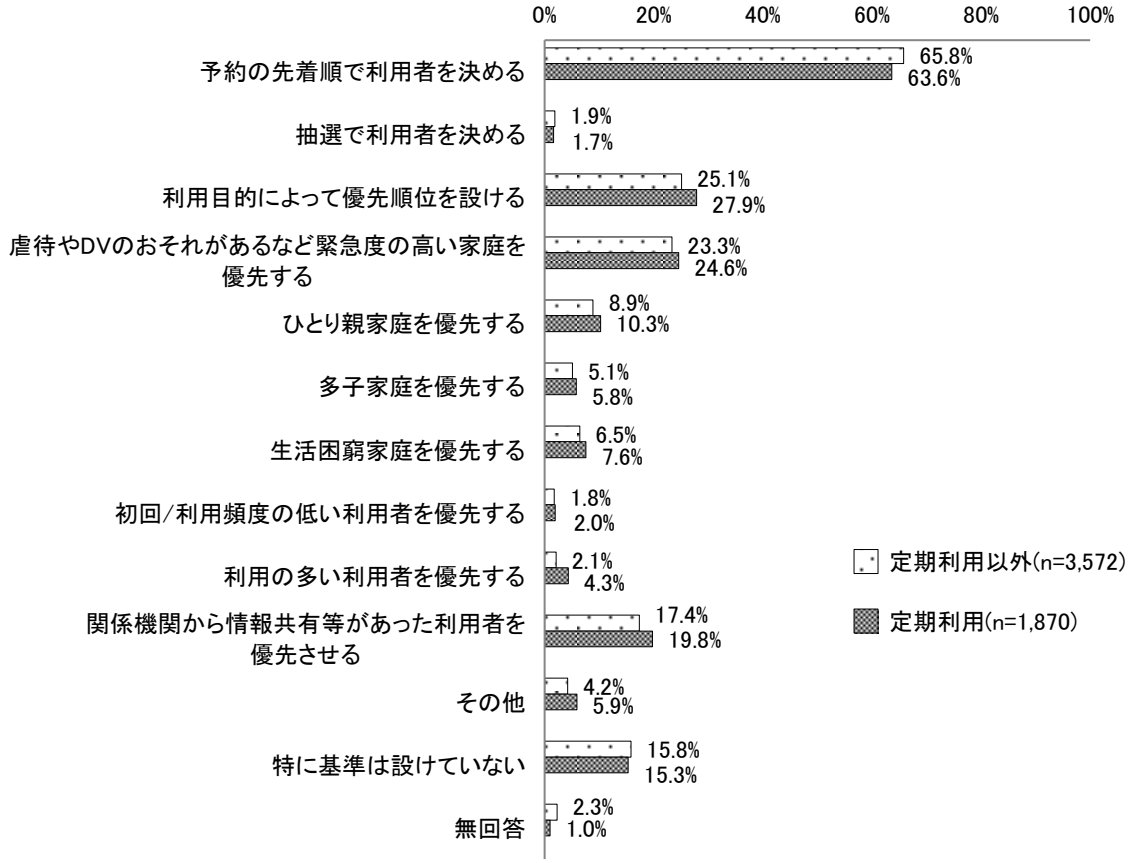

＜「利用目的によって優先順位を設ける」の具体的な回答＞

・精神疾患等。
・不妊治療、出産、介護、疾病、看護、通院、入院。
・仕事、受診、きょうだいの授業参観など代替日が無い状況の方から優先。
・家庭での子育てが困難なケース。
・保護者の精神状態から、レスパイトが必要と思われる場合。
・０歳児の予約を優先させる枠を設定している。
・育児負担軽減の場合は、日程変更に応じてもらえることが多い。

／等

＜「その他」の回答＞

・一対一の保育が必要となるため、他クラスの一時保育利用や園行事との兼ね合いで調整。
・緊急の場合は、虐待やひとり親、生活困窮家庭等を優先することもある。
・事前仮予約については市の WEB サイトより抽選。その後の空き枠、キャンセルのあった枠については電話により事業所で受付、先着順で利用決定する。
・子どもの発達や保護者の育児不安等、気になる利用者、出産での利用等。
・市からの緊急の要請。
・幼稚園の春長期休み期間中に定期的に利用している子。

／等

（４）一時預かり事業の利用事由に関する要件

一時預かり事業の利用事由に関する要件を「定めている」割合は、定期利用以外では 46.3%、定期利用では 56.1%となっている。

運営主体別にみると、定期利用以外、定期利用いずれも、「直営」では他と比べて、「定めている」割合が高くなっている一方、「株式会社」「学校法人」「特定非営利活動法人」では他と比べて、「定めていない」の割合が高くなっている。

図表 129　一時預かり事業の利用事由に関する要件:単数回答（Q23-1）

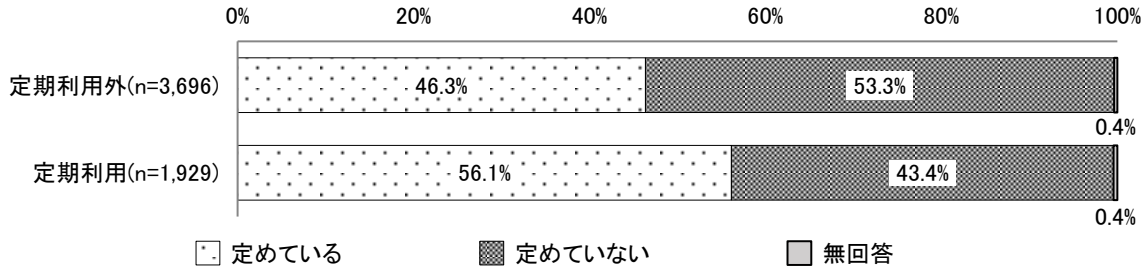

図表 130　運営主体別　一時預かり事業の利用事由に関する要件:単数回答（Q23-1）

【定期利用以外】

		合計	Q23-1-1. 一時預かりの利用事由に関する要件_定期利用以外		
			定めている	定めていない	無回答
全体		3696 100.0	1713 46.3	1970 53.3	13 0.4
Q4. 運営主体	直営	924 100.0	635 68.7	289 31.3	0 0.0
	社会福祉協議会	61 100.0	24 39.3	36 59.0	1 1.6
	社会福祉法人	1964 100.0	823 41.9	1133 57.7	8 0.4
	株式会社	234 100.0	74 31.6	159 67.9	1 0.4
	学校法人	264 100.0	92 34.8	170 64.4	2 0.8
	特定非営利活動法人	96 100.0	26 27.1	70 72.9	0 0.0
	その他の法人等	130 100.0	33 25.4	96 73.8	1 0.8

【定期利用】

		合計	Q23-1-1. 一時預かりの利用事由に関する要件_定期利用		
			定めている	定めていない	無回答
全体		1929 100.0	1083 56.1	838 43.4	8 0.4
Q4. 運営主体	直営	420 100.0	325 77.4	95 22.6	0 0.0
	社会福祉協議会	45 100.0	21 46.7	24 53.3	0 0.0
	社会福祉法人	1130 100.0	594 52.6	531 47.0	5 0.4
	株式会社	94 100.0	43 45.7	51 54.3	0 0.0
	学校法人	128 100.0	59 46.1	67 52.3	2 1.6
	特定非営利活動法人	44 100.0	15 34.1	29 65.9	0 0.0
	その他の法人等	57 100.0	21 36.8	35 61.4	1 1.8

（５）利用事由についての具体的な要件

一時預かり事業の利用事由について要件を定めていると回答した事業所（Q23-1）について、その具体的な内容をみると、定期利用以外では、「保護者等の疾病、出産・けが等」が 90.1%でもっとも割合が高く、次いで「育児に伴う保護者等の心身負担の解消」が 86.0%、「家族・親族の看護または介護」が 82.3%となっている。定期利用では、「保護者等の就労」が 95.9%でもっとも割合が高く、次いで「保護者等の職業訓練、就学」が 82.2%、「保護者等の疾病、出産・けが等」が 66.7%となっている。

定期利用の場合は、保護者等の就労や就学等、継続的に預かりが必要になる場合が利用要件として定められている割合が高い一方、定期利用以外では、保護者等の疾病や冠婚葬祭等の突発的な事由が利用要件となっている割合が高い。また、定期利用において「育児に伴う保護者等の心身負担の解消」を要件として設定している割合は 48.4%であり、定期利用以外と比べて 40 ポイント弱と大きな差がみられる。

図表 131　利用事由についての具体的な要件:複数回答（Q23-2）

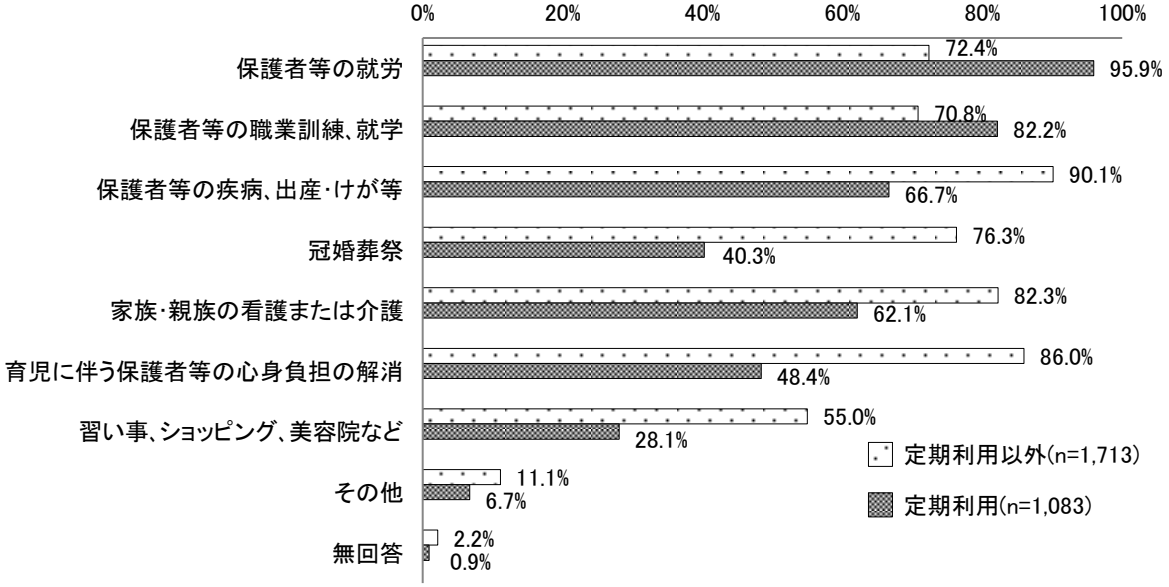

＜「その他」の回答＞

・土曜日は就労のみ、ただし緊急の場合は可。
・市内在住者。
・きょうだいの行事参加。
・災害または事故。
・裁判員制度。
・引っ越し、資格試験、健康診断、政務申告。

／等

（６）一時預かり事業の申込時における証明書類の提出

一時預かり事業の申込時に、就労や通院等、特定の事由による利用であることを証明する書類（就労内定証明書、診断書等）について「提出を求めている」の割合は、定期利用以外では 24.7%、定期利用では 43.5%となっている。Q23-2 で把握したとおり、定期利用の場合は、保護者等の就労や就学が利用要件になっていることが多いことから、就労証明書等の書類提出を求める場合が多いことがうかがえる。

図表 132　一時預かり事業の申込時における証明書類の提出:単数回答（Q24）

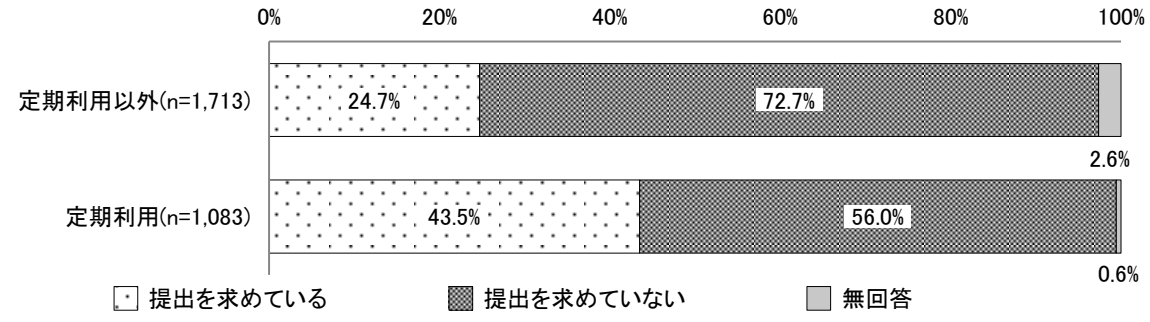

（７）事前登録・空き照会・予約・キャンセルの方法

一時預かり事業の利用に関して、「事前登録」「空き状況の照会」「利用日の予約」「キャンセル受付」それぞれの受付方法を把握したところ、「事前登録方法」では、「直接来所」が 71.6%でもっとも割合が高く、次いで「電話」が 46.7%となっている。「空き状況の照会方法」では、「電話」が 93.1%でもっとも割合が高く、次いで「直接来所」が 43.7%、「メール」が 6.2%となっている。「利用日の予約方法」では、「電話」が 87.3%でもっとも割合が高く、次いで「直接来所」が 54.0%、「メール」が 6.1%となっている。「キャンセル受付方法」では、「電話」が 95.8%でもっとも割合が高く、次いで「直接来所」が 40.0%、「メール」が 5.7%となっている。

空き状況の照会や利用日の予約、キャンセルについては各事業所が電話にて対応することが多くインターネット上の受付システムを活用している割合は低い。また、「事前登録」の「直接来所」については、利用開始前に施設に来てもらうケースであるが、「空き状況の照会方法」「利用日の予約方法」「キャンセル受付方法」の「直接来所」については、一時預かり事業を利用した日に当該事業所で次回以降の予約の申込・キャンセル等を行う形も多いと思われる。

図表 133　事前登録・空き照会・予約・キャンセルの方法:複数回答（Q25）

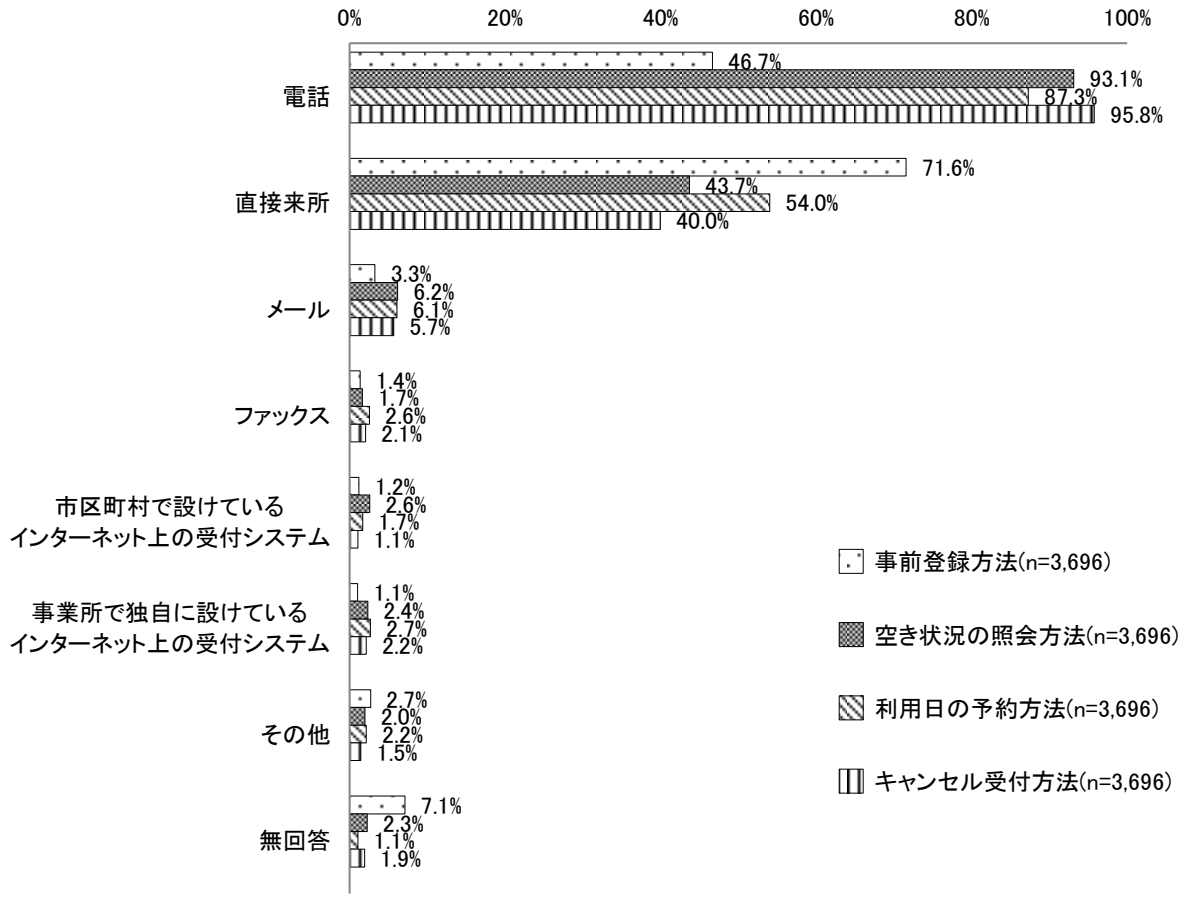

＜「その他」の回答＞

■事前登録方法
・保育 ICT（アプリ）の利用。
・所定用紙に利用希望日を記入して提出。
・公式 SNS（メッセージアプリ）。
・市区町村にて登録。

・事前登録が不要。

■空き状況の照会方法
・保育 ICT（アプリ）の利用。
・市による利用調整。

■利用日の予約方法
・申込予定表に記入し提出。
・保育 ICT（アプリ）の利用。
・公式 SNS（メッセージアプリ）。
・利用時に次回の予約を受け付ける。
・月初めに利用申請書を提出。

■キャンセル受付方法
・保育 ICT（アプリ）の利用。
・口頭や連絡ノート。
・公式 SNS（メッセージアプリ）。

／等

（８）利用の予約期限

定期利用以外では、「特に設けていない」が 24.3%でもっとも割合が高く、次いで「利用日の一週間前～二日前まで」が 15.6%、「利用日前日の午後～閉所時間まで」が 14.5%となっている。定期利用では、「特に設けていない」が 23.7%でもっとも割合が高く、次いで「利用日当日の利用時間直前まで」が 15.1%、「利用日前日の午後～閉所時間まで」が 14.2%となっている。

図表 134　利用の予約期限:単数回答（Q26-1）

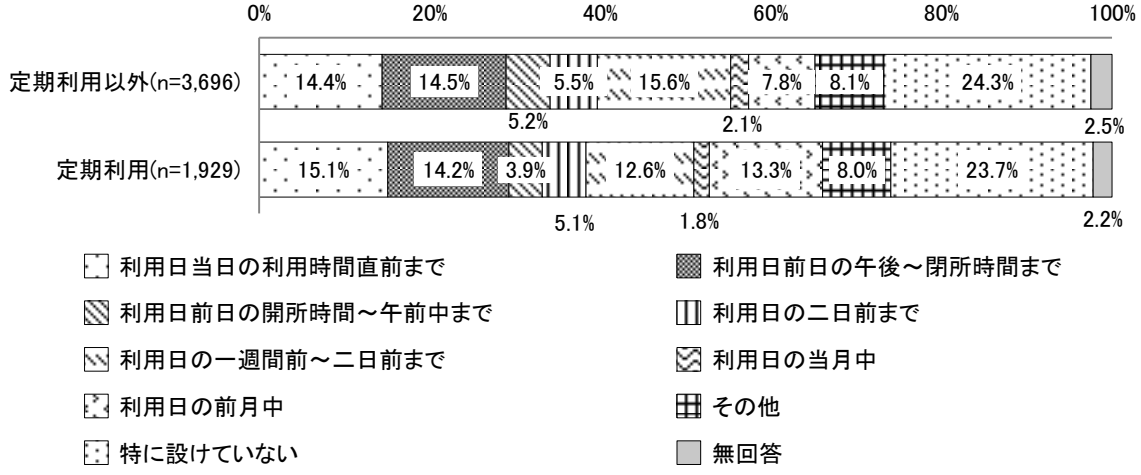

（９）予約のキャンセル期限

定期利用以外では、「利用日当日の利用時間直前まで」が 53.4%でもっとも割合が高く、次いで「特に設けていない」が 28.4%、「利用日前日の午後～閉所時間まで」が 6.0%となっている。定期利用では、「利用日当日の利用時間直前まで」が 55.1%でもっとも割合が高く、次いで「特に設けていない」が 28.7%、「利用日前日の午後～閉所時間まで」が 5.4%となっている。

図表 135　予約のキャンセル期限:単数回答（Q26-2）

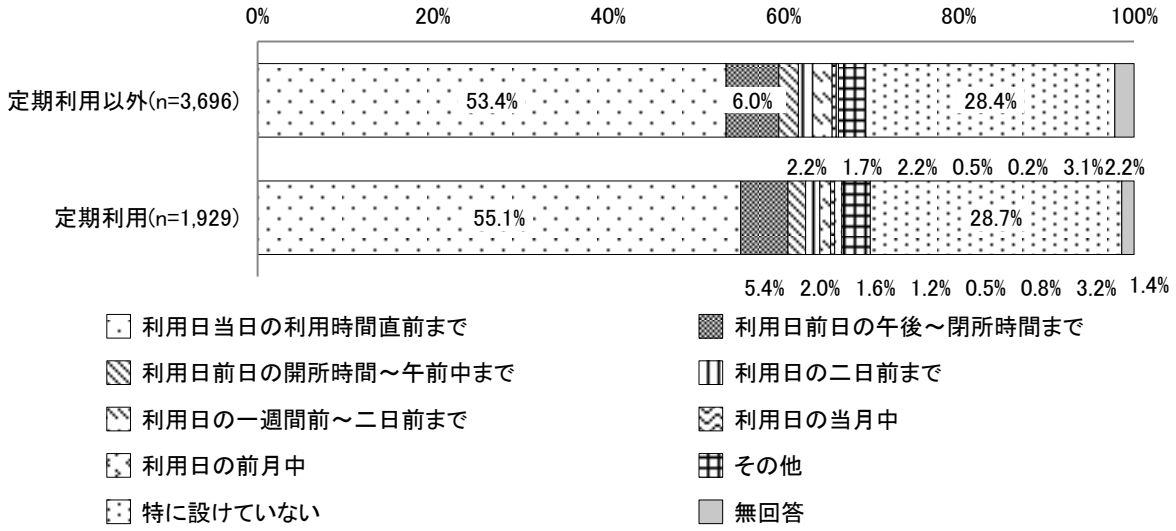

（１０）利用料の設定方法

「市区町村で設定している」が 56.5%でもっとも割合が高く、次いで「事業所で独自に設定している」が 41.0%、「その他」が 2.0%となっている。

図表 136　利用料の設定方法:単数回答（Q27-1）

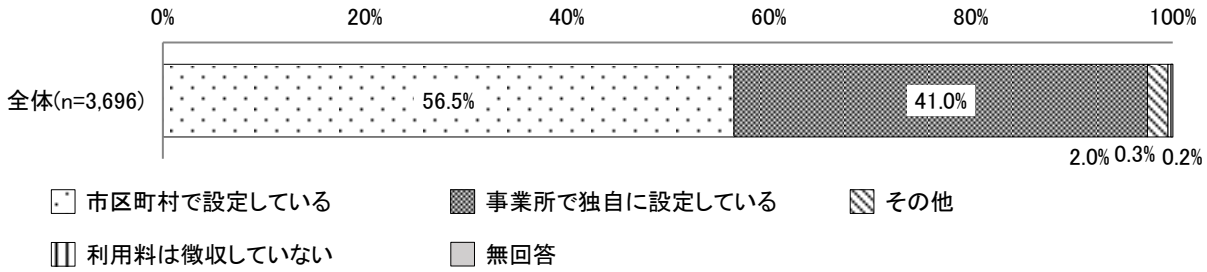

＜「その他」の回答＞

・市町村の設定に加えて事業所独自のメニューを追加。
・市の定額に諸経費を追加している。
・市と相談して設定している。
・法人にて設定。
・定期利用は市で定め、定期利用以外は事業所で定めている。
・９時～17 時は市の設定。それ以外の時間帯は事業所で独自に設定。

／等

（１１）利用料の単位

利用料を「市区町村で設定している」「事業所で独自に設定している」「その他」と回答した事業所（Q27-1）について、設定している利用料の単位をみると、定期利用以外では、「１日単位」が 52.4%でもっとも割合が高く、次いで「半日単位」が 33.6%、「１時間単位」が 21.4%となっている。定期利用では、「１日単位」が 54.1%でもっとも割合が高く、次いで「半日単位」が 32.8%、「１時間単位」が 17.8%となっている。

「１か月単位」での利用料徴収は、定期利用の場合は 10.7%であるのに対し、定期利用以外では 2.7%と、定期利用の方がやや割合が高くなっている。

図表 137　利用料の単位：複数回答（Q27-2）

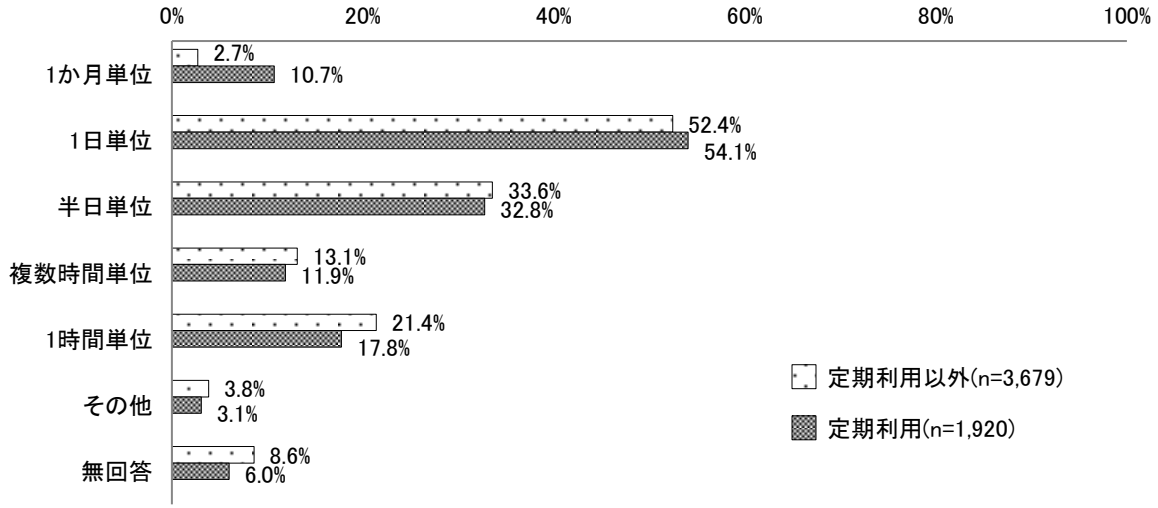

＜「その他」の回答＞

・１日単位と 30 分単位で設定。
・最低１時間、それ以降は 30 分単位。
・２時間以降は 30 分単位。
・15 分単位。
・１か月のチケット制。

／等

（１２）利用料

利用料について「市区町村で設定している」「事業所で独自に設定している」「その他」と回答した事業所（Q27-1）について、以下の場合の利用料の平均値をみると、定期利用以外では１日あたり（１日８時間預けた場合）、０歳児は 2,579.7 円、１歳児は 2,498.1 円、２歳児は、2,467.3 円となっている。定期利用では１か月あたり（週に２回、１日８時間預けた場合）、０歳児は 14,918.1 円、１歳児は 14,315.5 円、２歳児は、14,151.0 円となっている。

図表 138　利用料（平均値）：数値回答（Q27-3）

	定期利用以外 ※実際の利用時間の上限にかかわらず、１日に８時間預けた場合の、１日あたりの利用料	定期利用 ※実際の利用時間の上限にかかわらず、週に２回、１日８時間預けた場合の１か月あたりの利用料（月に８日利用）
０歳児	１日あたり 2,579.7 円(n=2806)	１か月あたり 14,918.1 円(n=1353)
１歳児	１日あたり 2,498.1 円(n=3228)	１か月あたり 14,315.5 円(n=1598)
２歳児	１日あたり 2,467.3 円(n=3262)	１か月あたり 14,151.0 円(n=1620)

注：設定している利用方法等にこの設定があてはまらない場合は、大よその金額で計算（試算）。
利用料に複数の設定がある場合は、一番金額が高い場合で回答。ただし、延長料金なしで８時間利用できる場合は、通常の利用料で回答。また、給食費を実費として別途徴収する場合は、料金に含まずに回答。
年齢によって利用料に違いがない場合は、同じ金額を記入。

（１３）一時預かり事業のキャンセル料の徴収の有無

「徴収している」の割合は、定期利用以外では 7.4%、定期利用では 7.9%となっている。

図表 139　一時預かり事業のキャンセル料の徴収の有無：単数回答（Q27-4）

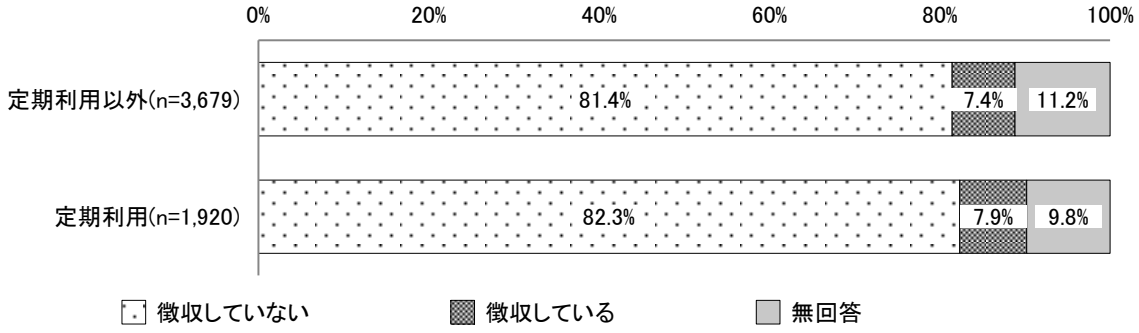

（１４）一時預かり事業のキャンセル料の徴収金額

キャンセル料を徴収している場合の金額について、定期利用以外では、「利用予定の全額」が33.8%でもっとも割合が高く、次いで「決まった金額」が 33.1%となっている。定期利用も同様に、「利用予定の全額」が 34.4%でもっとも割合が高く、次いで「決まった金額」が 33.1%となっている。

図表 140　一時預かり事業のキャンセル料の徴収金額:単数回答（Q27-4）

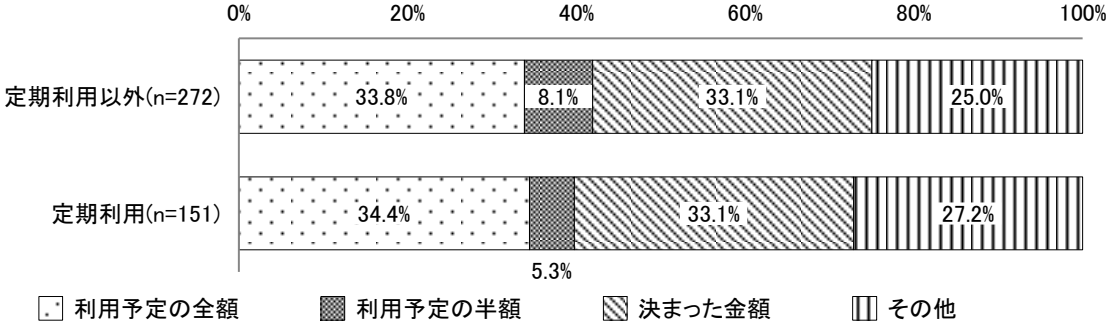

＜「その他」の回答＞

・当日キャンセルのみ徴収。
・当日給食キャンセルの場合は給食費 200 円を徴収。
・前日の午前中までに連絡が来た場合は徴収せず、それ以降は全額徴収。

／等

なお、Q27-4 にて「決まった金額」でキャンセル料を徴収している事業所における徴収金額の平均値は、以下のとおりであった。

図表 141　一時預かり事業のキャンセル料の徴収金額（平均値）:数値回答（Q27-4）

	平均値
定期利用以外	495.8 円（n=83）
定期利用	557.6 円（n=46）

（１５）給食やおやつの提供状況

「給食やおやつを提供している」割合は、定期利用以外では 88.5%、定期利用では 91.9%となっている。

図表 142　給食やおやつの提供状況:単数回答（Q28）

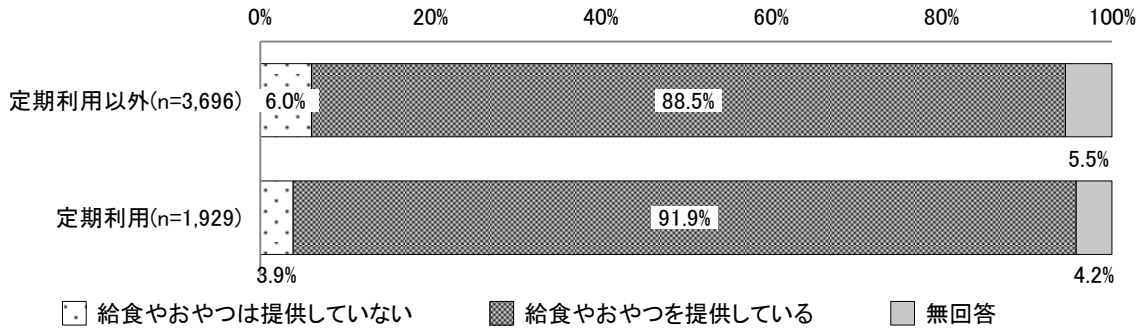

「給食やおやつを提供している」と回答した事業所において、給食・おやつの１回あたりの徴収金額の平均値は以下のとおりであった。

図表 143　給食・おやつの徴収金額（平均値）:数値回答（Q28）

	平均値
定期利用以外	288.5 円（n=2,148）
定期利用	285.7 円（n=1,112）

３．一時預かり事業の利用者の状況について

（１）主な利用目的

定期利用以外では、「保護者等の疾病、出産・けが等」が 59.6%でもっとも割合が高く、次いで「育児に伴う保護者等の心身負担の解消」が 58.4%、「保護者等の就労」が 53.4%となっている。定期利用では、「保護者等の就労」が 80.8%でもっとも割合が高く、次いで「保護者等の疾病、出産・けが等」が 42.8%、「育児に伴う保護者等の心身負担の解消」が 32.4%となっている。「育児に伴う保護者等の心身負担の解消」については、定期利用以外と定期利用の間で 26.0 ポイントの差がみられる。

また、定期利用以外の利用目的について、年間延べ利用者数別にみると、300 人以上の事業所では、「育児に伴う保護者等の心身負担の解消」「習い事、ショッピング、美容院など」の回答割合が 300 人未満と比べて高くなっている。同様に、定期利用においても、900 人以上の事業所では「育児に伴う保護者等の心身負担の解消」の割合が高くなっており、利用者が多い事業所の方が、保護者等の心身の負担軽減のための利用が多いことがうかがえる。

図表 144　主な利用目的:複数回答（Q29）

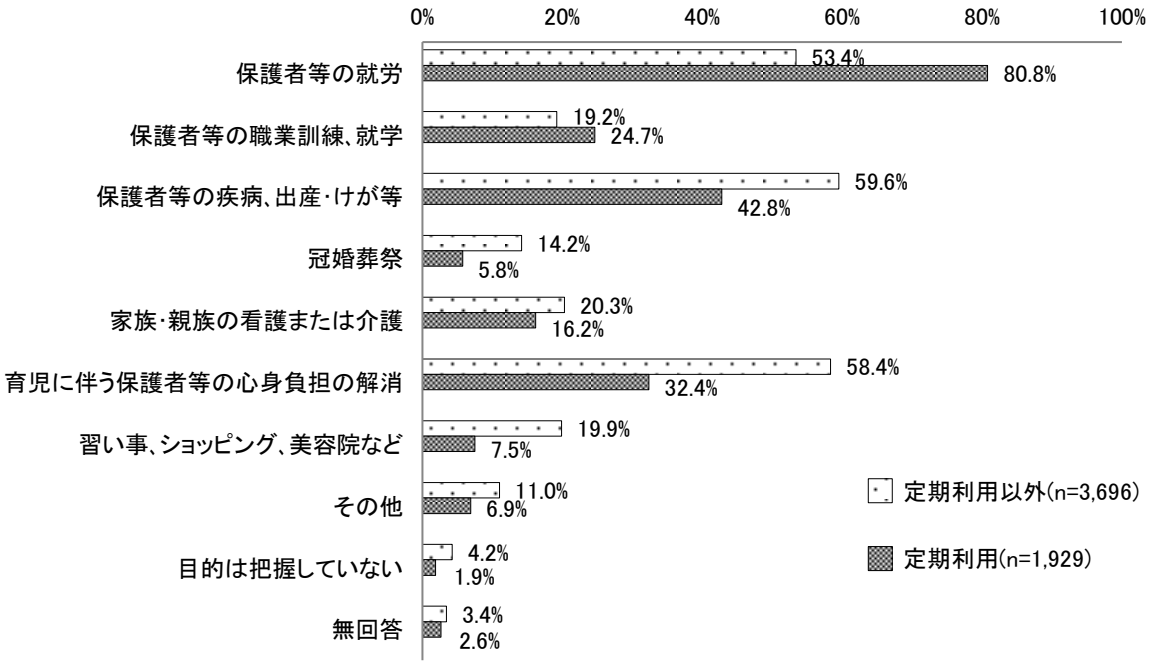

＜「その他」の回答＞

・集団生活の体験のため。
・きょうだいの行事、用事。
・就園している幼稚園の長期休暇期間。
・外国籍児童の就学前の集団生活体験。
・入所前のならし保育。
・保護者の精神疾患。
・子どもの発達が気になる場合。
・自動車免許取得。
・引っ越し準備。
・予防接種・ハローワーク。

／等

図表 145　年間延べ利用者数別　主な利用目的:複数回答（Q29）

【定期利用以外】

		合計	Q29-1.主な利用目的_定期利用以外									
			保護者等の就労	保護者等の職業訓練、就学	保護者等の疾病、出産･けが等	冠婚葬祭	家族･親族の看護または介護	育児に伴う保護者等の心身負担の解消	習い事、ショッピング、美容院など	その他	目的は把握していない	無回答
全体		3696	1974	710	2201	525	751	2157	735	407	157	127
		100.0	53.4	19.2	59.6	14.2	20.3	58.4	19.9	11.0	4.2	3.4
Q19.延べ利用者数	300人未満	2660	1398	507	1621	359	519	1404	427	283	116	87
		100.0	52.6	19.1	60.9	13.5	19.5	52.8	16.1	10.6	4.4	3.3
	300人以上900人未満	484	270	99	308	90	121	374	148	64	14	12
		100.0	55.8	20.5	63.6	18.6	25.0	77.3	30.6	13.2	2.9	2.5
	900人以上1500人未満	191	116	43	106	28	37	151	62	21	8	6
		100.0	60.7	22.5	55.5	14.7	19.4	79.1	32.5	11.0	4.2	3.1
	1500人以上	123	72	27	64	22	32	91	47	21	7	6
		100.0	58.5	22.0	52.0	17.9	26.0	74.0	38.2	17.1	5.7	4.9

【定期利用】

		合計	Q29-2. 主な利用目的_定期利用									
			保護者等の就労	保護者等の職業訓練、就学	保護者等の疾病、出産・けが等	冠婚葬祭	家族・親族の看護または介護	育児に伴う保護者等の心身負担の解消	習い事、ショッピング、美容院など	その他	目的は把握していない	無回答
全体		1929	1559	476	826	111	312	625	145	133	36	51
		100.0	80.8	24.7	42.8	5.8	16.2	32.4	7.5	6.9	1.9	2.6
Q19. 延べ利用者数	300人未満	1268	976	309	595	80	210	395	83	88	24	37
		100.0	77.0	24.4	46.9	6.3	16.6	31.2	6.5	6.9	1.9	2.9
	300人以上900人未満	327	293	91	115	15	48	95	26	22	5	4
		100.0	89.6	27.8	35.2	4.6	14.7	29.1	8.0	6.7	1.5	1.2
	900人以上1500人未満	132	116	35	51	7	25	57	16	11	3	3
		100.0	87.9	26.5	38.6	5.3	18.9	43.2	12.1	8.3	2.3	2.3
	1500人以上	86	82	26	30	4	18	37	10	8	2	0
		100.0	95.3	30.2	34.9	4.7	20.9	43.0	11.6	9.3	2.3	0.0

（２）近年利用が増えている家庭

「共働きの家庭」が 51.0%でもっとも割合が高く、次いで「保護者に疲れが見える家庭」が 42.2%、「保護者が身近に子育ての相談できる相手がいない家庭」が 34.7%、「育児不安を抱えている家庭」が 34.2%となっている。

また、共働きの家庭がもっとも割合が高いのに対して、「専業主婦/主夫家庭」は 25.2%にとどまっており、保育所へ入所できずに待機児童となった家庭の受け皿としても、一時預かり事業が利用されていることがわかる。

さらに、「特にない」の割合は 12.8%にとどまっており、全体の９割近くの事業所において、就労等のために子どもの預け先が必要な家庭や、保護者が負担感・不安感等を抱えている家庭の利用があると感じており、一時預かり事業が未就園児に対する子育て支援の一端を担っていることがうかがえる。

年間延べ利用者数別にみると、延べ利用者数が多いほど、「保護者に疲れが見える家庭」「保護者が身近に子育ての相談できる相手がいない家庭」「家族間の関係に問題を抱えている家庭」「育児不安を抱えている家庭」「送迎時などにコミュニケーションが取りにくい家庭」の回答割合が高くなっており、多様な家庭の利用がみられる。

図表 146　近年利用が増えている家庭:複数回答（Q30）

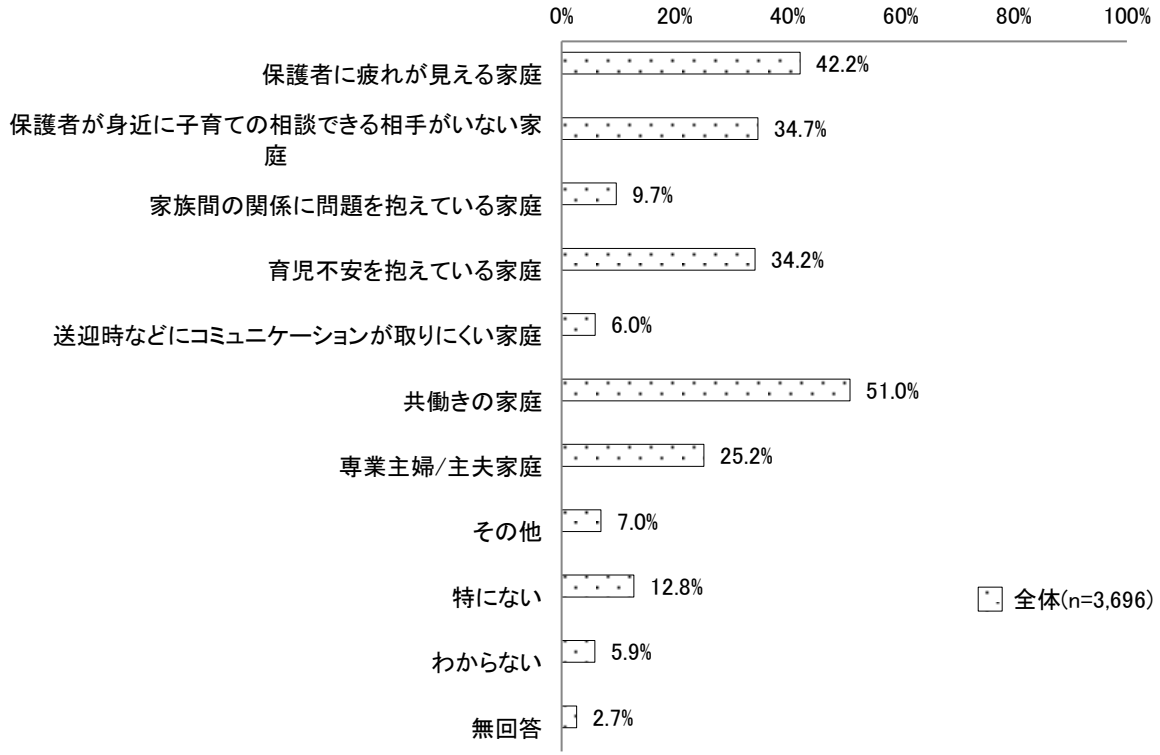

＜「その他」の回答＞

・育児休暇中。
・預かる子どもやそのきょうだいに発達障害がある家庭。
・きょうだいの療育や周りに頼れる人がいない。
・保育園・認定こども園に入園できなかった家庭、外国から一時帰国している家庭。
・引っ越してきたばかりの家庭。
・第２子誕生で、第１子の保育園を退園せざるを得ない家庭。
・求職活動中の家庭。
・就労での利用が減り、就労も短時間が増えている。
・母親の実家が近くになく、気軽に預けられる所がない家庭。
・産後２～３か月での登録希望が増えている。
・出産後、母親が体調不良で父親が仕事、育児、妻の看護を両立しなくてはならず、父親が疲弊している。
・ひとり親家庭。
・子どものあそび場不足。
・同年齢児との集団生活を経験させたい家庭。
・特別な支援を要する児童・年度途中の育休明けで預け先が見つからない場合。
・フリーランスで働いている人の一時利用。
・自宅での就労で保育所に入れない。
・時季的な就労。
・コロナウイルスの流行により、家族以外の人と関わる機会が減少している家庭。
・０歳児での利用希望（今年度は受け入れていないが、問い合わせが多い）。
・言葉の遅れ等で乳幼児健康診査時に集団生活をすすめられた家庭。
・通院時にコロナ感染症対策のため子どもを病院に同伴できないケースが増えている。
・外国にルーツのある家庭。
・次年度入所予定で、慣らし保育での利用や、市の無料チケットを利用したリフレッシュ利用。
／等

図表 147　年間延べ利用者数別　近年利用が増えている家庭:複数回答（Q30）

		合計	Q30.近年利用が増えている家庭										
			保護者に疲れが見える家庭	保護者が身近に子育ての相談できる相手がいない家庭	家族間の関係に問題を抱えている家庭	育児不安を抱えている家庭	送迎時などにコミュニケーションが取りにくい家庭	共働きの家庭	専業主婦/主夫家庭	その他	特にない	わからない	無回答
全体		3696	1559	1283	357	1264	220	1886	930	258	473	217	98
		100.0	42.2	34.7	9.7	34.2	6.0	51.0	25.2	7.0	12.8	5.9	2.7
Q19.延べ利用者数合計	300人未満	2660	973	817	210	762	113	1237	654	168	402	170	72
		100.0	36.6	30.7	7.9	28.6	4.2	46.5	24.6	6.3	15.1	6.4	2.7
	300人以上900人未満	484	284	218	61	244	38	322	134	43	30	15	7
		100.0	58.7	45.0	12.6	50.4	7.9	66.5	27.7	8.9	6.2	3.1	1.4
	900人以上1500人未満	191	124	93	28	106	30	127	56	23	15	7	1
		100.0	64.9	48.7	14.7	55.5	15.7	66.5	29.3	12.0	7.9	3.7	0.5
	1500人以上	123	80	68	28	79	20	83	33	14	7	4	1
		100.0	65.0	55.3	22.8	64.2	16.3	67.5	26.8	11.4	5.7	3.3	0.8

（３）近年個別の支援や配慮の必要性が増している子どもや家庭

「発達について特別な支援を必要としている子ども」が 38.6%でもっとも割合が高く、次いで「慢性疾患がある子ども」が 23.5%、「ひとり親家庭」が 14.4%となっている。また、「いずれもない」は 26.6%となっている。

年間延べ利用者数別にみると、延べ利用者数が多い事業所において、全体的に回答割合が高くなっており、多くの利用者を受け入れるなかで支援や配慮の必要性が高い子どもや家庭についても近年利用が増えていることがうかがえる。

図表 148　近年個別の支援や配慮の必要性が増している子どもや家庭:複数回答（Q31）

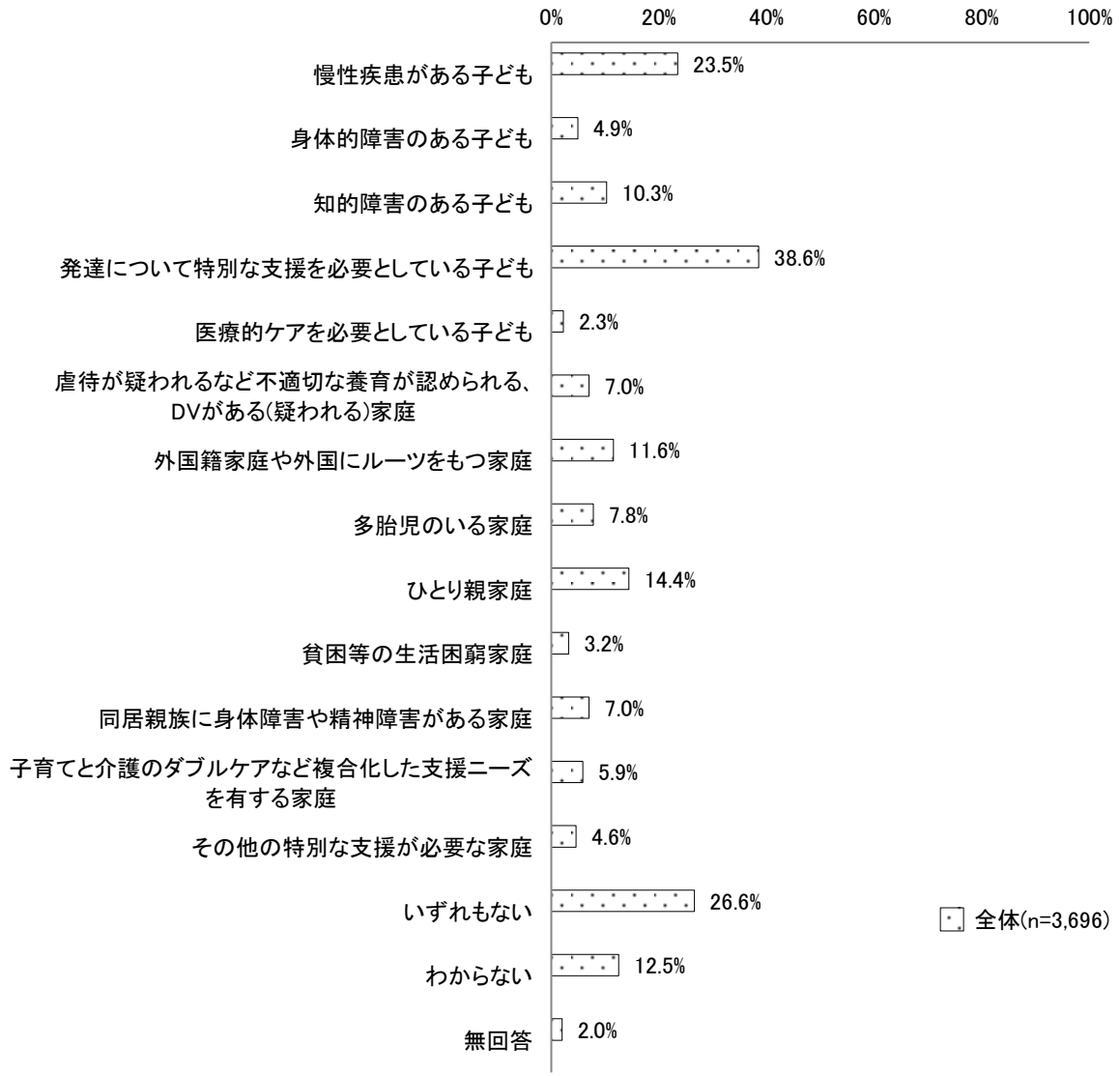

＜「その他の特別な支援が必要な家庭」の具体的な回答＞

・きょうだいが療育に通う家庭。
・子育てそのものに不安をもつ家庭、保護者の育児能力不足。
・要保護の家庭、要保護児童対策地域協議会にて対応している家庭。
・夫婦の離婚問題。
・両親に心身面やコミュニケーションに困り感がある。
・メンタルケアが必要な親のいる家庭。

・シングル、ワンオペの家庭で祖父母が年齢、体力的に預けることが難しい。
／等

図表 149　年間延べ利用者数別　近年個別の支援や配慮の必要性が増している子どもや家庭：複数回答（Q31）

		合計	Q31.近年個別の支援や配慮の必要性が増している子どもや家庭										
			慢性疾患がある子ども	身体的障害のある子ども	知的障害のある子ども	発達について特別な支援を必要としている子ども	医療的ケアを必要としている子ども	虐待が疑われるなど不適切な養育が認められる、DVがある（疑われる）家庭	外国籍家庭や外国にルーツをもつ家庭	多胎児のいる家庭	ひとり親家庭	貧困等の生活困窮家庭	同居親族に身体障害や精神障害がある家庭
全体		3696	868	182	380	1425	84	260	427	288	534	120	260
		100.0	23.5	4.9	10.3	38.6	2.3	7.0	11.6	7.8	14.4	3.2	7.0
Q19.延べ利用者数合計	300人未満	2660	507	99	197	830	51	143	228	138	339	71	156
		100.0	19.1	3.7	7.4	31.2	1.9	5.4	8.6	5.2	12.7	2.7	5.9
	300人以上900人未満	484	165	35	78	283	11	55	93	54	85	18	44
		100.0	34.1	7.2	16.1	58.5	2.3	11.4	19.2	11.2	17.6	3.7	9.1
	900人以上1500人未満	191	83	13	35	130	11	25	48	38	37	7	25
		100.0	43.5	6.8	18.3	68.1	5.8	13.1	25.1	19.9	19.4	3.7	13.1
	1500人以上	123	55	19	37	90	7	19	33	34	32	13	20
		100.0	44.7	15.4	30.1	73.2	5.7	15.4	26.8	27.6	26.0	10.6	16.3

		合計	Q31.近年個別の支援や配慮の必要性が増している子どもや家庭				
			子育てと介護のダブルケアなど複合化した支援ニーズを有する家庭	その他の特別な支援が必要な家庭	いずれもない	わからない	無回答
全体		3696	217	171	984	463	75
		100.0	5.9	4.6	26.6	12.5	2.0
Q19.延べ利用者数合計	300人未満	2660	138	109	838	379	55
		100.0	5.2	4.1	31.5	14.2	2.1
	300人以上	484	34	32	62	34	2
		100.0	7.0	6.6	12.8	7.0	0.4
	900人以上	191	17	13	17	10	0
		100.0	8.9	6.8	8.9	5.2	0.0
	1500人以上	123	11	11	12	4	0
		100.0	8.9	8.9	9.8	3.3	0.0

（4）支援が必要と思われる家庭を把握するために行っている工夫

「事前の個別面談にて保護者から家庭や子育ての状況について聞き取る」が 78.1%でもっとも割合が高く、次いで「預かる当日の保護者とのやり取りにて家庭や子育ての状況について聞き取る」が 56.5%、「市区町村の関係部局やその他関係機関と情報を共有する」が 27.9%となっている。

運営主体別にみると、「直営」「社会福祉協議会」「特定非営利活動法人」では他と比べて、「市区町村の関係部局やその他関係機関と情報を共有する」の割合が高くなっている。

また、支援が必要と思われる家庭を把握する方法について自由回答で記入してもらったところ、一時預かり事業利用前の面談や利用時の関わり、職員間の情報共有等を通じて支援の必要性を把握する、他の支援や他機関等と連携して必要な支援先につなぐなどの回答があげられた。

図表 150　支援が必要と思われる家庭を把握するために行っている工夫:複数回答（Q32）

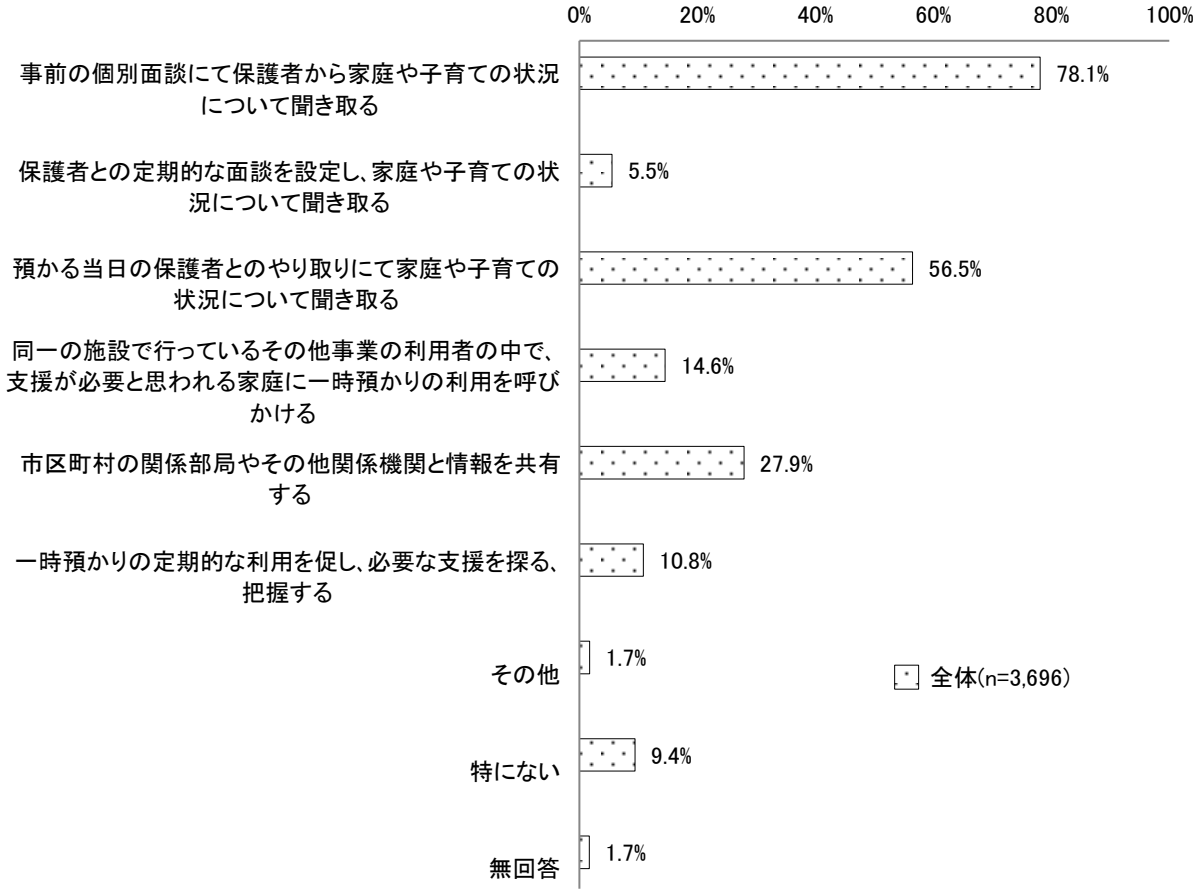

＜「その他」の回答＞

・事前に園見学をしてもらい、登録をする際に家庭状況や子どもの様子等を聞き取る。
・子育て支援センターとの連携。
・初めて預かる方には児童調査票を記入してもらっている。
・電話で問い合わせがあった時に、家庭の様子を聞く。
・保育所開放事業へのお誘い。
・町の子育て関係機関への利用案内。
・送迎の際の雑談での聞き取り。
・地域の乳幼児親子が集まる場に出向く。

／等

図表 151　運営主体別　支援が必要と思われる家庭を把握するために行っている工夫：複数回答（Q32）

		合計	Q32.支援が必要と思われる家庭を把握するために行っている工夫									
			事前の個別面談にて保護者から家庭や子育ての状況について聞き取る	保護者との定期的な面談を設定し、家庭や子育ての状況について聞き取る	預かる当日の保護者とのやり取りにて家庭や子育ての状況について聞き取る	同一の施設で行っているその他事業の利用者の中で、支援が必要と思われる家庭に一時預かりの利用を呼びかける	市区町村の関係部局やその他関係機関と情報を共有する	一時預かりの定期的な利用を促し、必要な支援を探る、把握する	その他	特にない	無回答	累計(n) 〃 (%)
全体		3696	2886	205	2088	538	1031	400	64	348	62	7622
		100.0	78.1	5.5	56.5	14.6	27.9	10.8	1.7	9.4	1.7	206.2
Q4.運営主体	直営	924	742	31	520	122	376	97	15	61	14	1978
		100.0	80.3	3.4	56.3	13.2	40.7	10.5	1.6	6.6	1.5	214.1
	社会福祉協議会	61	48	7	38	17	26	7	0	4	0	147
		100.0	78.7	11.5	62.3	27.9	42.6	11.5	0.0	6.6	0.0	241.0
	社会福祉法人	1964	1547	118	1098	303	460	211	30	198	29	3994
		100.0	78.8	6.0	55.9	15.4	23.4	10.7	1.5	10.1	1.5	203.4
	株式会社	234	172	17	129	20	48	14	6	26	10	442
		100.0	73.5	7.3	55.1	8.5	20.5	6.0	2.6	11.1	4.3	188.9
	学校法人	264	184	18	145	24	37	26	8	39	4	485
		100.0	69.7	6.8	54.9	9.1	14.0	9.8	3.0	14.8	1.5	183.7
	特定非営利活動法人	96	76	7	72	36	50	29	3	4	0	277
		100.0	79.2	7.3	75.0	37.5	52.1	30.2	3.1	4.2	0.0	288.5
	その他の法人等	130	102	6	74	13	27	12	2	11	4	251
		100.0	78.5	4.6	56.9	10.0	20.8	9.2	1.5	8.5	3.1	193.1

＜Q32 の内容について具体的に対応している職員＞

・一時預かりの担当職員。
・園長、副園長、主任保育士、主幹保育教諭、各年齢児の担当職員。
・子育て支援センターのセンター長。
・園庭開放等で質問を受けた職員。
・子育て支援ひろばの担当者。
・発達支援コーディネーター。
・基本的には、一時預かりの担当者。ケースによって主任や園長が対応することもある。
・登録時に事務職員が家庭の状況や預けたい理由を聞き取って受け付け、保育室の見学時に一時保育の担当職員が、子どもの状況を聞き取る。
・初回面接のみ園長が対応、その後は一時預かりの担当者が対応。

／等

＜Q32 の内容について支援が必要と思われる家庭を見つけるポイントやきっかけ＞

■利用前の面談等で様子を確認
・登録時の子どもへの接し方、保護者の様子。
・面談時の保護者の不安感や、関係性の築きにくさ。
・利用理由の確認（育児不安等）。
・面談時に詳しい聞き取りを行う（家での過ごし方や子との関わり方、子どもに関わる人、食事や排泄、睡眠、保護者が困っていること等）。
・園内見学中や面談中に子育ての困難さを感じる。
・事前面接で深入りしない程度に家庭の様子を聞くようにし、保護者からの発信があれば親身になって話を聞く。
・生活の場面が変化する（入園等）際に、子どもが集団生活に入ることへの不安を感じている。

■送迎時の会話や預かり中の様子を確認
・保護者の表情や身体の緊張度や疲労具合。
・コミュニケーションの取りづらさ。
・遅刻が多い、衣類の汚れ、雑費の遅れ。
・持ちもの（洗濯の状況・持ちもの状態・忘れ物の有無）。
・身体的なキズや不自然なけが。
・園児や保護者との会話から、父（母）の話題が出ない。
・会話の中で何かを隠そうとしていないか、また妙にそわそわして落ち着かない状態になっていないか等。
・送迎時の会話、連絡ノートの書きぶり、子どもの服装等。
・子どもの様子（元気がない、甘えが強い、友達との関わり方など）。
・子ども、保護者が目を合わせない、感情の起伏が大きい。
・子ども、保護者がから元気であったり、表情が硬い。
・子どもが朝ご飯を食べていない、親が挨拶しない、笑顔が少ない。
・持参弁当の内容や量がその子どもに適しているか。
・子どもの持ち物は清潔で、衛生面において問題がないか（前日の降園時と同じ服装で翌朝登園する等）。
・欠席連絡がない、欠席連絡はあるが、欠席理由が不明瞭。
・母親が神経質で、きっちりしていないと気が済まず、育児を楽しめていない（食べこぼしが許せない、時間通りにいかずイライラする）。
・面接内容を全職員で共有し、預かる当日の送迎時や子どもの様子で違いや異変に気付く。

■関係部署・機関からの情報共有
・保健センターからの情報共有。
・子育て支援センターや保健師からの情報提供。
・市から要支援との相談を受ける。
・区の関係機関から一時保育に緊急の入所依頼が来る。

■他の子育て支援からつなげる
・子育て支援事業の利用者で子育てに悩みを抱えていそうな保護者へ子育て支援員から声掛けを通して利用につなげる。
・同施設で行っているひろば事業に保護者が来所した際に、保護者に声掛けしたり様子を見て疲れていることに気付く。
・子育て支援サークルの活動の中で、育児相談や母親の疲れた様子に気づき、声をかけると一時預かり事業の利用につながる。
・フリースペースに遊びに来る親子の会話を確認する。

／等

＜Q32 の内容について支援が必要と思われる家庭を把握するための工夫＞

■利用前、利用時の支援
・登録の際は子どもと来園してもらい、様子を観察し、丁寧に保護者からの話を聞く。
・事前面談で聞き取りをする。保護者とコミュニケーションをとる。
・事前申込時や送迎時に話しやすい環境を作っている。
・一時預かりの利用までに子育て支援センターに最低 10 回遊びにきてもらわないと利用ができないシステムとしている。その際に集団あそびに入りにくかったり、子どもの様子を観察し、保護者との会話から子どもと家庭の状況を把握している。
・毎日顔を合わせるわけではないため、聞き取りや入り込みは距離感に留意しつつ慎重に行っている。
・園庭開放や育児イベントの際に声をかけ、一時預かり事業の利用につなげていく。
・乳幼児健康診査時や子育て支援センター（同施設内に併設）利用時の保護者にコンタクトをとる。
・会話をする中で、端々に SOS の言葉が出るので、それを見逃さず、拾い上げる。

■職員間の情報共有
・遊びの中から子どもの様子をよく観察し、担当者間で伝え合うことで、どのような援助が必要か見出す。
・スタッフ間での情報共有をこまめにし、親子の様子を把握する。
・園庭開放担当者と利用者についての情報共有を行う。
・一時預かり担当者全員と意見交換を行い、対応した職員が感じた様子や目にして気になったことなどを共有していく。必要に応じて個別の問診表などに付箋で記入しておく。
・園長、副園長、看護師に情報共有・相談をする。複数の職員でかかわり、保護者との挨拶や声掛け等していく。
・必要に応じて、栄養士、看護師、園長などを交えて聞き取り等を行い、職員間で情報共有を心がける。
・預かり中の子どもの様子で気になることがある場合、内部で連携し相談員がモニタリングする。それによっては、市などの関係機関と情報共有する。
・園内で月に１回会議を設け、係の職員とひろば担当、一時預かりの担当責任者で情報交換と、必要と思われる支援について考える場を設定している。

■他の支援への接続
・一時保育利用のほかに保育所体験や給食体験に誘い、信頼関係を築くよう努めている。
・園に来ているスクールカウンセラーを紹介したり、療育をすすめる。
・個別相談などを通じて情報を把握し、一時預かりの利用から、ホームスタートでの家庭訪問につなげる。
・併設している子育て支援センターに誘いコミュニケーションに時間をかける。

■他機関との連携
・市の相談員や保健師が家庭の状況を把握しているか等を確認し、連携しながら、アプローチの仕方を模索する。
・自治体との情報共有（申し込みの際に行政より情報提供を受ける、一時預かり後、自治体へ情報提供を行う）。
・療育等の発達支援が必要ではないかと感じることがあるが、現状での一時預かり事業の利用児は３才未満児が多く、断定することはできない。通常より、地域の専門機関との連携を大事にしている。
・自治体の相談窓口からの紹介で利用する場合は、情報共有を行う。
・保健師、子育て支援センター職員と連携を図り、支援の必要な家庭の情報をもらっている（状況により一時預かりの利用をすすめてもらっている）。
・地域の民生委員との情報共有化。
・乳幼児健康診査の様子を関係機関に問い合わせる。

■その他
・子育て世帯の需要に合わせてホームページや SNS 等を活用した情報提供など問い合わせのきっかけを作っている（利用しやすいネットを活用）。

／等

（５）関係機関や地域資源との連携状況

連携している関係機関や地域資源をみると、「保健所、保健センター」が 63.1%でもっとも割合が高く、次いで「児童相談所」が 39.6%、「地域子育て支援拠点」が 35.3%となっている。

図表 152　関係機関や地域資源との連携状況：複数回答（Q33）

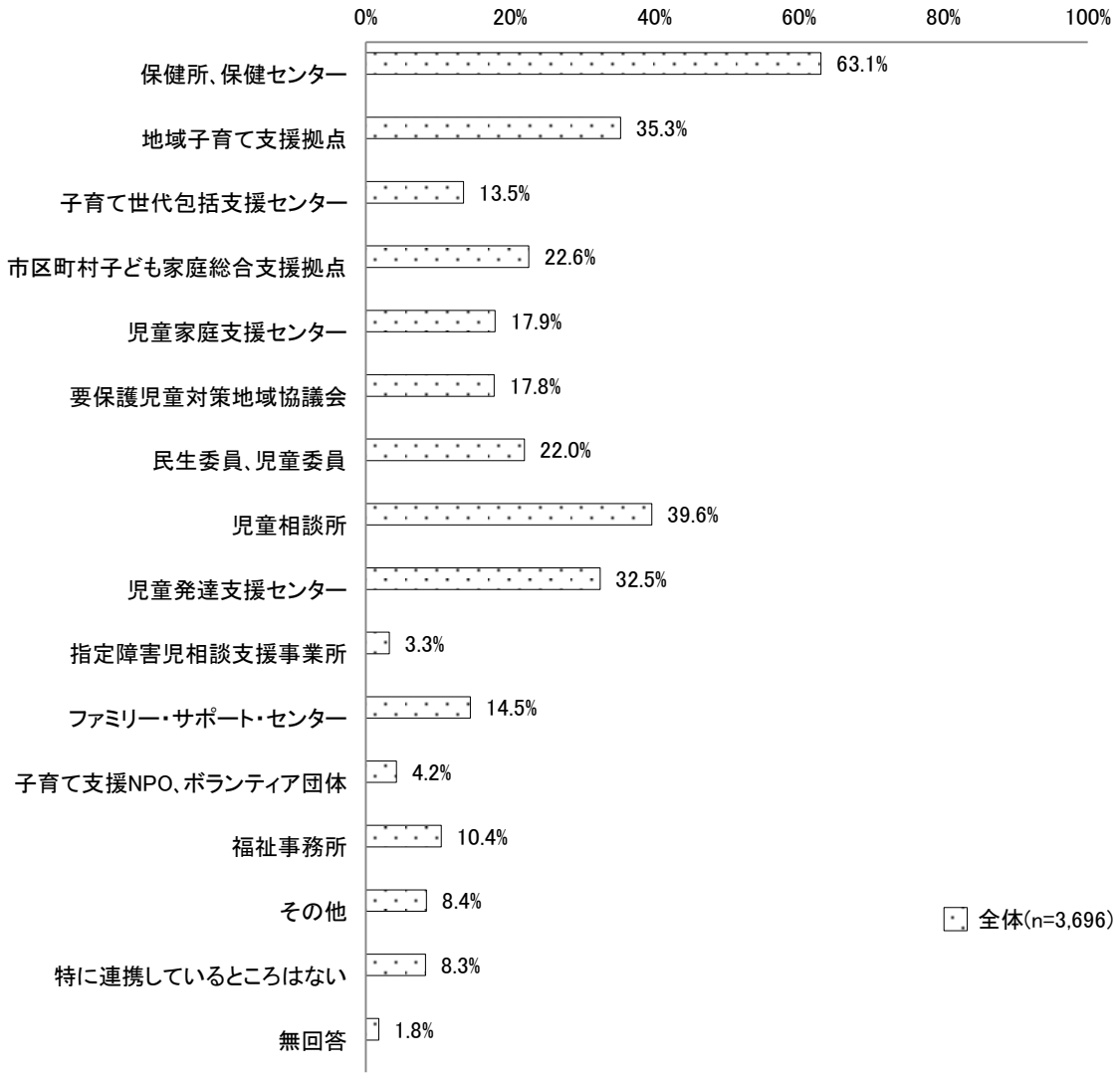

＜「その他」の回答＞

・小学校、連携保育所、病児保育施設。
・児童発達支援事業所、療育センター。
・自治体の所管課（保育担当課、子育て支援課、DV 担当部局）、教育委員会。
・母子生活支援施設。
・子ども食堂。
・社会福祉協議会。

／等

＜Q33 にて選択した連携機関と行った連携内容＞※実際に利用者の支援につながった場合

■一時預かりの継続的な利用・緊急利用
・市の相談員に母が自分で「虐待しそう」と相談があり、一時保育を利用中だったため、定期利用を促し、家庭の見守りを含め、情報共有しながら対応した。
・保健センターからの紹介。保護者の疾病で虐待につながる可能性があり、緊急保育サービスで一時預かりにつながった。週２日の利用により保護者の負担感軽減につながった。
・産後うつの保護者について保健師から一時利用をすすめたいと話があり、受け入れた。母のリフレッシュのために１年間、毎月利用をしていた。
・保護者に精神疾患があったケースで、電話を受け緊急性を感じたため、すぐに一時預かりを開始した。スピード感を持って対応できるのは、小規模の施設ならではの強み。自治体とは、個人情報の守秘の問題もあり具体的に連携していくまでに時間を要したが、最終的には転居前の自治体にもコンタクトを取り、子どもにとって、最良の養護を行うことができた。
・地域の民生委員と密に連携をとり、困りごとのある家庭に当園で実施している子育て支援事業のおたよりを配布・遊びに来るように誘ってもらう。そこで悩みを聞いて一時預かりの利用につなげる。
・市の所管課から当園の子育て支援室に相談があり、配慮の必要な親子を紹介された。子育て支援室での育児相談と併せて一時預かりの優先予約を継続的に行った。
・保健センターの紹介で、一時預かりを利用するようになり、その後、通常保育の利用に至った子どもが複数いる。集団に入りにくい子どもたちも少人数から園に慣れることができ、入園後は、スムーズに園生活に馴染むことができた。

■子どもの発達について
・療育支援センターとの連携により保護者の情報と園児の様子等を事前に把握できた。
・言葉が遅いことを保護者が心配していて、相談員を紹介して発達支援センターにつなげた。
・子育て支援センターに子どもの発達や他児との関わりについて不安を持つ保護者が相談に来た際、一時預かりの利用を勧め利用に至った。集団での経験を増やすことが刺激になり、発達面において他児とのやりとりや偏食、生活リズムの改善につながった。
・個別の支援が必要な子どもについては近隣の特別支援学校のコーディネーターを派遣要請し、指導や助言を受けている。
・児童発達支援センター長に来所してもらい、支援が必要そうな園児を確認してもらっている。その後、保護者、センター長、保育士、園長等で相談の場を設けている。
・子どもに発達障害の疑いがあり、保護者が心身ともに疲弊。地域の保健師と連絡を取り、その後のフォローができないか提案した。園では、子どもの成長を感じられるように保護者に伝え、安心につなげられるようにし、さらに保健師と情報共有も行った。
・園側が発達相談が必要と感じていた子どもの保護者にこまめに声掛けをし、育児相談を受けるまでの信頼関係を築いた。相談の中で発達支援センターの存在や利用方法、利用のメリットを伝え、相談利用につなぐことができ、育児負担の軽減にもなった。発達支援センターとも情報共有を行い、スムーズな支援を行ってもらうことができた。

■学齢期に向けた支援
・在籍する認定こども園に子どもの気になる様子を相談した。園との意見交換や支援の方法について共通認識を持ち、小学校からの支援にもつながった。
・保健センターの３歳児健康診査等の結果を共有して就学時の保護者支援に役立てている。

■保護者への支援
・保護者自身の病気や子育てに悩みを抱えている場合、保健所・家庭児童相談室等に連絡し、支援につなげる。
・子育て支援センターでの子育て相談で、母親の困り感や子どもへ手が出てしまうことがわかった。そのため園長が育児相談をし、母親のリフレッシュのため一時預かりの利用をすすめた。結果、母親の笑顔が増えた。
・遠方の市町村から毎日のように利用する家庭があったところ、他県から里帰りをしている状

況と聞いた。乳幼児健康診査の受診の有無など連絡を取り合い、居住地域でも配慮をお願いした。

■その他連携
・年２回、保健師や教育相談員が来所し、子どもや保護者の様子や乳幼児健康診査の時の様子などについて細かく話し合う。配慮の必要な子どもや保護者にお互い丁寧に働きかける。
・地域のネットワーク会議、ケース会議への出席・意見交換。

／等

４．一時預かり事業の運営上の工夫・課題について

（１）一時預かり事業の周知や利用支援

「事業所のホームページ､リーフレット等にて周知している」が 64.3%でもっとも割合が高く、次いで「市区町村のホームページやリーフレット、広報誌等にて周知している」が 63.4%、「同一の施設で行っているその他事業の利用者に働きかけている」が 19.7%となっている。

図表 153　一時預かり事業の周知や利用支援:複数回答（Q34）

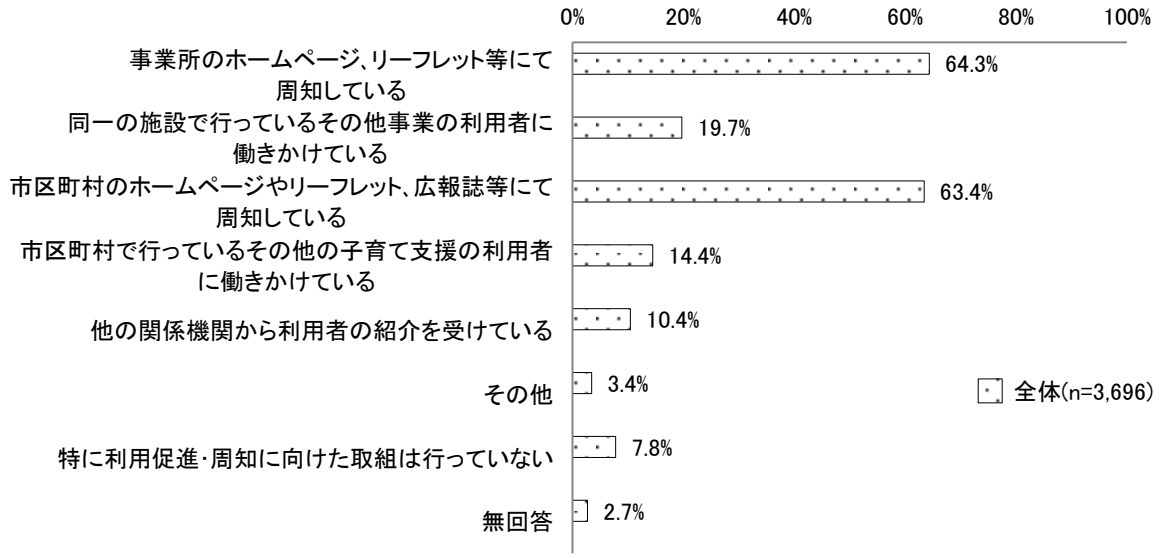

＜「その他」の回答＞

・公式 SNS。
・近隣の病院や商店にポスターを掲示。
・嘱託医、地域のコミュニティーセンターにチラシを配布。
・自治会の回覧板にチラシを掲示。
・在園児の保護者からの紹介。
・乳児家庭全戸訪問時に周知。
・子育て支援センター利用者への周知。
・民間企業で発行している子育て情報誌への掲載。

／等

（２）職員の資質向上に向けた取組

①一時預かりに特化した内容

職員の資質向上に向けた取組のうち、一時預かりに特化した内容に関する取組についてみると、「特に取組は行っていない」が 42.1%でもっとも割合が高く、次いで「施設内研修の実施」が 20.3%、「自治体が主催する研修の受講促進」が 18.9%となっている。

年間延べ利用者数別にみると、「1500 人以上」では 1500 人未満と比べて、全般的に取組を実施している割合が高くなっている。また、利用者数が少なくなるほど、「特に取組は行っていない」の割合が高い傾向がみられる。

図表 154　職員の資質向上に向けた取組_一時預かりに特化した内容:複数回答（Q35-1）

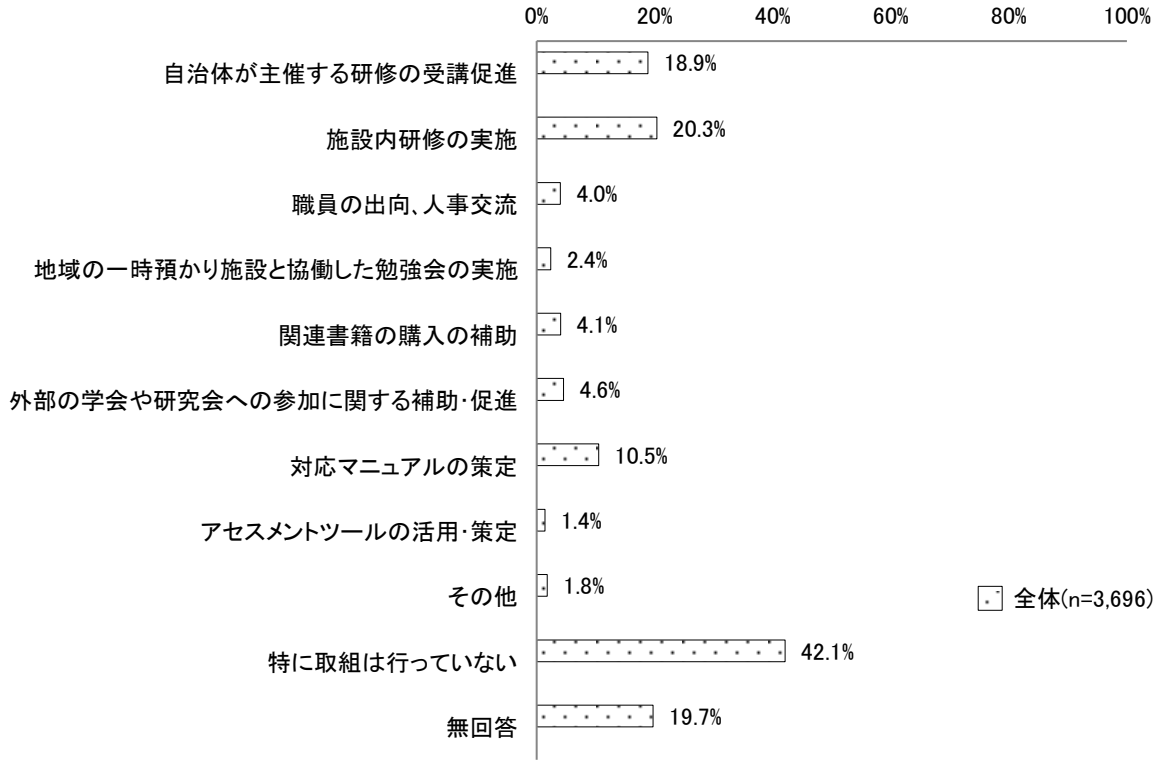

＜「その他」の回答＞

・毎月クラス会議を行い子どもの情報交換を実施。
・外部の保育団体が主催する研修の受講促進。
・個々の子どもに寄り添った支援の為のミーティング。
・市内の一時保育施設と年２回の会議・交流。
・一時預かり事業所の情報交換会。
・対応マニュアルの策定やアセスメントツールの策定・活用に取組中。
・関連書籍の購入。

／等

図表 155　年間延べ利用者数別　職員の資質向上に向けた取組_一時預かりに特化した内容:複数回答

(Q35-1)

		合計	Q35-1.職員の資質向上に向けた取組_一時預かりに特化した内容										
			自治体が主催する研修の受講促進	施設内研修の実施	職員の出向、人事交流	地域の一時預かり施設と協働した勉強会の実施	関連書籍の購入の補助	外部の学会や研究会への参加に関する補助・促進	対応マニュアルの策定	アセスメントツールの活用・策定	その他	特に取組は行っていない	無回答
全体		3696	697	752	149	89	150	169	389	51	67	1555	728
		100.0	18.9	20.3	4.0	2.4	4.1	4.6	10.5	1.4	1.8	42.1	19.7
Q19.延べ利用者数合計	300人未満	2660	470	480	69	38	80	103	201	27	38	1227	524
		100.0	17.7	18.0	2.6	1.4	3.0	3.9	7.6	1.0	1.4	46.1	19.7
	300人以上900人未満	484	99	109	25	19	27	32	87	11	15	154	99
		100.0	20.5	22.5	5.2	3.9	5.6	6.6	18.0	2.3	3.1	31.8	20.5
	900人以上1500人未満	191	37	55	20	12	18	17	42	6	6	45	41
		100.0	19.4	28.8	10.5	6.3	9.4	8.9	22.0	3.1	3.1	23.6	21.5
	1500人以上	123	47	53	18	8	14	9	36	4	5	27	13
		100.0	38.2	43.1	14.6	6.5	11.4	7.3	29.3	3.3	4.1	22.0	10.6

②子育て支援に関する内容

職員の資質向上に向けた取組のうち、子育て支援に関する内容についてみると、「自治体が主催する研修の受講促進」が 47.4%でもっとも割合が高く、次いで「施設内研修の実施」が 43.5%、「特に取組は行っていない」が 23.8%となっている。

年間延べ利用者数別にみると、「1500 人以上」では 1500 人未満と比べて、全般的に取組を実施している割合が高くなっている。

図表 156　職員の資質向上に向けた取組_子育て支援に関する内容:複数回答（Q35-2）

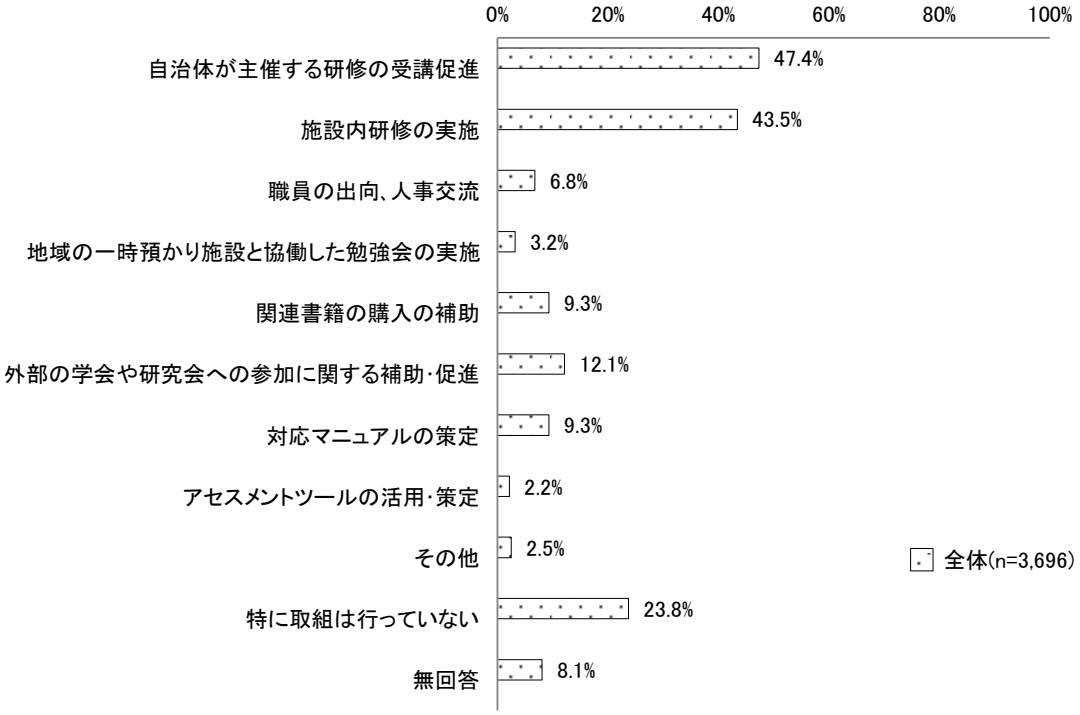

＜「その他」の内容＞

・専門家からアドバイスをもらう。
・外部団体が主催する研修等への参加。
・動画配信による学びの機会の提供。
・キャリアアップ研修。
・保護者対応や子育て支援についての園内での共有。
・関連図書の購入。

／等

図表 157　年間延べ利用者数別　職員の資質向上に向けた取組_子育て支援に関する内容:
複数回答（Q35-2）

		合計	Q35-2.職員の資質向上に向けた取組_子育て支援に関する内容										
			自治体が主催する研修の受講促進	施設内研修の実施	職員の出向、人事交流	地域の一時預かり施設と協働した勉強会の実施	関連書籍の購入の補助	外部の学会や研究会への参加に関する補助・促進	対応マニュアルの策定	アセスメントツールの活用・策定	その他	特に取組は行っていない	無回答
全体		3696	1751	1606	250	119	345	449	345	80	93	878	299
		100.0	47.4	43.5	6.8	3.2	9.3	12.1	9.3	2.2	2.5	23.8	8.1
Q19.延べ利用者数合計	300人未満	2660	1222	1103	144	63	226	319	205	46	59	677	221
		100.0	45.9	41.5	5.4	2.4	8.5	12.0	7.7	1.7	2.2	25.5	8.3
	300人以上900人未満	484	244	244	36	20	44	58	74	12	21	92	25
		100.0	50.4	50.4	7.4	4.1	9.1	12.0	15.3	2.5	4.3	19.0	5.2
	900人以上1500人未満	191	103	103	18	12	28	30	19	8	5	30	13
		100.0	53.9	53.9	9.4	6.3	14.7	15.7	9.9	4.2	2.6	15.7	6.8
	1500人以上	123	78	72	25	13	25	24	26	7	5	19	5
		100.0	63.4	58.5	20.3	10.6	20.3	19.5	21.1	5.7	4.1	15.4	4.1

＜Q35 で選択したものの具体的な内容＞

■一時預かりに特化した研修への参加促進
・一時預かりのニーズや何を目的に行うのかを研修受講してもらい、趣旨を理解してもらう。また、地域の子育て支援センターへの視察等で、情報共有する。
・一時預かりや子育て支援などに関する研修会については、日程や時間調整を行い、できる限り参加できるように対応している。
・外部研修会を職員に案内し、参加希望があれば受講してもらっている。以前、全国の研究集会がありそこでの「一時保育」分科会にも参加、発表をした。
・年間を通して他園の一時預かり担当者との研修を行い、情報共有を行う。
・一時保育はベテラン職員でないと担当として配置しない。高い経験値がなければ毎日違う子を保育することは事故につながる。その上に研修を位置付けている。

■子育て支援全般に関する研修（一時預かりに特化していないもの）の受講
・子育て支援に関する研修については、一時預かり担当者へ優先的に受講できるように配慮。
・子育て支援に関する研修の周知が市役所等から連絡が入れば当日の職員数などを考慮し、参加できる職員が受講している。後日、伝達講習を行う。
・一時預かりに限らず保護者支援につながる保育については常勤・非常勤に限らず、定期的な園内研修と外部研究会への参加による支援の向上に努めている。
・保育士資格がない職員には市の子育て支援員研修を受講するように促しており、現在は全員が保育士か子育て支援員となっている。また、子育て支援をする上で業務上必要な知識などはマニュアル化している。
・一時預かりに限らず、通常の子ども達にも複雑な環境下や、保護者の子育ての悩み、メンタル面のフォローが必要な方が多い為、それぞれの研修等の取り組みを行っている。

■職員間の情報共有
・一時預かりに関する研修会がないのが現状。年間に利用する人数も少なく０歳～２歳までの利用者が多いので、施設内で職員間の情報共有をしている。

・職員への一時預かりの主旨や実施上の重要事項の説明、事業内容の確認。

■外部ネットワーク・情報共有
・公立保育所同士、担当の保育幼稚園課を含めた一時預かりについての報告や情報共有会を年２回（前期、後期）実施している。
・月１回、一時預かりの様子を話し合い、保育園にもその報告をしている。市と民間合同の子育て支援センターの会議でも様子を伝えている。
・公立園の一時預かり担当職員が交流会を行い、保育内容や教材、環境等工夫していることを出し合い、課題や悩みの解決に向けて検討する。
・市の一時預かり担当者と打ち合わせを定期的に行うことのほか、研修にも参加。

■マニュアルやアセスメントシート等の作成
・一時保育受付、受け入れの仕方をマニュアル化している。
・一時預かりの予約～当日の受け入れまでの対応マニュアルの作成。
・アセスメントシートは児童相談所より配布されたものを活用している。
・一時預かりの予約が入ると日課表を作成し個々に合わせたカリキュラムで体制を整える。
・一時預かりの通常対応、緊急時対応などをマニュアルにまとめて職員間で共有している。
・一時保育についての申し送り事項、マニュアルがある。ただし、一時保育の職員はパート職員のため、時間外に研修や勉強会等を行うことができない状況。

／等

（３）一時預かり事業の課題

①適切な利用者数の確保や受付方法に関する課題

一時預かり事業の課題のうち、適切な利用者数の確保や受付方法に関する課題についてみると、「定員以上の申込みがあり、断らざるをえない」が 26.9%でもっとも割合が高く、次いで「０歳児等の低年齢児の預かりが増え、定員分預かることが難しい」が 26.1%、「特に課題になっていることはない」が 23.6%となっている。また、「利用者数が量の見込みを下回っている」も 17.7%あげられており、一時預かりの需要と供給のバランスに苦労している事業所が多いことがうかがえる。

年間延べ利用者数別にみると、「1500 人以上」では「定員以上の申込みがあり、断らざるをえない」「０歳児等の低年齢児の預かりが増え、定員分預かることが難しい」「配慮を要する子どもの預かりが増え、定員分預かることが難しい」の回答割合が半数以上みられる。

図表 158　適切な利用者数の確保や受付方法に関する課題:複数回答（Q36-1）

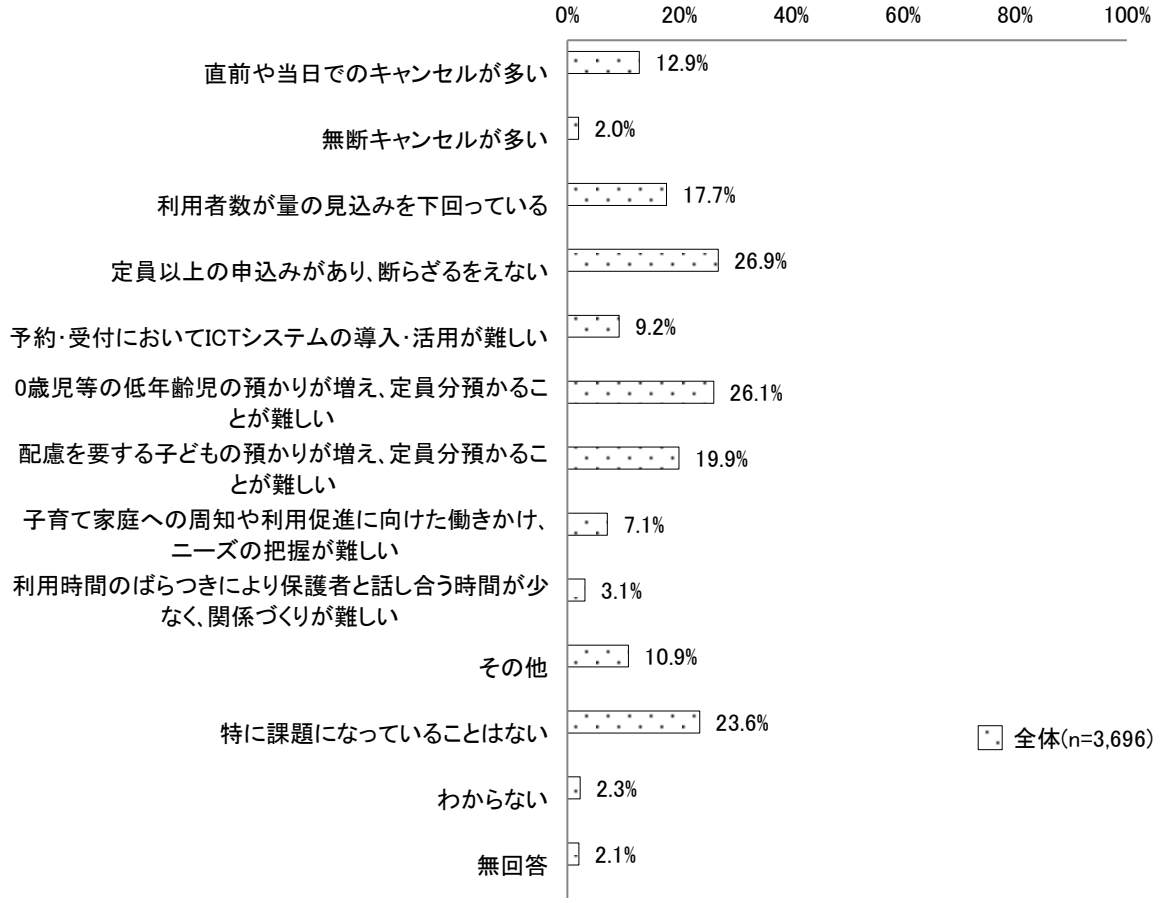

＜「その他」の内容＞

■コロナ禍対応
・コロナ感染対策として受け入れがあまりできていない。
・コロナ禍で受け入れ人数が想定できない。
・新型コロナウイルスの影響で利用者が減っている。
・コロナ禍において単発で預かることのリスクがある。

■利用者見込み・調整
・利用希望人数にばらつきが大きく、断らざるをえないこともあれば、全くいない日もある。
・事前に利用者の人数の把握がしにくい。
・余裕活用型のため、本体施設における空きがなく、受け入れはほぼ困難。
・私的利用の増加により就労者が予約できないことが増えた。
・特定のクラスのみ利用希望が多く、全員を受け入れることができない。
・低月齢の預かり希望者が増えているので、月齢を下げた方が良いか検討している。
・利用希望者に対して受け皿に限りがあるが、同じ人の利用が目立つ。
・定員が１人と少ないので就労で週３日入ると他の方が思うように利用できない。
・きょうだいで予約が入ると他の家庭が入れなくなる。長期休みに幼稚園児の予約が多い。

■環境面
・部屋の面積が無いので、需要の多い乳児の受け入れができない状態。幼児しか受け入れられないので、この何年か一時保育の利用は無い。
・専用室での異年齢保育では、成長に応じた活動が難しい。

■特別な配慮を要する家庭への対応
・加配対応者や重度のアレルギーなど一時保育では対応できない場合がある。
・アレルギー児の対応が多くなり、アレルギー児の受け入れに限界を感じている。
・配慮を要する子どもへの対応が複雑・専門知識が必要な場合があり、受け入れに躊躇する場合も発生している。
・日本語が話せない児童（保護者）の対応。
・支援の必要な子どもの預かりが増える中、担当者が非正規職員であり、子どもやその家庭と関わったり、場合によっては関係機関と連携・情報提供をすることを全面的に任せることが難しい。
・子どもの最善の利益を考えると利用してもらいたいが、利用料滞納時の対応が非常に困る。

■一時預かりならではの支援の難しさ
・お迎え時間が重なり、丁寧に話すことがむずかしい。
・一時預かりの子は性格や家庭の背景を深く知らないまま預かるため、保育の難しさを感じる。
・ならし保育をせずに一日だけの預かりを希望されるが、月齢の低い子をいきなり丸一日預かるにはリスクを感じる。
・スポット利用のような単発利用の希望だと慣らし保育を行うことの負担が大きく、受け入れが難しい。
・面識のない、初日からの長時間保育は子どもにとって不安が大きい。
・担当保育士が短時間勤務なため毎日勤務でなかったり送迎時に保護者に会えなかったりするため関係性作りが難しい。
・子どもが不慣れな場での長時間の預かり（誤飲、誤嚥、SIDS の危険性が高まる）。

／等

図表 159　年間延べ利用者数別　適切な利用者数の確保や受付方法に関する課題:複数回答（Q36-1）

		合計	Q36-1.適切な利用者数の確保や受付方法に関する課題							
			直前や当日でのキャンセルが多い	無断キャンセルが多い	利用者数が量の見込みを下回っている	定員以上の申込みがあり、断らざるをえない	予約・受付においてICTシステムの導入・活用が難しい	0歳児等の低年齢児の預かりが増え、定員分預かることが難しい	配慮を要する子どもの預かりが増え、定員分預かることが難しい	子育て家庭への周知や利用促進に向けた働きかけ、ニーズの把握が難しい
全体		3696	475	73	655	996	341	966	737	264
		100.0	12.9	2.0	17.7	26.9	9.2	26.1	19.9	7.1
Q19.延べ利用者数合計	300人未満	2660	236	33	477	571	182	581	356	192
		100.0	8.9	1.2	17.9	21.5	6.8	21.8	13.4	7.2
	300人以上900人未満	484	91	12	86	208	74	180	180	27
		100.0	18.8	2.5	17.8	43.0	15.3	37.2	37.2	5.6
	900人以上1500人未満	191	48	7	37	91	33	85	88	13
		100.0	25.1	3.7	19.4	47.6	17.3	44.5	46.1	6.8
	1500人以上	123	53	6	23	62	27	62	64	17
		100.0	43.1	4.9	18.7	50.4	22.0	50.4	52.0	13.8

		合計	Q36-1.適切な利用者数の確保や受付方法に関する課題				
			利用時間のばらつきにより保護者と話し合う時間が少なく、関係づくりが難しい	その他	特に課題になっていることはない	わからない	無回答
全体		3696	116	403	874	84	76
		100.0	3.1	10.9	23.6	2.3	2.1
Q19.延べ利用者数合計	300人未満	2660	70	309	729	63	49
		100.0	2.6	11.6	27.4	2.4	1.8
	300人以上900人未満	484	17	47	58	9	5
		100.0	3.5	9.7	12.0	1.9	1.0
	900人以上1500人未満	191	9	19	19	0	2
		100.0	4.7	9.9	9.9	0.0	1.0
	1500人以上	123	13	13	12	0	0
		100.0	10.6	10.6	9.8	0.0	0.0

②体制整備、職員の業務負担、資質向上に関する課題

一時預かり事業の課題のうち、体制整備、職員の業務負担、資質向上に関する課題についてみると、「利用者数に応じた職員配置など、調整の負担が大きい」が 36.4%でもっとも割合が高く、次いで「職員を十分に配置するための費用に対して補助金額が不足している」が 25.0%、「特に課題になっていることはない」が 24.5%となっている。

年間延べ利用者数別にみると、「1500 人以上」では課題として挙げている項目が全般的に多いほか、900 人以上では 900 人未満の施設と比べて、特に「電話対応や利用料徴収などの事務負担が大きい」の割合が高くなっている。

図表 160　体制整備、職員の業務負担、資質向上に関する課題:複数回答（Q36-2）

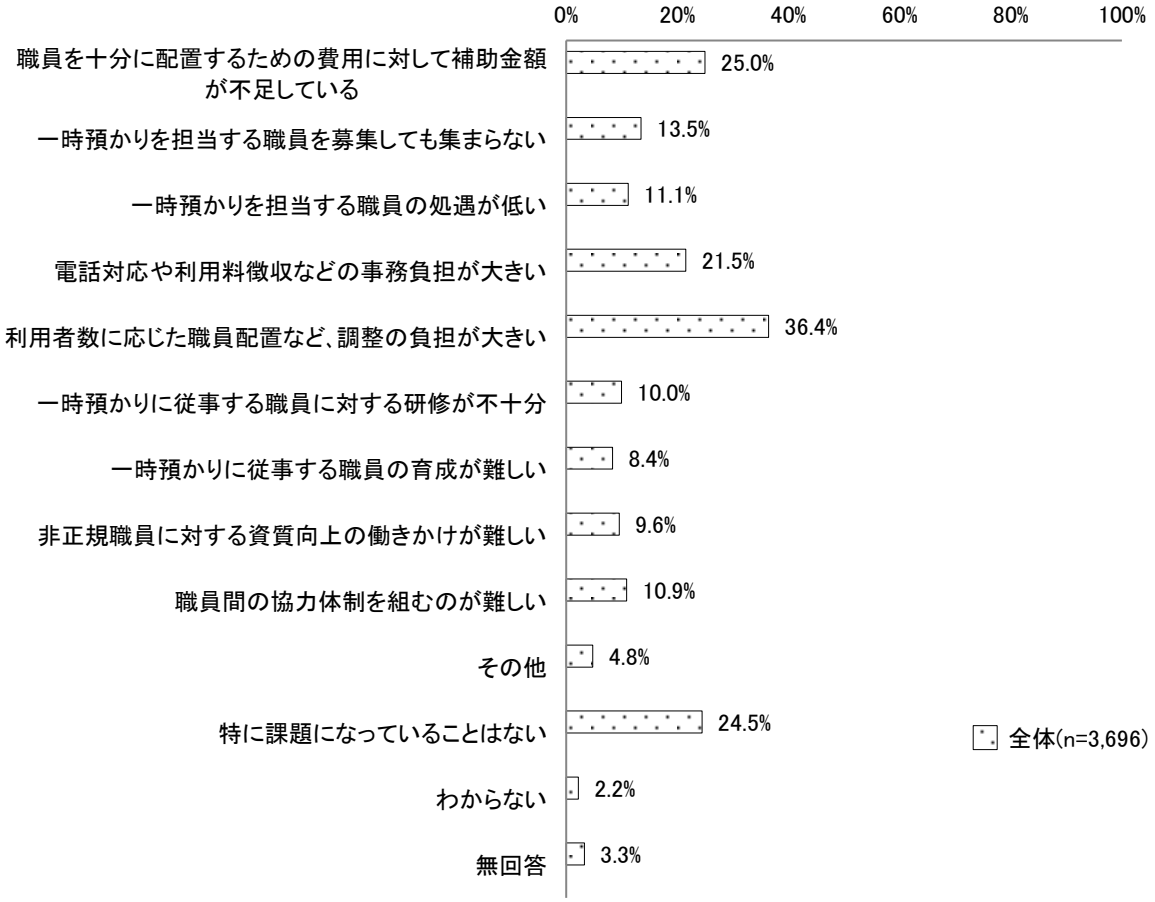

＜「その他」の内容＞

■職員体制
- 保育士不足のため乳児クラスが実施できず、ニーズにこたえられない。
- 令和４年度は専用の保育室の確保の問題や、担当職員が１名しかいないなどの理由で、一名しか預かることができない。
- 職員の確保が整わず調整が難しい。令和４年度は主任保育士が担当しリフレッシュ事業のみを運営中である。
- 当市では定員割れの保育所が多く一時保育のニーズがない。それにもかかわらず保育士を配置しなくてはならず確保が難しい上、補助金等が一切でなく赤字となってしまう。
- 一般型の場合、給与保障ができず常勤を雇用できない。

・専任者がいないことによる職員の負担。
・一時預かり従事者がすべて兼務のため、職員体制を整えることが難しく受け入れ自体困難な状態にある。
・余分なスペースも職員数もないのに無理やり実施している感が否めず、職員の負担が増えている。
・処遇改善加算の対象になっていないので、施設内での人事異動において不平が出る。
・職員を募集しても集まらない。
・管理職が兼任して予約や問い合わせに対応しているため、在園児との関わりが中断する場面が増えている。
・欠員が解消されないため職員一人当たりの負担が増え、カバー体制が不十分。
・一時預かり保育の補助額が少なく、園にとって、メリットよりも負担の方が大きいと感じる。
・非常勤職員が多いためミーティングが難しい。
・コロナ禍の感染予防から合同保育をしなくなったため、職員の配置が難しくなった。保育所部門の手伝いが多くなったため、一時預かりの利用を制限している。

■事務負担
・会計経理に関わる事務、銀行入金、予約調整は園事務所で相当の時間がかかる。
・利用者の登録・受入れ準備に従事する事務職員の負担が大きい。
・予約・受付において ICT システムの活用が整備されていない。

／等

図表 161　年間延べ利用者数別　体制整備、職員の業務負担、資質向上に関する課題

：複数回答（Q36-2）

		合計	Q36-2. 体制整備、職員の業務負担、資質向上に関する課題							
			職員を十分に配置するための費用に対して補助金額が不足している	一時預かりを担当する職員を募集しても集まらない	一時預かりを担当する職員の処遇が低い	電話対応や利用料徴収などの事務負担が大きい	利用者数に応じた職員配置など、調整の負担が大きい	一時預かりに従事する職員に対する研修が不十分	一時預かりに従事する職員の育成が難しい	非正規職員に対する資質向上の働きかけが難しい
全体		3696	924	498	412	796	1347	368	309	353
		100.0	25.0	13.5	11.1	21.5	36.4	10.0	8.4	9.6
Q19. 延べ利用者数合計	300人未満	2660	612	315	232	476	946	205	171	220
		100.0	23.0	11.8	8.7	17.9	35.6	7.7	6.4	8.3
	300人以上900人未満	484	127	77	82	142	184	83	66	69
		100.0	26.2	15.9	16.9	29.3	38.0	17.1	13.6	14.3
	900人以上1500人未満	191	69	30	30	80	70	32	26	25
		100.0	36.1	15.7	15.7	41.9	36.6	16.8	13.6	13.1
	1500人以上	123	44	33	37	51	58	29	31	20
		100.0	35.8	26.8	30.1	41.5	47.2	23.6	25.2	16.3

		合計	Q36-2. 体制整備、職員の業務負担、資質向上に関する課題				
			職員間の協力体制を組むのが難しい	その他	特に課題になっていることはない	わからない	無回答
全体		3696 100.0	402 10.9	177 4.8	904 24.5	82 2.2	121 3.3
Q19. 延べ利用者数合計	300人未満	2660 100.0	294 11.1	139 5.2	723 27.2	62 2.3	82 3.1
	300人以上900人未満	484 100.0	60 12.4	17 3.5	87 18.0	10 2.1	7 1.4
	900人以上1500人未満	191 100.0	16 8.4	8 4.2	30 15.7	2 1.0	7 3.7
	1500人以上	123 100.0	11 8.9	10 8.1	14 11.4	2 1.6	1 0.8

③その他一時預かり事業の運営に関する課題

一時預かり事業に関する課題のうち、その他の内容についてみると、「特に課題になっていることはない」が 42.4%でもっとも割合が高く、次いで「専用室の確保が難しい」が 26.4%、「その他」が 10.8%となっている。

図表 162　その他一時預かり事業の運営に関する課題:複数回答（Q36-3）

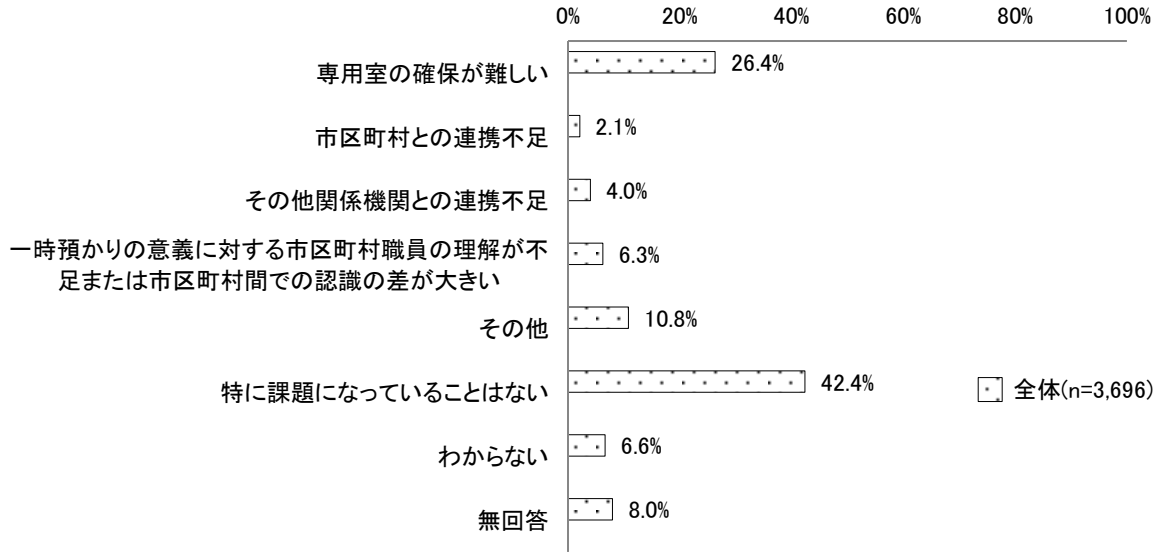

＜「その他」の内容＞

■運営費について
・子育て支援に一時預かりは必要だが、運営費の負担が大きい。
・経費に対する補助金が少ない。毎日異なる子どもを保育するためには有資格者の正規職員を２名配置できる金額でないと、安全確保は難しい。
・支援が必要な人を受け入れる体制はできているのに、予算面で断らざるを得ない時がある。

■その他
・専用室の不足。
・現場に詳しいマニュアルやガイドラインがないため判断に迷うことが多い。
・乳幼児健康診査や育児相談等、他機関から一時保育の利用を勧めた際の園への説明や聞き取り等のアフターフォローが不十分なまま、進められることがある。

／等

（４）一時預かり事業の課題解決に向けた独自の工夫について

（３）で挙げられた一時預かり事業の課題等に対し、課題解決に向けて行っている独自の工夫等について自由回答で記入を求めたところ、職員体制の工夫や業務負担の軽減に向けた取組、一時預かりならではの難しさへの対応、利用調整の工夫等に関する内容が挙げられた。

■職員体制の工夫
・利用数の増減に対する対応について、人数が多い場合は同敷地内の保育園からの職員の派遣、少ない場合は保育園へ職員を派遣する。
・支援が必要な子が利用する日、０歳児が多い日等、その日によって配置人数を増やし安心・安全に過ごせるように配慮している。
・一時保育に十分な人員を確保できればより良いのだが、コロナ禍の中、玩具等の消毒にも人手がいるため、利用者を増やしたいが難しいところがある。予約が重なった時は、事前に人手の手配を行い、できる限り受け入れられるようにしている。
・一時預かりの専任職員だけで、規定の配置人数での保育ができないときは、保育園の在園児クラスに混ざっても大丈夫な２～５歳児は一緒に保育するなどしている。
・一時保育の職員には、手が空いた時には別の仕事も用意・お願いするようにしている。（保育の手伝い、おもちゃ作りなど）
・一時預かり利用者が朝夕、共に時間外の利用が増えているので、担当職員のみでは難しいところもある。通常の職員でも対応できるよう、情報の共有や引継ぎをしっかり行い、対応している。

■業務負担の軽減に向けた取組
・虐待防止の観点で一時保育の果たす役割は、非常に大きい。しかし、現場の負担は増加の一途を辿っている。職員一人ひとりの業務軽減を図ることが、次世代を担う子どもたちの健やかな育ちにつながる。このことから、ICT 化の構築を要求し、それが難しいのであれば、現場に事務員を配置するよう要求していく。
・電話対応は、担当者以外でもできるだけ対応できるよう、電話をとる機会の多い職員は自分で対応できるよう身に付ける。
・利用料の支払については、現金以外での決済を可能とするため電子決済を導入。利用者サイドに立った支払い方法を検討した。

■一時預かりならではの難しさへの対応、利用調整
・一日の預かり時間が長く、慣れていない子どもたちには負担が大きいように感じる。泣いている子がいると、他の子たちもなかなか落ち着けない。一日単位の利用料金設定だと、保護者の方も最大時間で預けようとするので、時間単位の料金設定にするなどしたら、利用の回転率もあがり、一日の利用者数も増やすことができるのではないか。
・リフレッシュで利用する保護者には、支援の必要なお子さんの預かりを行っていることを伝え、安全な保育を提供するために、予約日を調整していただくことがある旨を事前に伝えている。
・職員減少で園が受けられない時には、近くにある支援センターを紹介する。
・一時保育の預かり状況について、週会議や月ごとの職員会議等で発信し、協力や理解を求め、周知する中で職員間でも共有したり、当該係にも伝えて一時保育の現状把握や共通理解を図るようにしている。一時保育利用について乳幼児健康診査等で関連機関から勧められたという話があった際には、場合によっては園から連絡を行い、一時保育を勧めた経緯や状況について聞き取りを行う。

■コロナ禍の対応
・一時預かりを希望する保護者の中には、集団生活を経験させたいという思いから利用を希望される保護者が多いが、感染症対策を考えると利用が難しい場面もみられる。

・感染症対策を考えると、各保育室に余裕をもって定員以上の園児を受け入れることが難しいこと、体調不良児への対応を行う職員の検討を考えると一時預かりの受け入れができない場面もみられる。保護者の希望を受け止めながら面談時に分かりやすく伝えるようにしている。

■利用者確保
・SNS 発信やチラシの配布に力を入れる。
・近隣や育児支援事業を利用する方への周知。
・SNS を活用して、空き状況を伝えることで情報が届きやすくなった。
・予約申込システムを導入し、利用者の利便性を図った。

／等

（５）国や自治体に求める支援

「保育士の処遇改善のための独自の補助制度の設置」が 36.4%でもっとも割合が高く、次いで「一時預かりに特化した研修機会の提供」が 27.9%、「特にない」が 24.9%となっている。

運営主体別にみると、「社会福祉協議会」「社会福祉法人」「株式会社」「学校法人」「特定非営利活動法人」では「直営」と比べて、「事業所への賃借料補助以外の補助金の上乗せ」「保育士の処遇改善のための独自の補助制度の設置」「研修受講等、職員のキャリア形成支援のための独自の補助制度の設置」等の回答割合が高く、資金面の支援を求める傾向が高いことがわかる。また、「株式会社」では「実施場所の提供、事業所への賃借料の補助」の割合が他と比べて高いほか、「特定非営利活動法人」では全般的に様々な項目について支援を求める割合が高く、民間でも運営主体によって、回答傾向の違いがみられる。

図表 163　国や自治体に求める支援:複数回答（Q37）

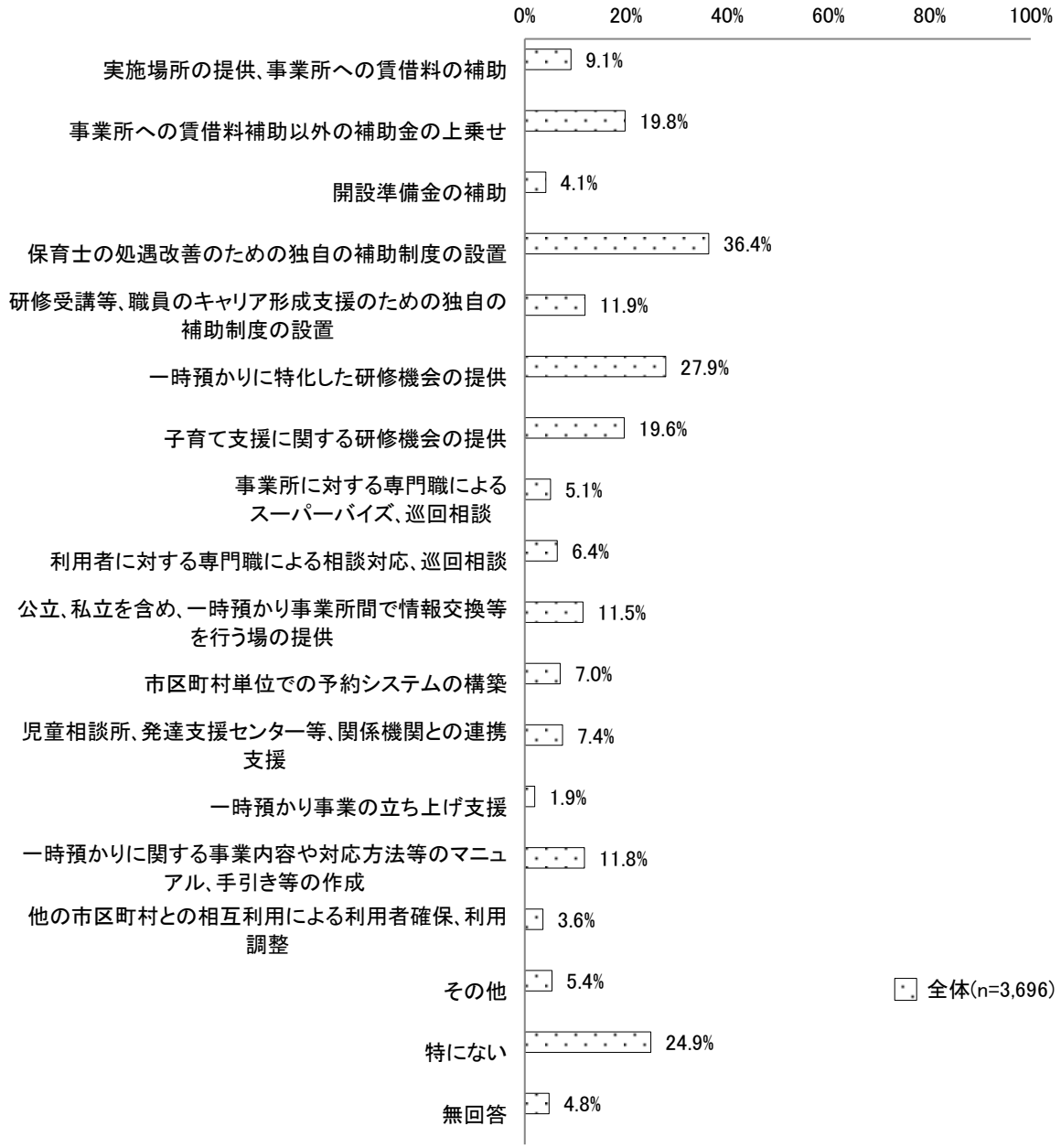

＜「その他」の内容＞

・保育士の処遇改善、人員確保。
・一時預かり事業に特化した施設を作るべきであり、そのために一時預かり事業で自立できるだけの予算化を自治体がしないと難しい。
・人員確保の為の予算拡大。
・欠員がある園に対しては職員を配置してほしい。
・職員の急な休みに対応できるような余裕のある職員体制。
・一時保育専任の保育士と専用室の確保ができるとよい。
・少子化が進んでいる地域への実態調査や支援。
・運営が安定的な公立保育所が、積極的に、ニーズは高いが人材確保が難しい土曜日や、平日の早朝・夕方時間帯の一時預かりを実施したり個別支援の必要な児童の受け入れ枠を設けた一時預かりを展開してほしい。
・施設によって運営に差があるため、最低基準を提示してほしい。

／等

図表 164　運営主体別　国や自治体に求める支援:複数回答（Q37）

		合計	Q37.国や自治体に求める支援								
			実施場所の提供、事業所への賃借料の補助	事業所への賃借料補助以外の補助金の上乗せ	開設準備金の補助	保育士の処遇改善のための独自の補助制度の設置	研修受講等、職員のキャリア形成支援のための独自の補助制度の設置	一時預かりに特化した研修機会の提供	子育て支援に関する研修機会の提供	事業所に対する専門職によるスーパーバイズ、巡回相談	利用者に対する専門職による相談対応、巡回相談
全体		3696	337	732	153	1344	441	1031	726	188	237
		100.0	9.1	19.8	4.1	36.4	11.9	27.9	19.6	5.1	6.4
Q4.運営主体	直営	924	47	44	12	193	43	216	153	29	45
		100.0	5.1	4.8	1.3	20.9	4.7	23.4	16.6	3.1	4.9
	社会福祉協議会	61	6	13	2	25	12	25	16	6	1
		100.0	9.8	21.3	3.3	41.0	19.7	41.0	26.2	9.8	1.6
	社会福祉法人	1964	144	453	69	809	253	568	409	96	150
		100.0	7.3	23.1	3.5	41.2	12.9	28.9	20.8	4.9	7.6
	株式会社	234	59	84	25	106	43	71	49	21	18
		100.0	25.2	35.9	10.7	45.3	18.4	30.3	20.9	9.0	7.7
	学校法人	264	25	65	13	106	38	62	37	9	11
		100.0	9.5	24.6	4.9	40.2	14.4	23.5	14.0	3.4	4.2
	特定非営利活動法人	96	28	37	15	53	27	43	33	17	8
		100.0	29.2	38.5	15.6	55.2	28.1	44.8	34.4	17.7	8.3
	その他の法人等	130	24	32	16	44	23	38	26	8	4
		100.0	18.5	24.6	12.3	33.8	17.7	29.2	20.0	6.2	3.1

		合計	Q37.国や自治体に求める支援									
			公立、私立を含め、一時預かり事業所間で情報交換等を行う場の提供	市区町村単位での予約システムの構築	児童相談所、発達支援センター等、関係機関との連携支援	一時預かり事業の立ち上げ支援	一時預かりに関する事業内容や対応方法等のマニュアル、手引き等の作成	他の市区町村との相互利用による利用者確保、利用調整	その他	特にない	無回答	累計(n) 〃 (%)
全体		3696 100.0	426 11.5	259 7.0	275 7.4	72 1.9	435 11.8	133 3.6	198 5.4	921 24.9	177 4.8	8085 218.8
Q4.運営主体	直営	924 100.0	102 11.0	91 9.8	38 4.1	9 1.0	97 10.5	15 1.6	59 6.4	317 34.3	59 6.4	1569 169.8
	社会福祉協議会	61 100.0	8 13.1	7 11.5	3 4.9	2 3.3	11 18.0	3 4.9	2 3.3	12 19.7	3 4.9	157 257.4
	社会福祉法人	1964 100.0	226 11.5	108 5.5	156 7.9	30 1.5	210 10.7	73 3.7	105 5.3	439 22.4	78 4.0	4376 222.8
	株式会社	234 100.0	21 9.0	24 10.3	24 10.3	13 5.6	44 18.8	13 5.6	6 2.6	46 19.7	11 4.7	678 289.7
	学校法人	264 100.0	27 10.2	14 5.3	17 6.4	5 1.9	36 13.6	13 4.9	13 4.9	55 20.8	12 4.5	558 211.4
	特定非営利活動法人	96 100.0	27 28.1	8 8.3	22 22.9	4 4.2	15 15.6	8 8.3	6 6.3	13 13.5	4 4.2	368 383.3
	その他の法人等	130 100.0	11 8.5	3 2.3	12 9.2	8 6.2	19 14.6	6 4.6	5 3.8	36 27.7	6 4.6	321 246.9

（６）一時預かりの運営の安定や困難を抱える家庭の支援のために取り組みたいこと

一時預かりの運営の安定や困難を抱える家庭の支援のために取り組みたいことについて自由回答で記入を求めたところ、職員体制や支援の在り方に関すること、地域ニーズへの対応、予約システム等に関する内容が挙げられた。

■職員体制
・職員を充足させ、必要なニーズに適宜対応できる職員配置を目指したい。
・一時保育の運営には、複数の専任者がいる体制が望ましい。現状では職員に余裕もなく、受け入れ態勢の維持が精いっぱいのところ。一時保育以前に、在園児の家庭支援だけでも困難があり、職員への負荷も大きい。

■支援の在り方
・質問への丁寧な対応や、人間的な関わりを重視し、保護者と子ども共に愛情をもって接していきたい。安心して頼る場所であることが、継続的な支援につながる。
・子育て相談ブースを各拠点に設置し、もっと密にもっと気軽に相談できる環境づくりをしていく。
・単発の利用より定期的な利用をしてもらうことでご家庭での悩みや、子育ての悩み、発達面への不安などを一緒に考えていきたい。できるだけ定期的に利用してもらうために、保護者

とのコミュニケーションを大切にし、時にはアセスメントをしながら、「困りごと」を早期発見し、安心して預けることのできる一時預かりを目指していきたい。
・一時保育の保護者は自分の同年齢の子どもの姿を見る機会が少ないので、参観することも有効かもしれない。保護者同士が話し合える機会を提供することも必要。また、何かにつまずいた時に相談できる窓口になるよう、パンフレット等にも記載していく。
・ひろば事業の中で信頼関係を築き、見学や周知で事業を知ってもらい、気軽に預けても良いという気持ちになってもらえるようにしたい。
・保健センターとの連携や広場利用者に周知し、見学や説明を行うことで、安心して預けられる場所、気軽に預けられる場所になるよう努めたい。
・公立保育所での一時預かり保育を充実させて欲しい。またどのような支援方法を行っているのか、公開保育をしてもらいながら、より充実した支援を職員間で学んでいきたい。
・リフレッシュ目的で一時預かりを利用する人は、少なからず罪悪感を感じているため、利用者とコミュニケーションをとり、利用にかかる心理的ハードルを下げたり、お弁当等が必要な場合は気楽に作って持たせてくれたらいいですよとアドバイスし、気軽に利用できるように取り組みたい。
・通所していない乳幼児や子育て施設の利用が少ない親子について、乳幼児健康診査や予防接種状況などでつながっている関係機関と連携し情報共有を継続したい。
・困り感を発信できずにいる家庭や保護者の早期把握を行い有益なサービスや情報を伝えていく方法を検討したい。
・３～５歳児の入所児童は減少していくと予想されるため、低年齢児保育の充実と一時預かり事業の充実を進めるとともに、ニーズを把握しながら、地域開放事業など時代に即した支援を提供していく。過疎地域においては、複合施設のありかたも検討が必要と思われる。
・里帰り出産に対する支援（一時預かりの利用日数の制限をしない、保育所等に通うきょうだいも一時預かりの対象とする等。）。

■地域のニーズへの対応
・地域の保護者のニーズに応えられず、お断りしている現状だが、今後子どもの数が減れば、状況も変わってくるので、常に受け入れる体制を整えていきたい。
・外国人や支援が必要な家庭が増え、対応が難しくなっている。研修等の支援ではなく、自治体での対応をお願いしたい。
・困難さを抱える家庭の支援は一時預かりだけでは対応しにくい。保育所等への入所につなげていく。
・小規模園での対応は限界があるものの、支援の必要な家庭の方への対応を研修し、できる限り受け入れられる体制を整えていきたい。
・人員や環境が整っていないこともあり、現在受け入れはできていないが、一時預かり専用の職員や場所の確保さえできれば、受け入れていこうと考えている。
・利用していただきやすいように、一時預かりの環境等の様子をホームページに掲示し、広く知っていただく機会につなげていきたい。
・様々な家庭の親子が安心して預け、相談できるよう、一人ひとりが子育て支援事業の意義に対する理解を深め、スキル向上に努めていきたい。
・医療的ケア児や障がい児の利用への取り組み（対応できる職員の養成）。
・特に緊急に預かり保育を必要としている家庭は、すぐに預かる体制を取りたい。現在、近隣市で利用申し込みができず（定員オーバーや、即日利用お断りなど）、わざわざ当市の一時預かり施設へ利用申し込みするケースが増加している。他方、現在の補助金額では柔軟な職員体制で預かることは難しい。

■予約システムについて
・予約や見学の受け入れにインターネットを活用していくことは必要だが、一方で対面で面接し、園の方針等を理解してもらってから受け入れることの大切さもある。

／等

第５章　ヒアリング調査の結果（一時預かり事業における多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援等に関する取組事例集）

子育て家庭の一時預かり事業の利用の促進に資する取組や、子どもの成長を支えるとともに保護者の子育てに寄り添った支援等、一時預かり事業を積極的に実施している事例について、事業の概要や利用者のニーズ、利用促進や支援にあたっての工夫、今後の展望等について、事例調査を行った。

事業所の選定にあたっては、アンケートへの回答があった事業所や、有識者から紹介を受けた事業所の中から、取組内容や運営主体、地域性等を考慮して選定した。

なお、掲載している事例の一覧表及びポイントについては、次ページ以降に掲載している。

令和４年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
一時預かり事業の実施状況に関する調査研究

一時預かり事業における
多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの
支援等に関する取組事例集

令和５（2023）年３月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

【掲載事例一覧】

本事例集は、一時預かり事業における多様なニーズを抱えた保護者・子どもの支援のための取組の参考となる事例を紹介することを目的としたものです。具体的には、**①ニーズに応じた利用促進の工夫**、**②職員の資質向上に関する取組**、**③多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援**の３点について、各一時預かり事業所の取組を紹介しています。以下に示す事例のポイントを参考に、関心のある事例の詳細をご覧ください。

頁	No.	事業所名	所在地	事例のポイント
P.1	1	北秋田市子育て サポートハウスわんぱぁく	秋田県 北秋田市	**何気ない会話から SOS を見逃さず、支援につなぐ** ・併設している地域子育て支援拠点で気になる保護者がいた場合、世間話など何気ない会話を通じてストレスを抱えていないか把握し、必要であれば一時預かり事業を紹介 ・隣接する保健センターと密に連携をとり、母子健康手帳交付の際に施設見学の案内をしてもらうなど、産前からの周知も実施
P.4	2	もとたて（本楯）保育園	山形県 酒田市	**アセスメントツールの活用や作業療法士との連携により、発達の面で気になる子や家庭をサポート** ・アセスメントツールを活用して日々の気付きを職員間で共有し、 発達面で気になることがある子ども、虐待の疑いがある子ども等に対する対応を相談、統一 ・外部の作業療法士による月２～３回の訪問により（保育所と一時預かり事業共通）、発達面に対して専門職の視点からの助言を得る
P.7	3	松戸市立 新松戸中央保育所	千葉県 松戸市	**配慮が必要な子ども・家庭への一時預かりを通じた支援・子育て不安の軽減** ・子どもの発達に心配な点がみられ子育ての不安感が強い保護者や、自閉傾向がある子どもなど、支援の必要性が高い家庭・子どもを受け入れ、定期利用等により安定した支援を提供 ・一時預かり事業を実施している公立保育所間で２か月に１回、定期的に情報交換会を開催し、現場の課題を市の担当課へ共有
P.10	4	港区子育てひろば あっぴぃ港南四丁目	東京都 港区	**リフレッシュ利用を活用した保護者に寄り添う支援** ・イベントや短時間の一時預かり事業の利用を保護者に促し、リフレッシュ目的での利用における心理的なハードルを下げる ・経験豊富な職員による支援と対応のマニュアル化により、保護者に寄り添った支援を実現
P.13	5	きぬたまの家（うち）	東京都 世田谷区	**同じスペースの利点を生かし、地域子育て支援拠点から一時預かり事業の利用へ** ・同じ空間で実施している地域子育て支援拠点の利用から一時預かり事業の利用へつなげる ・他の地域子育て支援拠点を含め、他機関と必要に応じて利用者情報を共有しながら、多角的な視点をもって支援する

頁	No.	事業所名	所在地	事例のポイント
P.16	6	ピッピ保育園、ここ・はっぴぃ	神奈川県 横浜市	**地域のニーズに応じたきめ細やかな支援の展開** ・０歳児預かりの需要の増加を受けて預かり枠を拡大し、多様化する子育て家庭のニーズに合わせて職員の加配も実施 ・法人内で一時預かり事業に関する研修を実施し、職員全体の一時預かり事業に対する理解を増進。産前産後等のヘルパーケアや相談支援など法人内の様々な事業を活かし、きめ細やかな支援を実施
P.21	7	ひだまりの保育園	神奈川県 横浜市	**支援団体と連携し、外国にルーツのある家庭にも周知実施** ・外国にルーツのある家庭の支援を行う NPO 法人と連携し、一時預かり事業のチラシを翻訳して国際交流関係の施設で配布 ・きょうだいの療育中の預かりや、入園・入所前の慣らし保育など、保護者の就労等の理由以外でも家庭のニーズに応じて定期的な利用を受け入れ
P.25	8	sukasuka-nursery （すかすかなーさりー）	神奈川県 横須賀市	**障害のある子もない子も共に育ち合うことを目指して、インクルーシブな預かり保育を実施** ・育児不安が強い保護者や、育てにくさのある子、虐待の疑いのある子の受け入れなど、多様なニーズを抱える子の一時預かりも実施。市の療育相談センターをはじめとして、様々な機関と連携して利用者を支援 ・職員のスキル向上のため、年２回程度、運営法人が実施する障害理解や障害児保育に関する研修を受講
P.30	9	さだ保育園	大阪府 枚方市	**経験豊富な職員のスキルを活かし、専門職と連携** ・経験豊富な職員を配置し、保護者に対する相談支援、専門職や関係機関との連携にも積極的に対応 ・市の保健師と連携し、育児不安の大きい保護者に向けた育児相談会を実施。一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業の利用のきっかけに
P.33	10	認定こども園　赤坂未来園	広島県 福山市	**民生委員や地域の関係者との活発な連携** ・民生委員との活発な情報共有を通じて、地域で困難を抱えている家庭に対し、一時預かり事業から保育所利用につなげる支援等を実施 ・町内会への出席や、地域の関係者を保育所の行事に招待することで、相談しやすい関係性を構築

Ⅰ 何気ない会話から SOS を見逃さず、支援につなぐ

北秋田市子育てサポートハウス わんぱぁく

■所在地：秋田県北秋田市
■運営主体：社会福祉法人
　　北秋田市社会福祉協議会
■事業開始：2002 年
■事業類型：一般型
■対象年齢：生後３か月～小学３年生
■定員：８名
■実施曜日：年中無休
■実施時間：午前７時～午後９時

事例のポイント

・併設している地域子育て支援拠点で気になる保護者がいた場合、世間話など何気ない会話を通じてストレスを抱えていないか把握し、必要であれば一時預かり事業を紹介

・隣接する保健センターと密に連携をとり、母子健康手帳交付の際に施設見学の案内をしてもらうなど、産前からの周知も実施

◆一時預かり事業の概要

利用者の状況

子育て支援施設として、一時預かり事業のほか、地域子育て支援拠点（つどいの広場）、病後児保育を同じ建物内で一体的に実施している。一時預かり事業は専用室が２部屋あり、受け入れ人数が多いときは、１部屋を遊びと食事、もう１部屋を午睡と分けて利用している。また、遊ぶ際は地域子育て支援拠点のスペースに行くことも多い。病後児保育とは出入り口を別にしている。

利用形態は定期外利用のみで、利用目的は特に限定しておらず、育児負担の軽減や里帰り出産、介護、幼稚園入園前の集団保育への慣らしなどさまざまである。また、保育所に入園している児童でも、土日に一時預かり事業を利用することができる。待機児童は解消しており、保育所への途中入園も容易になっていることから、就労目的での利用は少ない。

月の利用上限は 12 回までとしている。少人数だが里帰り出産（上の子ども）や未就園児（３歳未満）が利用している。

また、午前７時～午後９時まで利用可能としているが、就労目的の利用が減少したことに伴い、早朝深夜や長時間の預かりはほとんどなくなり、４～８時間での利用が中心となっている。ただし、年中無休でいつでも利用できることを特徴としており、希望があれば職員を配置して受け入れられるようにしている。

利用料は以下のとおりで、金額は市が設定している。

▼一時預かり事業利用料

	4 時間未満	4～8時間未満	8～12時間未満	12時間以上
３歳未満児	750円	1,500円	2,000円	2,500円
３歳以上～低学年	500円	1,000円	1,500円	2,000円

出典）北秋田市子育てサポートハウスわんぱぁくウェブサイト

利用の際は、事前に面談を行っている。申込用紙に記入してもらいながら、子どものアレルギーや眠るときの

癖、好きな遊びなどを聞き取っている。面談といっても堅苦しいものではなく、おしゃべりのような感覚で気軽に聞くようにしている。利用の予約は前月 20 日より可能で、電話か来所で受け付けている。

例外的に、事前の面談を行わず、当日飛び込みで一時預かり事業を利用したいという連絡が来ることもある。そうした際も、保護者に緊急の事情があることをふまえて受け入れを行っている。緊急利用の理由としては、上の子や保護者自身が病院を受診しなければならなくなったといったものが多い。

利用の条件としては、自宅または実家が北秋田市にあれば、誰でも利用可能となっている。

2021 年度の利用者数は、延べ 294 名であった。年齢別では２歳児が 71 名でもっとも多い。４歳児や５歳児の利用も少なくない。ただし、新型コロナウイルスの影響で利用者が減少しており、１日あたりの利用者は１～２名程度である。

本市独自の取組として、小学生も受け入れを行っているが、放課後児童クラブが普及してきたことや、「わんぱぁくは赤ちゃんが行くところ」という認識が小学生の間で広まっていることもあり、つどいの広場を含めて利用は減少している。小学生になると、わんぱぁくの遊び、遊具では物足りなくなってしまうようである。

職員の配置状況

一時預かり事業の職員は、保育士４名（常勤２名、非常勤２名）、子育て支援員２名（常勤１名、非常勤１名）、保育補助者１名（非常勤）、看護師１名（常勤）である。いずれも地域子育て支援拠点事業と兼任している。基本的には常勤保育士１名と子育て支援員１名の体制で一時預かり事業の業務にあたることが多い。

施設長や看護師は経験年数が長いが、その他職員は若い者も多く、男性保育士や工学部卒元出版社勤務、元教員など、様々な属性・経歴の職員がいる。

◆ニーズに応じた利用促進の工夫

地域子育て支援拠点（つどいの広場）からのつなぎ

併設しているつどいの広場に遊びに来て、預けてよいかどうか様子を見ている保護者が多い。一時預かり事業の利用者のほとんどは、つどいの広場の利用経験がある。

一時預かり事業の利用にあたっては、保護者から預けたいという声かけがあることもあれば、職員のほうから声をかけることもある。たとえば、手にたくさん湿布を貼っている母親を見かけ、子どもを抱っこし続けて負担が大きい状況になっているのではないかと思い、職員から声をかけたことで一時預かり事業の利用につながったこともある。気のせいかもしれないと思っても、世間話や子どもの話など何気ない会話から入ることで、保護者が育児ストレスを抱えていないか、一時預かり事業の必要があるかどうかといったことについて、様子をみるようにしている。

産前からの周知の取組

わんぱぁくの建物の隣に保健センターがあり、母子健康手帳の交付を行っている。その際、わんぱぁくのパンフレットを渡してもらうとともに、希望があれば施設の見学にもつないでもらっている。このように産前からの認知度を高めることで、利用に至るケースが増えている。また、定期健診の際にも同様にパンフレットを配布してもらっている。

また、北秋田市は介護職・福祉職に就いている保護者が多く、土日も仕事があるという場合が少なくない。こうした方々に対し、年中無休なので保育所が休みの際でも一時預かり事業を利用できるということを伝えていけるとよい。

◆職員の資質向上に関する取組

所内研修、市内の子育て支援担当者による情報交換会等の実施

月に１度、所内研修を実施している。新しく入職した職員が中心となり、最近の子育てに関する様々なトピックについての勉強会を実施している。子育てひろば全国連絡協議会の研修内容を共有したり、子育て支援員研修のテキストを読み込んだりといったことも行って

いる。

所内研修以外にも、県や市が主催する研修に参加している。また、３か月に１度、市内の子育て支援センター、保健センター、市の担当者が集まる会があり、相互に情報交換を行っている。複数の子育て支援センターを利用している家庭も多いため、気になる家庭の情報を共有することもある。

◆多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

他機関や専門職との連携体制の構築状況

保健センターとは建物が隣接していることもあり、気軽に相談できる関係となっている。守秘義務を守りつつ、気になる家庭の様子について相談している。また、市の子ども福祉係の家庭相談員に連絡することもある。特に、子どもの体にあざがあるようなときや、子どもの様子がいつもと違うと感じたとき、気になる保護者がいるときなどに相談している。

特に配慮が必要な家庭への支援

最近、特に０歳児のニーズが増加している。核家族化が進行し、子育てに対してストレスを抱えている保護者が増えている。当施設は生後３か月からの預かりをしているが、それよりも小さな月齢の子ども預かってほしいという依頼もあった。その母親に対しては、なるべくつどいの広場に来てもらって見守りを行い、子どもが３か月になってから預かりを行った。

子どもはかわいいけれども、二人きりでいると煮詰まってくる。特に夕方になると、黄昏泣きなどもあり、ストレスがたまりやすい。当施設は夕方の預かりも行っているので、「大変だろうから、お子さんはこちらで預かるので、お母さんは少し休んで」と声をかけ、一時預かり事業の利用を促している。利用者からは、預けることにより、リフレッシュしてまたがんばろうと思える、という声を聞く。予約は断らず、すべて SOS だととらえて受け止める、ということを大切にしている。

◆今後の展望

上述のとおり、産前からの周知活動にも取り組んではいるが、依然として「施設があることを知らなかった」といわれることもあり、十分とは言い切れない。保育所や幼稚園の入園式の際に紹介してもらうなど、より効果的な周知の方策を検討しているところである。

▼一時預かり事業の保育室の様子

出典）北秋田市子育てサポートハウスわんぱぁく提供資料

▼つどいの広場の様子

出典）北秋田市子育てサポートハウスわんぱぁく提供資料

2 アセスメントツールの活用や作業療法士との連携により、発達の面で気になる子や家庭をサポート

もとたて（本楯）保育園

■所在地：山形県酒田市
■運営主体：社会福祉法人本楯たちばな会
■事業開始：2014 年
■事業類型：一般型
■対象年齢：生後８週～就学前まで
■定員：２名
■実施曜日：月曜日～金曜日
■実施時間：午前８時 30 分～午後５時 15 分

事例のポイント

・アセスメントツールを活用して日々の気付きを職員間で共有し、 発達面で気になることがある子ども、虐待の疑いがある子ども等に対する対応を相談、統一

・外部の作業療法士による月２～３回の訪問により（保育所と一時預かり事業共通）、発達面に対して専門職の視点からの助言を得る

◆一時預かり事業の概要

利用者の状況

一時預かり事業の事業形態は月に何回か利用している定期利用の方と、1 日だけ利用したいというような単発的な利用の方がおり、そのどちらにも対応している。

利用可能日は月曜日から金曜日の８時 30 分～午後５時 15 分とし、月最大 13 日間利用が可能である。

利用理由は特に設けてはいないが、保護者の就労目的や育児休息、また、未就園児の慣らし保育目的等理由は様々である。また、地域柄、農業を営んでいる世帯が多く農繁期等の短期集中型での利用ニーズも多い。

もとたて保育園内で行っている一時預かり事業のため、利用する子どもは 0 歳児（生後 2 か月）～5 歳児を対象とし、基本は一時預かり担当の保育士がお預かりする子の年齢のクラスに入って在園児と一緒に保育をするというスタイルである。途中入園の子が増える年度後半よりも、年度の前半の方が受け入れ可能なことが多い。

利用料金は、3 歳未満児は 1 日あたり 1,800 円（半日の場合は半額）、3 歳以上児は同 1,200 円（半日の場合は半額）である。当園は平成 26 年に公立園から移管した経緯があり、料金設定は移管前の公立の設定のままにしている。市で設定している最も安いランク（A ランク）のため、利用者には選ばれやすい傾向にある。また、キャンセル料は特に徴収していない。

利用を希望する場合は当園に電話を入れてもらい、空き状況を確認してから園まで足を運んでもらって申込書を記入する流れになっている。園の行事や、利用状況等によってはお断りとさせていただく場合もある。

利用するにあたっての事前打ち合わせは園で行い、子どもの日頃の様子や、特性、心配事など様々な面からフォローできるように詳しく聞き取りを行うようにしている。打ち合わせは主に園長が行うが、保護者から聞いた内容は一時預かり担当の保育士や入る年齢のクラス担任に詳しく伝え、情報共有することで受け入れたときの

安心感につなげている。家庭や子どもへの支援が必要な保護者には心配事を共有しながら、園でできる支援を探り保護者へフィードバックしている。

さらに、定期利用の場合には慣らし保育をすすめている。保護者と離れることは子どもにとって不安なため、一度利用してもう行きたくない、となってしまうと続かない。最初は短い時間から徐々に利用時間を長くするなど、ステップを踏んで負担を少なくして、継続利用できるよう工夫している。

職員の配置状況

一時預かり事業担当の職員として保育士１名（常勤）を配置しており、認可保育所の業務と兼任している。10 年以上の経験年数があるベテラン職員である。

前述のとおり、施設内には一時預かり事業の専用室はなく、保育所のクラスで一時預かりの子どもも一緒に預かる。当日、来所したら一時預かり事業の担当職員が玄関で出迎え、保護者から子どもを引き受けて、利用児童のクラス担当の保育士が各年齢の保育室へ連れて行く。各クラスでは、一時預かり担当とクラス担当の保育士が一緒に対応している。

◆ニーズに応じた利用促進の工夫

回覧板や SNS 等を活用した周知

一時預かり事業も含めた保育所の取組を地域に周知するため、2022 年から保育所の会報を作成し、コミュニティセンターに依頼して各地区へ回覧板で回してもらっている。地域の子育て世帯に、当園の一時預かり事業を試しに利用してみようと思ってもらえるきっかけになればと考えている。また、近隣の農家の方が「畑の先生」や「田んぼの先生」などとなって保育所の活動に関わってくれており、そうした地域住民との交流も園の発信につながっている。

さらに、SNS を活用した周知も行っており、保育所の行事や季節ごとに出すおやつの写真を撮って紹介したり、コロナ禍で日々の保育の様子をみることができないため在園児の保護者限定で動画や写真を配信したりしており、一時預かり事業の利用者も在園児限定のアカウントを見られるようにしている。若い世代の保護者にとっては、こうした取組も、預け先を選ぶ理由の一つになるのではないかと思っている。

そのほか、子育て支援センターに発達や他児との関わりについて不安を持つ家庭が相談に来た際、センターから一時預かり事業の利用を勧めることもある。実際、集団で生活する経験を増やすことが子どもの刺激になり、発達面で他児とのやりとりや偏食、生活リズムについて改善につながったケースもあった。

利用者に寄り添った声かけ

保護者が子育てに困っていたり、ひどく疲れていたりした場合、「１か月に最大 13 日まで利用できるので、いくらでも利用してくださいね」と、利用者に寄り添った声かけをしている。また、いずれ幼稚園等へ入園することを考えると、一時預かり事業を定期的に利用することで、子どもも早くから集団生活に慣れることができる。

集団で生活してみると、保護者が気付いていないことが見えてくる場合もある。気づいたことがあれば、お迎えのときに、「こういうことができましたよ」ということに加えて、「こういうことは苦手そうでしたが、家ではどうですか」などと、子どもが苦手そうな様子がみられた出来事などを、さりげなく伝えて自宅での様子を確認することもある。

一時預かり事業を利用する家庭は、家庭中心の狭い範囲で過ごしていることも多く、子どもにとっては保護者以外の大人や友だちに会うことが刺激になることもある。また、保護者が育児ストレスを感じていることもある。こうした状況を踏まえて、一時預かり事業を少しずつ利用してもらいながら、職員が寄り添っていくことを心がけている。

◆職員の資質向上に関する取組

アセスメントツールを活用した気づき

2020 年度から「子ども家庭アセスメントシート」（灰谷.2017）※ を基に園独自ツールを作成して 2021 年度から園全体で活用している。子ども及びその子を取り巻く環境に対して心配なことがあった際、職員が経過や対処方法を記入する。もともと虐待予防の観点か

※灰谷和代（静岡福祉大学准教授　2023 年３月現在）が 2017 年に開発。

ら取り組んだが、発達の課題も把握するものとなっていった。

2021 年度には園と灰谷らによって ICT 化が進められ、2022 年度から保育士が何か気になることがあった場合、保育室のタブレットからすぐ入力でき、集計も簡単にできるようになった。

一時預かり事業の子どもも同様に入力対象としており、園長から一時預かり事業の担当職員に、気になったことがあれば本アセスメントツールを立ち上げて入力するよう声がけしている。立ち上げた回数も発達上の課題を把握する上での一つの目安になり、月に 13 日利用していて、ツールの立ち上げ回数が月 13 回あれば、課題があることに気づくきかっけとなる。

一方、入力があるからといって必ずしも保護者や子どもに課題があるというわけではない。集まった入力情報をタブレットで見ながら職員間で共有し、気付いた点を話し合うことで、保護者や子どもへの対応の統一を図っている。課題がありつつ、一時預かり事業の利用が継続してない場合は、市の保健師に気になる子どもがいたことを共有することもある。

◆多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

特に配慮が必要な家庭への支援

一時預かり事業を利用したいという方の中には、就労のためや幼稚園や保育所利用に向けての慣らしのための利用のほかに育児に不安を抱えていたり、疲れていたりというような理由も見え隠れしていることも多い。保護者が「仕事が大変」「育児が大変」と話していたら、その「大変」の陰に何があるのか、育児のプレッシャーを感じていないかなど、様子を見ることが大切となる。その「大変」が積み重なると、心に余裕がなくなり虐待につながるケースもなくはない。そうならないための支援としての一時預かり事業の役割があることも視野に入れ事業を展開している。

一時預かり事業を利用する前の打ち合わせでは、子どもの言葉の遅れ（なかなか言葉が出ない）、子どもの表情が悪い（表情の乏しさ）など子どもの様子のほかに保護者の子どもに対する対応等も気にするようにしている。保護者と話をするうちに、子どもに対する言葉かけや仕草など、見ていて「あれ？」と気付く行動や言動を観察することで、支援の仕方も変わってくるためである。そうした環境で育った子どもが集団に入ると、周囲になじむことが難しいケースがある。

家庭内では問題がなくても、保育所で他の子と過ごすと何だかトラブルになってしまうというような状況も少なくない。どのように対応をしていくか、面談の後に園長も含めて職員間で相談をし、職員間の対応方針の統一を図るようにしている。子どもの情報を一時預かり事業の担当職員だけが知っているという状況にならないよう、職員全体で共有している。

作業療法士による助言・相談

保育所や一時預かり事業で、発達が気になる子どもがいた場合、専門的な視点からみてもらうため、外部の作業療法士と連携し、月に 2 ～ 3 回、定期的にきてもらい保育士が助言や指導を受けている。

保育士が子どもの対応に困っているケースの中には、子ども自身が保育所で過ごしにくさを感じている場合がある。保育士に、その点に気付くことができるようなスキルを身につけてほしいと考えている。作業療法士から、例えば子どもがパニックを起こしてしまうのはなぜなのかについて、脳や筋肉のメカニズムをもとに教えてもらい、保育士が特に配慮が必要な子どもへの理解を深めたり、アセスメントツール等を通じて課題を把握している場合、どのように対応していくとよいか相談することもある。

◆今後の展望

一時預かり事業は各家庭のニーズに応じて利用するものではあるが、子育ての悩みや発達面の不安などがある場合、単発で利用するより定期的に利用してもらうことで一緒に考えていくことができる。

今後も保護者とのコミュニケーションを大切にし、時にはアセスメントツールを活用しながら「困りごと」を早期発見し、安心して預けることのできる一時預かり事業を目指していきたい。

3 配慮が必要な子ども・家庭への一時預かりを通じた支援・子育て不安の軽減

松戸市立新松戸中央保育所

■所在地：千葉県松戸市
■運営主体：松戸市（公設公営）
■事業開始：2021 年
■事業類型：一般型
■対象年齢：生後４か月～就学前
■定員：10 名
■実施曜日：月曜日～土曜日
■実施時間：午前８時 30 分～午後５時
（土曜日は午後０時 30 分まで）

事例のポイント

・子どもの発達に心配な点がみられ子育ての不安感が強い保護者や、自閉傾向がある子どもなど、支援の必要性が高い家庭・子どもを受け入れ、定期利用等により安定した支援を提供

・一時預かり事業を実施している公立保育所間で２か月に１回、定期的に情報交換会を開催し、現場の課題を市の担当課へ共有

◆一時預かり事業の概要

利用者の状況

松戸市は共働き世帯が多く、一時預かりの需要も高いことから、公立保育所でもニーズに応えるため、保育所の在園児と同じクラスの保育室での一時預かりを 2021 年４月より開始した。

利用形態は一時利用（保護者の就労、傷病、出産、リフレッシュ等による緊急または一時的な利用）と、定期利用（保護者の就労等による週２～３日の定期的な利用）となっている。就労の要件には、保育所の入所を申し込んだが、待機児童となった場合も含まれる。

利用料金は、一時利用は４時間以内で３歳未満児が 1,400 円（以降１時間あたり 400 円）、３歳以上児が 700 円（以降１時間あたり 100 円）である。定期利用は週の利用回数によって異なるが、たとえば週２日利用の場合、一か月あたり３歳未満児で 18,300 円、３歳以上児で 9,400 円である。そのほか、給食・おやつ代を設定している。なお、キャンセル料は設定していない。

利用にあたっては、まず保育所に電話で申し込みを行い、事前に子どもに一緒に保育所に来所して、面談・登録を行っている。面談では、対面で保護者の話を丁寧に聞くことを心掛けているほか、例えば健診受診の有無や子どもの身体の状況など、子どもの様子も観察している。また、定期利用の場合、利用開始前に短い時間で預かる「慣らし保育」も行っている。

実際の利用にあたっては、一時利用は前月の 20 日以降、電話で申し込みを受け付け、保育所で利用人数の調整を行ったうえで、折り返し利用可否を連絡している。すでに登録している利用者であれば、明日利用したいという急な申込に対しても、空きがあれば利用

することができる。定期利用は前々月の 20 日以降、前月の 19 日まで申込を受け付けている。

一時預かり事業の枠としての上限は 10 名であるが、実際には保育所の感染症等の状況や、現場の状況にあわせて受け入れ人数を柔軟に調整している。保育所内で新型コロナウイルス等の感染症が流行している場合は、一時預かり事業の利用を控えてもらうこともある。また、通常保育のクラスに入って在園児と一緒に保育をするというスタイルなので、利用調整についても先着順ではなく、支援の必要性が高い家庭に優先して利用してもらうなど、状況に応じて判断している。

2022 年度の利用者は、一時利用・定期利用あわせて延べ 266 名であった（令和５年２月末現在）。このうち、一時利用は１か月あたり平均 18 件程度、定期利用は週２回もしくは３回の利用者が毎月１～２名程度となっている。

職員の配置状況

一時預かり事業の専任職員として主任保育士１名と看護師１名の計２名を配置している。主任保育士は経験年数 30 年以上のベテラン職員である。また、通常保育のクラスの中で一体的に保育を行うため、クラス担任の保育士も一時預かり事業の子どもに関わっている。

なお、一時預かり事業の電話対応については職員が誰でも行えるようマニュアルを作成している。

◆ニーズに応じた利用促進の工夫

地域のニーズにあわせて低年齢児を中心に受け入れ

2022 年度の実利用人数を年齢別にみると、０歳児が 14 名、１～２歳児が各５名、３歳児が２名、４～５歳児は０名で、０歳児・１歳児の利用ニーズが多い傾向にある。

周辺には、ひろばスペースで実施している「松戸市乳幼児一時預かり」を実施している施設もあるが、預かり時間が短いため、パートタイムでの短時間就労など、就労しながら家庭で保育をしたいというニーズで預けたい場合、保育所の一時預かり事業を選択することが多く、利用希望者が多くなっている。

◆職員の資質向上に関する取組

公立保育所間での定期的な情報交換会の実施等

市内で一時預かり事業を実施している保育所間で、２か月に一回、担当職員が集まって定期的に情報交換会を行っている。現場で課題に感じていることがあれば、会議で出た意見をまとめ、市の担当課に伝えている。また、保護者から複数の公立保育所の一時預かり事業に申込があった場合、申込に必要となる書類（例：就労（予定）証明書、出産予定届等）を共有し、保護者が施設ごとに申請する必要がないようにすることで、利用にあたっての手間を軽減している。なお、書類の共有にあたっては保護者の同意を得て行っている。

◆多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

配慮が必要な子ども・家庭への一時預かりを通じた支援

公立保育所の役割として、子育ての不安感が強い家庭や切羽詰まった状況にある家庭など、緊急度がより高い家庭・子どもを受け入れており、他機関からの紹介で利用につながるケースもある。

たとえば、子どもの発達に心配なことがあり子育ての不安感が強い保護者について、児童発達支援事業所から一時預かり事業で支援できないかと相談があり、利用につながったケースがある。

自閉傾向がみられるお子さんで、集団生活を経験させて他の子と楽しく過ごせるようになってほしいという保護者の希望があったことから、地理的にも近く、通常保育と一緒に預かる当園の一時預かり事業で支援することになった。最初は一時利用で短時間から利用を始め、その後、母の就労に伴い、週２回定期的に利用してもらうことになり、子どもにとっても、保護者にとっても安定した支援につなげることができた。なお、保育所の在園児のなかにも、児童発達支援事業所に通っている子ど

もがおり、同事業所のケアマネジャー（相談支援専門員）と保育所職員は顔が見える関係になっており、連携も取りやすい。

そのほか、当初はリフレッシュの目的で利用申込があった保護者で、事前面談で話を聞くと実家が遠かったり自身の父母も働いていたりして近くに頼れる人がおらず、定期的な利用を希望していることもある。

預かることができる人数の制約があるなか、もっと多くの家庭を預かりたいという思いはあるが、残念ながらお断りせざるを得ない場合は市内の他の一時預かり事業所を紹介している。

保護者に安心感を持ってもらう工夫

一時預かり事業を利用することは、保護者の子育て不安に対する支援の一つとなると考えており、送り迎えのときに職員が保護者と丁寧に関わり、安心して利用できるよう心掛けている。

通常保育では、タブレットを活用して保育中の子どもの様子を写真に撮って連絡帳に添付しているが、一時預かり事業を利用している保護者には、お迎えのときにタブレットで写真を見せて、子どもの様子を伝えている。保育所の在園児と変わらず生活していることが保護者の安心感や不安の軽減につながることも多く、通常保育と一体的に預かる一時預かり事業の良い点といえる。

◆今後の展望

市としては、保護者が就労しておらず保育所や子育て支援施設を利用したことがない家庭に対して、一時預かり事業の実施場所を増やしたり、公立保育所の受け入れの枠を増やすなど、より一層の支援の充実に向けて取り組んでいけるよう検討していきたい。

▼園庭の様子

出典）松戸市提供資料

4 リフレッシュ利用を活用した保護者に寄り添う支援

港区子育てひろば
あっぴぃ港南四丁目

■所在地：東京都港区
■運営主体：ライフサポート株式会社
■事業開始：2022 年
■事業類型：一般型
■対象年齢：生後４か月～６歳（就学前）
■定員：12 名
■実施曜日：月曜日～日曜日

事例のポイント

・イベントや短時間の一時預かり事業の利用を保護者に促し、リフレッシュ目的での利用における心理的なハードルを下げる

・経験豊富な職員による支援と対応のマニュアル化により、保護者に寄り添った支援を実現

◆一時預かり事業の概要

利用者の状況

子育て支援施設として、一時預かり事業のほか、地域子育て支援拠点事業、みなと保育サポートを併設し、一体的に運営している。なお、みなと保育サポートとは港区の独自事業で、パートタイム勤務や短時間勤務等により、保育が必要な家庭を対象に、１日８時間以内で１か月 160 時間を上限に保育を行うというものである。

一時預かり事業の利用形態は非定期利用のみで、特に利用理由は問わない。定員数は時間あたり12 名、うち０歳児は４名までとしている。利用料は月曜日～土曜日は１時間あたり 500 円、日曜日・祝日は１時間あたり 600 円である。

１日あたりの利用者数は 3～10 人程度。一人あたり１日に５時間が最大の利用時間だが、フルで利用する家庭が多い。毎日利用している方は少ないが、リピートは多く、決まった曜日に利用する方もいる。０～２歳児の利用が多く、土日や長期休みの時期になると３歳児以上の利用も増加する。

利用目的が就労の場合は、定期的に決まった曜日で預けられる、預かり時間が長い、利用料が安い等の理由から、併設しているみなと保育サポートの利用をすすめている。そのため一時預かり事業については、通院やリフレッシュ等の目的で利用する方が多い。また一時預かり事業に関しては、多子家庭の利用もある。複数人の小さな子どもを連れてどこかに行くことが難しい場合や、きょうだいの習い事の時間帯に下の子を預けるために利用している場合等がある。

区内の他の一時預かり事業所で予約がとれずに当施設の利用に至るケースや、保健師から紹介されたケース、保護者同士の口コミ等で一時預かり事業について知り、利用することも多い。

職員の配置状況

施設長１名のほか、保育士 15 名（常勤 12 名、非常勤 3 名、常勤看護師１名）を配置している。なお、このうち常勤６名は、同施設内で実施しているみなと保育サポートの職員を兼務している。

もともとは１つの部屋で一時預かり事業を行っていたが、異年齢保育を行う難しさがあったことから、施設内のみなと保育サポート用に利用している一室を一時預

かり事業でも活用することが増えた。これにより、みなと保育サポート勤務の職員が一時預かり事業にも関わるようになり、兼務職員が増加したという背景がある。

専従職員については、保育士経験が 10 年以上の職員が多い。一時預かり事業の実施にあたり新規採用募集を行ったところ、集団保育を一通り経験したベテラン層の保育士が、個に対する保育をしたいという思いから応募し採用に至った職員もいる。

一時預かり事業では、生活リズムや子どもの状況が日によって異なり、「この時間にこの対応をする」という計画が立てづらい。そのため臨機応変な対応が求められる。また育児疲れが見える方や、複数の一時預かり事業所を活用している方、休日もある程度子どもと離れたい方等、保護者が求めていることも様々である。そうした中で、経験豊富な職員の方が保護者から子育ての様子をヒアリングし、子育ての大変さに傾聴し、保護者を認めるという保護者支援の要素が大きい。

◆ニーズに応じた利用促進の工夫

短時間からのリフレッシュ利用の促進

本体事業である子育てひろばを利用する保護者と接する中で、子どもと少し離れたいというニーズが少なくないことが分かった。近隣に集合住宅があるという立地を活かして、保護者が家でゆっくりする時間を確保するために一時預かり事業の利用を勧めたり、気持ちを立て直してもらえるような声かけをしている。

リフレッシュ目的については保護者側も利用する心理的なハードルが高い。まずは、預かりありのイベントに参加してもらい、職員が子どもと関わる様子を見ることで「子どもと離れても大丈夫かもしれない」と保護者に実感してもらうことが重要である。そこから、1 時間など短時間の預かりを勧めてみる場合もある。子どもと離れてみて楽になる実感が得られると継続的な利用にもつながる。

リフレッシュ目的であっても負担感が大きそうな保護者に対しては、認証保育所や長時間預かりが可能なサービスの利用を勧めることもある。

◆職員の資質向上に関する取組

基本的な対応に関するマニュアルを作成

利用者対応にあたっての基本事項を記載したマニュアルを作成している。

具体的な内容は、「保護者を否定しない」「自分の意見を押し付けない」「色々な考え方の保護者がいるため、あくまで保護者の話に傾聴して味方になる」「大丈夫とは言わない」「先生ではなく支援者として寄り添えるように」「上から目線にならない」等。

もともと本体事業である子育てひろばの職員間で重視していたことを改めて言語化したものであり、一時預かり事業を開始するときにも研修の中でマニュアルの読み合せを行った。事業を開始した後も、個別の対応において留意すべきことがあれば、マニュアルに立ち戻って読み合せをする場合もある。

例えば、持病のある子どもの預かり中、急に体調が悪くなってしまったことがあった。職員も慌ててしまったため、実際にどうすべきだったか、振り返りを兼ねてマニュアルの読み合せを行い、基本的な対処方針を再確認した。

また、以前は年に 2 回、子ども家庭支援センターが主催して区内の一時預かり事業所が集まる意見交換会を行い、連携や情報共有を行ったり、区内で関わりのあった子育てひろばと合同イベントを行う等もしていた。ただ新型コロナウイルスの影響もあり、直近では他事業者が運営している一時預かり施設との連携が難しくなっている側面がある。

◆多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

保護者の様子から支援が必要な家庭を把握し、つなぐ

一時預かり事業を複数回利用する中で、お迎えのときの保護者の反応、お弁当や荷物の様子、哺乳瓶の洗い方等からも、日々の生活の様子が把握できる。新規の利用者についても、子どもへの接し方や衣服の状態、バギーの中に物が散乱していないか等を確認し、保護者が疲れていそうであればヒアリングをして気持ちに

寄り添う等も行っている。

保護者の話を聞きながら、「家事支援をしてほしい」等の具体的な支援ニーズがあれば、そのサービスを利用するための連絡先等を保護者に伝えて、支援につなげている。

当施設から子ども家庭支援センターにつながったことで、養育支援訪問事業の利用に至ったケースや、養育が困難で継続的な見守りが必要と判断し、保育所の利用につながったケースもある。子ども家庭支援センターとは、一時預かり事業以外の場面でも日常的に連携している。

◆今後の展望

港区内には一時預かり事業所が多数あり、利用者も複数の施設をかけもちで利用していることが多い。当施設は駅から遠く、団地の 1 階というややわかりづらい立地のため、アクセスのよい施設に利用者が流れてしまい、予約が入っていても別の施設で予約が取れると直前でキャンセルになるというケースも少なくない。

その一方で、一度当施設を利用した保護者からは、また利用したいと言ってもらえることが多い。まずは利用してもらえるように近隣住民への周知に力を入れて認知度の向上に努め、当施設の良さをわかってもらい、利用者の定着につなげたい。

5 同じスペースの利点を生かし、地域子育て支援拠点から一時預かり事業の利用へ

きぬたまの家（うち）

■所在地：東京都世田谷区
■運営主体：ＮＰＯ法人砧・多摩川あそび村
■事業開始：2015 年
■事業類型：一般型
■対象年齢：生後４か月～３歳
■定員：２名
■実施曜日：月曜日～金曜日
■実施時間：午前 10 時～午後３時

事例のポイント

・同じ空間で実施している地域子育て支援拠点の利用から一時預かり事業の利用へつなげる

・他の地域子育て支援拠点を含め、他機関と必要に応じて利用者情報を共有しながら、多角的な視点をもって支援する

◆一時預かり事業の概要

利用者の状況

開設当初より「おでかけひろば」（地域子育て支援拠点。以降、ひろば）と同じスペースで一時預かり事業を実施している。現在の定員は２名、登録者数は 500 名程度である。

利用上限は月８回、定期利用は行っていない。利用理由は、リフレッシュ、通院、就労などが多く、上限いっぱい利用する人は１～２名で、利用理由はリフレッシュである。

対象年齢は０歳（４か月）～３歳だが、長期の休みや母親の体調が悪い時など、４～５歳の子どもをも、きょうだいと一緒に預かることがある。

利用申込は毎月前月の 10 日は電話のみ、以降は来所と電話にて、登録は随時受け付けている。登録料は 500 円で施設にて登録手続きを行う。また、実際に預かる前に、親子でひろばに遊びにきて、様子を見学してもらうことで、施設の雰囲気を保護者に伝えている。

利用時間について、初回は２時間の慣らし保育から始める、以降様子を見て時間を延ばしていき、午前 10 時～午後３時まで時間いっぱい利用する人もいる。

利用料は、世田谷区で５時間預けた場合 4,500 円と決めている。（最初の２時間 1,500 円、30 分 500 円ずつ）。保育所にて実施している一時預かり事業の方が安いため、負担が大きい場合は、保育所の一時預かり事業の利用を案内することもある。

以前はキャンセル料をとっていなかったが、簡単にキャンセルをする人が多いことが課題となり、キャンセル期限を前日の午後３時までとし、それ以降はキャンセル料（一律 1,000 円）をとるようにした。利用が多い時期は特に、キャンセル待ちをしている人に利用してもらいたいと考えたためである。一方、当日に熱が出たなど、病気の場合などは、キャンセル料はもらわないようにしている。

以前は、１～３月の利用が多く、４～６月は利用が少ない状況にあったが、コロナ禍で１年を通じて利用が増えている。育児休業の取得期間を延長する人が多いことも、利用が増えている要因の一つのようである。また、コロナ禍で家に引きこもることが多くなった影響で、息苦しさを感じて親子分離を考える人が多くなったので

はないかと考えられる。

基本的には利用目的に優先順位等をつけておらず、先着順で利用者を決めるが、２名定員とは別に３枠目を設けており、対応が難しい場合などに備えた調整枠の位置づけとして活用している。

公園や河川敷が近くにあるため、一時預かり事業でもお散歩の時間を設けている。

職員の配置状況

職員は保育士 10 名、子育て支援員 5 名、保育補助者等 18 名（全員非常勤）で、ひろばと兼務している。複写式のノートを連絡帳として活用しており、保護者が気になったことを記入してその情報を職員間で共有したり、一時預かり中の子どもの様子も書き込み、家庭とのやり取りにも活用している。

その他に、既往歴や預かり中に気になった様子を職員間で共有するための児童台帳も別途作成し、申し送りなどに活用している。シフト制で勤務日・勤務時間が様々であることと、毎回、預かる子どもが異なるため、それぞれの子どもの情報を職員間で共有できるよう、留意している。

職員の中には、保育所の元園長、児童館で 40 年以上の子育て支援を行ってきた人などがいる。また、当法人では、23 年前から河川敷でのプレーパーク事業を行っており、プレーパークの元利用者で職員になった人が多い。月に１回開催している職員の全体ミーティングでは、それぞれのバックグラウンドによる経験や視点を活かしながら、アドバイスをしあったり、意見交換を行っている。

◆ニーズに応じた利用促進の工夫

同じ空間での実施を活かして、ひろばの利用から一時預かり事業の利用へつなげる

一時預かり事業の利用者のほとんどがひろばも利用しており、４年前より併設で行っている利用者支援事業からも、一時預かり事業の利用につなげている。利用者支援事業のコーディネーターやひろばや一時預かり事業の職員が、ひろばを利用している保護者と話をする中で、疲れている様子だったり、親子分離をした方がよいと感じたりした場合は、一時預かり事業を紹介する。

中には、一時預かり事業の利用を勧めたくても、保護者が子どもを預けることに強い不安感や抵抗感がある、子どもが泣き止まず他人に預けられる状況にない、経済的に厳しい、家族（夫）の同意を得られない等、様々な理由により、利用が難しい親子もいる。保護者の気持ちに寄り添い、利用の無理強いはしないようにしている。ひろばに参加しながら、自分から心配事を話すことができるようになるよう、関係性を構築していく。

ひろばと同じ空間で一時預かり事業を実施しているため、ひろばに遊びに来た保護者が、一時預かり事業の子どもの様子を見ることで、預かり中の様子をイメージでき、利用につながることもある。

一方、一時預かり事業の利用のみを目的に来る人もおり、その場合、預かりのみでなく、親子で過ごす時間を持ってもらえるように、ひろばのプログラムに誘うなどしている。

併設の利用者支援事業で登録時に情報収集。気になる点など職員で情報共有

登録時、気になる親子がいれば、利用者支援事業のコーディネーターが、さりげなく様子を聞くこともあるが、基本的にはひろばスタッフが寄り添うようにしている。
その中で利用者の方から困りごとが出てきた時、本人の了解を得て、コーディネーターにつなぐようにしている。

現在の利用者の様子について、基本的に一時預かり事業、ひろばの職員、コーディネーター間で共有するが、行政などの関係機関より要保護児童対策地域協議会の枠組みの中でコーディネーターに共有された情報で、本人の許可を得ていない内容等は、一時預かり事業やひろばの職員と共有することはできない。例えば、保護者がメンタル不調気味であることや子ども家庭支援センターからの紹介で利用につながったこと等は職員間で情報共有をするが、一時保護があったこと等は共有しない。

また過去の出来事や本人が知られたくないことは、先入観を持たずに利用者に接してもらいたいことから、コー

ディネーターのみで管理している。

アセスメントツールとして、世田谷区が作成している「せたがや子ども応援気づきのシート」を活用している。コーディネーターが、一時預かり事業やひろばの職員から気になる親子の連絡を受けた場合、その時に担当したコーディネーターがシートを作成し、コーディネーター間で共有して、その後の支援方針を決める。

時間がないからと登録用紙のみ持って帰って、家で書いてくるという人は話す機会がないため、用紙を持って登録に来られた際に、丁寧に聞き取りを行うようにしている。

自治会の掲示板や SNS などで周知。区の子育て利用券も利用のきっかけに

一時預かり事業の周知は、自治会の掲示板に貼るなど工夫しているほか、コロナ禍で SNS も開始した。

また、世田谷区では、妊娠期面接の際に子育て利用券としてクーポンを配布しており、一時預かり事業にも活用することができる。クーポンで一時預かり事業を利用したことをきっかけに、継続した利用につながった人もいる。

▼一時預かり事業の様子

出典）きぬたまの家提供資料

◆職員の資質向上に関する取組

チームで対応する保育について学ぶ必要性

世田谷区主催の研修に参加し、各職員の経験値に頼らない支援を学んでもらうようにしている。

職員は、ひろばや一時預かり事業での支援には慣れているが、保育所等、規模の大きい施設で保育士として働いた経験がない人もいる。空間の中での自分の立ち位置を把握することに弱い面があり、何人の子どもが視野に入っているか、もう一人の職員はどこに座るかなど、集団やチームで対応する保育について学ぶ研修があるとよいと感じている。

◆多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

他機関と利用者情報を共有しながら、多角的な視点をもって支援

事業を通じて心配な家庭を把握した場合、利用者支援事業のコーディネーターを介して世田谷区の健康づくり課の保健師、子ども家庭支援センターのケースワーカー等に相談している。これらの機関からは、一時預かり事業の利用について紹介もある。

また、他機関との連携でも、利用者支援事業のコーディネーターが中心となって、他のひろばと利用者の情報を共有して支援することもある。

利用者の中には、児童館、他の子育て支援施設など、様々なサービスを利用している人もおり利用する先によって、様子が異なる人もいる。多角的にその家庭をみることは重要であり、利用者が、様々な地域資源につながることができるように見守っている。

◆今後の展望

心配事を帰り際に話す母親は多い。子どもが泣いている時は、一緒に外に出て、自転車に子どもを乗せながら、何か困っていることは無いかと聞くと、話してくれることがある。こうした寄り添った取組の積み重ねをすることで、ある時、悩みを話してくれるようになる。「楽しく過ごしていましたよ」「よい子育てをしていますね」など、良いところを伝えることも、気持ちを話してもらうことにつながる。保護者との信頼した関係づくりを大切にしていきたい。

6 地域のニーズに応じたきめ細やかな支援の展開

ピッピ保育園

■所在地：神奈川県横浜市
■運営主体：特定非営利活動法人
　　ピッピ・親子サポートネット
■事業開始：2005 年
■事業類型：一般型
■対象年齢：生後 57 日～就学前まで
■定員：8 名
■実施曜日：月曜日～土曜日
■実施時間：午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分

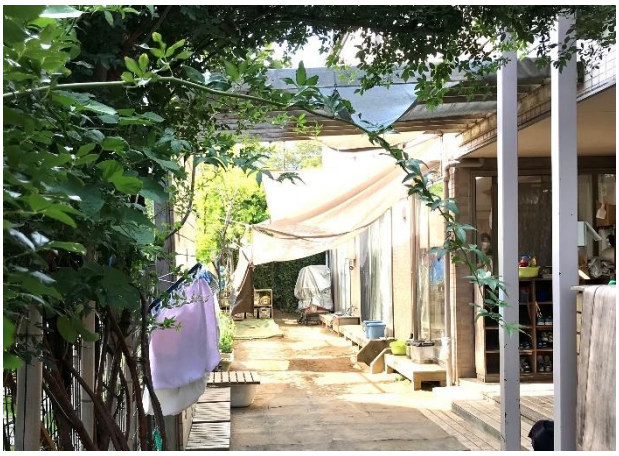

ここ・はっぴぃ

■所在地：神奈川県横浜市
■運営主体：特定非営利活動法人
　　ピッピ・親子サポートネット
■事業開始：2011 年
■事業類型：一般型
■対象年齢：生後 57 日～就学前まで
■定員：9 名
■実施曜日：月曜日～金曜日
■実施時間：午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分

※いずれも同一法人が運営する施設で、共通した取組もあることから、本事例内で 2 施設の取組をあわせて紹介する。
　特に施設名の指定がない場合は、どちらにも共通した内容として記載している。

事例のポイント

- 0 歳児預かりの需要の増加を受けて預かり枠を拡大し、多様化する子育て家庭のニーズに合わせて職員の加配も実施
- 法人内で一時預かり事業に関する研修を実施し、職員全体の一時預かり事業に対する理解を増進。産前産後等のヘルパーケアや相談支援など法人内の様々な事業を活かし、きめ細やかな支援を実施

◆一時預かり事業の概要

利用者の状況

　特定非営利法人ピッピ・親子サポートネットは、「保育所をすべての子育て家庭にひらかれた場にしたい」との思いから、保護者が働いていてもいなくても子どもを預かる一時保育（以下、「一時預かり事業」という）に積極的に取り組んでいる。法人が運営する認可保育所、小規模保育、つどいの広場に併設する一時預かり事業 3 か所と、単独型 1 か所の計 4 か所で一時預かり事業を実施しており、以下ではそのうち 2 施設の取組について紹介する。

【ピッピ保育園】

認可保育所に併設する一時預かり事業所として運営している。利用形態は非定型利用（就労等による定期的な預かり）、リフレッシュ利用（育児負担の解消を目的とした預かり）、緊急利用（保護者の疾病、入院等による緊急的な預かり）があり、2021 年度実績をみると、非定型利用が約６割、リフレッシュ利用が約３割、緊急利用が約１割であった。近年の変化をみると、保育所の待機児童の解消してきたこともあり、非定型利用は減少傾向にあり、リフレッシュ利用が増加している。

利用児童の年齢をみると以前は１～２歳児が多かったが、こちらも待機児童の解消により１歳児以上の利用は減少傾向となっている。一方で、0 歳児の預かり希望は年々増えている。

利用料金は市のガイドラインに基づいて設定しており、３歳未満児は 1 時間あたり 300 円、３歳以上児は同 160 円となっている。当日キャンセルの場合のみ、300 円のキャンセル料を設定している。

利用にあたっては、法人ウェブサイトの問い合わせフォームより事前登録の予約を行い、利用を希望する施設で事前見学・説明を受けた後登録を行う。一時預かり事業の詳しい利用案内や、事前登録に必要な児童票等もウェブサイトからダウンロードすることができるようにしている。予約については利用希望日の２週間前から電話で受け付けている。

【ここ・はっぴぃ】

乳幼児一時預かり事業の専用施設として運営している。利用形態は定期利用（４か月以上の定期的な預かりで、曜日と時間は固定）と非定期利用の２種類。定員は９名で、そのうち４名は定期利用の枠としている。定期利用・非定期利用どちらも、就労・リフレッシュ・家事等、どのような理由でも利用できる。

施設が立地している横浜市のあざみ野・たまプラーザエリアは、一時預かり事業のニーズが高く、「いつも予約が取れない」といわれることが多い。定員は９名であるが、午前のみ、午後のみの預かりにも対応し、一日平均９名以上を受け入れる月もあるなど、なんとか希望に添えるよう工夫している。

2021 年度実績より利用理由の内訳をみると、就労目的とリフレッシュ目的がそれぞれ約３割、その他が約４割で、緊急利用は 0.1%であった。その他には、家事・通院などの用事や、子どもを集団生活に慣れさせたいなどの理由が含まれている。リフレッシュ目的での利用は、2020 年度～21 年度にかけて増加している。

利用児童の年齢はピッピ保育園と同様、近年０歳児の利用が増えており、全体の約２割を占めている。また、１歳児利用も多く、逆に、近隣の幼稚園でプレや延長保育などが充実してきたことで、３歳児以上の利用はほとんどない。 利用料金は１時間あたり 300 円である。利用日２日前以降のキャンセルにあたってはキャンセル料を設定しており、前日の連絡は予約時間の半額、それ以降は全額（ただし上限 1,000 円）としている。

利用にあたっては、事前登録・見学・面談についてはピッピ保育園と同様の流れである。予約については、2022 年度より、横浜市の乳幼児一時預かり事業共通の web 予約システムが導入されたが、電話での予約も引き続き受け付けている（詳細は後述）。

▼年齢別にみた利用実績（2018～2020 年度）

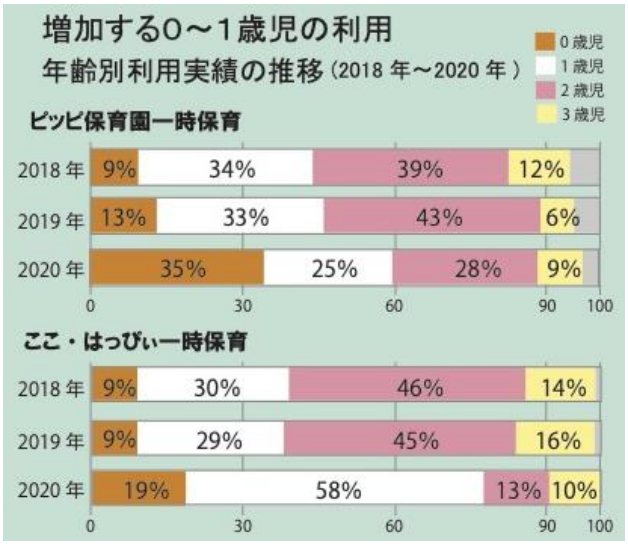

出典）ピッピ・親子サポートネット「ニュースレターVol.24」
（2021/7/5 発行）

職員の配置状況

【ピッピ保育園】

一時預かり事業の担当職員は５名（常勤１名、非常勤４名）。認可保育所と一時預かり事業の合同保育や、その日の子どもの月齢、人数、状況に合わせて職員を配置している。ベテランから経験の浅い職員まで、幅広く担当している。

【ここ・はっぴぃ】

担当職員は 13 名（常勤１名、非常勤 12 名）。うち４名は、隣室で実施している「ピッピおやこの広場はっぴぃ」（横浜市の親と子のつどいの広場事業）の業務も担当している。

◆ニーズに応じた利用促進の工夫

０歳児の預かり枠の拡大

０歳児の利用ニーズが増加していることを受けて、ピッピ保育園では 2022 年度より受け入れ可能月齢を生後 57 日からとした（それまでは生後６か月から）。また、ここ・はっぴぃでも、同じく生後 57 日から預かりを行っているが、以前は０歳児の受入を１日３名までに制限していたところ、2022 年度より年齢による枠を緩和した。

０歳児の利用ニーズが増加している背景には、保育所が増え、１歳からの入園が可能となってきたため、０歳のうちに育児休業を切り上げなくてもよいという家庭が増えてきたためではないかと推測される。その一方で、市内には０歳児の一時預かり事業を行っている保育所が少なく、限られた保育所や乳幼児一時預かり事業実施施設に利用者が集中してしまっている。０歳児は預かるリスクも高く、子どもの安全な見守りと過ごしを考慮して、補助金の要綱が定める配置基準以上の職員を加配している（定員９名に対し職員４名を配置、そのうち２分の１以上は保育士資格者）。多胎児受入加算のように０歳児を受け入れた際の補助金の加算があるとよい。

web 予約システムの導入

前述のとおり、横浜市が市内の乳幼児一時預かり事業共通の web 予約システムを開始し、ここ・はっぴぃでも web 予約を導入した。web 予約では、利用希望日の１か月前からの予約が可能（電話は２週間前から）であるため、確実に預かってほしいという希望がある方には、電話ではなく web からの予約を勧めている。

また、電話予約は午後０時半～午後３時の時間帯のみ受け付けていることもあり、web 予約の導入によって、この時間帯に電話をすることが難しい保護者が予約をとりやすくなったというメリットがあげられる。

ただし、2023 年からは予約の受け方も変更となる。基本、システムでの予約のみとなり、定員のうち、定期利用枠と緊急利用枠をそれぞれ設けることとしている。

一方で、電話で保護者の様子をうかがいながら職員が緊急度合いを判断しているという面もあり、すべて web 予約にしてしまうと、そうしたソーシャルワーク的な対応が難しくなってしまう点は懸念している。

また、システムの導入当初は不具合も多く、利用者からの問い合わせ対応にも追われた。システム操作にあまり詳しくない利用者もいるが、操作方法に関する問い合わせにも各施設が対応することとなり現場の負担が増してしまった点がデメリットとしてあげられる。市全体で予約システムを導入することで利用者の利便性向上を図ることを目的としたものだが、導入時の問い合わせ体制・窓口については課題が残っていると感じる。今後、改良を重ねて使いやすいものになっていくことを期待している。

様々なルートによる一時預かり事業の情報発信

法人で４か所の一時預かり事業を運営していることから、一時保育専用サイトを開設し、利用者のニーズに合わせて利用する施設を選んでもらえるように努めている。広報に際しては、子どもたちの日常の様子を活き活きと伝えるため写真を活用しており、利用登録時に写真の利用意向確認及び同意書への記入もしてもらっている。

ほかにも子育て世帯への一時預かり事業の周知方

法として、法人で実施しているヘルパーケア（産前産後・育児支援ヘルパー）からの紹介や、地域の公園利用時に気になる親子がいたり民生委員の赤ちゃん訪問時にカード型の紹介カードを渡すなど、様々な形で情報発信を行っている。

◆職員の資質向上に関する取組

法人全体での職員研修や事業同士の連携・サポート

職員の資質向上に向けて、一時預かり事業をテーマとした法人全体での研修や、０～２歳児の子どもを中心に預かる一時預かり事業実施２施設による交流研修等、様々な研修を実施している。法人全体の研修は、一時預かり事業の重要性を確認したうえで、取組事例を共有するという内容で、常勤・非常勤にかかわらず、すべての職員が受講した。

なお、認可保育所併設の一時預かり事業では、日頃から認可保育所の通常保育とわけへだてなくプログラムを提供している。一時預かり事業の子も一緒に遊んだり散歩にいったりと交流がある。職員にとっては様々な子どもに触れる大切な機会で、相互に子どもをみることでスキルアップにつながると考えている。

また、法人内の４つの一時預かり事業と、ヘルパーステーションや相談支援事業の職員が参加する「親子サポート連絡会」を 2021 年度に立ち上げ、一時預かり事業や親子支援に特化して、各事業の課題と対策を検討している。

◆多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

他機関や専門職との連携体制の構築状況

市の保健師とは日頃から連絡をとっており、一時預かり事業が必要な家庭についての相談も多く受けている。新型コロナウイルスの感染が拡大していた時期は、特に保護者の困り感が強いため、一時預かり事業で休ませてほしいという依頼が保健師から入って利用につながるケースが多かった。保育所や幼稚園の休園で思うように働けなかったり、感染症が不安で外出できず煮詰まってしまい、ストレスを抱えている保護者が多かったようである。

こうした困難を抱えた家庭に対しては、一時預かり事業だけでなく、法人内で実施している親子のひろばやヘルパーケア事業などとも連携し、きめ細やかにニーズに対応するよう努めている。

また、法人内には相談事業を実施している部署もあり、一時預かり事業の中でソーシャルワーク的な支援が必要なケースが出てきた場合には、その部署の相談員と連携し、ケース検討を行うこともある。

特に配慮が必要な家庭への支援

上記のように保護者が強い困り感を感じている家庭だけでなく、コロナ禍でほかの子どもと関わる機会が減少し、集団内でどのようにふるまってよいかわからない子どもが増えているという印象がある。特に発達に関して診断がついているかどうかにかかわらず、多動気味、こだわりが強いなど、職員によるマンツーマンでの対応が必要となる子どもが増加している。はっきりと診断がついていれば障害児等受入加算助成がつくが、実際には診断がついていない“グレー”なケースが多い。低年齢児の預かりも増加する中で、安全に過ごせる環境を確保できるよう、手厚い職員配置を行っている。

また、以前は親子のひろばなどでほかの子どもの食事風景を目にすることで、どのようなものを食べているのかを知ることができたが、コロナ禍でそうした機会がなくなったことで、保護者の間で離乳食に対する不安感が高まっている。一時預かり事業を実施している施設の中には離乳食を提供していないところも多いが、ピッピ保育園の一時預かり事業では離乳食を提供しており、必要に応じて調理スタッフも手厚く配置している。

◆今後の展望

国の想定を上回るペースで進む少子化や、コロナ禍による預け控えの影響などから保育所の定員割れが進み、保育施策は大きな転換点を迎えていると感じている。

一方で、法人内４施設が実施する一時預かり事業の利用は広がり続け、利用児童の低年齢化も進んでいる。働いていてもいなくても預かる一時預かり事業という

「窓」を通して、これまでも子育て家庭のニーズや保育園に求められる役割の変化をつぶさに感じてきたが、今後は名実ともに地域にひらかれた「みんなの保育園」づくりが、法人としての次のミッションと考えている。

０歳児や配慮が必要な子どもの預かり、困難を抱えた家庭へのフォローなど、個別のニーズに応じて手厚い対応は今後も継続していきたいと考えているが、こうした対応に関しては職員の数もスキルも必要となる。現状では特に加算等は行われていないが、より推進していくためには、行政等による支援も必要と考える。

▼一時預かり事業の保育の様子

出典）特定非営利活動法人ピッピ・親子サポートネット提供資料

7 支援団体と連携し、外国にルーツのある家庭にも周知実施

ひだまりの保育園

■所在地：神奈川県横浜市
■運営主体：特定非営利活動法人鶴見保育の会
■事業開始：2021 年
■事業類型：一般型
■対象年齢：生後４か月～２歳
■定員：１～２名
■実施曜日：月曜日～金曜日
■実施時間：午前７時 30 分～午後６時 30 分

事例のポイント

・外国にルーツのある家庭の支援を行う NPO 法人と連携し、一時預かり事業のチラシを翻訳して国際交流関係の施設で配布

・きょうだいの療育中の預かりや、入園・入所前の慣らし保育など、保護者の就労等の理由以外でも家庭のニーズに応じて定期的な利用を受け入れ

◆一時預かり事業の概要

利用者の状況

横浜市の小規模保育事業 A 型として、2020 年４月に開園し、2021 年度から一時預かり事業を行っている。園長は、幼稚園での教育に半世紀近く携わり、自身も共働きで子どもを育ててきた。そうした経験から、核家族化や少子化、地域の連帯の希薄化が進み子育てしづらくなっている社会において、特に低年齢児の子育て家庭を支えたいと考え、「子育て支援のためには、まず保護者の支援が必要」という思いで取り組んでいる。

保育所が入居するビルには、外国にルーツのある家庭を支援する NPO 法人 ABC ジャパン、多文化・多世代活動拠点及び子ども家庭支援センターつるみらいを運営するNPO法人サードプレイスも入居しており、日頃からこうした団体との連携も行っている。

一時預かり事業を開始した直接のきっかけは、近隣の児童発達支援事業所より、上の子が療育を利用する間、下の子の預け先に悩んでいる保護者がいるという相談があったためである。子育て支援の一環として、ぜひそうした家庭を支えたいと考え、一時預かり事業を開始した。

利用形態は非定期的保育（就労等による定期的な預かり）、緊急保育（保護者の疾病、入院等による緊急的な預かり）、リフレッシュ保育（育児負担の解消を目的とした預かり）があるが、現在の利用者はすべてリフレッシュ保育での利用となっている。

利用料金は、横浜市のガイドラインに沿って、７時間未満の利用の場合は１時間あたり 300 円、８時間以上の利用の場合は１日あたり 2,400 円としている。そのほか、給食・おやつ代を設定している。キャンセル料は設定していない。

利用にあたっては、保育所に来所してもらい、事前面談・登録を行っている。預けるにあたってあらかじめ保育の様子を見学してもらうことが重要と考え、このプロセス

を設けている。事前面談では、住んでいるエリアや子どものアレルギー、ひきつけなどの情報を聞き取っている。実際の利用にあたっては、利用日の８日前までに電話で申し込みを行い、保育所で利用人数の調整を行ったうえで、折り返し利用可否を連絡している。また、2023年１月より、横浜市の web 予約システムによる予約も可能となっている。ただし、柔軟な人数調整が難しいなどの課題もある。

基本的に事前面談・登録を必須としているが、保護者が急遽通院しなければならなくなったなどの緊急事態で飛び込み利用の連絡があった際は、例外的に登録なしで受け入れることもある。

保育所の余裕スペースを活用して、保育所の在園児と一体的に預かりを行っているため、１日あたりの受け入れ人数は１～２名になるよう調整している。ただし、きょうだいでの利用など、子どもが慣れている場合には３名受け入れることもある。

2021 年度の利用者は、延べ230 名であった。年齢別にみると、0 歳児 25 人、1 歳児 99 人、2 歳児 106 人となっていた。年度後半になると、幼稚園に向けた慣らし保育として２歳児の利用が増える傾向がある。

職員の配置状況

一時預かり事業の担当職員として、経験年数が 30 年以上のベテラン職員を１名専任として配置している。非常勤勤務のため、一時預かり事業の予約状況にあわせてシフトを組んでいる。また、通常保育のクラスの中で一体的に保育を行うため、クラス担任の保育士も一時預かり事業の子どもに関わっている。

◆ニーズに応じた利用促進の工夫

外国にルーツのある家庭向けの周知

保育所のある鶴見区には外国にルーツのある家庭が多く、また子育て家庭も多い。こうした家庭に、当園の一時預かり事業について知ってもらうため、保育所と同じビルに入居している NPO 法人 ABC ジャパンと連携し、一時預かり事業の簡単なチラシをポルトガル語に翻訳してもらい、区内の国際交流関係の施設に配布している。

その結果、外国にルーツのある保護者から、利用の問い合わせ電話が数件寄せられている。ただし、そこから実際の利用につなげるにあたっては課題が大きいこともわかってきた（詳細は後述）。

◆職員の資質向上に関する取組

一時預かりの意義を園長から職員に説明

一時預かり事業で預かる子は、保育所の生活リズムに慣れていないため、在園児と午睡のタイミングがずれてしまうなど、通常保育に加えて特別な対応が必要になることも多く、クラス担任の保育士の中には負担に感じる者もいる。

例えば、初めて一時預かり事業を利用する子どもは慣れない環境でお昼寝ができず泣き出してしまったり、なかなか保育室の中に入れなかったりといったことがある。在園児が一時預かりの子の泣き声で目を覚まさないよう少し別の場所で過ごす、無理に保育室の中に入れるのではなくその子が慣れるまでそっと見守るなど、子どものペースに合わせた預かりに努めている。負担軽減のため、一時的に保育士や補助者を増やして配置することもある。

園長からは、現代の子育てしづらい社会において、一時預かり事業を始めとする子育て支援に対する期待や保育所の役割はますます大きくなってきているということを職員に伝え、前向きに取り組んでもらえるよう心掛けている。

また、週１回のミーティングや年６回の園内研修を通じ、各職員が自園でできることは何かを考える機会を数多く設けることで、できることはなんでもやろうという土壌をつくっている。話し合いを重ねていくその延長線上に自ずと今必要な支援が見えてくると考えており、話し合い、学び合い、高め合うという姿勢が大事なことを職員ひとりひとりに伝えている。

◆多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

外国にルーツのある家庭への支援

上述のとおり、外国にルーツのある家庭に向けた一時

預かり事業の周知を行っており、実際に問い合わせもあるものの、利用に結び付いていない状況である。その背景には、一時預かり事業の利用に至るまでの手続きの煩雑さ・複雑さがある。電話で問い合わせがあった場合、まずは登録のために来所してほしいと伝えるが、大半はそのまま来所することなく終わってしまう。また、来所してくれたとしても、制度の説明や書類の記入がわかりづらく、なかなか実際の登録に結びつかない。支援団体の職員に通訳として同席してもらい、書類を記入できたケースもあったが、その後一時預かり事業を利用する必要性がなくなったとの連絡があり、利用に至らなかった。しかしながら、子どもを安全に預かるうえでは面談や書類は重要であり、簡略化することも難しいため、今後外国にルーツのある家庭の利用をどのように促進していくか悩んでいる。

一方、通常保育では２名の外国にルーツのある子どもを受け入れている。両親ともにあまり日本語が通じないが、必要に応じて支援団体の職員が間に入って通訳をしてくれている。保育士は、異なる文化のバックグラウンドを有することを前提として、その国のことに興味をもって学んでみることや、日本語で話す際はなるべくシンプルにゆっくりわかりやすく、ということを心掛けて、外国にルーツのある子ども・保護者に接している。

家庭の事情に応じた定期的な利用の受け入れ

保護者が就労等をしていなくても、家庭の事情に応じて必要であれば一時預かり事業で定期的な利用の受け入れを行っている。これまでにあったケースとしては、きょうだいの上の子が週に１回療育に通う際、下の子を預かったケースや、４月から当園に入所が決まった子を、慣らし保育として３月から一時預かり事業で定期的に預かったケースなどがある。後者については、上の子が医療的ケアを必要とする難病を抱えており、幼稚園の入園にあたって様々な準備が必要だったため、４月から当園に入園予定だった下の子を早めに受け入れたという経緯がある。

保護者に安心感を持ってもらう工夫

一時預かり事業を利用する保護者に対しては、保育所内の掲示板にその日の保育の様子を掲示し、子どもがどのように過ごしたのかを伝えている。在園児の保育の様子がより伝わるよう写真が入ったドキュメンテーションを作成しており、お迎えの時にそれを見てもらうというものだが、少しでも楽しく過ごせたことがわかると保護者の安心感につながると考えている。

また、子育ては保護者だけが頑張るものではなく頼れる先はたくさんあった方がよいとの思いで「実家のような保育所」を目指したいと考えており、どんな理由であっても、一時預かり事業の空きがあれば快く受け入れている。保護者にもそうした思いは伝わっており、「夫婦でランチに行きたいので」といって子どもを預ける方もいる。子どもと１対１で一日中過ごすのはストレスがたまることなので、そのように気軽に利用してもらえるのはよいことだと考えている。

こうした園の姿勢や、園長をはじめ職員に対する信頼感、在園児と一緒に集団保育を経験できるといった点から一時預かり事業のリピーターも多い。

◆今後の展望

外国にルーツのある家庭に対する一時預かり事業の利用促進については、今後も取り組んでいきたいと考えている。また、web 予約システムからの問い合わせで、次年度より一時預かり事業において難病を抱える子を持つ家庭の支援をしていくことになった。このように、医療的ケアの必要な子をはじめ、多様なニーズに応えるべく一時預かり事業の体制を整えていきたいと思っている。

横浜市内には一時預かり事業を実施している保育所等が数多くあるものの、横のつながりがなく、それぞれがどのような実践を行っているのか情報共有ができていない状況である。幼稚園の間では、預かり保育を実施している園の集まりがあるため、保育所についても同様にそうした機会を設け、連携を深めていけるとよい。

▼一時預かり事業における保育の様子

出典）ひだまりの保育園提供資料

8 障害のある子もない子も共に育ち合うことを目指して、インクルーシブな預かり保育を実施

sukasuka-nursery
（すかすかなーさりー）

■所在地：神奈川県横須賀市
■運営主体：一般社団法人 sukasuka-ippo
■事業開始：2021 年
■事業類型：一般型
■対象年齢：生後４か月～６歳（就学前）
■定員：25 名
■実施曜日：月曜～土曜
■実施時間：午前９時～午後５時
※午前８～９時、午後５～６時は延長保育。

事例のポイント

・育児不安が強い保護者や、育てにくさのある子、虐待の疑いのある子の受け入れなど、多様なニーズを抱える子の一時預かりも実施。市の療育相談センターをはじめとして、様々な機関と連携して利用者を支援

・職員のスキル向上のため、年２回程度、運営法人が実施する障害理解や障害児保育に関する研修を受講

◆一時預かり事業の概要

利用者の状況

障害児の母が立ち上げた法人が運営している単独型の一時預かり事業で、障害の有無にかかわらず生後４か月～６歳（就学前）の子の預かりを行っている。

運営法人のメンバーは、自身も小さな子どもを育てるなかで、仕事以外でも未就学児をちょっと預けたいという時に頼れるところが市内に少なく、障害のある子どもの場合はなおさら安心して預けられる場所を探すことが難しいと感じていた。ゆっくり買い物をしたい、お友達とランチをしたいという時にちょっと預かってくれる場所を作りたい、きょうだい児の授業参観をちゃんと観てあげたいなど、障害児を育てるうえでの困り感を少しでも解消できる場所にしたいという思いから、2019 年に未就学児向けインクルーシブ一時預かり保育事業「sukasuka-nursary」を開設した。

開設当初、単独型の一時預かり事業は市の補助対象ではなかったため、利用料も高く設定せざるを得なかった。緊急的な預かり場所が必要と感じていたことから、まずは受入の実績を作って利用ニーズを「見える化」するという意図もあり、認可外の一時預かり事業としてスタートした。その後、市との話し合いを経て単独型も国の補助が受けられることとなり、2021 年に市内初の単独型一時預かり事業所として現在の場所に移転オープンした。

利用形態には、認可保育所への入所が保留となった子の入所が決まるまでの間、定期的に預かる「緊急一時預かり保育」と、レスパイト等を目的とした「非定期利用」の２種類がある。利用児童の年齢は０～２歳児が中心である（３歳以上は幼稚園やこども園への入園が増えるため）。

定員は 25 名で、そのうち緊急一時預かり保育は毎

年 10 名ほどが利用、残りが非定期利用の枠である。事業所が立地している久里浜地域は市内でも待機児童がもっとも多く、就労目的での定期利用ニーズは高いが、レスパイト等でも利用できるようあえて定期利用枠に上限を設けている。毎年４～９月の上半期は緊急一時預かり保育の利用者は比較的少なく、その分を非定期利用で埋めている。年度後半になると職場に復帰したいが保育所の空きがなく、一時預かり事業の定期利用を申し込みたいという問い合わせが増えてくるというように、時期によっても利用ニーズの変動がある。

非定期利用の場合は、具体的な利用理由を申込書に記入してもらうが、保護者のリフレッシュのため、妊婦健診のため、仕事を探す・始めるためなどが多い。横須賀市は自衛隊の官舎が多く、配偶者が長期航海に出ていたり、他地域から転居してきて祖父母が近くにいない世帯も多く、ワンオペ育児が課題になっている。保護者が育児に疲れてしまい、ちょっと預けたいと連絡があることも多い。

利用料については、緊急一時預かり保育は１時間あたり 400 円として、週の利用回数（週４回又は週５回）及び１日の利用時間（６～10 時間まで）に応じて、月額利用料が４万円弱～８万円となる。非定期利用は市で設定している利用料であり、２歳以下が 250 円／30 分、３歳以上が 175 円／30 分である。保育料無償化の対象の施設のため、対象となる世帯は保育料の補助が受けられる。

初めて利用する場合は事前登録が必要なほか、緊急一時預かり保育では慣らし保育も行っている。ただ、事前の面談は必須とはしていない。

2021 年度の利用者数は、緊急一時預かり保育は延べ 2,772 名、非定期利用は延べ 3,314 名、障害のある子（加算対象となる児童）の預かりは延べ 193 名であった。新型コロナウイルスの影響で利用者が減少した時期もあったが、直近では利用者数は回復してきている。

また、事業所が商店街の中に位置しており、商店街との交流や、当事業所を利用する子育て世帯が商店街を利用するなど商店街の活性化も担っている。

▼商店街との交流の様子

出典）sukasuka-nursery 提供資料

職員の配置状況

職員は保育士９名（常勤２名、非常勤７名）、子育て支援員１名（非常勤）、看護師１名（非常勤）である。経験年数が 10 年以上など、ベテランの職員を多く配置している。また、子育て支援員１名は事務も兼任している。

◆ニーズに応じた利用促進の工夫

電話・来所のほか団体ウェブサイトからも予約可能

予約方法には「事前予約」と「当日予約」があり、それぞれ手続が異なる。事前予約は、利用したい月の前月 25 日から前日午後５時までに、電話・窓口または団体ウェブサイトの申込フォームから予約する。申込フォームからの予約には事前登録が必要であるが、子どもが寝た後などいつでも予約できるため、夜間にウェブサイトから予約する保護者も多い。

申込フォームには「アレルギーの有無」や「障害の有無」の回答項目を設けており、該当する場合、詳しく記入してもらっている。さらに詳細を確認したほうがよいと思われる場合は、保護者に問い合わせることもある。

団体のウェブサイトには、一時預かり事業を初めて利用する場合に提出する「登録書」や、毎回の利用時に提出する「連絡票」などの書式を掲載しており、あらかじ

めダウンロードして、自宅などで記入できるようにしている。

▼団体ウェブサイトの予約申込フォーム

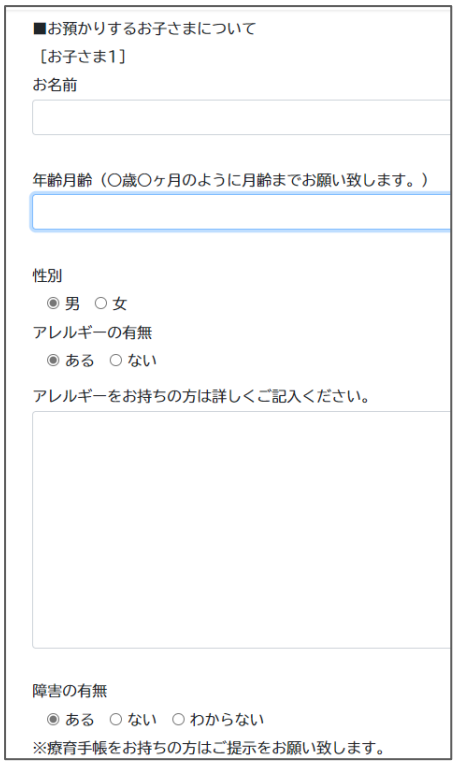

出典）sukasuka-nursery ウェブサイト

急な利用ニーズに対応するため、当日予約も可能

当日予約については、電話でのみ受け付けている。保護者が育児に疲れて、「今日、子どもを誰かに少し預かってほしい」と思ったときに頼れる先がないことが、法人がこの事業を立ち上げた理由の一つであるため、当日でも空きがあれば予約を受け付けている。

また、事前申込をした際に予約がいっぱいだった場合は、キャンセル待ちを希望するか、当日でも連絡がほしいかをあらかじめ聞いておいて、キャンセルが出た場合は希望者に連絡している。

キャンセル料金を徴収せず気軽な利用を促進

予約を変更・取消しする場合、利用日の前日午後５時までにメールまたは電話で手続をしてもらうようにしている。やむをえず当日キャンセルとなる場合は、利用開始時間の 30 分前までに電話で連絡をしてもらう。気軽に予約してほしいと考えているため、キャンセル料は徴収していない。

緊急一時預かり保育は週４～５日の利用形態であるため、風邪やインフルエンザなどが流行する時期はキャンセルが多くなることもある。また、そうした時期以外でも、毎日２～３人はキャンセルが出る状態ではある。

障害のある子の受入についての周知・広報

市の子育て支援冊子や、市が運営する子育てサイトには、障害のある子もない子も対象としたインクルーシブな預かりを行っていることを掲載しているほか、団体の様々な活動を通じて一時預かり事業の周知・広報を実施している。

当施設は駅からのアクセスがよく利用しやすい面もあるが、それだけではなく、発達障害など配慮が必要なお子さんを預かってほしいというニーズが非常に増えているなか、他園では受け入れが難しいと断られてしまうケースがあり、当園につながることもある。

運営法人では障害児の子育て支援に関する事業を多く実施しており、障害児を育てる保護者から多くの相談を受けているため、そうした相談の場で、保護者の様子から一時預かり事業を利用した方がよいと思われるケースでは利用を勧めることもある。

◆職員の資質向上に関する取組

経験のある職員を配置し、保護者のサポート・ケアを重視

一時預かり事業はスポット（単発）での利用者が多いため、保育士の側にも一定のスキルが求められる。保護者の心のケアも重視しており、保護者が子育てや家庭内の悩みなどを職員に気軽に話せるよう工夫している。

例えば送迎時に保護者と話をする際、顔色や様子をよくみて、極度に疲れていたり、思わず涙がにじんでくるなどサポートが必要と思われる場合、職員が施設内の個室でしっかり話を聞くようにしている。ときにはベテランの職員が対応することもある。

また、運営法人の代表からは職員に対して、障害受容は難しいため、保護者に安易な声かけはせず慎重に

対応する必要があることを伝えている。安易に大変だよね、と声をかけることで、逆に傷つけてしまうこともある。対応が難しい保護者がいた場合、「障害のある子どもを育てている職員もいるので、少し話してみないか」と声をかけることもある。

障害理解をテーマとした職員研修等の実施

運営法人では一時預かり事業のほか、インクルーシブ学童（障害のある子もない子も放課後一緒に過ごせる場所）や、障害があっても安心して利用できるバリアフリー美容室など、障害のある子の受入にかかわる様々な事業を行っていることから、年に２回程度、障害理解をテーマとした職員研修を行っている。一時預かり事業を担当している職員も研修を受講して、障害児理解や障害児保育に関して理解を深めている。

また、法人の代表が職員一人ひとりから様子を聞いて、一時預かり事業の利用者に対してより丁寧なフォローが必要と思われるケースについては、法人として適切な支援につなげるなど、質の向上に努めている。

職員配置の工夫

職員配置については、予約状況によらず毎日８名程度の保育士を配置している。急なキャンセルが出ることもあるが、シフトを減らすと職員の働き方が不安定になってしまうため、予約状況によらず配置する職員数は固定する形としている。

障害児の受入体制については障害の種別や程度によっても変わってくるため、障害児を預かる場合は一律に１対１で職員を配置する、といったことはしていない。

また、看護師が週１日勤務しているため、以前ストーマ（人工肛門）をつけている子を預かった際は、まず看護師の勤務日から利用を開始して保育士も一緒にケアの方法を学んで、看護師の勤務日以外も預かれるようにしたことがある。このように特別なケアが必要な子を預かる場合、職員の体制をふまえて徐々に利用日を増やしていくような工夫もしている。

◆多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

他機関等からの利用者の紹介

市の健康福祉センターとは密に連携しており、同センター内に設置されている地域子育て支援拠点の利用者のなかで、育児に疲れている様子がみられる保護者に対して、保育士が一時預かり事業を使ってみてはどうかと利用を勧めることもある。

また、児童相談所からネグレクトが疑われる児童の受入や通報のあった児童の様子の確認、市の療育相談センターから育てにくさのある児童の受入について相談などが入ることもある。

児童発達サービスを利用している共働きの家庭では、同サービスがお昼までで終わってしまい、その後の過ごし方に困っているということで療育センターに相談が入り、そこから当施設を紹介されることもある。このように、様々な機関からの紹介で利用につながることも多い。

行政や学校、教育機関等と連携して、特に配慮が必要な家庭を支援

特に配慮が必要な家庭に対しては、行政に加えて、療育相談センターや市が委託している相談支援事業所、学校、教育機関など、他機関の支援につなげることが増えている。施設の近隣に国立特別支援教育総合研究所という特別支援教育のナショナルセンターがあり、そことも連携している。

障害児など、何らかの支援が必要な子を育てている保護者には、一時預かり事業の利用からさらに連携している他機関等とつながって適切なサポート受けることによって、将来への安心感を持ってもらえるようになればと考えている。

◆今後の展望

障害児がいる家庭で共働き家庭が増えていることや、ひと昔前のように近所や実家に子どもを預かってもらえる世帯が減っているなど、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化している。一時預かり事業に対するニーズ自体も増えているが、支援が必要な子を育てている場合はな

おさらであり、そうした家庭をサポートするために一時預かり事業はますます重要と考えている。配慮を必要とした保護者も多く、繊細な対応が求められるため、より保護者に寄り添い、理解を深められるよう専門的知識を学び活かしていきたい。

現状では、一時預かり事業で働く保育士は保育所保育士の処遇改善加算等の対象にならず、また、職員の加配が必要な子を受け入れる場合、補助以上に人件費がかかっても、その分は施設が持ち出しで対応せざるを得ないなど課題はあるが、研修会参加や独自の研修等を通じて職員のスキルアップ・キャリアアップを目指していきたいと考えている。

▼一時預かり事業の保育の様子

出典）sukasuka-nursery 提供資料

9 経験豊富な職員のスキルを活かし、専門職と連携

さだ保育園

■所在地：大阪府枚方市
■運営主体：社会福祉法人めぐみ会
■事業開始：2012 年
■事業類型：一般型
■対象年齢：０～５歳児
■定員：10～15 名
■実施曜日：月曜日～土曜日
■実施時間：午前９時～午後５時

事例のポイント

・経験豊富な職員を配置し、保護者に対する相談支援、専門職や関係機関との連携にも積極的に対応

・市の保健師と連携し、育児不安の大きい保護者に向けた育児相談会を実施。一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業の利用のきっかけに

◆一時預かり事業の概要

利用者の状況

利用形態には日単位と月単位の２種類があり、全体の約３分の２が日単位利用、約３分の１が月単位利用（週２～４日）である。日単位ではリフレッシュ目的の利用がほとんどで、月単位利用では、就労理由が大半を占めている。日単位での利用（一日利用、半日利用）でも、空きがあれば、ほぼ週１回など定期的に利用をしている方もいる。利用児童の年齢については、日単位では１歳児が約８割を占めているが、月単位では２～３歳児が多い。

利用料は枚方市が一律で定めている。日単位の場合、一日あたり０歳児で 3,000 円、０歳児以外で 2,000 円である。月単位の場合は、週の利用回数によって異なるが、たとえば週２日利用の場合、一か月あたり０歳児で 22,500 円、０歳児以外で 15,000 円である。

利用者数は近年減少傾向にあり、2016 年の年間延べ利用者数が 2,720 名だったところ、2021 年には 996 名であった。背景としては、枚方市の待機児童対策として近隣に０～２歳児を対象とした小規模保育所が増加し、低年齢児が保育所に入りやすくなったことや、新型コロナウイルス感染症による利用控え等が考えられる。市全体でみても、保育所の定員割れや一時預かり事業の利用者数の減少が生じている。

こうしたことから、一時預かり事業の空き定員を有効活用するため、枚方市の一時預かり事業実施園の一部では、「就労応援型預かり保育」を実施している。これは、保育の必要性が認定されたものの、第２希望までの認可保育所に入園できなかった家庭について、一時預かり事業の定員の中で、子どもを定期的に預かるという制度である。家庭にとっては、上の子が通う園に下の子が入れなかった場合、就労応援型預かり保育の枠で預けるということが可能となり、利便性が高いものとなっている。なお、就労応援型預かり保育の実施時間は午前７時～午後７時のうち保育が必要な時間であり、当園では延長保育も午後８時まで利用できる。

職員の配置状況

一時預かり事業には、フルタイムの保育士を２名（常勤１名、非常勤１名）配置している。どちらも保育・子育て支援の経験豊富な職員である。同園で実

施している地域子育て支援拠点事業にもベテラン職員を配置しており、拠点事業の手が空いた際には一時預かり事業の補助に入ってもらうこともある。いずれの職員も、保育業務だけでなく、保護者からの悩み相談や、保健師・関係機関との連携等にも対応している。こうした対応を適切に行うためには、豊富な経験を有する保育士を配置することが必要である。

◆ニーズに応じた利用促進の工夫

未就園児がいる家庭へのリフレッシュ券の配布

枚方市では、2022 年 9 月より、満 3 歳までの未就園児がいる家庭を対象に、一時預かり事業を実施している保育所で利用できる「リフレッシュ券」の配布を始めた。コロナ禍の影響で、一時預かり事業の利用が減少している一方で、行き場をなくして子育てに対する大きな不安を抱えている家庭も増加している。こうした家庭に対して、一時預かり事業の利用を促進することで、少しでも育児負担の軽減につながればと考えている。

地域子育て支援拠点からのつなぎ

上述のとおり、当園では一時預かり事業に加えて地域子育て支援拠点事業を実施しており、拠点の利用者に対して一時預かり事業の利用を勧めることもある。育児不安が大きかったり、子どもの対応に困っているなど、一時預かり事業を利用したほうが良いと思われる家庭があった場合には、一時預かり事業の利用予約が比較的空いている日や、職員を手厚く配置できる日に利用してもらうよう調整し、丁寧な対応を行うようにしている。

◆職員の資質向上に関する取組

研修への積極参加

一時預かり事業に限ったことではないが、市や社会福祉法人が実施する研修には、極力職員を参加させるようにしている。オンライン研修が増えたことで、より多くの職員が研修に参加しやすくなった。特に、非正規の職員（時間給、短時間勤務等）が研修を受講しやすくなったことは大きな意義がある。

◆多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

他機関や専門職との連携体制の構築状況

一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業の利用者の中には、お子さんの特性等から幼稚園に入所できなかったというケースもある。そうした際、保育士が市の保健師等と連携して受け入れ先を探すフォローを行うこともある。

特に配慮が必要な家庭への支援

枚方市の実施する 4 か月健診において、保健師が子育てに対する不安が大きいと判断した保護者に対して、月 1 回「もこもこひろば」という育児相談会を実施している。当園が場所を提供し、地域子育て支援拠点事業の職員と保健師が一緒に保護者の話を聞くという取組で、もともと当園とつながりのあった保健師から相談を受けたことがきっかけで始まった。これまで、「もこもこひろば」での育児相談をきっかけに、一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業の利用のほか、保育所への入所につながったケースもある。地域子育て支援拠点事業でも相談支援は行っているが、様々な子どもがいるため、不安を抱えた保護者にとっては利用のハードルが高い。その点、この育児相談は顔見知りの保健師からの紹介ということもあり、利用しやすいようである。

◆今後の展望

一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業を実施している保育所は限られているが、保育所を利用していない保護者に対して、保育所が有する様々なノウハウを地域で子育てをしている保護者や世帯に伝え、子育て不安を解消するという役割は非常に重要であり、理想的にはすべての保育所においてこれらの事業を実施することが望ましいと考える。

▼一時預かり事業の保育の様子

出典）さだ保育園提供資料

10 民生委員や地域の関係者との活発な連携

認定こども園　赤坂未来園

■所在地：広島県福山市
■運営主体：社会福祉法人八葉会
■事業開始：2017 年
■事業類型：一般型
■対象年齢：０～６歳（就学前）
■定員：１～２名（各年齢）
■実施曜日：月曜日～金曜日
■実施時間：午前８時 30 分～午後５時

事例のポイント

・民生委員との活発な情報共有を通じて、地域で困難を抱えている家庭に対し、一時預かり事業から保育所利用につなげる支援等を実施

・町内会への出席や、地域の関係者を保育所の行事に招待することで、相談しやすい関係性を構築

◆一時預かり事業の概要

利用者の状況

利用形態について、定期利用・定期利用以外の区別は行っておらず、就労目的で定期的に預かる場合であっても、その都度予約を入れてもらうこととしている（一度に５日間まで予約可能）。

また、通常保育のクラスでの預かりを基本としているため、１日の定員を各クラス１～２名程度としている。

利用理由は特に限定していないが、就労を理由とした利用が多く、当園への入園を希望していたものの、入所ができなかったため、一時預かり事業を利用しているというケースがよくみられる。就労形態はパートがほとんどで、一時預かり事業を利用しない日は実家に預けているという家庭もある。その他、保護者通院、きょうだいの用事、子育ての負担軽減、入園にあたって集団生活を経験させたいなどの利用理由がある。

2021 年度の年間延べ利用者数は 113 名であった。利用者の年齢は１～２歳が中心で、３歳以上の利用はほとんどない。

利用料は年齢によって異なり、１時間あたりの料金は、０歳児 300 円、１～２歳児 240 円、３歳児以上 200 円。給食費は０歳児 350 円、１歳児以上 350 円（ご飯持参の場合 200 円）としている。

利用までの流れとしては、基本的に事前登録の際に面談を行い、子どものアレルギーの情報などを確認している。そのうえで、実際の利用にあたっては電話や来所で予約を受け付けている。ただし、緊急で預けたいという依頼が入った場合は、事前登録・面談なしで預かることもある。初回の預かりの際は、慣らし保育として短時間から預かるようにしている。

なお、利用日数の上限は１か月につき 14 日までだが、予約の偏りを防ぐため、前述のとおり一度に予約できるのは５日間までとしている。

職員の配置状況

一時預かり事業の職員は、保育士２名（常勤１名、非常勤１名）である。いずれも採用自体は通常保育の保育士として行っており、一時預かり事業の利用者がいない場合は、フリー保育士として業務にあたっている。

一時預かり事業では、通常保育と異なり、保育所に慣れていない子どもや、幅広い年齢の子どもに必要があるため、保育経験が豊富な保育士を配置している。

◆ニーズに応じた利用促進の工夫

地域子育て支援拠点からのつなぎ

他事業として地域子育て支援拠点事業も実施しており、子育てに関する相談を受け付けている。そうした場で「子育てがしんどい」という声が聞かれるなど、支援が必要と思われる家庭に対しては、一時預かり事業の利用を勧めることもある。

また、近隣に子育て世代包括支援センターとなっている保育所があり、子育てのしんどさを感じてセンターに相談した保護者について、リフレッシュ目的の利用で当園の一時預かり事業を利用できるか確認があった（最終的には利用の申込には至らなかった）。

▼通常保育と一緒に一時預かり事業を行っている様子

出典）認定こども園　赤坂未来園　提供資料

▼地域住民、近隣小学校と一緒に田植えを行っている様子

出典）認定こども園　赤坂未来園　提供資料

◆職員の資質向上に関する取組

研修への積極参加

前述のとおり、園内で地域子育て支援拠点事業を実施しており、その一環で保護者対応に関する研修を受講している。この研修は毎年実施されるもので、一時預かり事業や拠点事業の職員だけでなく、通常保育の職員についても、受講経験のない職員には優先的に受講してもらっている。

そのほか、市の主催で、年に２回ほど地域の子育て支援をしている保育所の職員が集まって情報交換をする機会もある。一時預かり事業に特化した内容を扱っているわけではないが、子育て支援全般に関して他施設の取組を参考にしながら資質向上につなげている。また、他施設とのつながりができることで、一時預かり事業に空きがない場合に、保護者に近隣の施設を紹介しあうといったことも可能になっている。

研修については、雇用形態によらず職員全員に案内しており、行きたい研修があれば、各自手をあげてもらうこととしている。また、年間を通じて研修の受講者が偏らないよう、受講が少ない職員に対しては園長から声掛けをすることもある。

▼職員研修の様子

出典）認定こども園　赤坂未来園　提供資料

◆多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

民生委員等との連携

地域の民生委員の中に、元保育士で園長経験もあり、保育所への理解が深い方がいるため、その方に保育所の苦情解決の第三者委員をお願いしている。また、その民生委員とは日常的に地域の気になる家庭に関する情報交換を行ったり、家庭に子育て支援のチラシを配ってもらうなどしている。そうした中で、民生委員から一時預かり事業を利用したほうがよいと判断される相談が入った場合は、優先的に予約を受けるようにしている。

これまで民生委員から相談のあったケースとしては、多子世帯やひとり親世帯などで困難を抱えている家庭や、海外から引っ越してきて言葉が通じず、子どもがずっと家にいる状況になっている家庭などがあった。こうしたケースについて、一時預かり事業の利用から保育所の入所につなげていくなどの支援を行っている。

民生委員以外との連携については、町内会や地域のまちづくり委員会などに園長が積極的に顔を出し、情報共有を行っている。また、公民館長や老人会長など、様々な地域の関係者に園の行事に参加してもらい、何かあればすぐに相談できるような関係性を構築している。

そのほか、隣接する小学校ときょうだいの情報を共有したり、市のすこやかセンターとも連携するなど、様々な機関との連携を行っている。

特に配慮が必要な家庭への支援

一時預かり事業では、保育所の通常保育に比べて子どもの様子を一時的にしか見ることができず、保護者と会話をする時間も少ない。お迎えの際、その日の生活の様子（何を食べたか、どんな遊びをしたか）を丁寧に伝えるようにしているが、発達などの気になる様子については、子どもを継続的にみているわけではないこと、また保護者がどこまで助言を求めているかわからないことから、踏み込んで伝えることが難しいと感じる。

それでも、やはり伝えたほうがよいだろうと思われることがある場合は、まずは担任から伝え、より慎重な対応が求められる場合には主任保育士や園長が同席して話すこともある。はじめから園長などから話すと、保護者が身構えてしまうこともある。園長は、登園時や降園時に積極的にあいさつをするなど、普段から話しやすい雰囲気づくりに努めている。

現時点では、気になる家庭に対して、一時預かり事業から別の支援につなげることまではできていないが、様々な保育所の子育て支援を利用している家庭の場合は、他園に電話をして情報を把握するということもあった。

◆今後の展望

一時預かり事業では０歳児から受け入れを行っているが、預かりができるスペースが狭く、人員も限られているため、１日あたり１名までしか受け入れができていない。他施設では、そもそも０歳児の受け入れを行っていないところも多い。一方で、０歳児の預かりの需要は増加傾向にあり、需要に応えられていないと感じる。０歳児は乳幼児突然死症候群（SIDS）のリスクも高いため、たとえば心拍を測定する機器などもうまく活用しながら、預かり枠を増やしていけるとよい。

また、発達などの面で支援が必要な子が増えており、家庭保育の難しさも高まっている。保育士の専門性を活かし、子育てに悩んでいる家庭を受け入れるような支援を引き続き行っていきたい。

資料編　アンケート調査票

●市区町村アンケート調査票
●事業所アンケート調査票

令和４年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（厚生労働省補助事業）

一時預かり事業の実施状況等に関する市区町村アンケート　見本

■　アンケートご協力のお願い　■

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

本調査は、厚生労働省の令和４年度子ども・子育て支援推進調査研究事業により、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社が実施しております。

本調査は、一時預かり事業の運営状況を明らかにして、今後の一時預かり事業の改善や、課題解消に向けた検討に資するための基礎資料を得ることを目的としています。

つきましては、**令和４年 11 月 15 日（火）**までに、回答にご協力賜りますようお願い申し上げます。

ご多忙中のところ誠に恐縮ですが、一時預かり事業の実態を明らかにするための大変重要な調査でございますので、趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

【ご回答いただくにあたって】

◆利用目的

・ ご回答いただいた内容は、施策検討の基礎資料としてのみ利用いたします。また、匿名化の上、回答内容をそのまま公表することがあります。予めご了承ください。

◆回答方法等について

・ このアンケートは、特に期日を明記している設問以外はすべて 2022（令和４）年７月時点の状況でお答えください。

・ 「１つに○」「○はいくつでも」など回答数が指定されているため、あてはまる項目にその数だけ○印をおつけください。一部の設問は、回答を具体的にご記入いただきます。なお、数字をご記入いただく設問について、該当する人等がいない場合は「0」とご記入ください。

・ 本調査は、「定期利用以外」「定期利用」それぞれについて、利用可能な曜日や時間、対象年齢、利用料等の設定についてうかがう設問を設けています。以下を踏まえてお答えください。

「定期利用以外」：私的利用（リフレッシュ等）と緊急利用（保護者の疾病、出産、入院等）等で設定が異なる場合は、利用児童数が最も多い類型など、代表的な類型についてお答えください。

「定期利用」：本調査では、「常態的に（１か月以上にわたり）、週１日以上、一時預かりを利用している児童」と定義します。貴市区町村での呼称にかかわらず、利用の実態に基づいてお考えください。

・ 本調査は、以下の**インターネット上のアンケートサイトより、回答をお願いいたします**。

なお、サイト上では回答後の修正はできません。下書きなどには本調査票をご活用ください。

アンケートサイトで回答いただいた場合、Word ファイルのアンケート調査票を返送いただく必要はございません。

～調査URL～　　（回答期限：１１月１５日（火））

◆アンケートサイトからのご回答が難しい場合

・ 本調査票にご記入の上、以下の問い合わせ先メールアドレスまでご返送ください。

◆問い合わせ先

三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社　共生・社会政策部　子育て調査事務局　　鈴木、尾島、横幕、野田

TEL：　　e-mail：

※受付時間：平日 10 時～12 時、13 時～17 時（土日・祝日は除く）

Ⅰ. 貴市区町村について

ご回答にあたり、貴市区町村に関する情報とご連絡先をご記入ください。

① 都道府県名	（都・道・府・県）
② 市区町村名	（市・区・町・村）
③ ご回答部署名	
④ 電話番号	
⑤ メールアドレス	

【本アンケートでうかがう一時預かりは、「一般型」「余裕活用型」「地域密着Ⅱ型」についてです。「これらを実施していない市区町村も、問１～３、24 にはご回答ください」】

Ⅱ. 貴市区町村における一時預かりの整備状況等について

問1. 令和４年４月１日現在の貴市区町村における（１）一時預かりの事業所数、（２）総利用定員数についてうかがいます。なお、定員枠を設けていない場合、（２）は空欄としてください。（それぞれ１つ選択、数字記入）

	（１） 事業所数		（２） 総利用定員数 ※ （全事業所の合計）	
	公立	私立	公立	私立
①一般型	1. あり（　　か所） 2. なし	1. あり（　　か所） 2. なし	人	人
②余裕活用型	1. あり（　　か所） 2. なし	1. あり（　　か所） 2. なし	人	人
③地域密着Ⅱ型	1. あり（　　か所） 2. なし	1. あり（　　か所） 2. なし	人	人

※預かる児童の年齢によって定員が変わる場合などは、概ねの数字でかまいません。

問2. 問１で「1. あり」と回答したものについて、令和３年度（令和３年４月１日～令和４年３月 31 日）の延べ利用児童数をうかがいます。公立、私立とも「あり」の場合、両者を合わせた人数を記入してください。

（数字記入）

①一般型	人
②余裕活用型	人
③地域密着Ⅱ型	人

問3. 一時預かり事業を位置づけたり、子育て支援ニーズへの対応や推進課題等に関連して触れている貴市区町村の関係計画についてうかがいます。（○はいくつでも）

1　子ども･子育て支援事業計画	4　子どもの貧困対策計画
2　次世代育成支援行動計画	5　地域福祉計画
3　母子保健計画	6　その他（　　）
【一時預かり事業について、事業推進の目的･意義、取組、力を入れていることなど、自由に記入してください】	

＜問４以降は、「一般型」「余裕活用型」「地域密着Ⅱ型」の一時預かりのいずれかを実施している市区町村にうかがいます。いずれも実施していない市区町村は、問 24 へお進みください。＞

Ⅲ.　一時預かり事業の実施状況について

問4. 貴市区町村での一時預かり事業の実施場所についてうかがいます。（①～③それぞれ、○はいくつでも）

①一般型	1　認可保育所 2　認定こども園 3　家庭的保育事業所 4　小規模保育事業所 5　事業所内保育事業所 6　自治体単独の保育施設	7　認可外保育所 8　地域子育て支援拠点 9　一時預かりのみの事業所 10　その他（　　）
②余裕活用型	1　認可保育所 2　認定こども園 3　家庭的保育事業所	4　小規模保育事業所 5　事業所内保育事業所
③地域密着Ⅱ型	1　認可保育所 2　幼稚園 3　認定こども園 4　家庭的保育事業所 5　小規模保育事業所	6　事業所内保育事業所 7　地域子育て支援拠点 8　一時預かりのみの事業所 9　その他（　　）

以降、「定期利用以外」「定期利用」について、以下を踏まえてお答えください。
※「定期利用以外」：私的利用（リフレッシュ等）と緊急利用（保護者の疾病、出産、入院等）等で設定が異なる場合は、利用児童数が最も多い類型など、代表的な類型についてお答えください。
※「定期利用」：本調査では、「常態的に（１か月以上にわたり）、週１日以上、一時預かりを利用している児童」と定義します。貴市区町村での呼称にかかわらず、利用の実態に基づいてお考えください。

問5. 貴市区町村では、一時預かり事業の定期利用※を実施していますか。（〇はいくつでも）

※本調査での「定期利用」とは、「常態的に（１か月以上にわたり）、週１日以上、一時預かりを利用する形態」と定義します。

１　実施している
２　事業所が独自に実施している
３　実施していない

＜以降、「定期利用」に関する設問は、「問５」で１を選択した場合のみお答えください。＞

問6. 貴市区町村で、一時預かり事業の利用理由として設定しているものについてうかがいます。

（①②それぞれ、〇はいくつでも）

①定期利用以外	②定期利用
１　保護者等の就労	１　保護者等の就労
２　保護者の職業訓練、就学	２　保護者の職業訓練、就学
３　保護者等の疾病、出産・けが等	３　保護者等の疾病、出産・けが等
４　冠婚葬祭	４　冠婚葬祭
５　家族・親族の看護または介護	５　家族・親族の看護または介護
６　育児に伴う保護者の心身負担の解消（休息・リフレッシュ）	６　育児に伴う保護者の心身負担の解消（休息・リフレッシュ）
７　習い事、ショッピング、美容院など	７　習い事、ショッピング、美容院など
８　その他（　　）	８　その他（　　）
９　特に利用理由は設けていない	９　特に利用理由は設けていない

＜「公立」「私立」に関する設問は、それぞれ一時預かりを実施している場合、お答えください。＞

問7. 貴市区町村では、一時預かり事業の利用可能な曜日を定めていますか。定めている場合、該当する曜日についてもお答えください。

※事業所によって利用可能な曜日が異なる場合、いずれかに該当すれば、その番号を選択してください。

※事業所独自に取り組んでいる曜日は除いてください。

（１）公立（①②それぞれ、〇は１つ）

①定期利用以外	②定期利用
１ 定めている →利用可能な曜日等について、いくつでも選択してください。 （１ 月　２ 火　３ 水　４ 木　５ 金 ６ 土　７ 日　８ 祝日　９ 年末　10 年始） ２ 定めていない（事業所に任せている）	１ 定めている →利用可能な曜日等について、いくつでも選択してください。 （１ 月　２ 火　３ 水　４ 木　５ 金 ６ 土　７ 日　８ 祝日　９ 年末　10 年始） ２ 定めていない（事業所に任せている）

（２）私立（①②それぞれ、○は１つ）

①定期利用以外	②定期利用
１ 定めている →利用可能な曜日等について、いくつでも選択してください。 （１ 月　２ 火　３ 水　４ 木　５ 金 ６ 土　７ 日　８ 祝日　９ 年末　10 年始） ２ 定めていない（事業所に任せている）	１ 定めている →利用可能な曜日等について、いくつでも選択してください。 （１ 月　２ 火　３ 水　４ 木　５ 金 ６ 土　７ 日　８ 祝日　９ 年末　10 年始） ２ 定めていない（事業所に任せている）

問8. 貴市区町村では、一時預かり事業の利用時間帯を定めていますか。（数字記入）

※延長時間を設けている場合、延長時間も含めて回答してください。

※事業所や曜日によって異なるなど、複数の利用時間帯がある場合、一番長い利用時間帯についてお答えください。

※24 時間表記でお答えください。（例：午後５時→17 時）

①定期利用以外	②定期利用
１ 定めている →以下、時間帯を記入 a. 平日（　　：　　～　　：　　） b. 土曜（　　：　　～　　：　　） c. 日･祝日（　　：　　～　　：　　） ２ 定めていない（事業所に任せている） ３ その他（　　）	１ 定めている →以下、時間帯を記入 a. 平日（　　：　　～　　：　　） b. 土曜（　　：　　～　　：　　） c. 日･祝日（　　：　　～　　：　　） ２ 定めていない（事業所に任せている） ３ その他（　　）

問9. 貴市区町村では、一時預かり事業の利用時間や利用日数の上限を設けていますか。

（①②それぞれ、○はいくつでも）

※時間数、日数について、利用理由や事業所により、複数の設定がある場合は、一番長い・多い時間数・日数を記入してください。

※事業所独自に取り組んでいるものは除いてください。

①定期利用以外	②定期利用
１ 月当たりの上限時間数を設けている （→月　　時間まで） ２ 月当たりの上限日数を設けている （→月　　日まで） ３ 週当たりの上限時間数を設けている （→週　　時間まで） ４ 週当たりの上限日数を設けている （→週　　日まで） ５ その他の方法で上限を設けている （　　） ６ 上限は定めていない（事業所に任せている）	１ 月当たりの上限時間数を設けている （→月　　時間まで） ２ 月当たりの上限日数を設けている （→月　　日まで） ３ 週当たりの上限時間数を設けている （→週　　時間まで） ４ 週当たりの上限日数を設けている （→週　　日まで） ５ その他の方法で上限を設けている （　　） ６ 上限は定めていない（事業所に任せている）

問10. 貴市区町村で定めている一時預かり事業の対象年齢についてうかがいます。

（①②それぞれ、○はいくつでも）※事業所独自に年齢を設定している場合は除いてください。

①定期利用以外	②定期利用
1　0歳児（＿＿＿か月以上）	1　0歳児（＿＿＿か月以上）
2　1歳児	2　1歳児
3　2歳児	3　2歳児
4　3歳児	4　3歳児
5　4歳児	5　4歳児
6　5歳児以上	6　5歳児以上
7　その他（　　）	7　その他（　　）
8　定めていない（事業所に任せている）	8　定めていない（事業所に任せている）

問11. 一時預かり事業の利用料についてうかがいます。

（１）貴市区町村では、一時預かり事業の利用料をどのように定めていますか。（○は１つ）

1　貴市区町村で一律に定めている
2　公立は市区町村で定めているが、私立は事業所で定めている
3　公立、私立とも事業所が定めている
4　その他（　　）
5　利用料は徴収していない

＜（１）で「１．貴市区町村で一律に定めている」「２．公立は市区町村で定めているが、私立は事業所で定めている」を選択した方にうかがいます。それ以外の方は問12へお進みください。＞

（２）貴市区町村で、利用料の単位はどのように定めていますか。料金設定が複数ある場合、あてはまるものをすべてお選びください。なお、延長料金は除いてお考えください。

（①②それぞれ、○はいくつでも）

①定期利用以外	②定期利用
1　1か月単位	1　1か月単位
2　1日単位	2　1日単位
3　半日単位	3　半日単位
4　複数時間単位（例：4時間単位など）	4　複数時間単位（例：4時間単位など）
5　1時間単位	5　1時間単位
6　その他（　　）	6　その他（　　）

（３）貴市区町村で設定している利用料について、以下の方法で利用した場合の０歳児、１歳児、２歳児の利用料をそれぞれお答えください。（数字記入）

※貴市区町村で設定している利用方法等にこの設定があてはまらない場合は、それぞれ、大よその金額で計算（試算）いただくことでかまいません。

※利用料に複数の設定がある場合、一番金額が高い場合でご記入ください。ただし、延長料金なしで８時間利用できる場合は、通常の利用料で結構です。また、給食費を実費として別途徴収する場合は、料金に含まずに回答してください。

※年齢によって利用料に違いがない場合は、同じ金額を記入してください。

①定期利用以外 **※実際の利用時間の上限にかかわらず、 １日に8時間預けた場合の１日あたりの利用料**		②定期利用 **※実際の利用時間の上限にかかわらず、週に2回、１日8時間預けた場合の１か月あたりの利用料（月に8日利用）**	
０歳児	１日あたり＿＿＿＿＿＿円	０歳児	１か月あたり＿＿＿＿＿＿円
１歳児	１日あたり＿＿＿＿＿＿円	１歳児	１か月あたり＿＿＿＿＿＿円
２歳児	１日あたり＿＿＿＿＿＿円	２歳児	１か月あたり＿＿＿＿＿＿円

＜全員にうかがいます。＞

問12. 貴市区町村では、給食やおやつの提供について定めていますか。定めているが、年齢によって実施状況が異なる場合は、いずれかの年齢で提供していれば「2. 提供している」とお答えください。

また、給食やおやつを提供している場合、実費として徴収している金額についてもご記入ください。利用料に含まれている場合は、空欄で結構です。

（１）公立（①②それぞれ、○は１つ）

①定期利用以外	②定期利用
1. 給食やおやつは提供していない 2. 給食やおやつを提供している →　１回あたり（　＿＿＿＿＿＿円） 3. 定めていない（事業所に任せている）	1. 給食やおやつは提供していない 2. 給食やおやつを提供している →　１回あたり（　＿＿＿＿＿＿円） 3. 定めていない（事業所に任せている）

（２）私立（①②それぞれ、○は１つ）

①定期利用以外	②定期利用
1. 給食やおやつは提供していない 2. 給食やおやつを提供している →　１回あたり（　＿＿＿＿＿＿円） 3. 定めていない（事業所に任せている）	1. 給食やおやつは提供していない 2. 給食やおやつを提供している →　１回あたり（　＿＿＿＿＿＿円） 3. 定めていない（事業所に任せている）

問13. 一時預かりの利用者対応に関する貴市区町村と事業所との役割分担として、各項目について、あてはまるものをお選びください。

（１）公立（それぞれ〇はいくつでも）

※各保育所で手続等を行っている場合は、「2 事業所が担当」を選択してください。

		1 市区町村が担当	2 事業所が担当	3 その他（具体的に）
①定期利用以外	a. 利用希望者の募集	1	2	3 〔　　〕
	b. 利用希望者の申込受付	1	2	3 〔　　〕
	c. 利用者の認定・登録	1	2	3 〔　　〕
	d. 利用料の徴収	1	2	3 〔　　〕
	e. 利用調整（複数の希望者がいた日の利用者調整）	1	2	3 〔　　〕
②定期利用	a. 利用希望者の募集	1	2	3 〔　　〕
	b. 利用希望者の申込受付	1	2	3 〔　　〕
	c. 利用者の認定・登録	1	2	3 〔　　〕
	d. 利用料の徴収	1	2	3 〔　　〕
	e. 利用調整（複数の希望者がいた日の利用者調整）	1	2	3 〔　　〕

（２）私立（それぞれ〇はいくつでも）

※事業所によって役割分担の方法が異なる場合は、あてはまるものをすべて選択してください。

		1 市区町村が担当	2 事業所が担当	3 その他（具体的に）
①定期利用以外	a. 利用希望者の募集	1	2	3 （　　）
	b. 利用希望者の申込受付	1	2	3 （　　）
	c. 利用者の認定・登録	1	2	3 （　　）
	d. 利用料の徴収	1	2	3 （　　）
	e. 利用調整（複数の希望者がいた日の利用者調整）	1	2	3 （　　）
②定期利用	a. 利用希望者の募集	1	2	3 （　　）
	b. 利用希望者の申込受付	1	2	3 （　　）
	c. 利用者の認定・登録	1	2	3 （　　）
	d. 利用料の徴収	1	2	3 （　　）
	e. 利用調整（複数の希望者がいた日の利用者調整）	1	2	3 （　　）

＜（問 13（１）（２）の①定期利用以外、または②定期利用いずれかで、「e. 利用調整」で「１．市区町村が担当」を選択した方にお聞きします。それ以外の方は問 15 へお進みください。＞

問14. 一時預かりの利用者調整にあたって、優先させる利用者の基準としてあてはまるものをお選びください。（①②それぞれ、〇はいくつでも）

①定期利用以外	②定期利用
１ 予約の先着順で利用者を決める	１ 予約の先着順で利用者を決める
２ 抽選で利用者を決める	２ 抽選で利用者を決める
３ 利用目的によって優先順位を設ける ➡優先させる理由 （　　）	３ 利用目的によって優先順位を設ける ➡優先させる理由 （　　）
４ 虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）のおそれがあるなど緊急度の高い家庭を優先する	４ 虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）のおそれがあるなど緊急度の高い家庭を優先する
５ ひとり親家庭を優先する	５ ひとり親家庭を優先する
６ 多子家庭を優先する	６ 多子家庭を優先する
７ 生活困窮家庭を優先する	７ 生活困窮家庭を優先する
８ 初回／利用頻度の低い利用者を優先する	８ 初回／利用頻度の低い利用者を優先する
９ 利用頻度が高い利用者を優先する	９ 利用頻度が高い利用者を優先する
１０ 関係機関から情報共有等があった利用者を優先する	１０ 関係機関から情報共有等があった利用者を優先する
１１ その他（　　）	１１ その他（　　）
１２ 特に基準は設けていない	１２ 特に基準は設けていない

＜全員にうかがいます。＞

問15. そのほか、貴市区町村で、一時預かり事業の利用にあたり設定している条件がありましたら、自由に記入してください。（自由記述）

※例：利用料の減免や無償化に対応している場合の条件、住民等の対象範囲（市区町村の住民のみを対象・通勤している人も対象等）　等

※対象年齢については記入不要です（問 10 でご回答いただいているため）。

①定期利用以外	②定期利用

問16. 一時預かりの空き状況の公開方法についてうかがいます。なお、公立・私立とも、同じホームページで対応している場合、それぞれに選択してください。

（１）公立（○はいくつでも）

１　貴市区町村で、すべての事業所の空き状況を確認できるホームページを設けている
２　貴市区町村で、一部の事業所の空き状況を確認できるホームページを設けている
３　事業所（すべて）が独自に空き状況を確認できるホームページを設けている
４　事業所（一部）が独自に空き状況を確認できるホームページを設けている
５　各事業所の空き状況をワンストップで確認できる窓口（専用サイト、電話番号）等を設けている （具体的に:　　）
６　ホームページ等で公開していないため、各事業所に、電話・来所等で空き状況を確認する
７　その他（　　）

（２）私立（○はいくつでも）

１　貴市区町村で、すべての事業所の空き状況を確認できるホームページを設けている
２　貴市区町村で、一部の事業所の空き状況を確認できるホームページを設けている
３　事業所（すべて）が独自に空き状況を確認できるホームページを設けている
４　事業所（一部）が独自に空き状況を確認できるホームページを設けている
５　各事業所の空き状況をワンストップで確認できる窓口（専用サイト、電話番号）等を設けている （具体的に:　　）
６　ホームページ等で公開していないため、各事業所に、電話・来所等で空き状況を確認する
７　その他（　　）

問17. 一時預かりの予約方法についてうかがいます。なお、公立・私立とも、同じ受付システムで対応している場合、それぞれに選択してください。

（１）公立（○はいくつでも）

１　貴市区町村で、すべての事業所に対し、インターネットの受付システムを設けている
２　貴市区町村で、一部の事業所に対し、インターネットの受付システムを設けている
３　事業所（すべて）が独自にインターネットの受付システムを設けている
４　事業所（一部）が独自にインターネットの受付システムを設けている
５　各事業所の空き状況をワンストップで確認できる窓口（専用サイト、電話番号）等を設けている （具体的に:　　）
６　各事業所に、電話・来所等で直接予約する
７　その他（　　）

（２）私立（○はいくつでも）

１	貴市区町村で、すべての事業所に対し、インターネットの受付システムを設けている
２	貴市区町村で、一部の事業所に対し、インターネットの受付システムを設けている
３	事業所（すべて）が独自にインターネットの受付システムを設けている
４	事業所（一部）が独自にインターネットの受付システムを設けている
５	各事業所の空き状況をワンストップで確認できる窓口（専用サイト、電話番号）等を設けている （具体的に:　　）
６	各事業所に、電話・来所等で直接予約する
７	その他（　　）

問18. 利用にあたり、事前に行うこととして、貴市区町村として統一して行っていることはありますか。（○はいくつでも）

１	事前登録	４	ならし保育
２	施設の事前見学	５	その他（　　）
３	利用にあたっての事前面談	６	特に統一して行っていることはない

問19. 一時預かりの利用者のうち、近年利用が増えている（と思われる）家庭はありますか。（○はいくつでも）

【家庭における子育ての状況】		【就労の状況】	
１	保護者に疲れが見える家庭	６	共働きの家庭
２	保護者が身近に子育ての相談できる相手がいない家庭	７	専業主婦／主夫家庭
３	家族間の関係に問題を抱えている家庭	８	その他 （　　）
４	育児不安を抱えている家庭	９	特にない
５	送迎時などにコミュニケーションが取りにくい家庭	１０	わからない、把握していない

問20. 一時預かりの利用者で、最近個別の支援や配慮の必要性が増している（と思われる）子どもや家庭はありますか。（○はいくつでも）

1　慢性疾患がある子ども(アレルギー疾患がある子なども含む)	9　ひとり親家庭
2　身体的障害のある子ども	10　貧困等の生活困窮家庭
3　知的障害のある子ども	11　同居親族に身体障害や精神障害がある家庭
4　発達について特別な支援を必要としている子ども	12　子育てと介護のダブルケアなど複合化した支援ニーズを有する家庭
5　医療的ケアを必要としている子ども	13　その他の特別な支援が必要な家庭（　　）
6　虐待が疑われるなど不適切な養育が認められる、ドメスティック・バイオレンス(DV)がある(疑われる)家庭	
7　外国籍家庭や外国にルーツをもつ家庭	14　いずれもない
8　多胎児のいる家庭	15　わからない、把握していない

Ⅳ.　一時預かり事業所への支援の状況等

問21. 一時預かり事業の周知や利用支援に向けて、工夫して取り組んでいることはありますか。（○はいくつでも）

1　母子健康手帳の交付時等を通じた周知
2　両親学級、父親・母親学級等を通じた周知
3　乳児家庭全戸訪問を通じた周知、利用支援
4　乳幼児健康診査の機会等を通じた周知、利用支援
5　地域子育て支援拠点など、子育て支援施設と連携した周知、利用支援
6　園庭開放等、保育所や認定こども園等で行う地域の子育て支援と連携した周知、利用支援
7　子育て支援コンシェルジュなどによる案内
8　小児科等の医療機関と連携した周知、利用支援
9　広報紙への掲載やちらしの作成
10　バウチャー券の発行
11　市区町村作成のホームページ等で、各事業所の写真や活動内容などを工夫して紹介
12　その他（　　）
13　特に周知や利用支援に向けて取り組んでいることはない

【上記で選択したものについて、具体的に記入してください】

問22. 貴市区町村における一時預かり事業所への支援等について、どのような取組を行っていますか。
（〇はいくつでも）
※一般型、余裕活用型等の複数の類型を実施していて、一部のみ該当する場合も、行っている支援や取組をすべて選択してください。

1　実施場所の提供、事業所への賃借料の補助（市区町村の独自上乗せ）
2　事業所への賃借料補助以外の補助金の独自上乗せ
3　開設準備金の補助
4　保育士の処遇改善のための独自の補助制度の設置
5　研修受講等、職員のキャリア形成支援のための独自の補助制度の設置
6　一時預かりに特化した研修機会の提供
7　子育て支援に関する研修機会の提供
8　その他研修機会の提供（具体的に:　　）
9　事業所に対する専門職によるスーパーバイズ、巡回相談（具体的に:　　）
10　利用者に対する専門職による相談対応、巡回相談（具体的に:　　）
11　公立、私立を含め、一時預かり事業所間で情報交換等を行う場の提供
12　心配な子ども、家庭があった場合の、児童相談所、発達支援センター等、関係機関との連携支援
13　一時預かり事業の立ち上げ支援（開設準備金を除く）
14　一時預かりに関する事業内容や対応方法等のマニュアル、手引き等の作成
15　他の市区町村との相互利用による利用者確保、利用調整
16　その他（　　）
17　特にない
【選択したものについて具体的に記入してください】

問23. 一時預かり事業において、課題になっていることはありますか。

（１）適切な利用者数の確保や受付方法について（〇はいくつでも）

1　直前や当日でのキャンセルが多い
2　無断キャンセルが多い
3　利用者数が量の見込みを下回っている
4　定員以上の申込みがあり、断らざるをえない
5　予約・受付において ICT システムの導入・活用が難しい
6　0歳児等の低年齢児の預かりが増え、定員分預かることが難しい
7　配慮を要する子どもの預かりが増え、定員分預かることが難しい
8　子育て家庭への周知や利用促進に向けた働きかけ、ニーズの把握が難しい
9　利用時間のばらつきにより保護者と話し合う時間が少なく、 関係づくりが難しい
10　その他（　　）
11　特に課題になっていることはない
12　わからない、把握していない

（２）体制整備、職員の業務負担、資質向上について（〇はいくつでも）

１　職員を十分に配置するための費用に対して補助金額が不足している
２　一時預かりを担当する職員を募集しても集まらない
３　一時預かりを担当する職員の処遇が低い
４　電話対応や利用料徴収などの事務負担が大きい
５　利用者数に応じた職員配置など、調整の負担が大きい
６　一時預かりに従事する職員に対する研修が不十分
７　一時預かりに従事する職員の育成が難しい
８　非正規職員に対する資質向上の働きかけが難しい
９　職員間の協力体制を組むのが難しい
１０ その他（　　）
１１ 特に課題になっていることはない
１２ わからない、把握していない

（３）その他一時預かり事業の運営について（〇はいくつでも）

１ 専用室の確保が難しい
２ 事業所との連携不足（委託の場合のみ）
３ 事業所とその他関係機関との連携不足
４ 一時預かりの意義に対する事業所の理解が不足または事業所間での認識の差が大きい
５ その他（　　）
６ 特に課題になっていることはない
７ わからない、把握していない

（４）上記（１）～（３）で選択した内容について、課題の具体的内容や解決に向けた独自の工夫などについて具体的に記入してください。（自由記述）

Ⅴ. 今後の展望等

〇近年、虐待報告事例が増加しており、特に０～２歳児の虐待での死亡事例が数多く報告されています。こうした児童を養育する家庭については、子育てについて誰にも相談できずに課題を家庭で抱え、地域の中で孤立した「孤育て」を強いられているケースなどが背景にあると指摘されています。
〇未就園児を養育する家庭が地域の子育て支援機関につながり、必要に応じて支援を受けることが重要になっている中で、保護者を一時的に子育てから解放し、肉体的にも精神的にも余裕を生み出す目的（レスパイト・リフレッシュ目的）での一時預かり事業の利用を促進することは、保護者自身のためだけでなく、通常保育所等を利用しないような家庭の状況を把握できる観点でも重要です。
〇また、３歳未満の未就園児の一時預かりの利用については、単に保護者の子育ての負担軽減だけではなく、普段は他の家庭の児童と交わる機会の少ない児童たちに、保育所等による集団生活の機会を通じて、他者とともに過ごし遊ぶことにより、人間関係や自我の芽生えを促す機会を提供するといった観点でも重要と考えられます。
〇一時預かり事業は、冠婚葬祭といった保護者の急な預かりニーズのみに対応しているのではなく、保護者や児童が地域につながる目的で利用でき、地域の中で共に子育てをするための気軽に利用できる支援策です。

※厚生労働省「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会　取りまとめ」令和３年 12 月 30 日より、三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

問24.「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会　取りまとめ」なども踏まえ、貴市区町村では、今後、一時預かり事業について、どのような点を重視して取組を推進していく予定ですか。取組課題なども含め、自由に記入してください。（自由記述）

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

令和４年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（厚生労働省補助事業）

一時預かり事業の実施状況等に関する事業所アンケート　見本

■　アンケートご協力のお願い　■

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

本調査は、厚生労働省の令和４年度子ども・子育て支援推進調査研究事業により、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社が実施しております。

本調査は、一時預かり事業の運営状況を明らかにして、今後の一時預かり事業の改善や、課題解消に向けた検討に資するための基礎資料を得ることを目的としています。

つきましては、**令和４年 11 月 15 日（火）**までに、回答にご協力賜りますようお願い申し上げます。

ご多忙中のところ誠に恐縮ですが、一時預かり事業の実態を明らかにするための大変重要な調査でございますので、趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

【ご回答いただくにあたって】

◆利用目的

・ ご回答いただいた内容は、施策検討の基礎資料としてのみ利用いたします。また匿名化の上、回答内容をそのまま公表することがあります。予めご了承ください。

◆回答方法等について

・ 市区町村の委託により実施している一時預かり事業については、運営法人の一時預かり事業担当職員または責任者の方がご回答ください。

・ 直営（公設公営）の一時預かり事業については、公立保育所等の施設長又は一時預かり事業の責任者等、もしくは市区町村の一時預かり事業担当職員がご回答くださいますようお願いいたします。いずれの方にご回答いただいてもかまいません。

・ このアンケートは、特に期日を明記している設問以外はすべて **2022（令和4）年7月**時点の状況でお答えください。

・ 「１つに○」「○はいくつでも」など回答数が指定されているため、あてはまる項目にその数だけ○印をおつけください。一部の設問は、回答を具体的にご記入いただきます。なお、数字をご記入いただく設問について、該当する人等がいない場合は「0」とご記入ください。

・ 本調査は、「定期利用以外」「定期利用」それぞれについて、利用可能な曜日や時間、対象年齢、利用料等の設定についてうかがう設問を設けています。以下を踏まえてお答えください。

「定期利用以外」：私的利用（リフレッシュ等）と緊急利用（保護者の疾病、出産、入院等）等で設定が異なる場合は、利用児童数が最も多い類型など、代表的な類型についてお答えください。

「定期利用」：本調査では、「常態的に（１か月以上にわたり）、週１日以上、一時預かりを利用している児童」と定義します。貴事業所での呼称にかかわらず、利用の実態に基づいてお考えください。

・ 本調査は、以下の**インターネット上のアンケートサイトより、回答をお願いいたします。**

なお、サイト上では回答後の修正はできません。下書きなどには本調査票をご活用ください。

アンケートサイトで回答いただいた場合、Word ファイルのアンケート調査票を返送いただく必要はございません。

～調査URL～　（回答期限：１１月１５日（火））

◆アンケートサイトからのご回答が難しい場合

・ 本調査票にご記入の上、以下の問い合わせ先メールアドレスまでご返送ください。

◆問い合わせ先

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 共生・社会政策部 子育て調査事務局　横幕、尾島、鈴木、野田

TEL：　　e-mail：

※受付時間：平日 10 時～12 時、13 時～17 時（土日・祝日は除く）

Ⅰ．一時預かり事業の概要について

問1. 一時預かり事業の所在地、名称、連絡先等についてうかがいます。
※具体的にお話をお伺いしたい場合は、調査実施者からご連絡させていただく場合がございます。

①事業所の名称		
②所在地住所	郵便番号	〒
	都道府県名	都 ・ 道 ・ 府 ・ 県
	市区町村名	市 ・ 区 ・ 町 ・ 村
	町・丁名、番地、建物名等	
③電話番号		
④メールアドレス		
⑤運営主体名	（直営の場合）市区町村名	
	（委託の場合）団体名 ※指定管理は委託としてください	

問2. 一時預かり事業の開始年月を西暦で記入してください。

西暦＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿月

問3. 一時預かり事業の事業類型についてうかがいます。（１つに○）

1. 一般型 2. 余裕活用型 3. 地域密着Ⅱ型	**問4にお進みください。**
4. 幼稚園型 5. 居宅訪問型 6. その他（ ） 7. わからない	**本調査の回答対象とはなりません。回答を終了して頂いて結構です。**

⇒以降は、「1. 一般型」「2. 余裕活用型」「3. 地域密着Ⅱ型」の場合のみ回答してください。
問３で 4. ～7. を選択した方は、この設問で回答終了となります。ありがとうございました。

問4. 一時預かり事業の運営主体についてうかがいます。（１つに○）
※委託の場合は、「2～9」のいずれかを選択してください。

1. 直営（公設公営）	4. 株式会社	7. 生活協同組合
2. 社会福祉協議会	5. 学校法人	8. 任意団体
3. 社会福祉法人（2. 以外）	6. 特定非営利活動法人(NPO)	9. その他の法人等 （ ）

問5. 一時預かり事業の実施場所と同一の施設等（※）で他事業を実施していますか。（１つに○）

※同一建物内や同一敷地内の別の建物内の事業所、及び道路を挟んで隣接した事業所を指します。

1. 他事業を実施している	2. 他事業を実施していない（一時預かり事業のみ実施）

→ 問6へお進みください。　　**→ 問10へお進みください。**

問6. **問5で「1. 他事業を実施している」を選択した場合にお聞きします。**

一時預かり事業の実施場所と同一の施設等において実施している他事業は何ですか。（○はいくつでも）

＜保育事業＞	8. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
1. 保育所	9. 延長保育事業
2. 認定こども園	10. 病児保育事業
3. 地域型保育	11. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
4. 幼稚園	12. その他の対象事業
＜地域子ども・子育て支援事業＞	（　　）
5. 利用者支援事業	＜その他＞
6. 地域子育て支援拠点事業	13. その他
7. 子育て短期支援事業	（　　）

問7. **問5で「1. 他事業を実施している」を選択した方にうかがいます。**

一時預かり事業の専用室を設けていますか。（１つに○）

1. 専用室を設けている	2. 専用室を設けず、他事業と一緒に預かりをしている

問8. **問6で「1. 保育所」「2. 認定こども園」「3. 地域型保育」を選択した方にうかがいます。**

貴事業所で実施している保育事業の**令和４年７月１日時点**の利用定員及び在園児総数についてうかがいます。（数字記入）

※複数の保育事業を実施している場合、もっとも規模が大きな事業所について①②を回答してください。

	全体
①利用定員	人
②在園児総数	人

問9. **問7で「1. 専用室を設けている」と選択した方にうかがいます。**

貴事業所では、一時預かり利用者と通常保育の交流の機会を設けていますか。（○はいくつでも）

※現在、新型コロナウイルスにより交流を休止している場合は、以前実施していた内容と、「8. 現在、新型コロナウイルスの感染予防対策で活動を休止している」の両方をお選びください。

1. 朝夕の合同保育	6. 年行事
2. ホールや園庭、プール等での遊び場面	7. その他（　　）
3. 散歩	8. 現在、新型コロナウイルスの感染予防対策で活動を休止している
4. 給食・食事の場面	9. もともと交流の機会は設けていない
5. 月行事	

＜全員にうかがいます。＞

以降、「定期利用以外」「定期利用」について、以下を踏まえてお答えください。

※「定期利用以外」：私的利用（リフレッシュ等）と緊急利用（保護者の疾病、出産、入院等）等で設定が異なる場合は、利用児童数が最も多い類型など、代表的な類型についてお答えください。

※「定期利用」：本調査では、「常態的に（１か月以上にわたり）、週１日以上、一時預かりを利用している児童」と定義します。貴事業所での呼称にかかわらず、利用の実態に基づいてお考えください。

問10.貴事業所で実施している一時預かり事業では、定期利用を実施していますか。（１つに○）

1. 実施している	2. 実施していない

問11.**貴事業所での一時預かり**の実施曜日についてうかがいます。（①②それぞれ、○はいくつでも）

※１日でも実施した曜日を選択してください。実施時間は問いません。

①定期利用以外	1. 月曜日	2. 火曜日	3. 水曜日	4. 木曜日
	5. 金曜日	6. 土曜日	7. 日曜日	8. 祝日
	9. 年末	10. 年始		
②定期利用 （問10で 1. を選択した場合）	1. 月曜日	2. 火曜日	3. 水曜日	4. 木曜日
	5. 金曜日	6. 土曜日	7. 日曜日	8. 祝日
	9. 年末	10. 年始		

問12.一時預かり事業の**令和４年７月１日時点**の利用時間帯についてうかがいます。（数字記入）

※延長時間を設けている場合、延長時間も含めて回答してください。

※曜日によって異なるなど、複数設定している場合、一番長い利用時間帯についてお答えください。

※24 時間表記でお答えください。（例：午後５時→17 時）

①定期利用以外	①平　　日 ＿＿＿時＿＿＿分 ～ ＿＿＿時＿＿＿分 ②土 曜 日 ＿＿＿時＿＿＿分 ～ ＿＿＿時＿＿＿分 ③日・祝日 ＿＿＿時＿＿＿分 ～ ＿＿＿時＿＿＿分
②定期利用 （問10で 1. を選択した場合）	①平　　日 ＿＿＿時＿＿＿分 ～ ＿＿＿時＿＿＿分 ②土 曜 日 ＿＿＿時＿＿＿分 ～ ＿＿＿時＿＿＿分 ③日・祝日 ＿＿＿時＿＿＿分 ～ ＿＿＿時＿＿＿分

問13.**令和４年７月１日時点で、**一時預かり事業の利用時間や利用日数の上限を設けていますか。設けている場合、具体的な時間数・日数についてもお答えください。（①②それぞれ、〇はいくつでも、数字記入）

※時間数、日数について、利用理由や事業所により、複数の設定がある場合は、一番長い・多い時間数・日数を記入してください。

①定期利用以外	1. 月当たりの上限時間数を設けている（月＿＿＿時間まで） 2. 月当たりの上限日数を設けている（月＿＿＿日まで） 3. 週当たりの上限時間数を設けている（週＿＿＿時間まで） 4. 週当たりの上限日数を設けている（週＿＿＿日まで） 5. その他の方法で上限を設けている （　　） 6. 上限は設けていない
②定期利用 （問10で1.を選択した場合）	1. 月当たりの上限時間数を設けている（月＿＿＿時間まで） 2. 月当たりの上限日数を設けている（月＿＿＿日まで） 3. 週当たりの上限時間数を設けている（週＿＿＿時間まで） 4. 週当たりの上限日数を設けている（週＿＿＿日まで） 5. その他の方法で上限を設けている （　　） 6. 上限は設けていない

問14.一時預かり事業の**令和４年７月１日時点**の対象年齢についてうかがいます。

（①②それぞれ、〇はいくつでも）

①定期利用以外	1. 0歳児（＿＿＿か月以上） 2. 1歳児 3. 2歳児 4. 3歳児	5. 4歳児 6. 5歳児以上 7. その他（　　）
②定期利用 （問10で1.を選択した場合）	1. 0歳児（＿＿＿か月以上） 2. 1歳児 3. 2歳児 4. 3歳児	5. 4歳児 6. 5歳児以上 7. その他（　　）

問15.一時預かり事業の**令和４年７月１日時点**の定員についてうかがいます。（数字記入）

※同時に預かることができる最大の人数をお答えください。

※曜日によって異なるなど、複数設定している場合は、一番設定の多い定員数を記入してください。

	全体	年齢別に設定している場合 ※複数年齢にまたがって定員を設定している場合は、均等に割った人数を記入してください。割り切れない場合は小数点以下を四捨五入し、整数で記入してください。（例：0～2 歳児で 6 人の場合⇒0 歳児 2 人、1 歳児 2 人、2 歳児 2 人と記入）					
		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児以上
①定期利用以外	人	人	人	人	人	人	人
②定期利用 （問10で 1. を選択した場合）	人	人	人	人	人	人	人

問16.**令和４年７月１日時点**で、**一時預かり事業にかかわっている職員数**についてうかがいます。職種・資格ごとに、**実人数**を記入してください。（数字記入）

※一人で複数資格を有している場合は、主たる業務に着目して資格を一つ選んでください。

※該当する職員がいない場合は、「０」と記入してください。

		専任		兼任	
職種・資格		常勤	非常勤	常勤	非常勤
（1）保育従事者	1. 保育士	人	人	人	人
	2. 家庭的保育者	人	人	人	人
	3. 子育て支援員	人	人	人	人
	4. 資格なし（保育補助者等）	人	人	人	人
	5. その他（看護師、保健師等） （具体的に： ）	人	人	人	人
（2）保育従事者以外	6. 事務担当者	人	人	人	人
	7. 調理員（栄養士含む）	人	人	人	人
	8. 管理者（園長、副園長等）	人	人	人	人
	9. その他 （具体的に： ）	人	人	人	人

＜参考：各職種・資格について＞

1. 保育士	○児童福祉法 第 18 条の 4 の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術を持って、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者。
2. 家庭的保育者	○子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成 21 年 10 月 30 日雇児発 1030 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添 1 の 1 に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。
3. 子育て支援員	○「子育て支援員研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の 5（3）アに定める基本研修及び 5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」または「地域型保育」の専門研修を修了した者。

問17.**令和４年７月１日時点で、一時預かり事業にかかわっている保育従事者（問16の１～４に該当する方）についてうかがいます。**

問16にて回答いただいた「1. 保育士」「2. 家庭的保育者」「3. 子育て支援員」「4. 資格なし（保育補助者等）」に該当する職員のこれまでの子育て支援・保育業務に関する通算の業務経験について、それぞれの経験年数にあてはまる職員の人数を記入してください。（数字記入）

※常勤・非常勤、専任・兼任を含めて回答してください。

※現在の事業所での勤務経験だけではなく、他の認可保育所（保育所型認定こども園を含む）、地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）、幼保連携型認定こども園、子育て支援拠点等で勤務していた年数も含めてください。

これまでの子育て支援・保育業務に関する通算の業務経験	「1. 保育士」または「2. 家庭的保育者」に分類される職員	「3. 子育て支援員」または「4. 資格なし（保育補助者等）」に分類される職員
①３年未満	人	人
②３年以上～５年未満	人	人
③５年以上～10 年未満	人	人
④10 年以上～20 年未満	人	人
⑤20 年以上	人	人
	➡①～⑤の合計が、問16の「1. 保育士」、「2. 家庭的保育者」の職員数の合計と一致するか確認してください。	➡①～⑤の合計が、問16の「3. 子育て支援員」、「4. 資格なし（保育補助者等）」の職員数の合計と一致するか確認してください。

令和３年度の１年間についてうかがいます。

問18.**令和３年度（令和３年４月１日～令和４年３月 31 日）**の開所日数についてうかがいます。（数字記入）

※受入体制を整えていたが、実際には利用者がいなかった日も含めてください。

開所日数（令和３年度）　＿＿＿＿＿＿日

問19.**令和３年度（令和３年４月１日～令和４年３月 31 日）**の年間延べ利用者数についてうかがいます。（数字記入）

※延べ利用者数をご記入ください。各月の年齢別利用者数を合計して算出してください。

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児以上
①定期利用以外	人	人	人	人	人	人
②定期利用 （問10で 1. を選択した場合）	人	人	人	人	人	人

II. 一時預かり事業の利用方法について

問20.一時預かりの利用にあたって、事前に行っていることはありますか。（①②それぞれ、○はいくつでも）

	1 事前登録	2 施設の事前見学	3 利用にあたっての事前面談	4 ならし保育	5 その他（　　）	6 特にない
①定期利用以外	1	2	3	4	5	6
②定期利用（問10で 1. を選択した場合）	1	2	3	4	5	6

問21.一時預かりの利用者対応に関する市区町村との役割分担として、各項目について、あてはまるものをお選びください。（①②それぞれ、○はいくつでも）

		1 市区町村が担当	2 事業所が担当	3 その他（具体的に）
①定期利用以外	a. 利用希望者の募集	1	2	3（　　）
	b. 利用希望者の申込受付	1	2	3（　　）
	c. 利用者の認定・登録	1	2	3（　　）
	d. 利用料の徴収	1	2	3（　　）
	e. 利用調整（複数の希望者がいた日の利用者調整）	1	2	3（　　）
②定期利用（問10で 1. を選択した場合）	a. 利用希望者の募集	1	2	3（　　）
	b. 利用希望者の申込受付	1	2	3（　　）
	c. 利用者の認定・登録	1	2	3（　　）

	d. 利用料の徴収	1	2	3 ( )
	e. 利用調整 （複数の希望者がいた日の利用者調整）	1	2	3 ( )

問22.**問21の①定期利用以外、または②定期利用にて、「e. 利用調整」について「2. 事業所が担当」を選択した方にお聞きします。**

一時預かりの利用者調整にあたって、優先させる利用者の基準としてあてはまるものをお選びください。

（①②それぞれ、〇はいくつでも）

①定期利用以外	1. 予約の先着順で利用者を決める 2. 抽選で利用者を決める 3. 利用目的によって優先順位を設ける ➡優先させる理由（ ） 4. 虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）のおそれがあるなど緊急度の高い家庭を優先する 5. ひとり親家庭を優先する 6. 多子家庭を優先する 7. 生活困窮家庭を優先する 8. 初回／利用頻度の低い利用者を優先する 9. 利用の多い利用者を優先する 10. 関係機関から情報共有等があった利用者を優先させる 11. その他（ ） 12. 特に基準は設けていない
②定期利用（問10で1.を選択した場合）	1. 予約の先着順で利用者を決める 2. 抽選で利用者を決める 3. 利用目的によって優先順位を設ける ➡優先させる理由（ ） 4. 虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）のおそれがあるなど緊急度の高い家庭を優先する 5. ひとり親家庭を優先する 6. 多子家庭を優先する 7. 生活困窮家庭を優先する 8. 初回／利用頻度の低い利用者を優先する 9. 利用の多い利用者を優先する 10. 関係機関から情報共有等があった利用者を優先させる 11. その他（ ） 12. 特に基準は設けていない

問23. （１）一時預かりの利用事由に関する要件を定めていますか。（①②それぞれ、１つに○）

	1 定めている	2 定めていない
①定期利用以外	1	2
②定期利用（問10で 1. を選択した場合）	1	2

「①定期利用以外」、「②定期利用」いずれも「2.定めていない」を選んだ場合は問25へ

（２）**問23（１）の「①定期利用以外」または「②定期利用」のいずれかで、「1 定めている」を選んだ方にうかがいます。**

利用事由の具体的な要件としてあてはまるものをお選びください。（①②それぞれ、○はいくつでも）

	1 保護者等の就労	2 保護者等の職業訓練、就学	3 保護者等の疾病、出産・けが等	4 冠婚葬祭	5 家族・親族の看護または介護	6 育児に伴う保護者等の心身負担の解消（休息・リフレッシュ）	7 習い事、ショッピング、美容院など	8 その他 （　　）
①定期利用以外	1	2	3	4	5	6	7	8
②定期利用 （問10で 1. を選択した場合）	1	2	3	4	5	6	7	8

問24.**問23（１）の「①定期利用以外」または「②定期利用」のいずれかで、「1 定めている」を選んだ方にうかがいます。**

一時預かりの申込の際に、就労や通院等、特定の事由による利用であることを証明する書類（就労内定証明書、診断書等）の提出を求めていますか。（①②それぞれ、１つに○）

	1 提出を求めている	2 提出を求めていない
①定期利用以外	1	2
②定期利用（問10で 1. を選択した場合）	1	2

問25.一時預かりに関して、①事前登録、②空き状況の照会、③利用日の予約、④キャンセルの受付方法として、あてはまるものをそれぞれお選びください。（①～④それぞれ、○はいくつでも）

	1 電話	2 直接来所	3 メール	4 ファックス	5 市区町村で設けているインターネット上の受付システム	6 事業所で独自に設けているインターネット上の受付システム	7 その他 （　　）
①事前登録	1	2	3	4	5	6	7
②空き状況の照会	1	2	3	4	5	6	7
③利用日の予約	1	2	3	4	5	6	7
④キャンセル受付	1	2	3	4	5	6	7

問26.（１）利用の予約を受け付ける期限、（２）予約のキャンセル期限は、それぞれいつまでですか。該当する選択肢がない場合は、もっともあてはまるものを選択してください。

（１）利用の予約期限（①②それぞれ、１つに○）※閉所日を除いて計算してください。

	1 利用日当日の利用時間直前まで	2 利用日前日の午後～閉所時間まで	3 利用日前日の開所時間～午前中まで	4 利用日の二日前まで	5 利用日の一週間前～二日前まで	6 利用日の当月中	7 利用日の前月中	8 その他（　　）	9 特に設けていない
①定期利用以外	1	2	3	4	5	6	7	8	9
②定期利用（問10で1.を選択した場合）	1	2	3	4	5	6	7	8	9

（２）予約のキャンセル期限（①②それぞれ、１つに○）※閉所日を除いて計算してください。

	1 利用日当日の利用時間直前まで	2 利用日前日の午後～閉所時間まで	3 利用日前日の開所時間～午前中まで	4 利用日の二日前まで	5 利用日の一週間前～二日前まで	6 利用日の当月中	7 利用日の前月中	8 その他（　　）	9 特に設けていない
①定期利用以外	1	2	3	4	5	6	7	8	9
②定期利用（問10で1.を選択した場合）	1	2	3	4	5	6	7	8	9

問27.一時預かり事業の利用料についてうかがいます。

（１）貴事業所では、一時預かり事業の利用料をどのように定めていますか。（１つに○）

1. 市区町村で設定している	3. その他（　　）
2. 事業所で独自に設定している	4. 利用料は徴収していない

（２）**（１）で「１．市区町村で設定している」～「３．その他」を選択した方にうかがいます。**

貴事業所では、利用料の単位をどのように定めていますか。料金設定が複数ある場合、あてはまるものをすべてお選びください。なお、延長料金は除いてお考えください。

（①②それぞれ、○はいくつでも）

①定期利用以外	②定期利用（問10で1.を選択した場合）
1. 1か月単位	1. 1か月単位
2. 1日単位	2. 1日単位
3. 半日単位	3. 半日単位
4. 複数時間単位(例:4時間単位など)	4. 複数時間単位(例:4時間単位など)
5. 1時間単位	5. 1時間単位
6. その他(　　)	6. その他(　　)

（3）**（1）で「1．市区町村で設定している」～「3．その他」を選択した方にうかがいます。**

貴事業所において、以下の方法で利用した場合の 0 歳児、1 歳児、2 歳児の利用料をそれぞれお答えください。（数字記入）

※設定している利用方法等にこの設定があてはまらない場合は、大よその金額で計算（試算）いただくことでかまいません。

※利用料に複数の設定がある場合、一番金額が高い場合でご記入ください。ただし、延長料金なしで８時間利用できる場合は、通常の利用料で結構です。また、給食費を実費として別途徴収する場合は、料金に含まずに回答してください。

※年齢によって利用料に違いがない場合は、同じ金額を記入してください。

	①定期利用以外 **※実際の利用時間の上限にかかわらず、1日に8時間預けた場合の、1日あたりの利用料**	②定期利用（問10で 1. を選択した場合） **※実際の利用時間の上限にかかわらず、週に2回、1日8時間預けた場合の1か月あたりの利用料（月に8日利用）**
0 歳児	1日あたり＿＿＿＿＿＿円	1か月あたり＿＿＿＿＿＿円
1 歳児	1日あたり＿＿＿＿＿＿円	1か月あたり＿＿＿＿＿＿円
2 歳児	1日あたり＿＿＿＿＿＿円	1か月あたり＿＿＿＿＿＿円

（4）**（1）で「1．市区町村で設定している」～「3．その他」を選択した方にうかがいます。**

貴事業所では、一時預かりのキャンセルが発生した際に、キャンセル料を徴収していますか。

※キャンセル料金に複数の設定がある場合（タイミングによって異なる場合など）、もっとも金額が高い場合でご記入ください。（①②それぞれ、１つに○）

①定期利用以外	②定期利用（問10で 1. を選択した場合）
1. 徴収していない 2. 徴収している →具体的な金額を回答 （1. 利用予定の全額（100%） 2. 利用予定の半額（50%） 3. 決まった金額（＿＿＿＿＿＿円） 4. その他（　　））	1. 徴収していない 2. 徴収している→具体的な金額を回答 （1. 利用予定の全額（100%） 2. 利用予定の半額（50%） 3. 決まった金額（　　円） 4. その他（　　））

問28.貴事業所では、給食やおやつを提供していますか。年齢によって実施状況が異なる場合、いずれかの年齢で提供していれば、「2. 提供している」とお答えください。また、給食やおやつを提供している場合、実費として徴収している金額についてもご記入ください。利用料に含まれる場合は、空欄で結構です。（①②それぞれ、○は１つ）

①定期利用以外	②定期利用（問10で 1. を選択した場合）
1. 給食やおやつは提供していない 2. 給食やおやつを提供している →　1回あたり（　＿＿＿＿＿＿円）	1. 給食やおやつを提供していない 2. 給食やおやつを提供している →　1回あたり（＿＿＿＿＿＿円）

Ⅲ. 一時預かり利用者の状況について

問29.貴事業所において、実際の一時預かり利用者の主な利用目的として多いものをお選びください。(①②それぞれ、○はいくつでも)

①定期利用以外	1. 保護者等の就労 2. 保護者等の職業訓練、就学 3. 保護者等の疾病、出産・けが等 4. 冠婚葬祭 5. 家族・親族の看護または介護 6. 育児に伴う保護者等の心身負担の解消（休息・リフレッシュ） 7. 習い事、ショッピング、美容院など 8. その他（　　） 9. 目的は把握していない
②定期利用 (問10で1.を選択した場合)	1. 保護者等の就労 2. 保護者等の職業訓練、就学 3. 保護者等の疾病、出産・けが等 4. 冠婚葬祭 5. 家族・親族の看護または介護 6. 育児に伴う保護者等の心身負担の解消（休息・リフレッシュ） 7. 習い事、ショッピング、美容院など 8. その他（　　） 9. 目的は把握していない

問30.一時預かりの利用者で、近年利用が増えている（と思われる）家庭はありますか。(○はいくつでも)

【家庭における子育ての状況】

1. 保護者に疲れが見える家庭
2. 保護者が身近に子育ての相談できる相手がいない家庭
3. 家族間の関係に問題を抱えている家庭
4. 育児不安を抱えている家庭
5. 送迎時などにコミュニケーションが取りにくい家庭

【就労の状況】

6. 共働きの家庭
7. 専業主婦／主夫家庭
8. その他（　　）
9. 特にない
10. わからない

問31.一時預かりの利用者で、近年、個別の支援や配慮の必要性が増している（と思われる）子どもや家庭はありますか。（○はいくつでも）

1. 慢性疾患がある子ども（アレルギー疾患がある子、なども含む） 2. 身体的障害のある子ども 3. 知的障害のある子ども 4. 発達について特別な支援を必要としている子ども 5. 医療的ケアを必要としている子ども 6. 虐待が疑われるなど不適切な養育が認められる、ドメスティックバイオレンス(DV)がある(疑われる)家庭 7. 外国籍家庭や外国にルーツをもつ家庭	8. 多胎児のいる家庭 9. ひとり親家庭 10. 貧困等の生活困窮家庭 11. 同居親族に身体障害や精神障害がある家庭 12. 子育てと介護のダブルケアなど複合化した支援ニーズを有する家庭 13. その他の特別な支援が必要な家庭 （　　） 14. いずれもない 15. わからない

問32.一時預かり事業者において支援が必要と思われる家庭を把握するために行っている工夫について、具体的に記入してください。（○はいくつでも）

1. 事前の個別面談にて保護者から家庭や子育ての状況について聞き取る 2. 保護者との定期的な面談を設定し、家庭や子育ての状況について聞き取る 3. 預かる当日の保護者とのやり取りにて家庭や子育ての状況について聞き取る 4. 同一の施設で行っているその他事業（園庭解放等）の利用者の中で、支援が必要と思われる家庭に一時預かりの利用を呼びかける 5. 市区町村の関係部局やその他関係機関と情報を共有する 6. 一時預かりの定期的な利用を促し、必要な支援を探る、把握する 7. その他　（　　） 8. 特にない
【選択したものについて、具体的に記入してください】 ■上記でご回答いただいた対応は、主にどなたが対応していますか。（例：一時預かり担当職員、園長、副園長、主任／等） ■支援が必要と思われる家庭を見つけるポイントやきっかけがあれば教えてください。 （例：送迎時の保護者の様子から、疲れている様子に気付く／等） ■支援が必要と思われる家庭を把握するための工夫について具体的に教えてください。

問33.貴事業所では、どのような関係機関や地域資源と連携していますか。（○はいくつでも）

1. 保健所、保健センター	10. 指定障害児相談支援事業所
2. 地域子育て支援拠点	11. ファミリー・サポート・センター
3. 子育て世代包括支援センター	12. 子育て支援NPO、ボランティア団体
4. 市区町村子ども家庭総合支援拠点	13. 福祉事務所
5. 児童家庭支援センター	14. その他 （ ）
6. 要保護児童対策地域協議会	15. 特に連携しているところはない
7. 民生委員、児童委員（主任児童委員）	
8. 児童相談所	
9. 児童発達支援センター	

【選択した連携先とどのような連携を行っていますか。実際に利用者の支援につながった事例などがあれば、可能な範囲でご記入ください。】

Ⅳ. 一時預かり事業の運営上の工夫・課題について

問34.一時預かりの利用促進に向けて、子育て家庭への周知等の取組を行っていますか。（○はいくつでも）

1. 事業所のホームページ、リーフレット等にて周知している
2. 同一の施設で行っているその他事業の利用者に働きかけている
3. 市区町村のホームページやリーフレット、広報誌等にて周知している
4. 市区町村で行っているその他の子育て支援の利用者に働きかけている
5. 他の関係機関から利用者の紹介を受けている
6. その他 （ ）
7. 特に利用促進・周知に向けた取組は行っていない

【選択したものについて具体的に記入してください】

問35.一時預かりに従事する職員の資質向上に向けた取組を行っていますか。（〇はいくつでも）

	1 自治体が主催する研修の受講促進	2 施設内研修の実施	3 職員の出向、人事交流	4 地域の一時預かり施設と協働した勉強会の実施	5 関連書籍の購入の補助	6 外部の学会や研究会への参加に関する補助・促進	7 対応マニュアルの策定	8 アセスメントツールの活用・策定	9 その他（　）	10 特に取組は行っていない
①一時預かりに特化した内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
②子育て支援に関する内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
【選択したものについて具体的に記入してください】										

問36.一時預かり事業に関して、課題になっていることはありますか。

（１）適切な利用者数の確保や受付方法について（〇はいくつでも）

1. 直前や当日でのキャンセルが多い
2. 無断キャンセルが多い
3. 利用者数が量の見込みを下回っている
4. 定員以上の申込みがあり、断らざるをえない
5. 予約・受付において ICT システムの導入・活用が難しい
6. ０歳児等の低年齢児の預かりが増え、定員分預かることが難しい
7. 配慮を要する子どもの預かりが増え、定員分預かることが難しい
8. 子育て家庭への周知や利用促進に向けた働きかけ、ニーズの把握が難しい
9. 利用時間のばらつきにより保護者と話し合う時間が少なく、 関係づくりが難しい
10. その他（　　）
11. 特に課題になっていることはない
12. わからない

（２）体制整備、職員の業務負担、資質向上について（〇はいくつでも）

1. 職員を十分に配置するための費用に対して補助金額が不足している
2. 一時預かりを担当する職員を募集しても集まらない
3. 一時預かりを担当する職員の処遇が低い
4. 電話対応や利用料徴収などの事務負担が大きい
5. 利用者数に応じた職員配置など、調整の負担が大きい
6. 一時預かりに従事する職員に対する研修が不十分
7. 一時預かりに従事する職員の育成が難しい
8. 非正規職員に対する資質向上の働きかけが難しい
9. 職員間の協力体制を組むのが難しい
10. その他（　　）
11. 特に課題になっていることはない
12. わからない

（３）その他一時預かり事業の運営について　（〇はいくつでも）

1. 専用室の確保が難しい
2. 市区町村との連携不足（委託の場合のみ）
3. その他関係機関との連携不足
4. 一時預かりの意義に対する市区町村職員の理解が不足または市区町村間での認識の差が大きい
5. その他（　　）
6. 特に課題になっていることはない
7. わからない

（４）上記（１）～（３）で選択した内容について、課題の具体的内容や解決に向けた独自の工夫などについて具体的に記入してください。（自由記述）

問37.一時預かり事業の運営にあたり、国や自治体に求める支援はありますか。（○はいくつでも）

1. 実施場所の提供、事業所への賃借料の補助	10. 公立、私立を含め、一時預かり事業所間で情報交換等を行う場の提供
2. 事業所への賃借料補助以外の補助金の上乗せ	11. 市区町村単位での予約システムの構築
3. 開設準備金の補助	12. 児童相談所、発達支援センター等、関係機関との連携支援
4. 保育士の処遇改善のための独自の補助制度の設置	13. 一時預かり事業の立ち上げ支援（開設準備金を除く）
5. 研修受講等、職員のキャリア形成支援のための独自の補助制度の設置	14. 一時預かりに関する事業内容や対応方法等のマニュアル、手引き等の作成
6. 一時預かりに特化した研修機会の提供	15. 他の市区町村との相互利用による利用者確保、利用調整
7. 子育て支援に関する研修機会の提供	16. その他（　　）
8. 事業所に対する専門職によるスーパーバイズ、巡回相談	17. 特にない
9. 利用者に対する専門職による相談対応、巡回相談	

問38.一時預かり事業の運営の安定や困難を抱える家庭の支援のために、今後、どのようなことに取り組んでいきたいと考えていますか。自由に記入してください。（自由記述）

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

令和４年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業

一時預かり事業の実施状況に関する調査

報告書

令和５（2023）年３月

三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社

住所：〒105-8501　東京都港区虎ノ門 5-11-2